

平成21年第7回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成21年9月11日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成21年9月11日
2. 閉 会 平成21年9月25日
3. 会 期 15日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	目 黒 一	6番	渡 部 昌	11番	長谷沼 清 吉
2番	多 賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	12番	長谷川 徳 喜
3番	青 木 照 夫	8番	佐 野 悦 朗	13番	清 野 邦 夫
4番	荒 海 清 隆	9番	武 藤 道 廣	14番	清 野 興 一
5番	清 野 佐 一	10番	大 沼 洋 平		

2. 不応招議員

な し

平成21年第7回西会津町議会定例会会議録

平成21年9月11日（金）

開 会 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	11番	長谷沼	清吉
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	12番	長谷川	徳喜
3番	青木	照夫	8番	佐野	悦朗	13番	清野	邦夫
4番	荒海	清隆	9番	武藤	道廣	14番	清野	興一
5番	清野	佐一	10番	大沼	洋平			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤	勝	地域整備課長	杉原	徳夫
総務税政課長	伊藤	要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川	文男
まちづくり政策室長	成田	信幸	教育委員長	佐藤	晃
町民情報課長	大竹	享	教育長職務代理者教育課長	高橋	謙一
健康福祉課長	藤田	潤一	代表監査委員	廣瀬	渉
経済振興課長	新田	新也	農業委員会会長	斎藤	太喜男

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤	健一	議会事務局主査	齋藤	正利
--------	----	----	---------	----	----

第7回議会定例会議事日程（第1号）

平成21年9月11日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告
議席の一部変更及び指定、陳情の受理、委員会付託

日程第4 所管事務調査実施報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

日程第8 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告

日程第9 報告第1号 委任専決処分事項

散 会

（議会広報特別委員会）

○議長 ただいまから、平成 21 年第 7 回西会津町議会定例会を開会します。

(1 0 時 0 0 分)

開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、公私まことにご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のごあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり 30 件の議案及び 1 件の報告事項が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した陳情は 3 件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりでございます。

次に、本定例会の一般質問の通告は、12 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査、定期監査及び財政援助団体監査結果については監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から各課長、室長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長職務代理者教育課長を、農業委員会会長からは農業委員会事務局長を、選挙管理委員会委員長からは書記長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、1 番、目黒一君、14 番、清野興一君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 25 日までの 15 日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 9 月 25 日までの 15 日間に決定しました。

日程第 3、議長諸報告を行います。

閉会中の議席の指定及び一部変更について申し上げます。

去る7月12日に執行されました西会津町議会議員補欠選挙において当選された佐野悦朗君の議席は、会議規則第3条第2項の規定によって8番に指定いたしました。併せて佐野悦朗君の議席に関連し、会議規則第3条第3項の規定によって、武藤道廣君の議席を9番に、大沼洋平の議席を10番に、長谷沼清吉君の議席を11番に、長谷川徳喜君の議席を12番に、それぞれ変更いたしました。

次に、閉会中の常任委員の指名について申し上げます。委員会条例第4条の規定によって、佐野悦朗君を欠員となっていた総務常任委員に指名いたしました。

ここで補欠選挙において当選されました佐野悦朗君をご紹介します。

次に、6月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました陳情は3件であります。会議規則第93条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおりそれぞれの常任委員会に付託いたします。

日程第4、所管事務調査実施報告を行います。各常任委員長の報告を求めます。

報告は総務常任委員会、経済常任委員会の順で行ってください。

総務常任委員会委員長、渡部昌君。

○総務常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 経済常任委員会委員長、長谷川徳喜君。

○経済常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これをもって所管事務調査実施報告を終わります。

日程第5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、廣瀬渉君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第6、付議事件名の報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 町長。

○町長 一部提案の内容について誤りがありましたのでご訂正をいたしたいと思っております。

ただいまの報告の中で、議案第 29 号を第 20 号と言いましたので、ご訂正をいただきたいと思っております。以上であります。

○議長 日程第 8、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告を行ないます。本件の報告を求めます。

教育課長、高橋謙一君。

○教育長職務代理者教育課長 平成 20 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についてご説明を申し上げます。

報告書と本日配付の教育関係報告書資料をご覧いただきたいと思っております。

本報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成 20 年 4 月 1 日に施行され、第 27 条教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の規定が追加されたことによるものであります。

同法第 27 条は、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行ない、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定し、同条第 2 項は、教育委員会は前項の点検及び評価を行なうにあたっては教育に関し学識経験を有するものの知見の活用を図るものとするとして規定しております。

この法改正により、西会津町教育委員会が所管する主な事務事業、26 事業について点検、評価、自己評価を行ない、それを基に外部評価委員による評価意見をいただいたものでございます。以下報告書の概要についてご説明いたします。

報告書の 1 ページは目次でございます。

2 ページから 4 ページまでは平成 20 年度の西会津町教育委員会の活動状況であります。(1)は教育委員会の組織体制、(2)が教育委員会会議の開催状況、(3)が教育委員会の議決案件、(4)が教育委員会会議以外の活動状況であります。

5 ページから 8 ページまでは、平成 20 年度の教育目標、重点目標及び重点施策の体系並びに平成 20 年度の教育行政重点施策の具体的な推進事項であります。

9 ページが主要事業の点検評価であります。平成 20 年度に教育委員会を実施した事務事業のうち点検評価の対象とした事務事業は別紙 1、11 ページの教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行なう主な事務事業のとおり 26 事業であります。これらの事務事業は教育委員会が定めた重点事業の中で主なものを対象とし、教育委員会が自己評価したものであります。

個別事業の評価につきましては、別紙 2、12 ページ、13 ページの主要施策の点検評価表に記載のとおりであり、全体的に総括しますと次のとおりであります。

必要性についてであります。この項目は施策等を推進する理由が適切であり、教育委員会として実施する必要があるのか、また、対象となる客体数や町民のニーズの変化など、事業開始時と環境の変化に対応しているのかなどの基準であります。

自己点検評価の結果はすべての事務事業で、2 必要性が高い、又は 3 必要不可欠との評価となりました。

効率性についてであります。この項目は費用対効果が適正であるかや、他の類似事業と比較して投入された費用に見合った効果が得られているのかなどの基準であります。

自己点検評価の結果はおおむね、2 予定どおりの評価となりましたが、16 協働のまちづくりの啓蒙と 22 国際芸術村活動の支援が 1 課題があるとの評価となりました。国際芸術村活動の支援については、目的の一つである地域の活性化の取り組みが不十分であるので、関係者との連携の取り組みが必要であるなどの理由によるものであります。

有効性についてであります。この項目は政策達成のために有効で、期待された効果が得られているかを基準として評価したものであります。結果はおおむね 2 期待どおりの評価となりましたが、2 情報教育指導体制の充実や 6 学校給食のミネラル剤使用と食育推進、14 学習の場の提供と生涯学習の推進などは、1 期待以下の評価となりました。これは、当該事務事業の課題の改善が進んでいないためであります。

事業の方向性についてであります。この項目は次年度に向けた方向性を評価したものであります。8 耐震診断の実施状況について、1 廃止の評価となりましたが、それ以外は 2 改善、3 継続の評価となりました。

10 ページでございますが、10 ページは外部評価委員による意見等であります。委嘱した外部評価委員は記載の 5 名のかたがたであります。

(2)の事業別評価であります。教育委員会で自己評価した事務事業の外部評価委員の総合評価は別紙 3、14、15 ページの平成 20 年度西会津町教育委員会外部評価事務事業総括表に記載したとおりであります。

(3)の外部評価委員の総括意見であります。各事務事業の点検評価を行なったところ、目的どおり執行され、成果を上げていることから、おおむね適正と認めるとの意見をいただいたところあります。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価シートにつきましては、各事務事業の内容や成果、課題など点検評価する上での基礎資料でありますので、説明は省略させていただきたいと思っております。ご了承ください。

以上で、平成 20 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についての説明を終わります。

○議長 　ただいまの報告に対し質疑を行ないます。

14 番、清野興一君。

○清野興一 　これは法律の改正によってこういうことをせよということで実施されたことは理解できましたが、ここの 9 ページ、10 ページに評価した概要が書いてありますが、この評価項目そのものが適正かどうかという評価はされたんですか。

それと、10 ページに記載の外部評価委員というか、委嘱した委員のかたたち 5 名が記載されていますが、どのような方式でこの人たちの評価したことを汲み取られましたか。以上 2 点です。

○議長 　教育課長、高橋謙一君。

○教育長職務代理者教育課長 　お答えをいたします。1 点目の各項目の内容が適正な項目であったかというご質問でございますが、この点検評価報告書につきましては、本年 20 年度の決算から、本年度から報告するということになってございまして、いろいろ他の市町村から資料を入手したわけでございますが、それらを参考に独自で西会津町で調製をしたものでございましてご理解をいただきたいと思います。

2点目の外部評価委員の意見をどのような形でいただいたのかというご質問でございますが、本年は外部評価委員会を3日間にわたって実施をしております。7月の27日、7月29日、3回目は8月7日ということで外部評価委員会を実施をしておりますが、先ほどご説明申し上げました点検評価シートの内容を事務局でご説明を申し上げまして、それに対して外部評価委員会から評価、さらには外部評価委員会からの意見ということで最下段にはコメントをいただいたというような内容でございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 私はこの評価の中でも劣っている、やめたほうが良いというような評価を受けた16番目にある協働のまちづくりの啓もう、これは社会教育としてはやらなければならないんでしょけれども、協働のまちづくりなんていうのは行政の町長部局でやる部分、それは教育委員会でやる部分もあると思うんですよ。

こういうところまで踏み込んで本当に教育委員会がやらなければならないのかどうか。協働のまちづくりで教育委員会が担うべきものは何かと。さらに細分化してやるんだったら分かるけど、全部をこれ協働のまちづくりの啓もうというのは全部教育委員会がやらなければならないことかなというところに疑問があったから、こういう項目の1から26項目までありますが、これについてすべて精査したのかと。外部の委員の識見を有する人たちの意見も聞いたのかということだけなんです。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育長職務代理者教育課長 再質問にお答えをいたします。

協働のまちづくりの啓もうについてのご質問でございますが、効率性、有効性とも低いものでございました。これにつきましては、ご承知のとおり平成20年4月1日に西会津町まちづくり基本条例が施行されましたことから、公民館としても各種の教室、講座等で始まる前の10分ないし15分を町民のかたがたにまちづくり基本条例の内容をご理解していただくということで進めてまいったわけですが、結果的に10分ないし20分という時間の制約がございまして、まちづくり基本条例の趣旨を十分にご理解いただくまでにはいたらなかったということで、評価としては低いということで考えておりますし、また、この内容につきましても外部評価委員会の皆様かたにご説明を申し上げました。今後も継続してやっていく必要があるが、今後の対応については時間的な制約、それらも踏まえて改善が必要であるというご意見をちょうだいしたところでございます。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 10ページを、分かんないのでお尋ねしますけれども、外部評価委員による意見書となっておりますけれども、これ意見書でいいかわるいは別としまして、やはりこの内容を結局、何といたしますか、読みまして、いいとかわるいとかという判断するんですから、やはりこの評価委員というかたは学識経験者であるとか、また、どのようなあれがあって委嘱したのか、経緯などひとつお知らせ願いたいと思います。これはどこまでも教育委員会のものでありますから、それは独立しておりますから、中身についてどうこうじゃなくて、先ほど申し上げたように学識経験者とか、そういった知識のある人を選ばれたのか、今までの経緯をお願いしたいわけです。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育長職務代理者教育課長 外部評価委員の委嘱した経緯についてのご質問にお答えをしたいと思います。先ほども法律第 27 条第 2 項で説明をさせていただきましたが、この評価を行なうにあたって教育に関し学識経験を有するものの知見を図るということでございますので、教育委員会内部で検討いたしました。

お 1 人目はもと公民館長として活躍されたかたでございます。お 2 人目はもと教員のかたでございます。3 人目は現在小学校の学校評議員をされているかたでございます。4 人目は現在体育協会、さらにスポーツ協会の代表をされているかたでございます。5 人目のかたにつきましては中学校の P T A 会長でございます。これらのかたがたにご委嘱を申し上げたという経緯がございます。よろしくお願いいたします。

○議長 これをもって教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告を終わります。

日程第 9、報告第 1 号、委任専決処分事項の報告を行ないます。

本件の報告を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 報告第 1 号、委任専決処分事項の報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、昭和 53 年 6 月 30 日にご議決をいただいております町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行ないましたので、その内容についてご報告申し上げます。

件数は 2 件で、いずれも交通事故に係るものであります。それでは報告第 1 号をご覧いただきたいと思えます。

損害賠償並びに和解に関する町長の専決処分事項報告書。

まず 1 件目の事件であります。発生年月日は平成 21 年 1 月 27 日であります。その内容であります。睦合字大畑地内において町民バスが大畑停留所で乗客を乗せ、国道 49 号に出ようとしたところ、会津坂下町方面から車が来たために停車した際に、乗客 1 名が前列の座席に胸を打ち骨折したものであります。

事件の相手かたは記載のとおりであります。和解の年月日は平成 21 年 7 月 16 日、賠償額 12 万 9,490 円で和解したところであります。過失割合は当方 100%、相手かた 0%であります。

次に 2 件目の事件であります。発生年月日は平成 21 年 6 月 29 日であります。その内容であります。登世島字田畑地内において町民バスが西会津診療所から町道上小島芝草線に出ようとしたところ、上小島方面から直進してきた相手かた車両に接触したものであります。

事件の相手かたは記載のとおりであります。和解の年月日は平成 21 年 7 月 23 日、賠償額 5 万 2,788 円で和解したところであります。過失割合は当方 90%、相手かた 10%であります。

交通事故の防止及び安全運転につきましては機会あるごとに注意をしているところですが、さらに徹底した注意の喚起を促し、安全運転に努めてまいりますのでご理解をいただきたいと思えます。

以上をもちまして、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき委任専決処分事項の報告

といたします。

○議長 　ただいまの報告に対し質疑を行ないます。

12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 　今の総務課長の説明を聞いておりましたんですけども、この上のほうなんですけど、西会津町睦合大畑地内で発生したのはですね。49号に出ようとしたところ会津坂下町方面から車が来たため、停車した際に乗客1名が前列の座席に胸を打ち骨折した。これはだれもドライバーのほうは100%事故はないと、私も断言できないんですけども、これ内容見ますと、あそこは49号ですから、優先権は向こうにあるんですから、そこに停車したために肋骨を折るようなそういう急ブレーキかったということになんですよ。

これは何と申しますか、運転手のほうに過失、人の命を預かっているバスだと思うんですけども、こういう和解したからいいとか何とかという問題じゃないと思うのよ。人命を預かっているね。ことあるごとに注意していると言うけども、毎回成果表も出てるんですよ。これがあなたの指導体制もやはり十分じゃないと私は思う。

そういうことで、ただ報告だけでいいと、済むもんじゃないですよ。総務課長、あなたがどの程度、ことあるごとに注意してるって。このまま通ればいいんじゃないですよ。もっとその中身、具体的に説明してください。

○議長 　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 　まず1件目の事故の内容でございますけれども、これは国道49号に停車したということではございませんで、大畑から青坂のほうにのぼっていくところの橋の手前に大畑の停留所がございます。そこで乗客を乗せまして、それから49号に出ようとしたときに相手、会津坂下町方面から車が来たために急停車をしたという、そこで骨折の事故が起きたということでございます。

これは町民バスの事故ということでございまして、この本人並びにこの運行を委託しております運行事業者の責任者も呼びまして、こちらのほうから事故の再発防止、それから交通安全の徹底ということで指導したところでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 　12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 　だから大畑地内であろうとどこの地内であろうとそれは関係ない。私聞いているのは、人の命を預かっている町民バスがですよ、前方からきた車に対して、気がつくのが遅かったとかということで急ブレーキかったんでしょう。しかも肋骨折るといふそういう、私から言わせると乱暴な運転。しかも西会津町委託してるというけども、西会津町のいわゆる町民バスね、西会津町のあれをもう入ってますから、その辺はどういうあなたがた解釈をしてんですか。委託してるから委託業者呼んで注意した、そんなもんで済むもんじゃないですよ。

○議長 　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 　交通事故の再発防止につきましては、先ほども申し上げたとおりでございますけれども、今回の案件につきましてはプロのドライバーということでありますので、我々といたしましても本人とそれから事業者の責任者、双方呼びまして十分に注意をいたしましたので、今後このようなことがないようにさらに徹底をしていきたいというふうに

考えております。

○議長　これで、報告第1号、委任専決処分事項の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(11時41分)

第7回議会定例会議事日程（第4号）

平成21年9月14日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（全員協議会）

（一般質問順序）

- | | | |
|------------|------------|-----------|
| 1. 目黒 一 | 2. 多賀 剛 | 3. 荒海 清隆 |
| 4. 青木 照夫 | 5. 五十嵐忠比古 | 6. 清野 佐一 |
| 7. 渡部 昌 | 8. 佐野 悦朗 | 9. 武藤 道廣 |
| 10. 長谷沼 清吉 | 11. 長谷川 徳喜 | 12. 清野 興一 |

平成21年第7回西会津町議会定例会会議録

平成21年9月15日（火）

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	11番	長谷沼	清吉
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	12番	長谷川	徳喜
3番	青木	照夫	8番	佐野	悦朗	13番	清野	邦夫
4番	荒海	清隆	9番	武藤	道廣	14番	清野	興一
5番	清野	佐一	10番	大沼	洋平			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	地域整備課長	杉原 徳夫
総務税政課長	伊藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 文男
まちづくり政策室長	成田 信幸	教育委員長	佐藤 晃
町民情報課長	大竹 享	教育長職務代理者教育課長	高橋 謙一
健康福祉課長	藤田 潤一	代表監査委員	廣瀬 渉
経済振興課長	新田 新也	農業委員会長	斎藤 太喜男

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健一	議会事務局主査	齋藤 正利
--------	-------	---------	-------

○議長 平成 21 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

1 番、目黒一君。

○目黒一 おはようございます。1 番、目黒一でございます。この度の町長選に当選されました伊藤町長に対して心より祝意を申し上げます。それでは、通告書に沿って質問させていただきます。

まず、伊藤町長は先般の所信表明で農業問題にはふれていませんでしたので、改めて町の農業問題についてお伺いいたします。

1 番目に、西会津町は保健・医療・福祉の連携を強化したトータルケアのまちづくりの一環として、中嶋農法による健康な土づくりとミネラル栽培を農業振興の柱として取り組んでこられました。そこで、新町長は今後どのような方針で進めるのかをお伺いいたします。

2 番目に西会津町の基幹作物は水稻であります。そこで町長に次の 3 点についてお伺いいたします。

まず 1 点目は減反政策、すなわち生産調整であります。政府は昭和 46 年度より生産者米価を維持するために減反政策を導入してきました。現在は生産調整面積として各生産者に毎年割り当てて協力してもらっております。そこで、町長として今後どのようにして生産調整対策を進めていくのかお伺いいたします。

2 点目には西会津町のミネラル米についてであります。西会津町のミネラル米も気象条件にも恵まれ、全国の食味コンクールで上位に入るなど全国的に高い評価を得ております。新町長は今後どのように考えているのかをお伺いいたします。

3 点目には農業後継者についてであります。西会津町の農業後継者は高年齢層によって行なわれているのが現状であります。今後、対策としてどのように後継者対策確保していくのかお伺いいたします。

3 番目については耐雪型ハウス事業についてであります。町では高付加価値農業として平成 16 年度から県の補助事業を導入して耐雪型ハウス事業の整備を進めてきました。この事業も引き続き 21 年度から 5 年間で第 2 期として毎年 10 棟程度計画しておりますが、今後、新町長はどのように考えているのかをお伺いして一般質問を終わります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 1 番、目黒一議員の質問にお答えいたします。

町の農業振興について各方面からおただしがありましたので順次お答えをいたします。

まず、中嶋農法によるミネラル栽培の今後の方針は、とのおただしでありましたが、中嶋農法によるミネラル栽培は、これまで町農業振興の柱として約 11 年にわたる内容で取り組んでまいりました。その結果、「にしあいづ健康ミネラル野菜普及会」や「施設園芸生産振興組合」などの生産組織の立ち上げや耐雪型パイプハウスリース事業の導入による生

産量の拡大により、ミネラル栽培による野菜や米は西会津町のブランドとして定着しつつある現状と認識をしております。

したがいまして、今後はこの生産基盤を活用し、生産者自らが組織拡大と消費者や直売所、レストランなどへ積極的に働きかけるなど販売ルートの開拓に努めることが必要であると考えます。このために、町としては有効な情報提供や生産へのアドバイスを今までどおり積極的に行っていきたいと思っております。

次に減反政策の進め方についてのおたただしであります。食糧管理制度の下、1970年から減反と言われる米の生産調整が始まり、1995年には食糧管理法が廃止となり、国が米を買い上げるのではなく農家や流通業者が直接売ることができる、いわゆる「作る自由・売る自由」となりました。

一方で食生活の変化等により米の需要量は年々減少しております。さらに過剰作付を背景に米価の下落傾向が続いていることから、生産調整については、生産者・生産者団体等の主体的な取り組みとして現在も実施されております。この生産調整に参加しない農家は産地確立交付金いわゆる減反補助金を受けられないばかりか、農業関係事業や機械整備に係る有利な制度資金融資も受けられないなどのペナルティを受けることとなります。

このため町では、生産調整の達成が要件である減反補助金や中山間地域等直接支払制度などを活用するため、町全体では減反割り当て100%を今まで達成してきております。

一方、過般の衆議院選により民主党連立政権が誕生することから、政権交代により農業政策も改革されようとしています。その柱となる戸別所得補償と米政策についての具体的な方針を今後見極めながら、これからの町全体の農業政策を検討してまいりたいと考えております。

次にミネラル米の今後の対応についてのおたただしであります。農薬や化学合成肥料を一般栽培基準よりも半分以下に減らした「特別栽培米」として栽培基準を統一したミネラル栽培米、いわゆる「西会津げんき米」が、おただしの食味コンクール「全国米・食味分析鑑定コンクール」などで高い評価を受けております。町としてはこれを活かし、西会津町のブランドとして学校給食、旅館、食堂への使用はもちろん、さまざまなイベントを通して町外へも積極的にPRしていくと考えております。

次に農業後継者対策についてのおたただしであります。先日、JA会津いいで青年部西会津支部の皆さんと意見交換を行いました。それぞれに米作、きのこの菌床、軟白ネギ、キュウリなど生産意欲をもって取り組んでおられました。

また、今年度は青年部協働での試験的作付けとして、酒造メーカーとの契約で焼酎用のサツマイモ栽培に取り組んでおります。これは新たな試みであり、このように若い後継者が連携して取り組んでいることは非常に心強く、個人の水稻生産との複合経営と合わせて一定の成果があがれば、それに続く農業後継者が生まれてくるものと考えております。

町としては、農業後継者の育成・確保を図るため、農業で豊かな生活ができる経営の確立を図ることが肝要であると考えておりますので、農家所得向上への指導助言、施設整備等の助成、融資の相談など積極的に対応していくと考えております。

次に耐雪型ハウス事業の今後の方針についてのおたただしですが、現在までのハウス導入の数は72棟、生産者農家は28戸となっております。水稻経営依存からの脱却を図り、ハ

ウス利用による園芸作物の振興と通年栽培・通年出荷体制を確立するとともに来年度以降も整備していくこととしております。今後の導入については、これまでの実績、要望数や多目的な生産活用条件などを検討しながら取り組んでいく考えであります。

以上、基本的な方針と取り組みについてお答えしましたが、なお事業の実績あるいは詳細についてありましたら担当課長より答弁をいたさせます。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 町長からお話をお聞きしたわけですが、今までの農業の進め方については継続していくというように受け止めるように感じました。ぜひ、西会津の今までやっている実績というのは全国的にも有名になっている部分があるわけですので、今後もこの事業を継続してやっていただかれることを希望して一般質問を終わります。

○議長 2 番、多賀剛君。

○多賀剛 おはようございます。多賀剛でございます。先に通告いたしました2件の一般質問をさせていただきます。

この夏は政権選択が問われました第45回の衆議院総選挙が行なわれました。民主党が300を超える議席を獲得し、自民党は歴史的な惨敗となり、まさに政権交代が確定した選挙となりました。景気や雇用など地方の厳しい経済状況の中で、地方自治体だけではどうしようもない数々の問題があります。政権与党となる民主党・社民党・国民新党の連立政権には疲弊した地方と中央との格差を是正し、地方でも若者が夢を描けるような施策を強く望むものであります。

さて、本町においても今年は24年ぶりとなる町長選挙が行なわれ、真夏の気候ばかりではなく互いに心身ともに熱い選挙戦を闘われました。見事当選されました伊藤町長には改めてお祝いを申し上げる次第であります。

さて、その選挙戦の中で、伊藤町長は数々のマニフェストを掲げ、町民の皆さんに訴えてまいりました。今定例会でもいくつかの公約の議案提案がなされているようであります。また、先日の所信表明を受けまして、今後の施政方針について質問させていただきます。

質問の第一としまして、選挙中のマニフェストをどのようなスケジュール、方法で実現なさろうとするのかお伺いいたします。

二つ目といたしまして、前町政から継続すべき施策、改革すべき施策、新しく取り組む施策を見極めながら町政に取り組むとのことですが、具体的にはどのような施策を指すのか。

また、事務事業についてはすべてを一旦リセットし、必要な事業は継続、不要な事業は廃止するとのことですが、具体的にはどの事業なのかお伺いいたします。

前町政から行なわれている事業に携わっている人々は今後どのようにになってしまうのか、また、今までのように進めてもいいのだろうかという声も聞かれます。特に改革すべき施策、あるいは廃止なさろうとする事業に関しては早急にお示しになる必要があろうかと思っておりますがいかがでしょうか。

三つ目といたしまして、町長は地域の人々が何を望んでいるかに耳を傾け、町民との対話を重視していきたいということでもあります。私もまさしくこれからの協働のまちづくりには大変重要で不可欠であると確信しております。

しかしながら、今までやってきたような懇談会や説明会のような会の持ち方では人が思うように集まってくれない。あるいは決まった人しか出席しないなどの、町長がおっしゃるいわゆる町政懇談会が形骸化する心配もあります。日曜日に開催するとか、あるいは各地区の総会や共同作業の日程に合わせて開催するなどの工夫が必要だと思いますがいかがでしょうか。

町政懇談会を今後どのような形でお進めになるのか、またどのくらいの頻度で開催されようとしているのかお伺いいたします。

二つ目に町内小学校教員の不祥事についてお尋ねいたします。

去る7月18日、夏休みに入ってから初日、本町小学校教員が飲酒の上傷害の疑いで逮捕というまことにショッキングなニュース報道がされました。前日の一学期終了後の慰労会で飲酒し、その後一人で徒歩で帰宅する途中での事件であったとのことでありました。

その後処分保留で釈放されるまでの経緯につきましては、教育委員会より報告を受けておりましたが、去る8月21日、県教育委員会定例会において停職1ヶ月の懲戒処分となり、同日付けで教諭から出されていた退職願を受理したとのことでありました。

その間、事件の詳細が分からない中で保護者の間で減刑の嘆願署名活動があったやに聞いております。しかしながら、後に伝えられた事件の詳細を見ますと、器物損壊などの事の悪質性、重大性からかんがみまますとこの処分はやむなし、退職もいたし方なかったのかなと思います。このような事件が発生しましたことはまことに遺憾なことであり、二度とこのような事件を起こすことがないように強く望むものであります。

しかしながら、一番心配なのは子どもたちのことでもあります。退職された教員に関しましては少なくともこの事件を起こすまでは子どもたちからも慕われ、保護者からも人望があったと聞いております。その先生が子どもたちの前で1学期終業式で元気な顔で二学期の始業式には会いましょうと言って別れて、二学期の始業式には当の本人がいない。これは子どもたちにとって少なからずショックであることには変わりありません。また、退職の理由を聞かされればなおさらのことだと思えます。

このことを踏まえ、子どもたちの心のケアを含め今後の対応をどうなさるのか。また欠員となった教員の補充に関して、このような特異なケースだけに、また今後の対応を考えればさらなる優秀な教員の招致が必要だったのではないかと伺いいたします。

以上の2点をこの席での私の質問とさせていただきます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 2番、多賀剛議員の質問にお答えをいたします。私からは今後の施策・方針について3点にわたりおたがしがありましたので順次お答えをいたします。

まず、マニフェストの実現に関する質問にお答えをいたしますが、私の選挙公約、いわゆるマニフェストには、私自らの改革に関する事、さまざまな制度を見直す事、新たな施策を導入していくことなどが書かれております。これらは、すぐに実施できるものもありますが、中には他の機関や関係する皆さんとの調整を要するなどの理由から、しばらく時間が必要と考えております。

マニフェストの実現には、条例の改正を伴うもの、新規に予算が必要なもの、関係機関や関係団体との調整が必要なものなどがあり、これらをひとつひとつ解決しながら進めて

いかなければなりません。

全体的には、新しい総合計画との整合性を図りながら今後、4年間の中で成果を上げていくことを基本に進めていく考えであります。ただし、そういった中でも、すぐに実施できるものは実施するという考えから、一例として、町長報酬の50%カットや、町独自に緊急に雇用を確保するため、本議会に所要の条例や補正予算を提出しておりますので、ご理解願をいただきたいと思っております。

次に、事務事業のリセットと具体的な内容についての質問にお答えしますが、事務事業の見直しについては、これまでも行財政改革として、主に役場内部において実施してまいりました。私は、町政運営の基本姿勢のひとつとして、行財政改革をさらに進め、無駄をなくして、効果的で効率的な行財政の運営を進めていく考えであります。

私の言う事務事業のリセットとは、現在ある事務事業をすべて一旦見直しをして、その中で、今後も継続していくもの、効果等の面を考慮し廃止や中止をするもの、さらには、これから必要と考えられるものについては、新規に導入していくことを言います。今後、これらを徹底的に進めることで、効率的な行財政運営と住民サービスの向上に努めていきたいと考えております。

具体的には、今後、新年度予算を編成していく中で検討をしていきたいと思っておりますが、本年度については先ほどの町長報酬50%カットのほか、自らの改革としては、高級黒塗り町長車を廃止することや、ほかには、今後、宮古島市との交流のうち長期滞在型保養基地構想やバイオマスタウン構想策定の見直しも行なうこととしております。

次に、町政懇談会についての質問でございますが、町政運営にあたっての基本姿勢として「町民との対話を重視すること」があります。そのひとつの手段として、町政懇談会を年に1回を目途に開催をしていきたいと考えております。その方法については、参集範囲を地区単位あるいは集落単位、さらには開催場所等を公共施設か集会所にするかなどについて、今後、年間計画を立てながら実施していきたいと考えております。

また、おただしの内容等については、町の事業計画の説明や、お集まりいただいたみなさんからの意見や要望などを聴くようなスタイルで開催をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他の質問については、教育課長より答弁いたします。

○議長 教育課長。

○教育長職務代理者兼教育課長 2番、多賀剛議員のご質問のうち、町内小学校教員の不祥事についての質問にお答えいたします。

町長が主要事項報告の中で申し上げましたとおり、町内小学校教諭が一学期終業式の7月17日に会津若松市で教職員との飲食後、帰宅途中乗用車に傷を付け、目撃者の男性にけがを負わせるという事件が発生いたしました。教育委員会といたしましては、県内で教職員の不祥事が多発していることから、機会あるごとに教職員の事故防止、不祥事防止に対する注意を喚起し、徹底指導していた中でこうした事件が発生しましたことは、誠に遺憾であります。

この事件により児童や保護者の皆さま、また町民の皆さまにご心配とご迷惑をおかけしましたことを、心からお詫びを申し上げます。

今後は二度とこのような事件が起こらないよう、教職員としての自覚を促し、指導監督をさらに徹底してまいります。

この度の事件を受け、教育委員会といたしましては、児童の心のケアについての対応が重要と考え、臨時の職員会議や校長会のほか、保護者会、またスクールカウンセラーとの協議を重ね対応策を講じてまいりました。現在まで個別にカウンセリングを行った児童はおりませんが、引き続き児童の状況を注意深く見守る必要があると考えております。

次に、欠員補充の教員についてであります。会津管内の小学校で4年間講師を務め、うち3年間は担任の実績がある講師であります。この講師は本年4月から7月末までは育児休業補充教員として当該校で勤務しておりましたが8月24日から再度配置されることになりました。8月25日の二学期の始業式に担任の先生がいないという事態が避けられましたことは、県教育委員会の配慮によるものであります。今後とも児童、生徒をはじめ保護者、地域と緊密な信頼関係を構築しながら、熱心に教育活動を展開してもらえる優秀な教職員の確保に努めてまいります。

教育委員会といたしましては、この事件により失われた学校教育への信頼回復に向けて真摯に取り組むよう各学校に指示したところでありますので、ご理解願いたいただきたいと思っております。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 今回は同僚先輩議員からの同趣旨の質問通告がされておりますので、私は私なりに確認しておきたいことと町長のマニフェストについて中身を絞った中で再質問をさせていただきます。

まずはじめに町長報酬のカットについてお尋ねいたします。町長はマニフェストにおいて町長報酬のカットを当初30%としておりましたが、いつからか50%のカットになった。この変遷はどうしてなったのか。また、この町長報酬50%カットとした根拠は何なのかお尋ねいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 多賀議員にお答えをいたします。

はじめ30%から50%に移行したということですが、私は選挙期間中に正式にマニフェストとして町民の皆さんに、あるいは選管の届出によりその内容等を発表したのが正確なマニフェストと考えております。したがって、当初は確かにそういう考えも私自身ありましたけれども、しかし50%ということで正式にマニフェストに記載をいたしました。

その根拠ということですが、これはそうしなければならないということではなくて、私はこの50%カットというのはこれからの、例えば首長が確かに条例で73万800円ですか、西会津町の場合は設定をされておりますが、これから首長がいくらでこれから自らの報酬を決めるかということについては首長自身がやはりそうした考え方に基いて、これは公約として打ち出せる、そういう制度のものでこれから必要ではないかと、こういうふうに思っております。

したがって、今後の財政的な内容からすれば私は今度の50%は自らの改革として必要な数字だったと、こういうことで50%をカットいたしました。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 変遷については何となく分かりましたが、まず町長報酬を自ら首長が決めていけるような形にしたいということも何とか分かりました。

ただ、一番最後に言いました、今の財政的なことを考えればある程度のカットもやむなしではないかというようなお話なんです、この財政のことだけ見ますれば、実際に今の地方債とか起債の残高もどんどん少なくなってきております。それでさまざまな財政の健全化の判断比率を見ますと年々良くなってきていると。それで、現にこの 20 年度の決算の状況では 1 億円以上もの黒字決算になりそうであります。町長も提案理由の中でそう説明申し上げております。

今のこの時代、なかなか一般企業でも黒字になるというのは厳しい中で、町としては良くやっているなど私は思うんですが、自分で報酬を決められるというのはよろしいんでしょうけれども、財政がどんどんよくなってきた場合、町長報酬を、今半額にしましたけれども将来的に戻そうとするようなお考えはあるのか、あるいは任期中は 50% でずっといくというようなことなのか、その点お尋ねいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員おただしの財政状況から判断をいたしますと確かにこれから決算の中で詳しく町のほうから提案をいたしたいと思っておりますけれども、財政は好転していると考えております。

しかし、議員もご承知のとおり、西会津町の財政の中身ということになりますと、これは自主財源が非常に乏しいわけでありまして。つまり依存財源が 80% になっているわけですから、そうしたことを考えれば、私はこれから、現在の状況は確かに好転していると思っておりますけれども、これからの西会津町の将来的な財政問題というものも十分にこれは吟味していかなければならない課題であると考えておりますので、今後そういう自らの考え方というものをしっかりと持って行政運営にあたっていかなければならない。

つまり、厳しさというものを自らしっかり考えていかなければならないと思っております。また、最近の雇用状況、あるいは経済情勢を見たときに、私はこれが自ら率先垂範という意味からおいて行財政改革というものはまず自ら行なっていかなければならない。そういう姿勢のもとに今回の 50% のカットというものを打ち出したのでありますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 2 番、多賀剛君。

○多賀剛 この町長報酬に関しましては議案の質疑の中でまた出てくるのかと思っておりますのでこの辺にしておきますが、質問を変えまして、二つ目。

まず町長は黒塗りの高級町長車を廃止し、エコカーを購入し経費の節減を図るという点、抽象的な表現がありますので、それについてもお尋ねいたします。黒い色というのは誰が見ても分かりますけれども、町長は高級車という概念をどうお考えなのか。車の大きさなのか、車格なのか、あるいは価格なのか、あればお聞かせください。

それと黒塗りの町長車をやめてエコカーを購入する。それで経費の節減を図るということですが、町長がおっしゃるエコカーというのはどういうのを想定しているのか、値段も含めてその辺をお尋ねいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長　　まず、黒塗り高級車という受け止め方ではありますが、私はやはり一般的な、住民のかたがたが乗れるということについての車種というものは普通乗用車、こう考えております。

しかしながら、この高級車という概念は議員も車関係のことでよくご存知だと思いますけれども、日常的にやはりそういうことは乗れるという内容のかたがたについて、その車は、あるいは車種はどのくらいだと言いますと、やはり一般的に価格とすれば 600 万円、700 万円以上する内容が高級車と言っても差し支えないのではないかと思います。

私の目指すエコカー、あるいは町長車の車種ということになりますと、まだ具体的にこれこれということでこの内容等については協議すべき内容もございますけれども、自分自身で考えている内容については、まず燃費のいい車であること。これがいわゆるエコカーの導入という考え方でありまして、また、価格については、例えば一般的に車検も含めて 300 万円以下ぐらいで乗れるということが一般通念上一般的な車に該当するのではないかと考えております。以上です。

○議長　　2 番、多賀剛君。

○多賀剛　　黒塗りの高級車と町長がお買いになるエコカーというのは何となく分かりましたけれども、いわゆる黒塗りの高級車をやめてエコカーにして経費の節減を図るという意味合いからしますと、現在今であった町長車をリース解約して、リース解約料 250 万円以上の、これは後の質疑でまた出てこようかと思いますが、250 万円以上の支出をして、それで新たに 300 万円の、おそらく表現すればハイブリッドなんでしょう。そういう車を 300 万円ぐらいの町長車を買いたいということであれば、合わせれば 250 万円、おそらく 300 万円の車というのは乗るまでにはいろんな、エコカー減税だとか補助金等があるでしょうけれども 300 万円以上のお金がかかるような気がします。

合わせれば 550 万円以上の経費がかかってしまうと。町長がおっしゃるエコカーを買って経費を節減しようという話と矛盾するような気がするんですが、その辺は町長のお考えはどうでしょうか。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　この件についてはこれからもまた出てくると思いますけれども、実際にこの 250 万円が解約金として数字が上がってきたわけでありましてけれども、5 年間のリースで残存価格がどのくらいで、そして今回の 250 万円、あれは 5 年間の中での計算をした中での解約金、そういうことで、総体的に考えれば、今回 250 万円は上げましたけれども、それ以下になってくるということでありまして、詳しい計算については私ども総務課としておりましたので、必要であればその計算内容についてお示しをしていきたいと思っております。

したがって、500 万円以上になるような車には決してならないという計算のもとに今回解約を含めてこの状況にいたしました。

○議長　　2 番、多賀剛君。

○多賀剛　　その試算した資料ですね、今後の議案質疑でも出てきますので、後で結構ですので、その資料をお配りしていただきたいということです。今でなくても結構です。それ質問させていただきます。

○議長　　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　それでは私のほうから事務的な内容でございますので解約金の計算の内容についてご説明を申し上げたいと思います。

これまで乗ってまいりました町長車のリース月額が 10 万 9,515 円でございます。5 年リースで 60 ヶ月でございますので、合計いたしますと 657 万 900 円という形になります。

これまで 25 回支払いしてまいりました。残りが 35 回分ございます。35 回分の金額が 383 万 3,025 円ということでございます。

この残リース料、380 万円に、これにリースから 5 年後、5 年満了したときに残る残存価格が税込みで 262 万 5 千円という評価が出ております。

この残リースと残存価格を足したところから、未発生費用、リースでございますのでいわゆる車検関係だとか軽微な修繕関係、税の関係だとか、こういうのも含まれておりますので、これの未発生費用が 76 万 4,248 円ということで、これを差し引くこととなります。

そこで出た金額から本年の 8 月現在の車両売却の代金、これが税込みで 315 万円ということでございますので、差引いたしますと 254 万 3,777 円の解約金という計算になります。以上です。

○議長　2 番、多賀剛君。

○多賀剛　その資料は後でお配りしてもらってもかまいませんね。今言った資料は。中身に関して。議長に後ほどその資料に関してはお配りしていただきたいと思います。

それとその残存価格とか、未発生分の費用とかといろいろ難しい話しましたがけれども、私の考える分には、その残価に関しては 262 万なにがしの残価設定がしてあるということでありましてけれども、リース満了まで乗れば、側の損傷が、例えば事故を起こした状況とか何かなければ、残存価格いくらあってもそれ買い取りする場合は残存価格で買い取りしなければならぬけれども、返す分には費用発生しないと思うんですが、その辺はどういう契約になっているんでしょうか。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　議員おたのしみとおおり 5 年満了の段階で大きな損傷がなければそのままお返しするということとなります。

○議長　2 番、多賀剛君。

○多賀剛　そのリースの件に関しては後ほどの質疑でまた出ますが、この辺にとどめますけれども、私はこの際、町長専用車が必要なのかどうなのか、逆にご提案というか、考えております。実際に町長ご就任以来 1 ヶ月ちょっと経っておりますが、今は、あるワゴン車の公用車をお使いになっているようでありますが、いろいろ総務等はやりくりして公用車のやりくりをしながら間に合わせてきたのかなと思います。実際に今なんとか間に合わせて黒塗りの車を乗らないで 1 ヶ月以上過ごしてこられた。この 1 ヶ月というのは普通の 1 ヶ月よりも就任後の 1 ヶ月というのは相当忙しくいろんなところを町長飛び歩いたのかなと思いますけれども、やりくりしながら何とか間に合ったということと、あと会津若松市なんかでは市長専用車を廃止して、公用車を総務が一元管理して必要な人が必要な車を使うというようなことにするそうであります。

それで町長が主に使う車というのがあってもしかるべきだと思いますが、町長が出張と

か、使わないときは別な職員が使ってもいいようにするというようなことで、今度今言ったようにリースアップとか車検だとか、更新の時期になれば順次町長がおっしゃるエコカー、環境対応車、環境対策車に替えていくというのが一番私は費用的な面考えても理想的ではないのかなと思います。

今言ったような形にすればもしかすると公用車の台数も少なくなるかもしれない。いわゆる経費節減には一番いい方法ではないのかなと思いますが、町長はその辺どうお考えでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私も乗らないのにずっと飾っておくような車はいらないと思います。したがって、その都度町長が必要として乗れるということであれば、どんな車でも私は構わないと思っています。したがって、これからこの予算補正にも出てまいりますけれども、今回車を購入するのは町長車ばかりではありません。

したがって、そういう中で皆さんと共有すべきものは共有しても何ら構わないと私は考えております。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 町長には最後に一つお尋ねしたいんですが、町長は多選の批判をなさってまいりました。全国には多選批判をなさる首長は大勢いらっしゃるんですが、だいたいそのかたたちはやっても3期までというようなかたが多いようです。実際に3期、この前横浜の中田市長なんかは、そればかりの理由ではないんでしょうけれども、3期と決めていたからこの総選挙の前におやめになった。

町長自身はその辺はどうお考えなんでしょうか、お聞かせください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 確かに今度の選挙では私は多選ということについては異議を申し立てました。したがって、自らがどうなのかと言われれば私はある意味では、これはあくまでも個人的な私見でありますけれども、3期が一つの区切りではないのかなと、このように思っております。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 教育委員会に最後にお尋ねしますが、今回の不祥事に関しまして、私が言いたかったのは徹底した再発の防止はもとより、子どもたちの心のケア、しっかりしたサポートをやっていただきたいということでもあります。

それと教員の補充に関しては校長先生、保護者がしっかり納得した人事であれば、一番は子どもたちが喜ぶ、喜ぶというよりも子どもたちが希望する、信頼できる先生であれば、そういう招致であれば特別何も申すことはありません。しっかりしたサポートをしていただきたいということでもあります。

最後に、今回のような件、危機管理を考えれば、また小学校の統合というような難しい問題を早急に対応しなければいけないというような状況で、いつまでも教育長が不在で、しっかりした教育行政ができようはずありません。教育長が教育委員の互選であるならば現在いらっしゃる教育委員で早く教育委員長を決めていただいて、しっかりした教育行政の再構築を。

(不規則発言あり)

ごめんなさい。教育長を今いらっしゃる教育委員で教育長を選んでいただいて、しっかりした教育行政の再構築をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長 教育委員長、佐藤晃君。

○教育委員長 今回の本町にお勤めいただいている教職員の不祥事につきましては大変ご迷惑をおかけいたしました。先ほど教育課長がご答弁申し上げたとおりでございます。

少し補足させていただきますと、今回おやめになった教員は大変優秀な教員で、当該校の児童はもとよりであります。保護者の皆さま、地域からも大変信頼を得ていた教員でありました。

それだけに残念でならないわけではありますが、何といたしまして教員と申しますのは子どもたちにこうあるべきだと。人間としての理想の姿、正しい姿を指導すべき立場に立つわけでございますので、まさに率先垂範でありまして、日夜教育公務員という身分的な制約を忘れないでお勤めいただかなければいけないわけではありますが、残念ながらこのような結果になってしまったわけでございますが、私は該当教員のこれから先教員としてやっていくことができないという判断に基づく退職願いについては大変私は尊重したいなというふうに思っているところでございます。

これから、何と言いましても教育は人なりでございますから、子どもたちと絶大な信頼関係を築いて、そして子どもたちの健やかな成長のために全智全霊を傾けて取り組んでいただける教員を本町に招へいできるよう、教育委員会としても一丸となって頑張りたいと思います。

さて、教育長うんぬんのお話でございますが、これは人事の問題でございまして、一教育委員会、あるいは教育委員長として、現在この場でお答えする内容としてはふさわしくないのではないかというふうに思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○多賀剛 終わります。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 おはようございます。4番、荒海清隆でございます。

9月定例議会が新しい町長のもとで開会され、町長の所信表明がなされたところであります。新町長の初議会ということでもあって多くの同僚議員がそれぞれの観点から一般質問をされているようですが、私はこれまでも一貫して農政について質問をしておりますので、今回も農政について町長の考えをお伺いしたいと思います。

1番、目黒一議員の質問と重複する点もありますが、私なりの質問をさせていただきます。

町長の所信表明は新しい町政の舵取り役としての意気込みは感じられるものの、厳しい表現ではありますが、町長の独断専行、独善的な姿勢があるような気がしてなりません。私の杞憂に過ぎなければいいのですが、まず、それはさて置きまして所信表明に町の基幹産業である農業に対する施策がまったくなく、新町長の所信としては大変心もとなく、農家の一人としてもまことに遺憾というほかはありません。

そこで町長に農業に対する基本的姿勢を伺うとともに、次の3点についても明快なる答弁をお願いするものであります。

第1点目は、ミネラル栽培事業を継続するか廃止するかであります。ご承知のようにミネラル栽培は健康なまちづくり事業から始まった町の一大事業であります。平成10年に土壌診断を始めてから今日まで10年以上の年月をかけてようやくここまでできた事業なのです。ミネラルっ娘の商標登録をとり、首都圏での販売や、地元スーパーでの販売もできるようになった野菜づくりであります。その評価はますます高まっているのが現状であります。

以上の観点から、ミネラル栽培を中止することは町農政に大きなリスクになることは必至であります。ミネラル栽培農家にいたずらに混乱を招くことになりかねません。町長に賢明なる判断を求めるものであります。

次に、パイプハウスリース事業であります。これはミネラル野菜の普及と冬期間の農家所得の向上を目的としたミネラル野菜の施設栽培支援事業であります。平成20年度まで70棟が整備され、その後も希望者があり、町の農業活性化にとってなくてはならない事業であります。今後とも継続していかなければならない事業であります。これも町長のご判断をいただきたいと思います。

続いて、土づくりと環境の観点から、生ごみ等を使ったバイオマス農業に取り組む考えはないかということですが、ミネラル野菜づくりには土づくりが欠かせません。ミネラル成分を多く含んだ土をつくることによって健康な野菜を育て、健康な身体をつくることのできるものと考えています。

生ごみ処理に貴重な税金を使うのではなく、生ごみ、木の葉、もみ殻等を利用して堆肥をつくり、循環型農業を推進することは多くの波及効果が期待できるものと思います。生ごみを使った堆肥づくりに取り組んでいる自治体もあります。西会津町でできないことはないものと信じております。町ができる範囲内の施設であっていいと思います。今後の町長のご英断に期待して一般質問を終わります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 4番、荒海清隆議員の質問にお答えをいたします。私の農政について、その方針と3点にわたりおただしがありましたので、順次お答えをいたしたいと思います。

私の所信表明にいわゆる農業、農政についてまったくふれていないということでありましたけれども、我が町の基幹産業である農業というものは、改めて申し上げるまでもありませんが、町の重要な政策の一つであると考えております。1番、目黒一議員にもお答えしましたとおり、現在、政権交代により国の農業政策が今後どのように変革されるか不透明な時期にあることから、今後の動向を十分に見極めながら、我が町に合った農業政策を立てていく、そういう考え方で現在おります。

ミネラル栽培の継続に係るおただしにつきましても、西会津町のブランドとして定着しつつある現状と認識をしております。今後の販売ルートの開拓などについては、生産者の自主的活動の取り組みに期待したいと考えております。しかし、栽培はあくまでも農家が行うことから、町としては栽培指導専門員や関係機関と連携しながら、助言や助成を行っていく考えであります。

次に耐雪型パイプハウス事業についてのおただしについては、ハウス利用による園芸作物の振興と通年栽培・通年出荷体制を確立するため、引き続き継続して実施してまいりま

すが、その導入にあたっては、これまでの実績、農家からの要望、多目的生産活用の検討などを行いながら、今後の動向を調査して来年度事業を実施していきたいと考えております。

次にバイオマス農業についての質問ですが、「健康な土づくり」によるミネラル栽培や地球環境にやさしい循環型農業の確立のためにも良質な堆肥の確保・利用は欠かすことのできない重要な施策であり、家庭からの生ゴミや、家畜糞尿、米ぬか、籾殻などを発酵させた堆肥など、新たな取り組みがあれば奨励していきたいと考えております。具体的には、民間活力を主体とした取り組みに対し、町としての助成などについて検討してまいりたいと思いますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上、基本的な取り組みを申し上げましたが、事業の実績、あるいは詳細についてありましたら、担当課長より答弁をさせます。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいま町長からご答弁をいただいたわけですが、ミネラル栽培を継続するということでは分かりましたが、その前にまず基本的な姿勢として、所信表明に農業に対する言及がなかったということは我々も残念だということでもあります。それだけ町民にどうなるのかなというような不安はあったかなと思います。今後やっぱり基本的なことですので、基本的な姿勢をもって臨んでいただきたいと思っております。

それでミネラル栽培を継続するということですが、以前から町長はよりっせ分についての野菜の販売の仕方、ここに一般的な野菜も一緒に販売するというような考えを持っておられたようですが、その辺についてお伺いしたいと思っております。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず農政については今ほど申し上げましたとおり、いわゆるこれまでの農業政策というものを、これを抜本的に変わってしまうのか、あるいは米づくりが今後どういうふうになってくるのか、個別補償というものはどういう内容なのか、現在の新しい政権が今後どのような農業政策をしていくのかというものを今後十分見極めながら、これからの西会津町の農業というものについて基本的な政策も含めて、来年度の事業に対してこれからしっかりとの方針を立ててまいりたいと思っております。

また、今ほどの議員指摘のよりっせの販売については、現在はミネラル野菜のみ出荷されております。しかし、私はこのミネラル野菜の販売と同時に一般的な中で、一般農家が生産した野菜でも、販売のできるような工夫というものはあるのではないかと考えております。

それはいわゆるミネラル野菜と言えば一つの基準によって生産されたものですから、ミネラル普及会が発行する一つのマークといいますか、シール、これが貼ってあるということはいわゆるミネラル野菜であるよと。それからそうでない場合については、これは一般的な農家で作った作物であります。ただし、これに参加する要件という一つのルールというものをきちっと確立をしていかなければならないと思っております。

そのルールをしっかり守った中で一つの生産団体をやはりつくっていただいて、それを起点にまた出すことができる。総合的にミネラル野菜も出せる、あるいは一般野菜も出せる、こういう対応も必要ではないかと考えておりますので、今後十分その点は検討して、

各課とも検討しながら進めてまいりたいと思っています。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいまの町長の答弁ですと、一般野菜とミネラル野菜を別々にして、一般野菜の団体をつくり、また既存のミネラル野菜の団体と競わせるというような形で販売するという方法なのでしょうか、お伺いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おたがい切磋琢磨して、いろいろな野菜を作り、そしてこれを町民の皆さんあるいは一般的な販売の中でこれを優位に、そういうことが活用されれば非常にいいことだと思っております。

ただ、今ほどの質問の中で競わせるというのではなくて、一般の農家のかたであってもそこに出荷できる体制をやはりつくっていくということが農家所得の向上につながるであろうという観点からそういう対応も必要ではないかと考えております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 私はブランドをつくるということは容易なことではないと考えております。やっぱり西会津はミネラルでやっていくんだという強い意思を持って、町民が一丸となってやっていくことによってミネラル栽培ができるのではないかと考えておりますので、ここで一般野菜と混合するという事は、これからはちょっと混乱が起きるのではないかと考えておりますが、町長はその辺いかがお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私はブランドというのはやっぱり誰が決めるかということだと思います。それは町が決めるのではなくて、いわゆる消費者が決める。そして消費者ニーズに合ったものをつくるということがこれから必要であろうと思うんです。

そういう中で必然的に今のミネラル野菜というものが消費者に受け入れられ、そしてそのことが結果していわゆる高付加価値を生んで、そして西会津町のブランドとしてやっていける。こういうことがやはり長い間の中での生産をきちっと対応できれば、一般野菜との混同、あるいはそういうことにはならないと考えておりますので、そういう努力というものはこれからまた続けていく必要があると思います。

また、PRも必要ではないか。そういう中で、いわゆる先ほど言いましたように一般農家のかたとのいわゆる切磋琢磨してそれぞれその野菜づくりに精を出していただく。そして総合的に農家所得の向上に努めていただく。これが大切ではないかと考えております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町長の一般野菜との販売の仕方、おおむね分かってはいるんですが、やっぱりミネラルはミネラルとして強くやっていく。販売の方法は考えなければならぬのではないかとこのように思っております。この点は今後いろいろ意見が出てくるとは思いますが、町としても的確な判断をしていただきたいと思います。

次に、そのミネラル栽培をやるとき、土づくりが大切だということは前々から申し上げておりましたが、土づくりと環境の観点から生ごみ等を利用して循環型農業でありますバイオマス農業に取り組む考えはということでございますが、ただいまバイオマスタウンという構想は見直しをしたいというようなご答弁、これは前の答弁であったんですが、その

辺はどういうふうな見直しを目指しておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 このバイオスタウン構想というのはいわゆる町全体が一つの生ごみとか限定されたものではなくて、壮大な中で計画をされている内容でございました。具体的にはこれまでどういうバイオスタウン構想ということで行なってきたのかは、あるいはその経過については私よりも担当している課長が詳しいので、そのほうから答弁をいただきます。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 ただいま町長より経過等詳細については担当課長からということでございますので、私からその内容についてご説明を申し上げたいと思います。

バイオスタウン構想、いわゆるバイオマスといいますのは、動物や植物から出ました不要なもの、具体的には動物の糞尿、また植物等からは、先ほど話がありました生ごみ、また、木材等の間伐のいらなくなったもの。そういうもの、あらゆるものを指しております。

これらバイオスタウン構想につきましては、町全体の中でこういうさまざまなバイオマスについて総合的にどのくらいの量があって、具体的にどういう使い方ができて、どのような効果があるかというのを調べながら行なう構想でございます。

今年見直しをするということでございまして、構想については当初本年度に一応策定をするということで考えておりましたが、構想をつくって次年度以降、つまり来年度以降についてはその構想に基づいて具体的なハードの施設、これらのある程度目途としながら進めていく構想でありましたが、この度の、新町長になりまして、見直しの中でこの構想については次年度以降大きなハード施設がはたして取り組むことができるのか、また、そのハード施設についての財源、当然費用対効果、それらを考えたところ、現段階でそれを続行していくのはかなり問題があるのではないかとということでございまして、これについては当然循環型社会、また、今騒がれておりますエコ、こういう大きな考え方から、将来的にはどんどん進んでいくものは考えられますが、やはり本町の現状を考えましたところ、現段階としては一応見直しをしたいというような内容でございます。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいま課長から説明がありましたが、バイオスタウンというと壮大な計画であり大変なということは分かっておりますが、私は以前から申し上げていたんですが、西会津に合ったやり方もあるんじゃないかと。それを早急にやらなければこのミネラルの土づくりはまだまだできないというようなふうに思っております。

そういうことで、土づくりを町でやる。それも西会津の町に合ったやり方、そういう考えを持っているんですが、その辺をどんなふうにしてやっていくかというような計画があれば教えていただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員、以前からこの堆肥づくりの必要性について町の姿勢をただしておられました。非常に私もその考え方には同調するものがたくさんございます。

それで、いわゆる堆肥をどうつくるかということについては、確かに生ごみとか家畜糞尿、米ぬか、あるいは籾殻、こういうことをいわゆる発酵させながら堆肥をつくるという

構想については私は大変素晴らしい内容だと思っております。

したがって、まずこれが、じゃ具体的にどのような内容で誰がどう進めていくかということであろうかと思うんです。それにはやっぱり民間活力、あるいは農家の人が共同でまず一つは自らこういう試作品をつくってみよう。あるいはそういう共同体制の中で行なっていこうと。こういうところをまず起点として、町もそうであれば将来的な見通しの上に立って施設の提供、あるいは補助、こういったことを考えていくというのが筋じゃなかろうかと思っております。

したがって、これからミネラル普及会の皆さん、あるいはそれにかかわらず農家の皆さんが堆肥の必要性ということであれば共同でひとつ対応して、その試作というものについてぜひ実績を上げていただきたいものだなと、こんなふうに考えております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 おおむね私の質問の内容として理解をしました。今後とも土づくりについては、生ごみ、家畜糞尿、米ぬか等利用したやり方でやっていただけるように、なお一層努力していただきたいと思っております。これで私の一般質問を終わります。

○議長 暫時休議にします。(11時19分)

○議長 再開します。(13時00分)

3番、青木照夫君。

○青木照夫 皆さんよろしく申し上げます。3番議員、青木照夫でございます。この度の町長選挙において町長に就任されたことに対し祝意を表するものであります。

それでは、今後は3項目ほど通告いたしております。順次項目に従って質問いたします。

はじめに、質問事項の1、町長選挙における住民の投票動向にお尋ねいたします。先に実施された町長選挙における住民の動向について、その概要は公表されておりますが、選挙管理委員会では詳しい集計が行なわれていると思っておりますので、次の点についてお伺いいたします。町長選挙における投票動向についてお尋ねいたします。

一つ、投票総数に占める男女の総数とその割合。

二つ、地区別に見た男女の年代別投票者数及びその割合。

その1、投票日における20、30、40、50歳代、60歳以上に区分した年代別データを町内の地区別、5地区に分けてお示してください。

その2、できれば期日前の投票結果についても上記に分類した有権者の投票動向をお示してください。選挙管理委員会のご説明をお願いいたします。

次に、質問事項の2、早速ですが、町長に対し質問いたします。

一つ目、町長のまちづくり基本条例の位置づけについてお尋ねいたします。町長の選挙時におけるマニフェストにはまちづくり基本条例についての言及がありませんでした。まちづくり基本条例は町の憲法と言われており、その理念は今後の行政運営においては最大限に尊重されなければならないものであります。当該条例について町長はどのように認識されているのでしょうか、改めてご所見を伺うものであります。

次に、反問権行使についてお尋ねいたします。

議会の活性化の観点から、一問一答方式の導入に合わせて、行政側の答弁者に対し反問権を認めることとなりました。議会の審議過程を住民の皆さんに分かりやすくするために

も有効であります。これらの手法の導入は始まったばかりで戸惑いもあり、改善すべきものもあるようです。そこで伺います。町長などの反問権はどのような場合に行使されるのでしょうか伺いたします。

以上2点につき町長に質問いたします。

最後の項目であります。質問事項3、災害に備えたハザードマップの早期作成について伺いたします。このところ全国各地で地震や集中豪雨による災害が発生しており、人的被害も増大しております。この町にも危険箇所が少なからず存在するのであります。危険が想定される場所などの調査は行なわれているのですが、具体的な内容は町民に周知徹底されているわけではありません。町では災害から身を守るための防災対策ガイドとして、各家庭に配付されてはあり、自己防衛策として重要なことではありますが、野外での外出時における危険箇所などは具体的に明記されている地図はありません。なお、皆さまも新聞等でご覧になってご承知のとおりかと思いますが、隣の喜多方市では風・水害によるハザードマップに加え、地震による災害に対するハザードマップの作成が決定されたとのことあります。そこで次の諸点につき伺いたします。

一つ、わが町の危険箇所の調査はどの程度進んでおりますか、教えていただきたいと存じます。

二つ、ハザードマップの作成には相当の努力と費用がかかると思いますが、町の具体的な計画などをお伺いたします。

三つ、あれかこれか予算の編成を考えた場合、思い切った予算措置が必要と思われま。来年度予算編成にあたっての優先順位はどの程度に考えておりますか、お示ください。

以上3項目について一般質問を終わらせていただきます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 3番、青木照夫議員にお答えをいたします。私からは町長への質問について、まちづくり基本条例、反問権の行使について、そしてハザードマップの作成のおただしがありました。順次お答えをいたします。

まず、「まちづくり基本条例」についての認識であります。本条例は「まちづくり委員会」の皆さんが2年4ヶ月の歳月をかけてまとめたものであり、私も委員会の一員として、条例づくりに携わってきたことは、議員ご承知のとおりであります。言うまでもなく、この条例は町の憲法というべきものであることから、しっかりと擁護し、遵守して行かなければならないと認識しております。今後の行政運営につきましては、その理念を最大限尊重し、運営して行かなければならないと考えております。

次に、「反問権行使」についてのご質問がありました。「反問権」につきましては、議会の活性化を目的として、平成20年12月議会定例会から「一問一答方式」の導入に伴い、町長や町職員に認められたものであります。

ご質問の「反問権行使」につきましては、質問内容が不明な場合や発言内容が質問の範ちゅうからはずれているような場合に、質問の論点や争点を明確にしたり、お互いの議論をより深めるために、議員の考え方を聞いた方が良いと判断した場合に、行使できるものと考えております。

この反問権が認められたことにより、議会における議論が活発になるとともに、町民の

皆さんに議論の内容がより分かりやすく伝えられるものと期待しておりますが、反問権は安易に行使するものではなく、町長はじめ職員は分かり易い答弁に努めることがより重要であると考えております。

次に、「ハザードマップ」に関する質問にお答えいたします。

町では、各種災害に対応するため、町の災害対策に係る総合的な指針として、災害対策基本法の規定に基づいた「西会津町地域防災計画」を平成 20 年 1 月に全面見直しを行い、改訂いたしました。

現在この計画書に基づいて、災害等を実効性のある適切な体制の確立や、地域の危険箇所の情報把握など、各種防災事業を年次計画で進めております。平成 20 年度には、災害等職員対応マニュアルの作成や防災対策ガイドを作成し、全世帯に配布したところであり、今年度は「土砂災害ハザードマップ」の作成など、年次計画に従い、作業を進めております。

土砂災害の危険箇所については、法律に基づき県が指定することになっており、県においては平成 21 年 3 月に、本町の「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を最新の調査結果をもとに指定しております。

この指定にあたり県では平成 18 年度から町内各地で調査を開始し、関係集落には調査前と、調査後の区域を指定する際の 2 回にわたり、内容等を説明する懇談会を開催し、住民に周知を図ってまいりました。

町ではこのデータをもとに、「土砂災害ハザードマップ」を本年度及び来年度の 2 ヶ年かけて作成する予定でありましたが、本年の自然災害の被害状況をマスコミ報道で見ると、対岸の火事ではいられない重要課題を提起していることから、1 年前倒しをして今年度中に完成させたいと考えております。これに伴う不足経費については、次回補正予算に計上したいと考えております。

この「土砂災害ハザードマップ」を作成した後は、全世帯に配布するとともに地域での説明を行い、災害への適切な対応等について周知を図っていく考えであります。

その他のご質問につきましては、選挙管理委員会書記長に答弁をさせます。

○議長 選挙管理委員会書記長、伊藤要一郎君。

○選挙管理委員会書記長 3 番、青木照夫議員のご質問のうち、「町長選挙における投票動向について」お答えいたします。質問内容を忠実にお答えいたしますと、大変長くなりますので、別紙参考資料を作成いたしましたので、それをご覧いただきながら、お聞き願いたいと思います。

まず第 1 点目の投票者総数に占める男女の総数とその割合であります。参考資料 1 のとおり、当日有権者は、男 3,197 人、女 3,503 人の計 6,700 人であり、このうち投票者数は、男 2,813 人、女 3,098 人の計 5,911 人です。男女別及び総数の投票率につきましては、男 87.99%、女 88.44%、計 88.22%です。投票総数に占める男女の割合であります。男 47.59%、女 52.41%です。

次に、第 2 点目の年代別投票率についてであります。40 歳代から 70 歳代までの投票率は、いずれも 90%を上回っており、中でも 60 歳代の男女がともに最高の投票率でありました。しかしながら、20 歳代と 80 歳以上の方の投票率は 70%台に留まり、全体から比

較して若年層と高齢者の投票率が伸び悩んだところであります。

次に、地区別にみた男女の年代別投票者数及びその割合であります。投票者総数における20、30、40、50歳代及び60歳以上に分類した年代別データを町内5地区に分類いたしますと、参考資料2のとおりとなります。

投票日当日の年代別、5地区別のデータにつきましては、参考資料3のとおりとなっております。投票者総数に占める当日投票率は64.91%となったところであります。地区別の傾向で申し上げますと、野沢・尾野本地区では、当日投票率が50%～60%台となっていることから、期日前投票者の割合が多い状況となっております。

参考資料4では、期日前投票と不在者投票における地区別、年代別の投票状況を示しております。投票者総数に占める期日前と不在者投票を合わせた投票率は、全体の35.09%となったところであります。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 まず、まちづくり基本条例のことについて町長に再質問いたします。

今ご答弁ありましたが、大事な言葉であります擁護、遵守するということは大切な言葉であると思います。これからのまちづくり基本条例は町の憲法であり、当然その言葉が重要視されるわけであります。

しかし、これまで一般質問の中においても述べましたが、町長選挙におけるマニフェストの中には基本条例が入っていなかったと。

それで、先日初日の町長の所信表明うかがいました。その中ではまちづくり基本条例ということがはじめてうかがいました。その中身を要約して言わせていただきます。

町民に積極的に情報を公開・発信することによって、透明性の高い町政を築くとあり、まちづくりを進めていくには行政が主体となってまちづくりを進めるのではなく、町民のかたがまちづくりを考え、支え、そこに行政がサポートする協働型の行政システムにシフトするとあります。確かにこれは町民の目線に立った協働のまちづくりには間違いのないと思います。

その中で私が一番気になったところがあります。それは何かというと、協働の大切なまちづくりをするという中で、住民と行政がやるという中の言葉以外に、議会という言葉がまったく入っていませんでした。何回見ても、何回読んでも入っておりません。

町長も熟知しているとおおり、ご答弁に述べられましたが、2年4ヶ月の間議員の代表として9名の中の委員としてまちづくり基本条例に参加され、策定されたことでもあります。

そこで伺いますが、これから住民・議会・行政の三者で進めるということはいままでもないわけですが、どのように三者が協働で築き上げるか、そのことをもう一度伺ってみたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 青木議員にお答えをいたします。

まず、議員の質問に対して、いわゆる整理してお答えをしておきたいと思っております。

まず一つはまちづくり基本条例については私は何らふれてはおりません。ふれないということはそれはそのまま遵守し踏襲をしていくという基本的な理念のもとに行うからでありまして、私のマニフェストとまちづくり基本条例とは何らこれは、いわゆる政策的な問

題であったら別でありますけれども、基本的なものについては何ら変わっていないと、こう理解しておりますので、マニフェストの中にあえて基本条例を変えるような内容であれば盛り込むわけでありまして、私は基本条例についてはそれを別に改革しようとか、そういう考えでおるものではないということをもまず申し上げておきたいと思っております。

それから私のマニフェストというのはいわゆる町という総合計画とはまったく違うものであります。私はこれから西会津町の中において改革すべきもの、あるいはこれから廃止すべきもの、さらにはこれから踏襲していくべきもの、こういう総合的な内容を基にして自らの政策を書き出したものでありますので、いわゆる町がこれからどう進めていくかというあの総合計画とはこれまたちょっと違った角度から検討したのもございます。

したがって、これから私の行なうマニフェストについては、今後これが実施されるであります、あるいは計画の中にいろいろと検討しなければならない課題がある、その総合計画、それとのすり合わせはこれから必要だと、こう思っておりますので、その点については整理をしていただきたいと、こう思うのであります。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 今町長の答弁をいただきましたが、町長は修正するものはないから何らそれにふれることはないと言われましたが、私はそれは一つの詭弁であると思うように解釈があります。なぜかという、これはやはりこれから町長が変わろうが議員が変わろうが行政が変わろうが、この基本条例が町の憲法であるから、これはもちろん遵守していくということですから、率先してまちづくりに対するその姿勢、取り組みというものが我々は期待していたし、そういうことを願っていたことでもありました。

その中で今言われたような言葉で判断しますと、それはもっと違うのかなということですが、その点どうですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 再質問にお答えをいたしますが、私は今ほど申し上げましたように、町民、議会、町、この三者が一体となって協働で行なうまちづくり基本条例、この趣旨には何ら反論する余地もないし、変えるつもりは毛頭ないということでもあります。ですから、これを遵守していく、踏襲をしていくということですから何もこれにふれる必要はないんじゃないかと、こう私は思っておりますので、今後議員がこれから行なうまちづくりについての考え方は議員と同じ考え方でありますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう町長の答弁であります、私たちはこれを照らし合わせてまちづくりをしていくと。今もちろん総合検討委員会でもいろいろその中期的な、長期的な方向性を進めていられると思いますが、これは何回も言いますが、基本的なこと、まだ町民の皆さんが、おめたち何やってんだ、まちづくりって何だ、どういう形なんだ、将来はどういうことになんだと。浸透してない。

だから私はあえて常に言葉として、それも町長の言葉として説明していただきたいと。町長自身が納得して何らそれは擁護して、遵守するということでもあります、言葉を聞いて私たちは判断をするのであります。

そのことについて、次に同じまちづくり基本条例の中に、町長は就任されて一生懸命頑

張って、そして本日も答弁をされております。その誠意は高く評価するものであります。

しかし、基本条例の中を照らし合わせますと、私はそれははたしてそれでいいのかなど。各課長は町長の代理執行でもあるわけです。立派な人たちがそろっております。ここでやはり各ポジション、与えられた中でそれぞれのせっかくの一问一答方式になった中で、議論、また討議をするという機会がほとんどないということになる可能性があるとしたなら、私は執行機関として、町の職員を教育するという、町長の願いとそのまちづくり基本条例と照らし合わせたときにはどうその辺を判断されますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 何回も言うようでありますけれども、私は自らが参画をし、そして議会議員のときにこれを賛同しながらつくりあげたまちづくり基本条例は、やっぱりきちっとこれを踏襲していかなければならないという基本的な方針の中から、何ら変わるべき内容はありませのでマニフェストにはそれは載せてはいないはずであります。

したがって、これと私のマニフェストということについては何ら結びつくようなところはまったくないということでもあります。そして今ほど町のいわゆる職員と関連からも出されましたけれども、マニフェストをこれから実行するという段階においての具体的な施策やその内容、方法、これからどのようにこれを活用していくか、あるいは取り組んでいくかということについては、これから長期的、あるいはすぐさまやらなければならないこと、いろいろございます。

したがって、今すぐここですぐにこれをしなければならないものは出しますけれども、今後4年間にかけてじっくりとこの政策というものは見直していかなければならない。その基本はまさに基本条例にあるとおり、その内容に基づいてこれを運営していくということでもあります。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 なんべんも繰り返しですけど、はじめてそういう町長の意見を伺ってなるほど、そういう心構えと、取り組みなんだなということではじめて判断できたわけです。そういう言葉を一番最初に言っていただきたいというのが私の、私でなくて、これは全体の基本的なことだと思います。

それはその受け取り方の判断が違うかも分からないですけども、その点を理解していただきたいと思います。

同じくまたまちづくりの中でのことですが、執行機関の責任として、執行機関の責務として、また町長の役割かそういう責務にあらうかと思いますが、基本条例の中に第5章の13条があります。その中に少ない経費で大きな成果をあげると、そういうものがありますが、このことは町長が選挙で立候補されたときに、財政改革を率先遂行するということを宣言されていたわけです。

というのは、できるだけ少ない経費で大きな成果をあげるということは、黒塗りの車の町長車廃止、その件であります。新しい車を替えるということは前の同僚議員も質問がありました。私なりの角度から、また同じく同僚議員が後で質問があると思いますが、私の角度で言いますと、契約違約金というか、250万円、それを払い、さらに300万円の予算をというハイブリッド車を購入するということから考えると、約600万円、細かいこ

とは別としても極端にそういう判断をしますと、はたしてそれが今いわれたまちづくりの基本条例の中にあてはまるのか、そのことがひっかかるものがあります。

さっきの答弁の中にも町長はだいたい一般車として300万円だと、そういう同僚議員に答弁されました。私の判断からみると300万円というのは高級車だと思います。それぞれの収入の、またいろんな立場のかたの判断もあろうかと思いますが、私はそういう今までの流れから、町長のやってらっしゃったことに対して率先遂行とするということは、一般車、もっとそういう、カローラと言えればちょっと名前はどうかとも分からないけども、エコ車うんぬんということもありますが、その感覚を総合的に判断しますと、はたしてそれがまちづくり今言われたような条項に整合性があるのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 執行機関の、いわゆるこれから執行する側としては最小の経費で最大の効果をあげなければならないというのが基本的な考えでありますし、またそのことは議員よく知ってのとおりだと思います。

質問の内容を整理してお答えをするならば、その内容はいわゆるそういう中から今回の黒塗りの高級車を廃止した中で、それが当てはまるのかどうかという点だと思います。そのことについて要約してお答えをしたいと思います。

私は選挙のマニフェストというのは自分自身の公約だということで、これは町民の皆さんに対して約束をしたということでもあります。したがって、このことは自分自身にもきちっと対応しなければならないという責任があるわけです。

ですから今回の黒塗りの高級車ということについては廃止をしたいということでありまして、その対応を取らせていただいたということであり、町民の皆さんに対して、ある意味では約束を果たすということの経過であります。

したがって、ここには今ほど申しましたように、確かに解約金ということで今回の補正予算に250万余の予算を計上しております。このことについては後ほど、いわゆるこの内容についてもこれから質問等々の中にもございますのでおいおいにして説明をさせていただきたいと思いますが、その内容が確かにあったことは否定できませんし、そのとおりだと私は思います。

しかし5年間の契約を今2年間で終わったわけです。その残存価格の部分と、そしてこれからの対応する250何万余の差引の中で判断をしていただくというようなこともございまして、いわゆる250万円そのものがストレートに町民の負担になるかという点、私はそうではないという判断のもとに今回これを実施させたということでもありますので、ご了解をいただきたいと思うのであります。

つまり、枝葉だけを見て、本体の木を見るということもやはり最小の経費で最大の効果をあげなければならないというところにもやはりつながってくるのではないかと思いますのでご了解をいただきたいと思います。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 力強い答弁であります。どうも私の判断から見るとその経済的感覚がどうも理解できないところがあります。それはまた車の件ではいろんな同僚議員が後に質問されます。今答弁された中で本当に自信をもって、私は町民のために約束したんだからこれ

を断行するという言葉の中に、今納得できないということは、その経済的観念が、えっ、それで約束したの、そういう内容でいいの、という私は疑問があります。それはまた何回も申し上げますが、別な同僚議員が質問に入ろうと思います。

それと、反問権の件についてお尋ねいたします。反問権については答弁の内容に議員の議論をより深めるために議員の考え方を聞いたほうがよいと判断した場合に行使できるものと考えております。この辺をもう少し具体的に言っていただけますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、認識的にお考えいただきたいのは、町長は反問権を使いたくて使うなんていう場合はありません。いわゆる何回かのやりとりの中で、さらに追及をされてきて、町長がこれ以上、いわゆる答えようがない場合については、議員の皆さんに対して、じゃ具体的にどういう対応の仕方がありますかと、こういうお尋ねをする場合があるということでもあります。

したがって、私はそれ以上な内容についての問題で反問権を行使するなんていうことはない、私は思っております。

あるいはまた、質問が不明確で何を言っているか分からないような場合の道筋をきちっと立てていただく場合に、再度議員の皆さんにその内容等について整理をしていただきたい。そういうことで、ある意味では質問をするかもしれませんが、それ以外については町長は皆さんの声をよく聞く。そして皆さんの質問に対してはきちっと答弁をするということを基本にしていきたいと思います。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 今の答弁の中でありましたが、町長などということでもありますけれども、私は特別町長だけを今申し上げたわけではありません。反問権というのは町長などですから、課長たちも同じくこれから行使されるのであろうと思います。その中で今言われました質問に対してずれたこと、また、そういう中身をただすことで行使をするということと言われました。

今、ご存知のように一問一答方式に変わって、現在私もこういう席に立ってしどろもどろに質問をさせていただいている状態ではありますが、これも今しどろもどろなんですよ。そういう中で反問権ということの行使の中に、今町長が言われた中で、こういう会議規則があるわけですね。町長も7期、約30年近くやってらっしゃるからその会議規則は知ってらっしゃると思います。

今言われたように、これは議会の問題であります。ただ、あい矛盾しているものがあります。今言われたように個人の意見を求めるということの中で、修正を求めるという中で、片方は個人の意見を述べてはいけなないと。片方は反問権を行使して、それで一問一答方式でやるということになっているわけですから、その辺、今町長が言われたように確認しあうということによって落ち着くならば、この会議規則は生きるんだらうと思いますが、それは中身については議会側の問題でありますので、今言われたことの中で町長の、百も承知で言ってらっしゃると思いますが、その点知ってる範囲でお答えいただきたい。

(「議事進行」の声あり)

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 質問者は何だっけ言いたいのかなということが一つと、それと個人の意見を述べてはならないというのは、質問と質疑とあなたはごたまぜにしてるんじゃないんですか。質問の場合はおおいに分の意見を言っていんですよ。質疑は自己の意見を差し挟んではならないと。この辺どのように理解されているか、その上での質問なのか、議長のほうで確認してください。

○議長 14番の意味分かりましたか。

3番、青木照夫君。

○青木照夫 今言われたのは52条の3項で、議員は質疑にあつたての自己の意見を述べるできないということと、私の言ったそういう59条の2の中に町長などは議長の許可を得て議員の一般質問に対して反問することができるということのあい矛盾していることから申し上げたわけでありませう。個人の意見としては片方では言ってはならないと、こういう会議規則の中であくまでもお話をさせていただいた。

(不規則発言あり)

○青木照夫 だからこれは議会の問題でありましたので、あくまでも町長の判断がどこまでいたのかということ。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 言わんとすることについては何となく分かるわけではありますが、この問題はいわゆる私から答弁するよりも、会議規則の内容の理解度、これについて議員のかたがたでもう一度いろいろ勉強させていただいたほうがよろしいかなと、こう思いますので、会議規則について私はとやかく言うつもりは毛頭ありません。

○議長 3番、青木君に申し上げます。反問権は一般質問のときだけですからね。ほかの質疑には反問権は行使できないですので、その辺ごっちゃになっているのかなと私聞こえるんですが、どんなもんですか。

3番、青木照夫君。

○青木照夫 私は今一般質問でそういう中でこれらのことに対してのひっかかるものがありましたので、それは言葉の行き過ぎな点がありましたら、またそれは言葉を変えて後にまた勉強させていただきたいと思っております。それでよろしいですか。

あと、最後のハザードマップについてお伺いしたいと思います。これは今まで緊急時における防衛手段として私もこれで都合4回ぐらい質問させていただいております。しかし、人命に対する防災対策は最優先事業と考えております。先ほどの町長の答弁の中にも1年前倒して実施をするということの答弁をいただきました。ぜひそれは人命は優先、プライオリティーが高いと思っておりますので、ぜひそれは実施させていただきたいと思っております。

最後に選挙におけるデータでありますが大変細かくデータをしていただきまして、関係様に御礼を申し上げます。これは大変な貴重な資料だと思います。厚く御礼させていただいて私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 冒頭に伊藤町長、町長就任おめでとうございませう。お祝い申し上げます。なお、今日は最後の質問者になりますが、お手柔らかにお願いいたします。

7番、五十嵐忠比古でございます。今定例会において通告に従いまして一般質問をいた

します。

まず1点目の質問でございますが、新町長の今後のまちづくりの取り組みについてであります。伊藤町長は7月の改選により新しく町長の執行役となったわけでありましたが、これまで伊藤町長が公約としてあげてまいりました点を含め、5項目ほどお伺いいたします。

まず一つ目でございますが、町長は公約の中で町長報酬、退職金ともに50%の削減、また、黒塗り高級車の廃止等の痛みを伴う改革という発言をしておりますが、ほかに現段階で痛みを伴う改革と言える施策等考えれば具体的にお伺いいたします。

二つ目でございますが、一つ目同様、新町長は町長報酬、退職金ともに50%削減という基本施策をお持ちですが、それに伴う議会議員、農業委員、各審議委員会等の特別職の報酬、又は町職員の給料等の削減についてはどのようにお考えでありますかお伺いいたします。

三つ目として、少子化に伴う小学校の統合における今後の計画と、町としての統合小学校の開校目標等あればお考えをお伺いいたします。

四つ目でございますが、世界的な金融危機の悪化により、町内企業をはじめほとんどの企業は景気の低迷から抜け出せないでいるのが現状であります。新聞報道によりますと、失業率は6ヶ月連続で増え続け、現在では今年最悪の5.7%となっております。依然として地域・家計を取り巻く雇用、生活環境は厳しい現状にあると思えます。

町長は雇用対策室の設置、働く場の確保と言っておりますが、具体的内容についてお伺いいたします。また、企業誘致の考え方についても併せてお伺いいたします。

続いて五つ目でございますが、近年我が国でも少子高齢化が社会問題となっております。本町においても深刻の一途をたどる問題となっております。町長としては人口の減少にどのような施策で対処するお考えかお伺いいたします。また、少しでも若い人の定着を図るには行政が結婚適齢者の手助けをするという観点から、結婚相談係の設置等の考えはないか併せてお伺いいたします。

次に2点目の質問であります。町の観光資源活用による誘客についてであります。

一つ目として町長はケーブルテレビのインタビューに対して磐越道を利用し誘客を図ると言っています。道の駅よりっせは年間35万人の利用者がいると聞くが、その人々をどのようなかたで町の観光地、観光資源への誘客へとつなげ、西会津町を観光の視点から見て単なる通過点ではなく、目的地へと変えることが課題と思えますが、町長の交流人口の拡大への具体的な考えをお伺いいたします。

二つ目でございますが、町には銚子の口という観光名所があり、県立公園にも指定されております。優れた景観を資源とした自然公園であります。この銚子の口はボランティアで遊歩道の整備や維持管理に努めている人たちがいると聞いています。現在にいたっております。年間を通じて四季折々の景色を楽しめ、美しいところで県内外からの多くの観光客が訪れています。観光資源整備は誘客と地域の活性化にもつながると思えますが、今後の整備等の考えをお伺いいたします。

また、町長の自然観光資源開発についての考えをお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 7番、五十嵐忠比古議員にお答えをいたします。町長のマニフェストについて各方面からおただしがありましたまた町の観光資源の活用についておただしがありましたのでお答えをいたしたいと思ひます。議員、どうぞよろしくお手柔らかにお願いいたします。

まず、痛みを伴う改革についての質問でございますが、選挙公約、いわゆるマニフェストに私が書きました改革の中には、確かに負担などの痛みを伴うものがございます。その内容は、自らの町長報酬の50%カットや、黒塗り高級町長車の廃止に伴う解約補償金を計上したことなどについてであります。これらはすべて私自身に関するものであり、現段階におきまして、政策的に直接町民のみなさんにご不便やご負担をいただくものはないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、町長報酬等の50%削減に関するご質問でございますが、まず私の給料及び期末手当等の額を50%削減することについては、私が先の町長選挙において、マニフェストとして町民の皆さんに約束したものであり、私の任期中においてのみ適用する特例事項でございます。ご質問のありました町長以外の特別職や議会議員、各種審議会委員等の報酬等につきましては、基本的に私が今回行おうとしている特例的な改定を行う考えはございません。また、町職員の給与等につきましては、これまでどおり国の人事院勧告や県の人事委員会勧告を尊重しながら対応して行く考えであります。

なお、町長の給料月額の改定につきましては、去る9月1日開催の町特別職給与等審議会に諮問し、適当である旨の答申を得ておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、小学校統合と開校目標についてのご質問にお答えをいたします。小学校の適正配置につきましては、少子化に伴い学校の小規模化が進み、そのことが学校運営や教育環境にさまざまな影響を及ぼしておりますことから、本年6月議会において審議会を設置するための関係条例をご議決いただいたところであり、今後、開催をしております小学校適正配置審議会の中で、開校目標年度などについての判断をいただくこととしております。

次に、雇用対策及び企業誘致についての質問にお答えをいたします。

昨年来の世界的な金融危機に端を発した景気の低迷に伴い、全国的な雇用情勢の悪化が現在も続いております。

会津地方においても7月の有効求人倍率が0.31倍と国・県の倍率を下回り、依然として厳しい状況となっております。

このことから町としては、雇用に関する専門の窓口を設け、失業者に対しては「仕事の相談」、「ハローワークとの連携」、「失業に伴う生活相談」等に応じるとともに、町内企業との連携を図りながら雇用状況の把握に努め、企業支援についても検討してまいりたいと思ひます。

専門の窓口につきましては、現在、行政組織の見直しを検討しております。その中で位置付けるとともに専門の担当職員を配置する予定であります。なお、新たな行政組織が決まるまでの間は、現在の雇用対策を担当しております経済振興課で対応してまいりたいと思ひます。

次に、企業誘致につきましてでございますが、依然として厳しい経済情勢ではあります。さまざまな情報収集や情報発信を行っていくとともに、今後の景気の動向や企業等の業績

を見極めながら、雇用人数の少ない企業であっても積極的な誘致活動に努めて、町長自らがトップセールスも行ってまいる考えであります。

次に、人口の減少に対する考え方と結婚相談所の設置についての質問がありました。まず、少子高齢化を原因とする人口の減少については、日本全体で人口が減少している現在、町単独ではとても解決できるものではないと認識しております。そういった中で、これからは定住人口だけに頼るのではなく、交流人口を増やすことによってこれらに対処していくことが重要であると考えております。その取り組みをこれから進めてまいります。

次に、結婚相談所については特別な係を設けるのではなく、今後、交流人口を拡大していくことやグリーンツーリズム等を実施していく中で、若者の交流として支援をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に町の観光資源活用による誘客についての質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、本町には緑豊かな自然、溪流、景勝、歴史、文化などさまざまな観光資源を有するとともに、道の駅「よりっせ」には年間35万9千人もの利用者が訪れ地域の活性化に大きく寄与しているところであります。

一方、道の駅を訪れる方を豊富な観光資源を使っていかに町内に誘導するかが町にとって大きな課題となっております。このことから高速道路のインターチェンジの利便性を活かすとともに、観光資源の案内板の設置や商店街の町並み整備と良好な景観の形成事業、グリーンツーリズムなどに取り組むことにより、道の駅と野沢の中心街、更には多彩な観光資源との有機的な連携を図り、地域の活性化と交流人口の拡大を推進して参りたいと思っております。

次に、町の観光資源活用による誘客についての質問がありましたのでお答えをしたいと思います。議員ご承知のとおり、本町には緑豊かな資源溪流、景勝、歴史、文化などさまざまな観光資源を有するとともに、道の駅よりっせには年間35万9,000人もの利用者が訪れ、地域の活性化に大きく寄与しているところであります。

一方道の駅を訪れるかたを、豊富な観光資源を使っていかに町内に誘導するかが町にとって大きな課題となっております。

このことから、高速道路のインターチェンジの利便性を生かすとともに、観光資源の案内板の設置や商店街の街並み整備と良好な景観の形成事業、グリーンツーリズムなどに取り組むことによって、道の駅と野沢の中心街、さらには多彩な観光資源との有機的な連携を図り、地域の活性化と交流人口の拡大を推進してまいりたいと思っております。

銚子の口の整備、自然観光資源開発についてのおただしでございます。

銚子の口につきましては、只見柳津県立自然公園の中でも景勝地としての評価も高く、また、かつては、阿賀川水運の難所であり、歴史・文化の上でも町として誇れる観光名所の一つであると認識しております。

維持管理については、これまで端村老人クラブが、農地・水・環境保全向上対策事業として、銚子の口遊歩道の整備を行っており、また個人的にもボランティアで長年、維持管理をされているかたもおられます。

今次の補正予算においても、緊急雇用創出基金事業を活用し、約270万円の事業費で施設の整備・修繕、主に遊歩道の整備などがありますが、これを計画しております。

今後につきましても、観光資源としての価値を高めるため、関係する周辺自治区等の協力を得ながら、さらなる整備を推進し、誘客を図ってまいりたいと考えております。

また、その他の観光資源開発についても銚子の口と同様に整備を推進してまいりたいと思いますので、そのためのPRに努めてまいります。ご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 先ほど答弁もらいましたが、だいたい理解はできました。なお、重複しますが、2番、多賀議員、3番、青木議員の黒塗りの公用車でございますが、私も質問したいと思っております。

まず町長の黒塗りの公用車でございますが、リース契約であったと聞いておりますが、解約違約金として約250万なにかしの支払いを生じたと聞いておりますが、町に損害があったと思っておりますが、町長の考えを伺います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員のご質問にお答えをいたします。先ほども同僚議員の皆様から同じような質問がございました。私は、はっきり申し上げまして、解約金250万円余の内容については確かにこれはご迷惑をかけたと言えそうなるかと思っております。今度の私のマニフェストに関する中でいわゆる町民の皆さんとの約束からすればその結果がこうした形に表れてしまったという形については議員の指摘されるとおりだと思っております。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 この件に関しては理解できました。

なお、エコカーでございますが、5台を購入と聞かれますが、いかほどの金額でありますか。その辺を説明をお願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これは事務的な内容でありますので、私がこれからどの車をどう選択するかについては事務方のほうと検討しておりますので、私はまだその車がいかにどのものかについては把握してございません。先ほど申し上げましたようにどのくらいが高級車か、あるいは一般車か、そのラインはどこかとたまたま聞かれましたので私の一存で先ほど答えた内容でありますので、詳しく知りたいとあれば、現在進めている事務方のほうに答弁させてもらいたいと思っております。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 それでは今次の議案第19号で21年度一般会計の補正予算をお願いしているところでございます。この中で財産管理費の中に1,480万円ほど予算を計上いたしまして、台数としては一応5台分を見込んでございます。

この5台の車の内容でございますけれども、まだ、今ほど町長申し上げましたように具体的な車種は決まっておりますけれども、これの財源といたしましては国の第一次補正予算でまいります地域活性化緊急経済対策臨時交付金というものがございます。

その中に交付金のメニューといたしまして、いわゆる環境にやさしい自動車の購入、こういったものの普及拡大を図るために車を購入してもいいですよということでもありますので、西会津町にとりましてはまだ環境にやさしい、いわゆるハイブリッド、あるいはエコ

カー、そういったものが導入されておりませんので、この機会に購入をさせていただきますして、そういった環境対策にも対応していきたいということでございます。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 次に、小学校統合問題でございますが、これは何年度に開校を目標に考えておるのか伺います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 このことについても今ほどお答えを申し上げましたけれども、適正配置審議会が開催してございません。その中から、これからメンバーをそろえ、そして教育委員会が主体となってこの問題を進めてまいりたいと思いますので、その審議会の中でぜひご議論をいただきたいと思っております。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 次に、企業誘致でございますが、町長自らトップセールスということで大変ありがたいことでございますが、なおぜひ早急に行うようにお願いします。町長の考えを伺います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この中で私が言っておりますのは、今のような景気が最悪の状況の中で、これはいくら町長がトップセールスをしてなかなか企業誘致というのは非常に難しいことだと思います。これからの経済情勢が好転をし、そして企業にも誘致するという状況の変化がこれからいつか見えてくるのではないかと。そういう場合においてはやはりこの西会津町においてもトップセールスを行ないながら、あるいはいろんなかたがたの連携を保ちながらこの企業誘致に向けた活動をしてまいり。そういう考え方でございます。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 次に、町の観光資源活用であります。まず銚子の口でございますが、銚子の口については270万円の事業費とありますが、銚子の口にいかほど使う予定ですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 具体的な整備内容については担当課長より答弁をさせます。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 銚子の口整備についてのおただしにお答えいたします。

先ほど町長が答弁でもお答えしましたが、9月補正予算におきまして約270万円の事業費を計上しております。内訳につきましては、整備にかかる賃金、それから重機等の借り上げ、それから材料費、それらを合わせまして270万円の予算を計上いたしました。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 あと1点ほど質問いたします。また、町長は銚子の口の案内をいただいたに聞いておりますが、その感想をお伺いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員おただしのとおり、確かに議員の質問にありましたので私は議員の質問の内容について非常に感動いたしました。したがってボランティアのかたで本当に一生懸命に長年にわたって整備をされておるかたがございましたので、そのかたと一緒にどの遊歩道をどういうふうにしたらいいのか、あるいはどのところが一番景観がいいのか、あるいは

危険箇所はないか、こういうことを含めて現地を調査、確認をいたしました。

その結果、やはり私は非常に素晴らしい景観のところを自らデジカメで撮って、そしてそれを今後できれば私の名刺の中に取り入れてこれをPRしていきたいと、こう考えております。

非常に町を代表する景観がある。これは取り組みいかんによっては本当に多くの観光客が訪れているのではないかと。同時に今、端村の道路改修がこれから行なわれようとしておりますので、併せて観光資源として大いに活用してまいりたいと思います。

○五十嵐忠比古　ただいま町長の重要な答弁いただきましてありがとうございます。また、今後誘客を図るためにも、銚子の口、ほかの町観光資源がいっぱいありますから、よろしくをお願いします。これで質問を終わります。

○議長　お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。（14時18分）

平成21年第7回西会津町議会定例会会議録

平成21年9月15日(火)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	11番	長谷沼	清吉
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	12番	長谷川	徳喜
3番	青木	照夫	8番	佐野	悦朗	13番	清野	邦夫
4番	荒海	清隆	9番	武藤	道廣	14番	清野	興一
5番	清野	佐一	10番	大沼	洋平			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤	勝	地域整備課長	杉原	徳夫
総務税政課長	伊藤	要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川	文男
まちづくり政策室長	成田	信幸	教育委員長	佐藤	晃
町民情報課長	大竹	享	教育長職務代理者教育課長	高橋	謙一
健康福祉課長	藤田	潤一	代表監査委員	廣瀬	渉
経済振興課長	新田	新也	農業委員会長	斎藤	太喜男

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤	健一	議会事務局主査	齋藤	正利
--------	----	----	---------	----	----

第7回議会定例会議事日程（第5号）

平成21年9月15日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 清野 佐一 | 2. 渡 部 昌 | 3. 佐野 悦朗 |
| 4. 武藤 道廣 | 5. 長谷沼 清吉 | 6. 長谷川 徳喜 |
| 7. 清野 興一 | | |

○議長 平成 21 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。昨日の一般質問において 2 番、多賀剛議員より要望のありました、前町長車にかかるリース契約の状況についての資料をお手元にお配りいたしましたのでご報告いたします。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

5 番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さんおはようございます。5 番、清野佐一でございます。今定例会は町長改選後初めての議会でもあり、新町長に対して今後町政への取り組みなどについてお伺いをいたします。それでは通告に従いまして順次質問をいたします。

町政において町長が変わるということは町民にとって、多少の変化を求めながらも期待と不安が入り交じった心境ではないかと思われまます。そこで町長の町政への取り組みについてお伺いをいたしますが、町長は、前任者が行ってきた政策についてどのように評価、あるいは認識をし、今後どのように取り組まれるかということでもあります。

まずトータルケアのまちづくりについてであります。平成 4 年から本格的に始まり、今日に至るまで一貫して町民の健康づくりに取り組み、各種健診の無料化や食生活の改善を図り、その結果として脳血管疾患が多く短命の町が平均寿命も延び、今や百歳のかたが 14 名という長寿の町へと変わりました。

ちなみに百寿率、これは 10 万人に対しての百歳のかたの人数でございます。これは県内において金山町について 2 番目ということでもあります。これは 9 月の 12 日の新聞報道によるものでございます。

さらには予防医療の取り組みにより、医療費が削減され、長期にわたり国保税の減税をするなど大きな成果をあげてきたところでもあります。それはとりもなおさず前任者が長期にわたり町政を担ってきたからこそ成し得たものと思っておりますが、伊藤町長には今後のトータルケアのまちづくりへの取り組みについてお伺いするものであります。

次に、百歳に挑戦の祝金制度についてお伺いをいたします。

現在、本町ではめでたく百歳、賀寿を迎えられたかたへ 100 万円を祝金として贈呈をしています。町長は以前から 100 万円を廃止して、名誉町民の称号を贈ることでもよいのではないのかと言っておられたが、町長に就任された現在はどうのように考えておられるのかお伺いをいたします。

次に、敬老会の招待者年齢の引上げについてであります。町長は就任前から提唱されてきたことは承知をしております。しかし、近隣の町村が実施をしているからとか、今や 70 歳は働き盛りだとか、あるいは鍬頭だとかの理由で決めつけないで、敬老会本来の目的を考えたとき、今日まで時代を築き上げ、支えてくれたかたがたへの感謝の気持ちを伝えることこそが大切であり、敬老会の本旨であると思っております。

そして出席するしないはそれぞれ個人で選択することであり、広く門戸を開いておくこ

とも必要であると考えます。町長の言われる町民との対話を通じて、慎重な対応を望むものですがいかがでしょうか。

次に、芸術村についてであります。2004年9月に旧新郷中学校が芸術村として開村して以来今年で6年目を迎え、今年も去る3月31日にクロアチア共和国出身のラリ・ギャラクさんとブルガリア共和国出身のエリア・ナガロバさんの2名のアーティストを迎えることができたことは大変喜ばしいことだと思います。一日も早く西会津町の生活環境に慣れ、創作活動に専念できるよう願うものであります。

そこで町長は、提案理由の説明の中で改善すべき点は改めながら本事業を推進していくとのことですが、この改善というのは、町長が以前から言っている国内の芸術家も招へいするということなのかお伺いをいたします。

次に、農業についてお伺いをいたします。本町の基幹産業は農業であります。経済活性化のためには農業振興が不可欠であります。今まで行なってきた農業振興策について今後も継続するのをお伺いします。なお、昨日の同僚議員の質問と重複するものであります。ミネラル野菜栽培普及について、そしてまたミネラル米栽培普及について、耐雪型ビニールハウスのリース事業について継続するか否かをお伺いするものであります。

以上で私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おはようございます。それでは、5番、清野佐一議員の質問にお答えをいたします。町政への取り組みについて、農業についての二つの課題についてそれぞれ各方面からおただしでありましたので順次お答えをいたします。

今後町政を執行するにあたり、前任者の政策についてどのように評価・認識をしどのような内容で今後取り組むのかという質問でございますが、前任者、山口町政の政策につきましては、私も当時議員の一人として町政に参加してまいりましたので、総合的には評価できるものと考えております。しかしながら、時代とともに制度・政策の改善は必要であると考えております。

まず、トータルケアの町づくりについてであります。町民の健康増進と地域医療の取り組みについては高く評価をしております。今後もさらに継続して町民の健康と安心安全な生活保障を確保してまいりたいと考えております。

次に、百歳になられた方へ特別敬老祝金として100万円を贈呈することについてであります。百歳まで生きるとは町としても大変名誉なことであり尊敬しております。

現在、町内では百歳以上の方が14名健在でおられ、ただいま申されましたが、百寿率も県内でトップクラスになったということでもあります。これまでの取り組みの一定の成果が現れてきたものだと思います。

そのため、今後は100万円の贈呈を見直し、例えば祝金は30万円ぐらいとし、その減額分を子育て支援として活用することや、百歳以上のかたの医療費の自己負担を無料化するなど新たな制度の創設を考えてまいりたいと思います。

次に、敬老会招待年齢の引き上げについてであります。今年度の敬老会につきましては、これまでと同様に70歳以上の方を対象に、開催したところであります。来年度からは敬老会招待者年齢につきましては、段階的に年齢を引き上げ、5年間かけて75歳か

らにしたいと考えております。

その理由といたしましては、敬老会の挨拶の中でも申し上げましたが、平均寿命が男性は約 80 歳、女性が 85.8 歳と伸びていることや、わが町の農業は元気でかくしゃくとした 70 歳のかたがたがまだまだ鋤頭として現役で活躍していることなど、健康長寿を目指す本町にとっては、敬老会の招待者年齢を 75 歳としても、高齢者のかたに納得していただけるものと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、西会津国際芸術村についてであります。本来この件については教育課でこれまでお答えをしておりましたけれども、基本的な考え方ということで町長の姿勢ということから私からお答えを申し上げたいと思っております。

本事業は、芸術を通じた国際交流、都市と地方を結ぶ拠点として活用し、新郷地域はもとより町全体の活性化を図る目的で平成 16 年 9 月にスタートした事業であります。本年は満 5 年を経過する節目の年でもあります。

これまでは海外の芸術家を迎えてきたところであり、第 5 期となる今年度は、ただいま申されましたけれども、クロアチア共和国とブルガリア共和国から 8 月下旬に 2 名の芸術家が来町し、現在芸術活動を行っております。

海外の芸術家を招致し、公募展などの開催や、町内の各学校での活動及び公民館事業を通して国際理解を深め国際交流が図られておりますことは、一定の評価をしておりますが、芸術村が地域活性化に結びついているかどうかという点では、十分ではない、課題があると認識しております。

芸術家につきましても、今年度の招へい芸術家は 2 名であり 1 年間の滞在予定であることから、来年からは外国人にこだわらず、国内芸術家も含めて検討していいのではないかと考えております。

さらに、旧新郷中学校の木造校舎については、芸術村事業の取り組みの活用だけではなく、木の温もりを生かした地域づくりの拠点として、また、交流人口拡大のための施設となるよう有効活用を検討していく考えであります。

いずれにいたしましても、地域のかたがたや協力をいただいている皆さん、そして町民の皆さんのご意見を伺いながら、より良い方向を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に農業政策に関してお答えをいたします。1 番、目黒議員、4 番、荒海清隆議員にお答えしたとおりであります。ミネラル米の栽培普及については、米の需要量が年々減少し産地間競争が著しくなっている中、消費者からは安全・安心でかつ美味しい米が求められております。本町のミネラル栽培米は、まさにこのニーズに合致しており、食味コンクールなどで高い評価を活かして、西会津町のブランドとして町内外への積極的な PR 活動を行っていく考えであります。

次にミネラル野菜の栽培普及についてであります。町といたしましては引き続き町農業振興の柱として位置付け、生産者組織や施設を活かした生産者自らの取り組みを奨励・支援しながら、推進してまいりたいと思っております。

次に耐雪型ハウスのリース事業についてであります。通年栽培・通年出荷体制を確立して、園芸作物の産地化を図るためにも来年度以降も継続して整備していく考えであります。

すので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 今、町長よりそれぞれ答弁をいただきました。

まずはじめに、町長に重要な全般的というかいろんな取り組みについての基本的な考え方として、とかくトップに立って、そしてその前任者のやってきたことを踏襲していく上で、いろんな抵抗があるかなしかという部分になろうかと思いますが、そういうことはなしに是は是、非は非というかそういう判断で町政を執行されるのか、その考え方をまずお伺いしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員にお答えをいたします。

ただいまの内容については、今ほどの答弁の中でもはっきりとそのことは明確にしておいているはずであります。私はこれまでまったく町政にかかわっていないということではなくて、これまで長く議員として山口町政のもとでいろんな質問をし、提言をし、そしてその経過をすべて把握しているつもりであります。

したがって、これまでのトータルケアのまちづくり、あるいは健康に対しての取り組みの内容については十分認識しておりますので、これらについては評価をするとともに、いい行政はさらに伸ばしていくという考えのもとに進めてまいります。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは確認ということでお聞きをしたいと思います。トータルケアの部分についてでございますが、トータルケアがここまできたというのは先ほども申し上げましたように各種健診の無料化等、そういうのがあって今日に至っているというふうに考えております。

町長は選挙当時、財政が大変だと、厳しいというような話の中で言われてきましたが、今回20年度の決算状況を見ますと、各指数あるいは率、割合等についても財政は改善されてきているというようなことであります。ですからゆくゆくそう心配はないわけですが、これがもし本当に厳しいという状況になったときに、そういう各種健診等の無料化等のことがちゃんと守られるのか。これは絶対聖域として何事があってもそこに及ぶものではないというふうな考え方に立たれるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、これから財政の内容についても質問通告がありますのでそのときにも基本的な考え方を申し上げるつもりでおりますが、単年度で見て財政が好転しているとか改善されているとかということについては、やはり私はこれからの西会津町の経営ということを考えてならば、将来的な財政計画も含めて、あるいは一般会計、11の特別会計、水道会計、これらを総合的に考えた中での課題も検討しなければならないだろうと、こう思っております。

したがって、数字的には、計数的にはいわゆる好転をし、改善をしている箇所が見受けられるということは、そういう結果が20年度決算では出ております。

しかし議員ご承知のとおり、これからの財政問題の中で小学校の統合の問題や、あるいは統合された後の学校の処理の問題、水道にかかわる問題、国保の事業問題、いろいろこ

の町には課題が山積しているわけであります。

したがって、これらの内容を将来的に考えながらも好転をし、あるいは改善をしつつ、町民の皆さんに安心していただけるような財政構造をこれからも継続していくためにそれぞれ毎年毎年この内容については改善をしていかなければならないと考えております。

したがって、これからの財政構造が、例えば悪化した場合に、いったい何を優先的に今後そういう切り詰め方をしていくのかということの内容みたいでありますけれども、まず、私たち特別職、という判断からまず立たなければならない。そしてここに働いているかたの給与、あるいはいろんな意味での財政改革、こういうことを積極的に町民の皆さんに示していただいて、その後本当に財政が厳しいということであれば、町民の皆さんにもそれぞれこの内容を知っていただいて、協力できるものについては協力をしていく、こういう段階を踏んでいくことが順当だろうと私は思います。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは今のことで理解をしたところでございます。

次に、敬老会についてでございますが、敬老会は年々出席者も減ってきているということ。そして今後70歳になろうとしているかたがたも100人前後だというような中で、やはり今までどおりやってもいいんじゃないかというような思いはなるわけですが、やはり平均寿命が延びたというようなことの趣旨を強く表に出して、改革というか、変えていきたいという思いが強いわけですか。いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 基本的に敬老という概念についてであります。私は70歳からだとか75だとかということについては考えておりません。つまり、これまで一生懸命働き、この町に対して尽くしていただいた皆さんに、そのかたを敬って、そして御礼をする、あるいは感謝をする。こういう会が私は敬老会だと、こう思っております。

したがって、私のいわゆる段階的に5年かけて75歳にするということは、これまで何回も申し上げてまいりましたけれども、今本当に健康寿命、あるいは西会津の健康寿命が延びておりますので、このことについてもやっぱり理解をしていただけるんじゃないか。そして70歳のかたはやはり80歳のかたに対していろいろお手伝いをするという側に回ってもいいんじゃないかと、私は思っているんです、基本的には。

ですから、参加率と、私はこの70歳からというのは切り離してもいいんじゃないかなと、こんなふうに思っております。これからの時代の趨勢とともにこの寿命が長くなっていると、これは段階的に75にしても私は理解がいただけるものだと、こう判断をいたしまして75という数字をお出したということであります。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 今、敬老会についてですが、敬老会の日ですね、町長が敬老者の皆さんに、明治、大正、昭和、平成の激動の時代を生きてこられてというようないろいろ苦労に対しての感謝の弁を述べられて、その後今の引上げの話になったとき、私個人としてはあそこでみんなシーンとなってしまったのかなという感じがしたんです。

だからそれはやはりそのかたがたの一つの思いというか、反応があったのかなということからあえて申し上げているところですが、その辺いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今年は議員ご承知のとおり 70 歳から参加をしていただきました。ですから今年参加したかたについては来年も継続して参加していただくということなんですね。ですから、来年、例えばですよ、71 歳からという人になってくるとその 1 年に入ってまだ参加してないわけですから、あの雰囲気は分かっている人はいないんですね。ですから今回参加した人はまた来年も参加してくださいということですから、そこまで深刻になる必要はないんじゃないかなと私は思ってます。

○議長 5 番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、ミネラル野菜についてちょっとお尋ねをしたいと思います。昨日も同僚議員がミネラル野菜栽培というようなことで話をされておりました。町長はよりっせのミネラル栽培の野菜を販売するところに一般野菜を入れようかと、販売を一緒にしようかというような考えを申されたわけですが、私もやはり今やるにはまだ時期尚早ではないかと。

というのはやはり今のところ野菜の栽培面積が約 10 町歩ぐらいですね。普及員が 63 名というようなことで販売金額としては約 1 億円弱ですね。9,675 万円というようなことであります。

先般私たちが経済振興課で視察をした昭和村のカスミソウですが、これについては 3 億 6,000 万円という、やはりこれは完全なブランド化してるわけですが、かなりの売り上げを行ってると。それでは生産者が 59 戸だというようなことで、生産者はともかくやはり販売金額等、まだまだこれから伸ばして安定をしたとくに、仮に入れるとすれば、やっても、本来であれば私はそれはうまくないと思うんですが、ブランド化を確立する以前にやはり一般野菜を入れるということは、俗にいう二兎を追うものは一兎を得ずというようなことになりかねないというふうに考えております。

ですからその辺はやはりミネラル普及会のかたがたとも、町長の言われる町民との対話を通じて賢明な判断といいますか、その辺の調整を図っていただきたいというふうに思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 昨日もお答えをいたしました。西会津町のミネラル野菜というのは 11 年かかって今日まで生産者が一生懸命対応されてまいりました。今ほど述べられたとおり約 1 億円の売上かあるということは一定の評価、あるいは生産者が頑張った評価だと私は思います。

したがって、そのブランド化ということについては、いつ、なんどき、誰でも、やはり西会津町のミネラル野菜が店頭に並んでいるということについては、それにそれなりの証拠が必要なんですね。消費者が買い求めるという場合については。例えばミネラルっ娘という商標登録をとっている。

これは一般野菜には貼り付けることが私はできないと思うんです。いわゆるミネラル野菜普及会の皆さんや、あるいはそこに参加されている皆さんが、そういうブランド化を目指している野菜であるということの証拠でありますので、この野菜についてはそのワッペンやシールを貼り付けて、これはブランド化ですよと、こういうことが一つです。

それともう一つは、やはり私はミネラル野菜というのは中嶋農法によって栽培されたものだとして認識して居るんです。一方ではそうではなくて、一般的に、あるいはEM菌とか、あるいはそれぞれ農家特有の生産の仕方というものにはそれなりに持っているかたも、私は十分おられると思うんです。そういうかたも生産者の一部であるよということなんです。

したがって、そういうかたがたに対しては拒否をするということは私はならないんじゃないか。ブランド化と一般野菜の違いというものにはそれぞれミネラル野菜普及会の皆さんが努力をして今日まで作ってきた作物ですから、それはそれできちっと私は理解をされている。

誰が理解をするかということ、それは一般的消費者ではないのかと思ってるんです。したがって、そういう中で消費者がやはり判断をし、私はこの野菜が食べたい、この野菜は素晴らしい、こういうことで判断するのは消費者にお任せしてもいいんじゃないか。そういう中でそれぞれ切磋琢磨して西会津町の農業所得の向上につなげていくことが肝要でとないかと思っています。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 今の話承りましたが、私としてはいろいろそういう野菜づくりをされる、いろんな農法と申しますか、やっているかたというのはそれだけ熱心なかたであります。それをやはり町が取り込むと申しますか、そのかたがたに進めて、やはりミネラル野菜の栽培農家の一員として入っていただいて、どこから見ても西会津はミネラル野菜だと、こっちから見てもあっちから見てもそうだと。こっちから見たらEM菌だ、こっちから見たら一般栽培だ。そういうことではいつになってもブランド化と申しますか、ここまで11年やったことを無駄にしないためにもやはりさらに一歩進めていただきたいというふうに思っています。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私はですね、生産者というかたについて、やっぱり大事にしたいというふうに思うからこそこういう門戸を開いた販売方法も必要ではないかと思っているんです。

例えば有機栽培ということだとしてこれはやはり農家の一つのこだわりの一つであって、その中から生産されることというのは、これは農業の基本であろうと思っております。あるいは無農薬、こういうことについても最近はこの無農薬栽培というのは見直されてきているということであるんですね。

私はそれぞれの生産者がそれぞれ自分なりにきちっと対応しているものを作るということ、あるいは作ったものを売れるということについては、私はそういうことがこれから西会津でも必要になってくるのではないかと思うんです。

したがって、今ほど私がこういうことを言いますと、何かミネラル野菜に反対しているみたいな受け方を議員はおっしゃっているみたいな感じですが、私は決してそうではないんです。お互いにいい作物を作ろう。そして消費者に喜ばれるような作物を作ろう。したがってそれが市場の開拓になるし、生産量も増大していくんであるということになるわけです。

したがってそれぞれの農家の皆さんが工夫をし、そしてそこから生産をされた販売は一律に、平均に、公平に売り出すこともできるという対応を町としてはとっていくわけです。

したがってこれからミネラル栽培のかたも一生懸命、これ普及会を拡大をしてやっていくことも大切でありますし、そしてこれから普及会の皆さんが積極的に働きかけて、もっともっと多くの会員を増やしながらか、そして生産量を拡大をしていく。

このために町としてはやれること、支援すること、助成はやはりこれからも続けていくということは先ほど申したとおりでありますので、これからも一生懸命対応していただければいいのではないかと思います。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 今までの、町長の話で、一般野菜は売れるというのは、前に事業をやっておられたところからの話であります。今は町の長たる立場に立たれて、やはり町の農業振興、あるいはね、私たち一日も早くそのブランド化を確立したいという思いでいるわけですが、それらを思ったときに、やはりそういう立場的のことで、やっぱり大勢に立った中での判断も必要ではないのかなというふうに思いますし、あと、いろいろな方向に行くにしても、今現在やっておられるミネラル普及会の皆さんの心を大事にしてやっていただきたいというふうに思います。いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これからはですね、ミネラル普及会の皆さんのお話も十分お聞きして、そしてこれからの西会津町に対する要望とか、あるいはブランド化、私はブランド化になっていると思いますよ。商標登録もされているということでもありますので、この辺のところは十分にお話を聞いて、そしてこれからの政策に活かしていきたいと思ひます。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 最後になりますけども、我が町ではまちづくり基本条例が施行され、協働のまちづくりというように進めていくわけですが、町長の所信表明の中でも町民との対話を重視したまちづくりをされるというようにあります。

私も協働のまちづくりの原点は対話だと思っております。やはり町民、議会、行政が互いに対話をしながら、また、いろいろな意見の積み重ねをしながら、いい方向に進めていくべきだと思いますが、それに対して町長の決意のほどを聞いて私の一般質問を終わりたいと思ひます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員のおっしゃるとおり、町政のいわゆる一番大事なところというのは町民の皆さんあつての町政でありますから、町民の声というものは一番大事にしなければならないと私は思っております。

そのために町政に対しては誰が、何を、どこで、どんなふうに私の考えを言ったらいいのかということでやりますと、それはやはり直接お話を聞く、そういう機会を設けることが必要ではないかと思ひます。

したがって、これからは、昨日も申し上げましたように、年1回の割合でそれぞれの集落単位か、あるいは各それぞれの集会所を利用するか別にしても、十分やり方、あるいは対応の仕方については今後検討いたしまして、各地域にそれぞれすべていきわたるような対話の、あるいは懇談会の内容を開催してまいりたいと、このように思ひます。

そこからやはり出てきたいろんな意見というものは大事にしていかなければならないと

考えておりますので、このことはただ、行政がやればいい、町長がやればいいということではなくて、できれば議員の皆さんも一緒にそういうところに参加をしていただいて、そしていろいろな意見交換をしていったらいいのかなど、こんなふうに思っています。

○清野佐一　終わります。

6番、渡部昌君。

○渡部昌　6番、渡部です。私は一般質問通告書に基づきまして質問事項としまして3項目を順に質問します。

町長は就任され、まだわずかな日数であり、毎日忙しい日々をお察し申し上げます。先月の8月30日に第45回衆議院議員の選挙の結果、民主党の風というよりも団塊的な怒濤のように完勝しまして、明日の16日には政権交代がいたします。今は日本も大きく変わろうとしております。それで先週の11日ですか、町長の所信表明について質問したいと思しますので、町民の皆さんが分かりやすいように答弁をしてください。

まず、町政を大きく変えるという基本方針と政策とはということでございます。町長の言葉で言いますと、所信表明の中には町民との対話、みんなの声を聞く町政、みんなの声が届く町政、町政懇談会、町民提案制度ということと、西会津の新しい時代をつくるということを所信表明されております。これらは主役は町民だというまちづくり基本条例の中には趣旨として多く含まれていることとございます。

それで私は具体的に町民のための基本的な方針とは何か、政策とはどんなことか具体的にお尋ねいたします。また、まちづくり基本条例に基づいて協働のまちの政策を踏襲しますか。お尋ねいたします。

それから2番目としましてですが、雇用促進対策室の設置について。厚労省の発表によると、7月の失業率は5.7%で日本は世界でも最悪の状態でございます。雇用促進対策室をつくり、職員を1名から2名を配置を考えているが、このような大変な不景気の時代にどんな効果が期待できるか、まずお尋ねいたします。

それから緊急雇用創出事業の県補助金700万円、町単独として約20人分の3ヶ月の賃金として1,000万円、合わせて1,700万円計上されておりますが、今町は職員を減らしているのに町にそれだけの仕事があるのかどうかお尋ねをいたします。

それからこれは町長に見解を尋ねるんですけれども、今西会津町小学校の適正配置審議会の設置等について町長に見解を質問いたします。西会津町小学校適正配置審議会はいつになったら発足するのかお尋ねします。

それから奥川小学校に入学する1年生がいなかったことの現況に対して、私は小学校の統合を早急に進めるべきではないかとお尋ねいたします。

また、教育委員会の教育長の不在が1ヶ月以上も経過する中で、今は教育委員会としても野沢小学校の耐震工事やいろんな工事など、また、教育行政に対してもいろんな支障が出ているのではないかと、以上お尋ねします。以上質問終わります。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　それでは、6番、渡部昌議員の質問にお答えをいたします。

町政を変える基本方針と雇用促進対策、小学校適正配置審議会についておただしがありましたので順次お答えをいたします。

まず、基本的な政策についての質問についてお答えをいたしますが、これについては、本議会での所信表明の中でも申し上げたとおりですが、その中でも今後、重点的に取り組まなければならない施策として、まず経済・雇用対策がございします。

雇用対策といたしましては、町独自に雇用の確保を図っていくとともに、企業に対しても雇用を促進していくよう財政支援を講じていきたいと考えております。また、職を求めている町民のかたを支援するため、雇用対策の相談窓口を設けていきたいと考えております。

次に経済対策といたしましては、体験型農業や農家民泊などを実施することで都市部との交流人口を増加させ、経済の活性化につなげていく考えであります。また、商店街を活性化させるため町並改善事業にも取り組んでいきたいと思ひます。

次に、人づくりと安心安全な生活の保障に取り組んでまいりますが、まず、子育て支援として2人目からの保育料を無料化することや、結婚祝金制度を創設すること、福祉医療対策として福祉タクシーなどの整備を図っていく考えでございします。

しかしながら、これらは、すぐに実施できるもの、関係機関や関係者との調整等から時間を要するものとさまざまございしますから、年次計画を立てながら進めていきたいと考えております。

次に、協働の町の政策を踏襲するののかとご質問でございしますが、私は、これからのまちづくりを進めるにあたっては、3番、青木照夫議員にもお答えしたとおりであります。まちづくり基本条例を最大限に尊重し、町民のみなさんが参画する協働のまちづくりを積極的に進めていく考えであります。また、条例の趣旨に基づき町民のみなさんと対話をすることで、みなさんからの声を聞き、その声に基づきながら誠実で公正な町政を執行していく考えでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、雇用対策室の設置についてのおただしであります。昨年からの全国的な雇用情勢の急激な悪化に伴う失業者の増加は、現在大きな社会問題となっております。

本町においても厳しい雇用情勢にあることは例外ではなく、リストラ・失業の厳しい現実は想像以上のものとなっております。このことから、身近で生活苦を抱えるかたに対して相談窓口を設け、さまざまな対策を実施することは急務であると考えております。

雇用対策室の具体的な職務につきましては、7番、五十嵐議員にもお答えしたとおりであります。実際にどれだけの効果があるかということについては事業を実施して判断をしてまいりたいと考えております。

次に緊急雇用創出基金事業と町単独での雇用対策についてのおただしであります。まず、県の基金を活用した緊急雇用創出基金事業につきましては、7月に県の追加要望があったことから耕作放棄地調査等事業、下水道の加入促進事業など5事業で9人の雇用、事業費700万円を要望し、県の内示があったことから、今次補正に計上いたしました。これにより、平成21年度の事業費総額は3,250万円、15事業で32名の雇用創出となったところであります。

さらに本町といたしましては、現行の厳しい雇用情勢の中で1人でも多くのかたがたの雇用を確保するため、町単独事業として1,000万円の賃金を予算計上したところであります。

町単独事業の雇用形態につきましては、約 20 名で3 ヶ月程度の短期雇用を予定しており、庁舎内雇用だけではなく、さゆり公園周辺や町施設周辺の整備、道路の補修など軽作業的な業務も予定しております。現在各課等において事業の検討作業を進めているところでもあります。

また、予算をご議決いただきました後は、速やかに募集及び採用の手続きを行い、早期雇用に努めてまいる考えでありますのでご理解をいただきたいと思ひます。

西会津町小学校適正配置審議会についてのおただしがございました。本審議会は、7 番、五十嵐忠比古議員にもお答えしたとおりであります。現在、開催に向けた準備を進めているところでもあります。現在の状況といたしましては、審議会委員の人選を行っているところであり、特に、公募の委員については、再募集を行っておりますことから、それらの手続きが終了する 10 月には開催をしていきたいと考えております。

なお、小学校の統合の時期等については、小学校の現状や取り巻く環境について審議会の中で十分に説明をし、検討していただく上で判断をしまひたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

その他の質問については、教育課長より答弁をいたします。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育長職務代理者兼教育課長 6 番、渡部昌議員の質問のうち教育長不在についての質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、前教育長は8月4日付で退任したことに伴い、教育委員会では法令に基づき、教育長が任命されるまでの間、私、教育課長が教育長職務代理者に指定され事務の執行を行なっているところでもあります。

教育長が不在で支障はないのかとのお質問であります。ご承知のとおり教育長は、教育委員会の指揮監督のもとに、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどり、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する教育委員会事務の執行責任者であります。

現在、小学校適正配置や野沢小学校耐震補強工事など、町教育委員会では重要な案件を抱えておりますことから、欠員の教育委員の任命をいただき、一日も早く教育長が任命されることを願っております。

その間は、教育委員長をはじめ教育委員の皆様からご指導をいただくとともに、各学校長と緊密な連携を図りながら、本町の教育行政、とりわけ学校教育が滞ることがないように教育委員会事務局職員一丸となって鋭意努力してまいる考えでありますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 6 番、渡部昌君。

○渡部昌 それでは町長にお尋ねしたいと思ひます。

まず、長期総合計画というのはまだどの辺までできているか分かりませんが、これは多分 22 年度の4月から予算に編成されると思ひますが、その辺はおきまして、町長は西会津町の新しく変えることですか、時代を創ると表明されていますが、西会津町の新しく変えるという、どういうことで、どういうことを基本にして変える要素がありますか。それをお聞きいたしたいと思ひます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 お答えをいたします。私が目指す西会津町のこれからの将来像、あるいは新しく西会津町を変えようという基本的な理念は、これまでも申し上げましたとおり、これまでの事務事業、あるいはこれから西会津町が必要とされる事業の内容、これらについてまず事務事業の一旦リセットをする。そしてそこからこれからいろんな検証をしていくということが第一であります。

そして時代とともにこれから新しく大きく変わってくるということはいろいろと経済政策の中でも予測がされます。議員もただいま冒頭で申されましたとおり、政治が今、これまでの政治とはまったく違う方向で動いてくるであろう。農業政策しかりであります。経済政策だってこれからどういうふうになってくるか分かりません。

私たちの町はそういう経済、あるいは農政、これらをきちっと見極めながらその時代に即応した対応をとっていかなければならないということでもありますので、今まさにそういう時代ではなかろうかと思えます。

したがって西会津のこれからの時代とともに政策が変わるといえるのは、まさに私たちはそれらをきちっと見極める力、目、そういうものをもってこれから臨まなければならないという一つの私の方針をもって打ち出した言葉でありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 それでは町長にお聞きしますけども、今、基本方針は事務のあれをリセットするというのも聞きましたけども、まず第1番に西会津町を新しく時代をつくるということの中に活性化ということはどういうふうなものを活性化する考えでございますか、お尋ねします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 活性化というのは言葉だけがひとり歩きするということではないと思えます。つまり活性化というのはいろんなところで活性化という言葉が使われるんじゃないか。ですからその言葉だけの活性化という意味合いで私はこれから申すつもりは毛頭ありませんし、例えばこれからの行なう事業の中で、町民が一緒になってこれから取り組むべき内容、これらがやはりいろんなところで、分野にこれから出てくるのではないかと私は思います。

例えば、これから交流人口を促進しよう。この交流人口を促進して地域の活性化をつなげようということはどういうことかといいますと、やっぱり町だけのトップダウン方式では絶対これからはまちづくりはならないという基本的な考え方があります。

つまり、地域の皆さんと何か一緒にやっという中からこの活性化というものが生まれてくるわけでありますから、そういう基本的な政策含めてこれから地域の皆さんと一緒に検討し、一つのものをやり遂げていこうと、こういうことでお互いにそういうことをやり遂げたときにはじめてこの活性化というものが生まれてくるんじゃないかと思えます。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 それでは町長にお尋ねしますけども、基本方針が今何かと色々な話が出てきましたけども、西会津町はどんな町の状態なんでしょうか。まず、西会津町は今どんな町ですか、まずお聞きしたいと思えます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 お答えをいたします。広い意味で西会津町をとらえている場合と、あるいはもう少し分野別ごとに、経済はどう西会津町の経済はどう見るか、人口はどう西会津町はどう見るか、こういう分野別ごとに見るとそれぞれそれらに値する数値がきちっと出てくるであります。しかし、議員おただしで理解をいただくことができるかどうか分かりませんが、私は今の西会津町の現状を見たときには、これは一般的な見方でありますけれども、少子高齢化が進み、そして経済も疲弊しているという現状の中、したがってこれから将来的には西会津町はもっとよくするためにはいったい何をしなければならないか、これが一つの大きな課題であるということと、そして私はこのまま落ち込んでしまってはならない。

やっぱり西会津町がこれからPRすると、先ほども何回も言っておりますように、先ほど清野議員さんもおっしゃったとおり、農業で一生懸命やっついていこう、ブランド化を目指そう、こういうことを一生懸命やっているかたがございます。そういうかたがたも私は大事にしたいと先ほど申し上げたとおりでありますし、そして昨日も質問にありましたけれども、西会津町は観光資源というのは本当に多くある。

インターチェンジだってあるじゃないか。こういういろんな資源がたくさんある町だと私は思います。したがってこれらを将来的に活用すれば、これからの西会津町はまだまだ、広い意味で活性化になって、そして将来ともこの自立した町が経済的にも豊かになっていく方向ができる町だところっております。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 今の話は大変いい話でございまして、そして町民の皆さんの声を聞くと、町民の声を行政に反映するという大変町民の喜んでいる言葉だと思います。

私は、西会津町は農業の町だと思うんですよ。同僚議員が3人か4人ほど農業に対する基本的な政策がほとんど出ていないと私は思うんですよ。

なぜかという、農業者の所得が今大変低いわけですよ。だから基本の政策としまして農家の個別所得を2倍か3倍にするような政策をとれば商店街もものが売れて、そしていろいろ活性化になるんですよ。だから農業の町として西会津は昔から農業の町なんですよ。

そういう政策の基本方針をどう考えているかということをもまずただしたかったわけがございまして。あとそのほかの、例えば先ほど同僚議員からミネラル11年目だということもございましてね。これは付加価値をつけて個人所得をどんどん増やすための私は政策だと思います。

とにかく西会津町の町民の皆さんが豊かになるような政策をしてほしいということでお尋ねしたわけですが、どういうお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私の所信表明の中で農業問題にふれられていないということからいろんな各議員の皆さんがそれはおかしいだろうと、こう思われて質問されているみたいであります。私は決して農業をないがしろにするとか、あるいはそのことによって全然町としての施策の第一に考えていないんじゃないかということは毛頭そうではありませんし、考えてはおりません。

これまでもご答弁申し上げましたとおり、西会津町の農業というのは基幹産業の第一だ

と、こう私ははっきり申し上げておきたいと思います。したがって、これまでの西会津町の農業の取り組みについては否定しておりませんし、継続もしていくつもりであります。

ですから先ほどの質問にもお答えいたしましたとおりの農業所得の向上なくしてこの町の向上はない。こういう基本的な考えで取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 ただいま町長の力強い意見は私と同意見でございます。これから基本方針の中に具体的に盛り込んで、政策に取り入れるべきだと思っておりますがいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず西会津町の農業形態というものを、議員もご承知のとおり一番は米作であります。このことについては昨日の質問にもお答えいたしましたとおりの減反政策というのはこれまでずっと続いてきたわけですが、これからの米づくりがはたしてこれまで同様な対応にあるのか、あるいはこれまで減反を奨励して100%達成をしてきたところにおいては中山間地域等直接支払制度とか、あるいは減反をされてきたかたに対しての補助金とか、こういうことをずっとされてまいりました。この基本方針がこのまま続くかどうかというのはまったく未知数であります。

個別補償方式、米作の対応の仕方、あるいは外国との今後の取引、こういうことを総合的に考えてみると、これから本当に今の民主党連立内閣の中で農業のこれからの基本方針をまずきちっと見定めながら西会津町の農業政策について考えていかなければならないということがまず一つであります。

そしてこれからは、やはり道の駅があるというのは西会津町にとって非常にこれは有利な材料の一つだと思うんです。それは、作ったものが店頭に出せるということ。そしていろんなかたがたがりピーターとしてなってくれば、この西会津町の農業に対してもっと他の方向からも目を向けてくることができる。

それは私は消費者だと思うんです。その消費者ニーズに合ったような対応をまずこれからの農業がどう対応していくか。そのために生産者が今後どう変わらなければならないのか、何を生産するのか、何の作物を作るのか、このことをやはりきちっとこれからの農業政策の中で十分私は活かしていかなければならない。

そのために各課に、あるいは担当課に今後西会津の特産も含めて、これから十分検討するよう指示するところであります。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 今町長の趣旨、基本というんですか、農業政策の基本的なことはよく理解できました。今、よりっせの道の駅の35万人の誘客があると。その人を商店街に誘客したいと。そのためにはどのようにお考えでいますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これからの計画になると思っておりますけれども、私は今議員が申されたとおりの35万9,000人という、これは年間での誘客があるということでありまして、これをいかに町内に誘導しながら街並み活性化を図るかということが大事だと思うんですね。ですから、具体的にまだできておりませんが、商店街の、あるいは商工会と一緒に頑張ってぜひ

今の街並み、今後これらをどのように改善していかなければならないかというテーブルをまず持って、そしてそれに見合う事業費はどのぐらいかかるか、そして当然商店街の皆さんとも意見交換をしなければならないと思います。

したがって、これまでの対応だけではなくて、もっと前向きな姿勢でもってお互いのテーブルの中で真剣に議論をし、そしてこの町のメインとなるようなまちづくりをぜひ進めていく。つまり街並み改善事業とでも申し上げますか、こういうことを積極的に取り入れてみたいと、こう思っております。

したがって、具体的にいつから始めるかということについては、これからそういう事業の中でお互いに話し合いを進めてまいりたいと思います。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 大変、今、力強い町長から答弁ありました。私も商工会に2年間おりましたので、大変、何というか、閉鎖的な、今、商工会なんです。だからやはりある程度町長の指導で、今、何ていうんですか、宿場町とかそういう事業を今展開してるわけですよ。だからこれからどンドン人々を呼ぶには町長が言われるように、例えば渡部鼎とか、そういういろんな歴史的にもありますから、そういうのを多く広げて、各町々に人が見て歩けるような政策をできますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 基本的には議員と変わることはないと思っております。私はまずとりあえず西会津町の街並みはどういう町なんだろうかということで、よりっせに大きな町を案内する、あるいは議員おっしゃられた史跡、あるいは名所、こういうことが分かりやすく、せっかくあそこに自転車が配置されているんですね。その自転車に乗っていけるような範囲というものをこれから案内板で示して、そして少しでも多くの皆さんが、西会津町初めて訪れたかたがたも、あっ、こういうところにこういう人が生まれてきたんだとか、あるいはこういうところに何か珍しいものがあるんだなというふうに、町の中に積極的に誘導するような、そういう看板の設置なども考えておりますので、ぜひ実現してみたいと思います。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 それでは、雇用促進の対策室の設置について、昨日、トップセールスをやるということで、それで私の思うには、西会津町は長野県の行政視察何ヶ所か行っておりますけども、ただ雪が多いだけで寒さも寒いんですけども、長野県にはたくさんの中小企業ですか、100人とか200人単位の事業所がいっぱいあるわけです。例えば精密機械とか。

だから西会津町にも大きな企業というのは大変でしょうから、まずそういう100人とか200人単位くらいの企業を、トップセールスをしていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 長野県とか、あるいはこの周辺については、以前からは軍需工場があったり、あるいはそういう企業的な集団がずうっとあったというようなことも私は記憶しておるんですが、そういうことがずうっと景気の中で継続してこられたんだと思うんですね。

ただ、こちらについてはまだまだそういう戦前からの企業というのはあまりなかったこ

とでありますので、西会津町のいくつかの企業誘致はありましたけれども、今後、今本当にまだまだ先行き不安なことで、この経済の不況、これから抜けきれないでいるという現実の中においては、これはいくらトップセールスといってもなかなか誘致するまでにはいたらないだろうと私思っています。

これはいつか暗いトンネルから抜ける、あるいは先行き明るくなるということになれば、これはやっぱりこれまでいろいろと町としてつなぎをもつてこられました東京支部の皆さんとか、あるいは県を通し、あるいは直接地方のいろんな企業と連絡、あるいはこれからのいろいろな情報などをいただきながら、ぜひ議員のおっしゃるような企業誘致、どのくらいの規模が、あるいはどのくらいの対応が来るのか分かりませんが、まずは当たってみるということが必要だと思いますので、私はそういう意味でのトップセールスであり、必ず持つてくるという確約をしているつもりではございませんで、その努力をしてみたいということでもあります。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 今町長の言うことはよく理解できます。今、地方の不景気というのは大都会から見ると3年遅れでどんどん悪くなってきてるわけですよ。いわゆるここに企業を持ってきたとしても、一応人間、人が集まらないわけですよ。例えば100人とか。高齢者をご存知のように多いわけです。だけど、やはりそれをやらないといつまでたっても少子高齢化の町になるわけですよ。

そういうことを踏まえて、何度でもこれからやっぱり西会津のためにアタックしていただきたいというふうに考えております。

もう1点は、緊急雇用創出事業の県補助金と、独自のあれが1,000万円上がっておりますね。それで3ヶ月間ということですが、これは例えば承認されれば、10、11、12という勘定になるわけですか、どうですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員のおっしゃるとおりであります。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 それで、これは提案でございます。西会津町は高齢者家族とか、年寄りが多いわけです。この20人とかそういう3ヶ月の賃金を見るわけですね。これを12月から始めてもらって、12、1、2と、除雪隊とか、屋根の雪下ろしとか、高齢者の皆さんに助けるような政策に変更していただけないでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、議員がおっしゃられている内容というのは、高齢者に対する福祉的な役割ということだと思いますね。私は今本当にこの緊急的に20名、これは予算上のことであります。実際に20数名が出てくるかも分かりませんが、それ以下になってくるかも分かりません。これは公募いたします。

その必要性については改めて言うまでもないと思いますけれども、先回衆議院選挙の立ち会いの公募いたしましたらば30代から50代までに約20人近くのかたがたが応募されたと聞いておるんですね。

私はその現状を見たときには、やっぱりどんな仕事でも早くしたいと、こういうことが

あったからやはりそういう応募してくるであろうと。そこにはやっぱり家族を抱えているかたもたくさんおると思うんですね。そのかたがたがこれからお正月を迎えるわけですから、やはり町としてはこれまでできなかった、先ほど言いましたような事業内容について町として対応して、そしてその雇用の確保をしてまいりたい。

議員おっしゃられた内容についてはまた別な対応の中でも十分検討できるのではないかと、こう思っております。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 なぜかという、高齢化率が今40%を超えようとしていますね。そうすると屋根に上がって雪下ろしとかいろんな除雪等はなかなかできないという人が多いんですよ。それで町としてもそういう雇用をするのであればそういう除雪隊みたいなものをつくりまして、例えばそういう人のところ回って歩いて、その除雪をすとか、その福祉の政策の一つとして取り上げてはどうかという再確認です。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私、実際にこれまでにこういうことが本当に必要性であられたかどうかちょっと事業内容、急な質問でありますので分かりませんので、実績等が、町としてそういう実績があったかどうかについては担当課で詳しく分かると思います。

しかし、議員のおっしゃる内容についてもこれから本当に3ヶ月でいいのか、あるいは継続しなければならないのか、そのときについてはまた議会にお話を、あるいはお諮りをいたしまして、継続性があるかどうか、そしてその際の事業の中身についてはそれらも含めながら、やはりこれから検討していく一つの材料になるのではないかと。選択肢の一つだなとこう考えております。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 今町長のあれはよく分かりました。ひとつそういうような方向に進んでいただきたいと思っております。

所信表明の中で大変いいことが一つ表明されておりました。それは福祉タクシーですか。これは私も去年ある人から電話がありまして、そしたら福祉会のほうに電話されたんじゃないかと思いますが条例をつくらないとそういうことはできませんという、町の人ではないと思いますが、福祉会でそういう返答されたということです。

これはうちの前に直接福祉タクシーが行けば、多分補助でも出して、財政が許せばですね、こういうことは早急にさせていただきたいと思っておりますがいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員のお考えの内容に即した形をとりながら、これから具体的にどう進めていけばいいのかということも課の中で十分に検討して、ご提案できる場合についてはその内容を含めて議会にご提示申し上げたいと思っております。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 それではもう1点、教育委員会の教育長の不在がずっと続いているわけですよ。これは何か思惑があるのかどうかちょっと分かりませんが、だいたい教育基本法によれば、3名から5名以内で教育委員がいればそこで互選して教育長が選出できることになっているんです。その点どうして、今一番大事な時期なのに教育長不在ということは、先

ほど教育課長から何も支障がないという答弁がありました。そんなことは私はないと思うんですが、町長はどう考えられるか、町長にお伺いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 教育課長が町長の考えていることと違ったらばやっぱりご勘弁願いたいと思うんですが、けっして教育課長は影響がないということをはっきり言っていることではないと思います。辞任された後に自分の責任を全うしているということだけであろうと思います。

それともう一つは別に他意あるわけではありません。確かに現在の中でも教育長を選任することは可能であります。しかし、欠員となっている補充については、私がこれまで新聞等の取材を受けたときにも、補充をした中で、後でやっぱり全員がそろった中でぜひ互選をしていただきたいなと、こう考えておりましたので、今議会にいわゆる議会の皆さんにお諮りをして補充をお願いしたいものだと、こう思っております。

そしてその中で互選をしていただくということで考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 町長にもう1点お尋ねします。今まちづくり室の中で長期総合計画の進捗状況はどの辺まで進んでいるのか。ということは12月に入る前から、一応22年度の予算に、政策が予算編成されたら事業費が計上されるわけですよ。今の進捗状況というのはどの程度まで進んでいますか。

それが出てこないものですから、私も政策としてどういうふうに進んでいるかあれもないわけですよ。まだはっきりしたものが出ていませんので。今どういう状態にあるかお尋ねします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私もなって間もないわけでありまして、この前総合計画検討会議の皆さんといろいろ意見交換をいたしました。したがって、その内容しかちょっと把握しておりません。したがって総合計画が全体の何パーセントまで進んでいるのかということについては担当から答弁をさせます。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 総合計画の進捗につきまして私からお話申し上げたいと思っております。

新しい総合計画は昨年度と今年度、2ヶ年間をかけた来年度の4月から新しい総合計画という形で発足するようにこれまで作業を進めてまいりました。先ほど町長からも話がありましたように、この総合計画は検討会議というものを組織しておりまして、その中で討議をいただきながら、また意見をいただきながら作成を進めております。

現在の進捗でございますが、総合計画は基本構想、基本計画とこの二つにわかれておりますが、おのおの一旦原案的なものまでは作成をいたしました。まだその内容についてはその内部での内容でありまして、新しく町長になりまして、当然町長のマニフェストというものがございます。それらの整合性を取りながらその内容について吟味をして進めていきたいというふうに考えております。

したがって、一旦原案というものは内部的にはできたわけではございますが、マニフェストとの整合性をとってからさらに検討を進めて、本年度作成をし、来年度から発足を

するという形で進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

進捗度ということで、どの程度ということでご答弁申し上げれば一番よろしいんですが、何十パーセントという形ではございませんが、7割から8割程度は一応できあがってきたかなというような状況でございます。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 その総合計画は一応できあがれば、議会等に提出されるわけですね。お伺いします。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 ご質問にお答えいたします。総合計画につきましては、基本構想、これについては地方自治法並びにまちづくり基本条例の中でも議会の議決を得て成立するという形になっておりますので、議会に上程申し上げてご議決をいただきたいというふうに考えております。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 それではもう1点だけ、教育課長にお尋ねします。

今、新学習指導要領が移行措置に入っているわけですね、21年度から3年に実施されるわけです。小学校の高学年、5年6年に英語教育が実施されたわけですよ。これはそういうのがうまく今年度は進んでいるわけですか。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育長職務代理者兼教育課長 それではお答えをいたします。新しい学習指導要領にありまして、本年度から、21年度から小学校の5年生、6年生に週1時間英語教育がございます。これにつきましては、文部科学省のほうから英語ノートというDVDと英語ノートという教科書が配布されておりまして、それを基に電子黒板を使った教育、さらには英語指導助手、国際交流員とチームティーチング方式で現在英語教育を行なっているところでございます。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 もう1点尋ねますけども、今、新聞紙上とかいろいろな学校問題を見ますと、英語の先生がなかなか足りないんですよ。指導する教員が少ないと。特に研修なんかされてるようですが、西会津町はその点は大丈夫ですか。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育長職務代理者兼教育課長 お答えをいたします。英語の教員についてのご質問でございますが、英語専門の教員につきましては中学校の英語教員でございますが、現在のところ不足しているということは聞いておりませんで、2名の英語の教員とさらには英語指導助手、国際交流員がおりますので、英語教育の指導を十分図られていると考えております。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 それでは十二分に先生は間に合っているということで解釈してよろしいですね。小学校ですよ。中学校じゃなくて、小学校が移設するわけですよ。新学習指導要領は、5年6年生に英語の先生が。それが足りるか、どうなっているのか。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育長職務代理者兼教育課長　お答えをいたします。小学校の英語教育に対する英語の教員というただしでございますが、原則といたしまして小学校の5年生、6年生の英語指導につきましては担任が行なっております。小学校につきましては通常教科の先生ということではなくて、担任の先生が英語の指導を行なっております。

それにつきましては、先ほども申し上げましたとおり英語ノートというDVDでパソコンを通して音声が出るものがございます。それを使いまして、また音声で英語の発音も出ますし、それを使った上で英語指導助手、さらには国際交流員がサポートする形で英語指導を行なっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長　6番、渡部昌君。

○渡部昌　ちょっとお聞きしますけど、23年から35時間という授業学科が入るんですよ、5年生と6年生に、英語が。だからその先生は大丈夫かと。今全国でも英語の先生が足りないといってるんですよ。それを聞いているわけです。一応問題がないというから聞いているだけで。分かったら。

○議長　教育委員長、佐藤晃君。

○教育委員長　渡部議員のご質問にお答え申し上げますが、23年から完全実施されます新しい学習指導要領に向けて、完全実施に向けて今移行措置を行なっているわけでございます。小学校5、6年生で移行措置の中でだいたい週1時間、年間35時間、国語、算数とかの時間割でいいますと、総合的な学習の時間というのがございまして、そこの中の5、6年でありまして1年に105時間程度でございますが、の35時間を使って英語に親しむことを中心にして学習に取り組ませるという趣旨でございます。

したがって、23年から完全実施されますので、それに必要な英語の教員、専門教員を各小学校に配置するという制度ではないのでございます。したがって、かといって市町村で独自に負担をして英語の専門教員を任用しなければいけないという縛りも何もないものでございますから、学校の教員、大学の一般教養等で学んだ英語の力、それで十分対応できる、そういう内容でございます。

中学校に行って直ちに英語の教育を受けて、ぐんぐん語学力を高めていくための基礎的な段階、準備段階といえますか、小学校1年から取り組んでいたりしておりますけれども、十分に英語になじませるといことが主眼でございますので、その点、本町においては英語の指導助手等もおりますので、そのかたがたのお力もお借りしながら、5、6年の担任が子どもたちと心を通わせながら楽しく英語の時間を過ごすというふうな形でとらえていただいてご理解を賜りたいと思っております。よろしく申し上げます。

○渡部昌　これをもって私の質問終わります。

○議長　暫時休議にします。(11時40分)

○議長　再開します。(13時00分)

8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗　久しぶりの登壇で緊張しております。まず、新町長、ご就任おめでとうございいます。

9月定例議会に先立ちまして新町長に期待する町民の多くは開かれた議会に期待し、昨日も5人の質問者に対し堂々と答える姿は新町長にふさわしい内容の濃いものであり、私

は点数を与えるなら 120 点ぐらいをあげたいと思います。よい答弁であったと思います。

ただ、残念なことに政権公約として町民との対話を約束して町長となったんですけれど、町民の期待に応えるにはもっと真摯な態度で臨んでほしいと思います。議員として今まで活躍してきたけれど、これからは町長として重い責任と自覚をもって町民の負託に応じていかなければならないので、質問者に対してももっと丁寧な言葉で答弁してほしいと思います。

質問者によっては大きな声で答弁したり、ときには自分の意思の強いところを見せたりしていますが、自分の感情をあらわに出すことのないように注意してほしいと思います。

新町長は私と同じ丑年生まれの 12 歳違いではありますが、ときには角を出して他人を威嚇するような態度を謹んでもらいたいと思います。議会に臨んでいただきたいものです。

昨日の質問の中では 3 期ぐらいが町長としてやっていきたいという具合に話しておりましたが、現在の態度であってはこの先は本当にどのように解釈していいかわからない点も私は思っていました。もっと町長として謙虚に他人の意見に耳を傾けて議会に臨んでほしいと思います。

就任して早 1 ヶ月半にもなりますが、いまだ副町長や教育長人事が進まないことには本町にとって大変なマイナスであり、町長がどんなに有能なかたでも能力には限界があります。海の向こうでは天才打者イチローが 9 年連続で 200 本安打を達成しておりますが、町長は天才ではございません。私から見れば、自分自身の努力で町長になったのですから、町民と目線を等しくして町政に臨んでほしいと思います。

まえがきが長くなったんですけれど、これからの質問に対しの確にご答弁を求めるものです。

町長は町民との対話を政権公約としておりますが、その実現のために以下の点についてお伺いします。

その第 1 点は町民との対話を重要視しているなら、現在町長室は 2 階にあるんですけれど、町民が利用しやすいように、また、身体に障がいがあるかたが町長に面会を求めてきたとき、利用者は不便を感じるようでは町民との対話は思うようにはかどらないのではないかと。私は町民との対話を大切にするなら、現在 2 階にある町長室を 1 階に移動すべきと思いますが、町長の考えをお伺いするものです。

第 2 点は、町長室を 1 階に移動するにはお金と時間が必要となると思います。町民が求める対話を最重要視するなら、来年度予算に計上すべきと思いますが、町長の現在考えていることについてはどのようなものかお伺いするものです。

3 点は、町長の執務室が 2 階にあることは、町民からすればいささかやっぱり敷居が高いです。町民に身近な存在とするためにも、面会しやすい町長執務室にすべきではないかと思えます。

次、大きな 2 点目で、町長は立候補に際して新たな行財政改革の実行を掲げていますが、その具体的な中身についてお伺いします。行財政改革を公約で町民と約束しておりますが、前町長が予算化した 21 年度予算を変更してやらねばならないことも考えられますが、町長としてどのような改革を実行されるのか、行財政改革の内容と事務事業のすべてをリセ

ットすることを話されているが、具体的にお示し願いたいものです。

次に、来年度予算概算において機構改革を含めた大幅な行財政改革の考えがあるのなら、早急に議会に示して理解を求めてゆくことも大切であるのではないかと思います。町長のお考えをお聞かせください。

三つ目に公約の行財政改革を断行するには役場職員の理解を得ることも必要なことであり、行財政改革委員会等でも立ち上げて実行することになるのか、町長の考えをお伺いするものです。

四つ目に、現在本町では各種委員会、審議会が設置されておりますが、これらの委員会、審議会、すべて必要なのか、見直しをする考えがあるのかないのかお伺いするものです。

最後になりますが、公約に掲げた町民からの提案制度の新設について、その具体的な内容についてお伺いするものです。提案制度を新設して、町民の提案を受ける場合、どのような場所を利用するのか。例えば役場や支所、公民館、診療所、温泉施設等についてありますが、誰がいつどのような場所に取りまとめ、町民に誰が答えることになるのか。また、提言者に対し、どれほどの時間をもって答えるのか、その担当は役場内の何課となるのかお答えを求めるものです。

提案制度に対し、町民から多くの意見や要望が上がってきたなら、各個人に文書でお答えするのか、どういうようになるのか、町政に反映できるものは反映させるとの考えですが、町政だけが提案制度ではないと思われまます。提案制度は町長としてどのように考えているのか。町民の考えはさまざまなものがあり、優先順位をつけて答えることになるのかお伺いします。

以上で私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 8番、佐野悦朗議員の質問にお答えをいたします。私の今度の町政執行にあたって町民との対話、行政改革、提案制度についていろいろ各方面からのおただしでありましたので順次お答えをいたします。

冒頭、佐野議員から町長としての姿勢についていましめのお言葉がありましたので、私はこれからも議会に対して、あるいは一般町民の皆さまに対しても真摯にいろいろと対応してお応えをしていきたいと、こう思いますので、改めて私の見解を申し上げたいと思います。

はじめに、私は先の町長選挙におきまして、「町民との対話」「地域経済の均衡あるまちづくり」「みんなの声を聞く町政」を政治の基本理念に掲げ、『西会津の新しい時代を創る』ということをお訴えをいたしました。ご質問のありました町長室の移動につきましては、選挙公約に掲げた身近な町政の執行やバリアフリーの考え方において、大いに賛成するものであります。

しかしながら、実際に町長室を現在の1階に移動する場合、多額の改修経費、これを要するものと考えます。また、各課等の配置によっては耐震補強の関係も出てまいりますので、今後総合的な視点に立って、これらについては十分に検討してまいりたいと考えております。

次に、行財政改革についてのご質問がございました。2番、多賀剛議員にお答えをした

とおり、来年度の予算編成時までに現在の事業内容を十分に精査しながら、「継続する事業」「見直しする事業」「廃止すべき事業」「新規事業」など細部にわたり検証し、効率的な行政運営と住民サービスの向上に努めてまいりたいと思います。特に、イベントなどについては、議会や町民の皆さんの意見をお聞きしながら、見直しを進めていきたいと考えております。

次に、機構改革についてのご質問であります。平成 17 年 4 月に大課制を導入し、現行の組織体制となってから、5 年目を迎えたところであります。昨年度、全職員を対象として、現行の行政機構が町民の皆さんに分かりやすい組織であるかどうかについて評価・検証を行ったところ、さまざまな課題が明らかとなりました。この課題を解決するため、現在その見直し作業を進めているところであり、来年 4 月から新たな行政組織として発足したいと考えております。

次に、行財政改革の委員会等の立ち上げについてであります。新たな組織を設置するのではなく、現在、課長職を委員として設置しております行政事務改善委員会において、行財政改革に関する調査検討を進めていきたいと考えております。また、町民の皆さんの意見もお聞きするために、委員会等にも諮っていきたいと考えております。

次に審議会、委員会の見直しについてであります。現在見直しの対象となる審議会・委員会の数は 28 であり、見直しにあたりましては、まず一つは必要な審議会・委員会であるかどうか。二つ目には構成人数は適当であるかどうか。三つ目は委員の選出区分は適当であるかどうか。四つ目は委員を公募することが可能かどうか。この四つを基準として見直しを進めてきたところであります。

今後は、見直し案ができた時点で議会にも提示をして、最終的な調整を行ったうえで、12 月議会定例会に上程していきたいと考えております。

提案制度についての質問にお答えをいたしますが、提案制度の考え方については、本議会での所信表明の中でも申し上げてきたとおりであります。町民の声に真摯に耳を傾け、寄せられた意見から町政に反映できるものは反映をすることで開かれた町政運営に資していこうとするものであります。その方法としては、町のホームページに電子メールでいただくほか、役場庁舎などに設置いたします提案箱に投書する方法、又は、郵送により提出する方法などを取り入れていきたいと考えております。なお、提案箱の設置につきましては、町民の皆さんが利用しやすい場所を中心に、個数、その数も含めてさらに検討していきたいと思っております。

次に、提案されたその後の処理についてであります。まず、基本的な姿勢といたしましては、町民のみなさんから提案された意見、要望、提言などのうち、建設的なものにつきましては、町の広報紙やケーブルテレビ等でできるだけ早くお知らせしていきたいと考えております。また、その中から、実施できるものについてはできるだけ実施するよう進めていきたいと考えています。

なお、提案の処理をどこの課で担当していくかについては、今後、実施を予定しております組織の見直しの中で、総合的に判断していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 8 番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 ずうっと答弁書の中で上からずうっとお答えを願ったんですけど、その順

序に従って再質問していきます。

2階にある町長室を1階に移したほうが町民との対話がしやすいのではないかという私の提案なんですけれど、多額の経費がかかるんでないか。そして耐震補強もあり検討してゆかなきゃなんないというようにお答えしてあるんですけど、これは多額の経費といえどどれほどが多額の経費なのか。そしてこの耐震補強もこの庁舎内はまだやっていないのかどうか。まず、冒頭にこの件についてお聞きいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員にお答えをいたします。議員がおっしゃる内容と私も1階にあって町長室が身近な町民のかたがたと接する場所としてふさわしいと、こう考えておりますので、その考え方については何ら変わるところはございません。

しかし、この内容について担当課、いわゆる具体的にこれらについてどう進めていくかという、今の組織でありますと、総務税政課であります。担当課長とも相談をいたしまして、庁舎内にこれから改造を要する場合、例えば町長室がどこの場所にどういう配置をするかといえば、議員もご承知のとおりいわゆる出納室からあの裏をぶち抜かなければスペースが取れないというふうには私は考えております。現在の中ではです。

そうした場合に、内部を改造するというときにはやはりこれから耐震補強の関係も当然出てきますと、こういう内容でありました。したがってこの耐震補強そのものいわゆるどのくらいの経費がかかるのか、実際にこれから精査しなければならないと思っております。

したがって、まずそこから予算等を考えながら、そして町長室を改造するという事は、私はそんなに莫大な経費ということではなくて、いわゆる通念上、多額な経費ということについては2～300万円以上は私にかかるのではないのかなと、そんなふうには考えておりますけれども、これも実際に関係する設計を基にして判断をしなければならぬわけです。ありますから、そういったことから判断をすれば、いわゆる多額の経費ということの文面でお話した内容であります。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 今ほどる町長から説明をされたんですけど、200万円から300万円、そしてやはりこのような経費がかかるものであれば検討せざるを得ないという答弁ですけど、やはり私は開かれた町政、そして町民との対話というものを最重要視するならば、やはりこれは早急に町長室を1階に移すというような考えになってもらわないと、せっかく当選し、そして町民の皆さんから期待されているものは大きいものがあるんですから、どうかひとつ、この私の質問の中身を精査して、そして1階に早急に移すようにひとつ考えていただきたいという具合に思います。

次に、イベントの、町長の予算執行にあたって行財政改革なんですけれど、イベントの見直しも一つの検討課題であるというようになさっております。そしてイベントの見直しというのは、町では秋には文化と産業祭、冬には雪祭りというように大きなイベントが二つあるわけなんですけれど、このイベントの見直しということは、それぞれの委員会があってそこで討議され、協議されて、この文化と産業祭、それから冬祭りはやるべきだと、そういうように話されて実施してきたわけなんですけれど、このイベントをもう少し、今

は冬になれば沖縄のかたがこちらに来て、そして雪に親しんだりというようなこともあるわけなんですけれど、これらはやはり経費の今の行財政改革の中で、本町からやはり沖縄にも行くわけです。

そういう交流の場であることは事実分かってはいるんですけど、行財政改革の中身として、やはり多額の予算がこれに充てられるようであれば、ひとつ私もこのイベントの見直しはぜひとも現町長でひとつ手がけてやってもらいたいという具合に思います。

それから 17 年 4 月から 5 年目になる機構改正によって評価・検証をしたわけなんですけれど、来年 4 月より、町長の言葉では改正する意思というように私は受け止めたんですけど、現在のこの庁舎の機構改正にあたってはどのような何かにして、どのような体制にしてゆくのかというような具体的な中身についてまずお伺いするものです。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 イベントのまず見直しの件について、基本的な考え方を申し上げたいと思います。これは、イベント二つあるんですね。現在のイベントを、これから先ほど議員が申されましたけれども、文化と産業祭、雪国祭り、これは一大イベントです。これを今後とも継続していくかどうかということもひとつです。

もうひとつは中身をもっと検討していかなければならないのではないかということでもあります。それから先ほど言いましたように、予算の付け方が現在でいいのかどうかということでもあります。私はこの内容についてそれぞれイベントの見直しということは今後考えてまいりたいと思います。

今回、秋に行なわれます文化と産業祭について、実は町長の考え方を仰ぎたいと、こう実行委員会の委員長が私ですから、ありました。意見交換を行なったわけでありまして。その中で私は今回の、皆さんがこれまでずっと取り組んできて、そして今これを具体化しようとするときに、これをストップするというにはなかなかいかないでしょうと。

しかし内容について、ある内容についてはここを見直してくださいと、こう申し上げまして、じゃその内容について実行委員会で検討します。いわゆる見直しをいたしますと、こういうことでありましたので、今度の秋の文化と産業祭については開催をするということでもあります。

なお、雪国祭りについてもこれから実行委員会の中で、今ほど申し上げた内容に沿って検討してまいりたいと考えております。

次に来年 4 月からの組織改正についてでございますが、具体的に今ほど答弁をいたしましたのは、私が町長になってからこれまで見直しをしてきたということではございませんので、これまでの見直しをどのように進め、今後どう具体的にすることについての日程はこれから検討していかなければなりませんけれども、これまでの取り組みについては担当の課長より答弁をさせます。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 組織の見直しにかかるこれまでの取り組み状況でございますけれども、先ほど町長が答弁で申し上げましたように、昨年度、全職員を対象としまして調査を行なったところでございます。特に大課制、昨年でありますので見直しから 4 年目の段階でどういう皆さんが考えているかということで調査をしたわけでございますけれども、その中

で大課制にして確かによかったという意見もありました。

また、その一方であまり大きくなり過ぎて、なかなかその責任体制が確立されないというような部分もありましたので、総体的には大課制を少し見直したしまして、もう少し組織全体を細分化するといえますか、そういう形にしていったほうが町民の皆さんにも分かりやすい、また、我々事務をとるにあたって責任体制がしっかり確立していけるというような体制にもっていきたいということで現在考えております。

進捗状況ということでございますけれども、これから町長と意見の調整をしまして、また町長の公約にもあります雇用対策のセクション、そういったものも新しい課の中に位置づけを図るというような形で考えていきたいというふうに考えておりますので、来年4月には発足できるように、これからその調整をしていきたいということでございます。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 今の行財政改革の中で、機構改正の問題について4月より改正すると、そういう中で、今総務税政課長がお答えになったんですけど、組織の改正、そして去年が20年度で大課制からその反省に、評価に立った、よかったという点と、大きくなって責任を痛感したというような言葉でなってるんですけど、見直しして細分化することによって、町民の利便性が大きくなっていくのかどうか。そして責任体制も今のままでそういうようなことでやっていってもそれはなんら変わらないというようにとらえていいのか。

それから来年ではないとは思いますが、雇用対策も考えていくと、対策室というんですか、そういうようにお答えをもらったんですけど、もう少し具体的に中身を説明していただけないでしょうか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 具体的な中身につきましては、これから検討するというところでございますので、まだ現在八つの、6課、2室ございますけれども、これをどのくらいの数にもっていくかというのはこれからの作業ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 それから、審議会がさまざま、審議会、それから委員会ありますけれど、町長のお答えの中では現在28あるというように話しておりましたけれど、これらについて、これらの審議会は私の質問の中ではどうしても必要なものなのか。そして精査する中で見直しをするような審議会なり、委員会はないのか、これらについて町長の見解をひとつお聞かせください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 お答えをいたしますが、私の答弁の中でいわゆる28のいわゆる審議会、委員会の数があったということでもあります。これは既にいろいろな角度から見直しを進めてきた結果の数字であります。したがって、この内容について、さらに先ほど言いましたような感じで今後具体的な検討を加えながら、提示できる時点で議会にもお示しをしたいということでもあります。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 さまざまな委員会、審議会があるわけなんですけれど、一番大きい審議会は

何名で、一番小さなそういう委員会は何名ぐらいの構成でなってるんですか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 具体的な内容でございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。現在 28 の審議会等がございますけれども、その中で一番多いのは 30 名の委員構成というふうになっております。また、一番少ないのは 5 名ということでございます。

○議長 8 番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 細かい審議会の名前、ピンからキリまで 28 個、あげてください。

(不規則発言あり)

ではそのようにいたします。

○議長 8 番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 審議会の委員の皆さん、また委員会の皆さんの日当については 1 日であれば 6,400 円という具合に考えているんですけど、私の頭の中では。半日で終われば 3,200 円で、そういう具合に決めることになってるんですか、お答えを求めるものです。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 報酬の関係でございますが、確かに以前は議員おただしのおり 1 日 6,400 円ということでございました。その後見直しを行ないまして 1 回あたり 3,200 円ということで、審議会の開催時間については丸々 1 日はかからないというような、今までの実績を勘案いたしまして、1 日はかからないということでございますので、半日ということではなくて、1 回あたり 3,200 円というような取り扱いにしております。

○議長 8 番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 来年度の予算概算において、機構改革を含めた大幅な行政改革の考えているなら、私は早急に議会に示して理解を求めるべきじゃないかという具合にご質問してるんですけど、町長のほうからの答えはどのように私にしてるんでしょうか。ひとつお伺いするものです。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員おただしの行財政改革の中で、いわゆる機構改革に伴うもの、あるいはこの中で条例との関係はないかもしれませんが、もしあればそういうこともきちっと対応しなければならぬわけでありまして。したがって、4 月から行なうということであれば 12 月議会までにはその内容についてお示しをする。そういう作業をこれから進めていかなければならないと、このように思っております。その内容がまとまり次第、議会に提示をしたいと考えています。

○議長 8 番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 最後になりますけれども、提案制度の新設についてお伺いするものです。

先ほど町長から答弁があったんですけど、誰が、いつ、どのような場所で取りまとめてくるのか、支所であるのか、役場であるのか。先ほど役場に提案箱でも設けて、それからまた別の役場の施設のどこにでも設置して、みなさんのご意見、要望や提言、要求というものを取り上げてその中から一つできるものから、順々にやっていきたいというように私は受け止めたんですけど、そのようなことに対して時間は昨日もこういう問題につい

てご質問された中身の中では、提言者に対してどれほどの時間をもって、いつ、誰が、どの課がお答えするのか、具体的に示してもらわないと思ったんです。

だから、もう一度、再度その提案制度のどこに設置して、誰が、何課が、そしてどのように、そして時間はどのぐらい、そういうような中身についてひとつ説明を求めるものです。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 昨日もございましたけれども、いわゆる提案制度の中で、具体的な方法はどうかということだと思えますが、まず私の今の答弁の中でホームページとかそういうところで、電子メールで受ける方法、それから投書によって、いわゆる提案箱の設置によって町民の意見のいただく方法、それから郵送による方法ということがあると思えます。そういう対応の仕方でもまず取り組んでまいりたいと思えます。

それから設置場所については、これは今私の口からどことどこことということについてはなかなか申し上げることはできませんけれども、これから十分にその場所については今後検討してまいりたいと思えます。言ってみればこの庁舎内であることは間違いのないわけですが、あるいは公民館等にも必要なのかなと、こう思っております。

これは直接この場所とは関係ありませんけれども、ロータスインの中にも、それは意見を寄せるそういう場合がありますので、そういうところなどについては町全体の雰囲気ということについて、他から来た場合に西会津町をどう判断をしたか、そういう意見も聴取することも必要ではないかと思っております。

したがって、じゃ、具体的にどこで行なうのかといいますと、見直しをする前、現在の状況でありますとまちづくり政策室が妥当だろうと私は思っています。しかし、今後見直しの中でこの室の問題や各課の見直しを図ってまいりますので、これを適正にできる課についてはその場所に指定をしたいというふうに思っております。

いずれにしても、やはり町民の皆さんの声というものはスピード感をもって私たちは取り組んでいかなければならないと感じておりますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 提案箱というか、提案制度については方法としてはホームページを利用して皆さんに広く意見を募ると。それから郵送による方法もあるというけれど、この本町でパソコンをもってホームページを開設している人はどれほどの人口がいるんですか。それを聞いてからまた再質問します。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 通信情報等の関係で今パソコンがそれぞれの家庭に入っているのは約700台前後ではないかと思えますが、なお、詳しい内容については担当課長より答弁をさせます。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 今、町のプロバイダーに加入してます件数ですけれども、8月1日現在680件でございます。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 詳しい内容を担当課長のほうからご説明あったんですけど、約680というようにプロバイダーが本町ではいると。全町民が約8,000人例えばいるとすれば、680世

帯と思えば、そうすれば限られた何分の一かの世帯でしかないと思います。これからのICTのまちづくりの中でそういう方法も一つの方法であり、また郵送方法も一つの方法であるかもしれませんが、パソコンを持たない家庭ではやはりなかなかこういう具合にこの利用制度ができないと思うんです。

そういうことからかんがみれば、ひとつ今ほど町長が申し述べたように、温泉の施設にでも一つ提案制度の箱を設置しようかというように話されておるんですけど、そのスピード感をもって皆さんの要求や要望、意見というものを即お答えするというように、まちづくり政策室でやるっていうんですけど、この今の現状のような体制の中でスピード感をもって対応できると自信をもって言えますか。お答えください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 なにせこれからの具体的な内容でありますので、想定したもので申し上げることはなかなか難しいんであります。したがって、私は一つの政策の手段として、町民の皆さんの意見、要望というものは、直接対話できれば一番いいんですよ。しかしなかなか普段、日頃いろいろと言いたくても言えない苦情もあるでしょうし、あるいはやっぱり町全体を見て建設的な意見というのがたくさんあるはずであります。私がこれまで答弁で申し上げてまいりました町民懇談会というのはなかなか1年に1回ぐらいにしかできないんじゃないかと、こう思っております。

しかしながら、町民の皆さんの意見というのはいつでも出せる対応の方法をひとつ提示をしたいということでありますので、8,000人の皆さんを対象にするということは当然でありましようけれども、その中でやはり具体的に町を思う心をそういう形として表してくれる場を町として提供してみたいという試みの一つであることでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 今の町長答弁は非常に分かりやすい内容ではあるんですけど、本町においては90自治区ですか、そういう大きな自治区に点在しているわけなんですけれど、私から言わせれば区長さん宅あたりにそういう目安箱みたいな提案箱を設置したらより身近なことが各地区の区長さんから上がってきて、そしてこの庁舎でまちづくり政策室ですか、それらで1週間に1回とか、10日に1回広げて、どのような提案があったのか、それをスピード感をもって住民にお答えするんだというようなことがこれから想定される中での準備だっていうんですけど、町長はこの提案制度は自分の選挙の公約の中で、頭の構想の中で何ヶ月も前からあなたは考えていたと思うんですよ。

それが今私の質問でこれから想定されるもんでというようなことでは、町長としてちょっと言葉が足りないのではないかと思います。それでもう一度きちんとお答えを求めます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私は設置することが目的ということではないんですね。いわゆる町民の皆さんが直接町に対する意見、要望、そしてこうしたら西会津はもっと活性化するんじゃないかといういろんな建設的な提案、こういうことの意味を吸い上げる一つ的手段としてこれを設置をするということでもあります。

したがって、具体的に場所の指定というのはこれから検討してみたいと思いますけれども、まず目的の一つというのは、目的というのはそこに主体性をもって考えておりますので、じゃ、これから具体的にどのような内容がくるかということについてはまだまだ私にも実際のところ分かりません。

じゃ、上がってきた対応の仕方についてはどう対応するのかということでもありますけれども、すべてそれを洗いざらい載せていいものかどうなのかということについては、例えばプライバシーの問題なども含まれるということがあれば、そういうことはやはりご遠慮願うわけでありまして、あるいはいわゆる建設的意見の中で、町として素晴らしい内容だと、こう判断をいたしました場合については、これは町民の皆さんからの提案で、町としては今後こういうふうな事業に取り入れていきたいと思っておりますと、こういうことを広報の中でというようなことで、そういうスピード感というのは、広報の中でお知らせをすると同時に皆さんに啓蒙していきたいなど、こう思っております。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 時間がきたようですので最後の質問にいたします。

そのさまざまな意見や要望、それから要求が町民のかたがたから上がってきて、そして担当はまちづくり政策室でやって、拾い出して、そこの中で例えば建設的な、これはこの町にとって大変な有意義なご意見だと、そういうような中身の建設的なものがあつたなら、当然まちづくり政策室で取り上げて、じゃそこからどういう具合にして町長のところに行って最終的な決断を誰が下すのか、それを最後の質問にして私は求めたいと思っております。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 実際にまずこれからのことでありますので、あくまでもこれは私個人ですべて考えられるわけでありません。具体的な進め方について。ですからいろんな角度から町民の皆さんがアイデアを出していただけたということを想定して、多くの皆さんの声が集まったと、こう仮定をいたしました場合、やはりそれを検証するということが必要になってくるわけです。

ただ一つの課だけでいいのか、そうではなくて中身を全課で、あるいは代表プロジェクトなどをつくりながら見るか、あるいは町民の皆さんからいろんな委員会等々に、そうした委員会に入ってもらるか、これから検討しなければならないと思っておりますけれども、まずそうした検証をまずしていただいて、それが予算を伴うものか、あるいはそうではなくて町民の皆さんに意思を伝えながら、そういう運動していただけるものなのか、いろいろ中身はあると思うんですね。

ですから、そういう観点から最終的にはこれはやっぱり町長が判断を下しながら、よし、これで町民の皆さんと一緒にやっていこうじゃないかと、こういうふうになるかと思っております。年度途中にある日突然予算をつけるわけにもなかなかいきませんので、やはりそういうことについては今度はそういう対応の方法をまた別な角度で、年4回の補正がありますので、どうしても必要な場合、あるいは意見として、町としてこれは建設的な意見だなという場合はそういう中で対応していきたいと考えております。

○佐野悦朗 終わります。

○議長 暫時休議にします。(13時54分)

○議長 再開します。(14時05分)

9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 9番、武藤道廣であります。新町長就任にあたり同僚として祝意を申し上げます。

さて、町長の所信表明の冒頭において町長としての心構えとして自分を律し、おごることのないよう、次のように述べておられます。町長という職は私個人のものではなく、町政を担う役割を町民の皆様から4年間負託されたにしか過ぎません。人は往々にしてある地位につくとまるでその地位があたかも自分の権利、自分の力であると過信してしまいがちです。しかし残念ながらその言葉にはこれで終わってしまっています。この続きは何と続くのでしょうか。本心をお聞きします。

先日の一般質問の中で枝葉を見ないで木を見ろとの指摘もありましたが、木は町民のため、町のためという点では今までと何ら姿勢は変わっていないと理解しています。そこで質問いたします。

町政の基本姿勢として、1、町民との対話、2、地域経済の均衡あるまちづくり、3、みんなの声を聞く町政、の3点を基本理念とし、1、町民との対話を重視すること、2、開かれた財政運営をすること、3、行財政改革を進めること、これらをあげておられますが、町政執行に対する姿勢や町民との関係は理解できますが、今後この西会津町をどのような町にするのか、ビジョンや将来像はどのように描かれていますか。この町はどのようによくなるのですか、具体的に示していただきたい。

また、すべての事務事業をリセットする、変革、転換、改革、見直し、廃止の言葉が多く使われていますが、具体的にはどういうことなのか。何を継続し、何を見直し、廃止するのかを伺います。

次に、まちづくり基本条例や総合計画、検討会議との関係について質問します。総合検討会議での意見交換の中で今まで検討した基本構想や基本計画案を基にプロジェクトチームや役場各課等で見直しを行ない、町長とすり合わせを行ない、再度検討会議で検討するとしております。

まちづくり基本条例を尊重することには変わりはありませんが、検討会議に対するスタンスが変わってきたと思いますが、最初から町長の意見を検討会議に反映するつもりなのか、それとも条例作成時と異なる手法で今後進められるのかをお伺いいたします。

次に、財政運営について伺います。町の財政の現状と今後の見通しについて。全員協議会や同僚議員の質問等にもあったように、町財運営は度重なるシーリングや事業の見直し等で健全化が進められ、数字的にも好転しております。これは町の努力の成果であり、高く評価するものであります。

しかし、この現況が町長にうまく伝わっていないことは、あるいは町民にもうまく伝わっていないことは私個人としても反省する点でもあります。町としてきちっと定期的に公開してその不安や誤解を生じないような方策をとるべきであると思えます。町長はこの財政の実態と状況をどう見ますか、町長の所見をお伺いします。

次に、先ほども質問しましたが、財政と現在の事業の関係はどうなっていますか。事業の中で財政を圧迫しているものはどのようにとらえておられますかお聞きします。

最後に行財政改革と町長報酬や黒塗り町長車との関連について伺います。町長は同僚の質問に対し、自らの給料を50%カットすることで自らに厳しさを課し、率先垂範して行政改革を推進すると答えておられます。そこで、行政改革と1億270万円にも及ぶ収入未済額と、あるいは不納欠損に対しての関係はどうとらえておられるのでしょうか。行革のために給料カットすることにより、これらにも適切に全力で対応すべきではないでしょうか。

私は50%カットや黒塗り町長専用車の廃止が公約の目玉となり、かつそれをすることが行政改革なんだとする考えには疑問を呈します。まず50%カットが財政健全化のための公約であることは町政や町に携わる人、今後町長や特別職、議員を目指す人が経済的に余裕のある人に限定され、広く人材の登用や確保に影響を与えたいと思います。町民がそれを条件とすることで門戸を狭くするそのものであると考えられます。極めて危険であると危惧するものであります。加えて、町長が行財政改革の率先垂範するものと位置づけていることは甚だ理解し難く、町長の考えを伺うものであります。

黒塗りの町長車の廃止は他の質問にもありましたが、町財政にとってプラスになるのか、一番経費や町に損失を与えない方法は何であったかを考えられたのでしょうか。財政問題からの廃止ではなかったのか伺います。

これをもって私の一般質問とします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 9番、武藤道廣議員にお答えをいたします。町政運営の基本姿勢及び財政運営についてそれぞれ各方面からおただしがありましたので順次お答えをいたします。冒頭議員が私の自ら律するための所信表明の一部を述べられておりました。特に町長という職権、それが自分の力であると過信しまいがちです。ここで終わってしまっている。その後どうあなたは続くのかということではありますが、私がここであえて申し上げるとすれば、したがって初心忘れるべからずということで、その戒めとして町政執行にあたってまいりたいと、こう続けいきたいと思っております。

それでは、まず町政運営の基本方針についての質問にお答えをいたします。このことについては、本議会での所信表明の中でも申し上げましたように、一点目は「町民との対話を重視すること」、二点目は「開かれた町政運営をすること」、三点目は「行政改革を進めること」であります。これらは、積極的に町民の声を吸い上げ、町民の目線に立って町政を運営していくためには欠かせない姿勢であり、常に変化する新しい時代と向き合いながら、新たなステップを踏み出していく土台になるものと考えております。

次に、すべての事業をリセットすることの質問についてであります。2番、多賀剛議員にお答えしたとおりであります。事業の効果や必要性を十分に精査しながら、今後も継続していくもの、廃止をするもの、そして、新たに実施をしていくものも含め検討していきたいと考えております。安全安心の住民生活を保障していくために、計画的にかつ速やかに進めてまいりたいと思っております。

次に、町のビジョンについての質問がございました。町のビジョンについては、基本的には、新しい総合計画の中に明記をしていくべきものと考えており、私のマニフェストと総合計画との整合性を図りながら、町の将来像を策定していく考えであります。

また、まちづくり基本条例との関係については、3番、青木照夫議員、6番、渡部昌議

員にお答えしたとおりであります。条例に書かれている内容については最大限に尊重してまいります。なお、総合計画の策定に関しては、町民のみなさんで組織しております総合計画検討会議での議論を尊重して進めており、去る9月1日の会議では、私の町政運営にあたっての基本的姿勢や、まちづくりについての考え方をお話し、委員の皆さんと意見交換をしたところでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、財政運営についてのご質問にお答えをいたします。

まず、町財政の現況と今後の見通しについてのご質問であります。町財政につきましては、歳入の約半分を占める地方交付税が、平成12年度をピークに年々減少し、平成19年度にはピーク時と比較して約9億1千万円、率にして25.5%の大幅な減少となったところでもあります。近年の動向といたしましては、地方の活性化を図ることを目的とした地方再生対策費や近年の雇用情勢を反映した地域雇用創出推進費の項目が新に設けられ、交付額も年々増額しているところでもあります。

このように、この2年間については、地方に軸足をおき、地方の活力を回復させることに視点をいたした算定方法へ移行しているようではありますが、今後の見通しについては政権交代、先ほども言いましたが、政権交代等もあり、それらの影響がどう反映されるのかが不透明な状況でございます。

一方、主要な自主財源でありますけれども、町税は景気の低迷に伴い、ここ数年は収入額も6億円代で推移していることから、一般財源の確保にあたっては依然として厳しい状況が続いていると認識をしております。

このため、行財政改革による経常経費の削減に努めるとともに、特に町債については返済金の範囲内での借り入れをするなど、残高の抑制に努めているところでもあります。この結果、全会計を合計した町債の平成20年度末現在高は、ピーク時であった平成13年度末の132億6,000万円より14億8,000万円減少し、117億8,000万円になったところでありまして、今後も計画的に減少していく見込みでございます。

また、本町の各種財政指数であります。起債残高や償還額が年々減少していることから、平成20年度決算では、実質公債費比率が起債発行にあたっての同意団体となる18%を下回り、また将来負担比率や各種財政指標も既に早期健全化基準を下回っていることから、今後も健全値の範囲内で推移する見込みであります。

次に、財政と事業との関係についてのご質問でありました。財政、特に一般財源の確保については先ほども申し上げましたが、引き続き厳しい状況であると認識していることから、事業の見直しについてはすべての事業について行ってまいります。ケーブルテレビ高度化事業や町道野沢柴崎線など引き続き継続すべき事業もあることから、今後、統合小学校など新たな事業も想定されるわけでもあります。したがって、有利な補助金や起債などを活用して、町民福祉の向上や所得の向上につながる事業を進めていきたいと考えております。

第3点目の行財政改革と町長報酬や町長車との関連についてであります。町長報酬は公約でありました経費削減を率先して行なうものであり、また旧町長車の返却については、選挙公約として黒塗り町長車には乗らないことにしておりました。乗らないのであれば、月々のリース料を払うよりも返却した方が経費の節減になるとの思いから返却したものであり

ますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今、答弁をいただきましたが、2～3確認と私の考えとを交えながら質問いたします。

まず、町政の基本姿勢としてその理解はできたつもりであります。軸足を町民に置き、町民の目線で取り組むと、そのことつまり町民生活の不安をなくし、福祉を優先にした事業を今後進めようという姿勢であられると思いますが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 お答えをいたします。まさに武藤議員おっしゃるとおりで進めてまいりたいと思います。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 続いて、事業を一旦リセットして継続と廃止するものを選別するという中で、今まで同僚議員がいろいろ質問等を繰り返され、その答弁によってだいたいの形は見えてきました。しかしさんかく通信ですか、あの中で費用対効果を数字で表し判断することを基本とすると。そしてまた生活にかかわるものや福祉にかかわるものは別の角度で判断するということではありますが、その中で、町の将来のための投資的な事業や政策はどのような展開をなされるおつもりでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、事業のリセットの中で見直しをするという中での一つの評価の方法としていわゆる費用対効果ということも、これは数値で表される部分については見るということでありまして、これは評価の基準を判断をする意味で申し上げた言葉でございます。

したがって、すべての問題が費用対効果だけで見るとはなかなか難しい面もございます。特に福祉、教育、あるいは文化、こういうことへの事業評価というのは私は費用対効果、そういう概念からはずれてもいいんじゃないのかと、こう思っておりますので、すべての問題が効果があるかないか、あるいは経費がどうかというだけで判断すべきものではないと。このことについてはこれから十分にそのことを基本的に考えながら進めていく考えであります。

これからの投資的な事業の中身については、現在奥川と野沢を結ぶいわゆる横断道がございますけれども、町の最大の事業でございまして、引き続きこれらを中心に進めていかなければなりません。ですから、これが先に見えるような対応方法として陳情、あるいはこれからのいろいろな中央との関係も含めながら検討していかなければならないと思いますし、過般県のいわゆる建設関係で喜多方建設事務所の皆さんと意見交換を行ないました。それぞれの中で町道、あるいは国道、さらには現在の横断道、これらの早期に着工され、あるいはさらに促進されますように陳情申し上げたところでございます。

あるいはこれからの投資的な関係の中で申し上げるとすれば、議員指摘のとおりこれからのいろんな角度で検討しなければならない小学校問題もございます。具体的にこれから審議会ですらいろいろご検討いただくことになっていきますが、もし、これが建設ということになれば私は最大のこの投資的な事業ではないかと思っております。

さらに町民の生活に密着した道路、これらについてもなかなか応えることのできない道

路がたくさん実はあります。これらについても一つ一つ検証しながら住民の要望に応じてまいりたいと思っております。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 話が行財政改革のほうに進めますけれども、行財政改革を強化するという中で、町は今まで予算において有利な起債等を利用して町負担の少ない事業を優先的に選択し取り組んできたことはご存知だと思います。町財政規模は基本的には32億円程度のところを50億円前後の予算を獲得し、それを今まで執行してきました。それが町の活性化や町民サービスの向上に努めてきた結果ではありますが、事業選択等と財政健全化の問題の中で私は起債や償還、財政を考えればある程度返せるならば借りて、そして町の活性化やサービスに努めるべきという方法も大切ではないかと思いますが、ただ、福祉や町単独事業だけでは町の財政の負担になるわけでありましたが、その辺をどうとらえておられますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 確かに有利な起債、特に過疎債などを充当しながらいろんな事業を進めてきましたことは議員もご承知のとおりだと思います。しかしながら、起債によって借り換えを本来はしていきたくという部分にあってもなかなか制度上できないところも実はあるわけがあります。したがって、こういったことをまず手始めにしながら、あるいは福祉や医療等について振り向けたらどうかということだと思いますけれども、特に町としてそういうことが、起債を他に振り向け、あるいは借り換えができるかどうか、これは私も実務を担当しているわけではありませぬので、現在の状況については財政のほうよりお答えしていきたいと思っております。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 本町の起債の借り入れの方針といたしましては、議員おただしのよう、非常に有利な起債をこれまで活用してまいりました。お話ありました過疎債、あるいは辺地債、補正予算債、こういったものを活用しながら交付税に7割から、あるいは10割算入されるそういった起債を借りてきたわけでございます。

過去に借りた起債の中で、景気のいいときに借りた起債で5%、6%、7%というものもございませぬ。これまで財政の推移を見ながら平成8年、9年、11、12ということで繰上償還も実施してきたところでございませぬ。

現在、公的資金等の返済についても内部で検討したりしているわけございませぬけれども、我々の現在の財政指数の状況の中で、例えば7%の高い金利のやつを返すということについては、今町の財政状況がそう悪くないということでありまして、返したくても返せないというのが現状ございませぬ。

機会あるごとにそういったできるだけ高い利率のものについては早急に償還していきたくというふうには考えておりますけれども、いろんな条件の中がございませぬので、今後もそういう方針のもとに検討はしていきたいということでございませぬ。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 ちょっと質問の仕方がまずかったようで、私がちょっと質問が悪かったせいでもう一度、再度質問します。

私は今、先ほど町長が言ったように、福祉的なこととか生活道路とか、こういう生活に密着したこととか、本当の小さな福祉的なことは起債を借りられるような事業ではないのがほとんどではないかと。その中で財政を維持しながらそれを達成するにはやはり自己財産といたしますか、町単独の事業でやらずにかならない。その辺はどのように予算編成をするつもりですかということでもあります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 確かに議員おただしのように、生活道路ということで各それぞれの地域からたくさんの方の事業内容がきております。これまでの水・土・里事業であります、いわゆる農道の補修とかあるいはそれぞれの集落において自らできるものについてはこの事業で行なってもらいました。

しかしいくらその事業であっても、本来改良しなければならない、あるいは車社会の中でこれから車を乗り入れなければならないということについてはなかなかこの事業ではできないことでもあります。

したがって、それぞれの集落内における生活に密着した道路についていろんな事業がございますので、来年度計画的にこれらについて一般財源で対応できるもの、あるいはその範囲内でどれだけできるか、これらを精査しながらそれぞれ対応していきたいと考えております。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 だいたいの話は分かりました。そこで先ほど来、変革や行財政改革という言葉が使われておりますが、行財政改革の方法として、例えば庁舎内に特別チームをつくって検討するものなのか、その時期や期間は。そして答弁にもありましたが、組織編成は来年度までにはというような話もありました。そういったものは本年度内に終えて、来年度予算に組み込むという姿勢でよろしいのでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 先ほども少し言葉の中で言いましたけれども、行財政改革を進めるというのは時間を要すればいいということでは決してありません。したがって、来年度に実行できるものについては今年度中に組織改定の見直し、事務改善の見直しということについてできるだけスピード感をもって対応してまいりたいと思います。

したがって、先ほども答弁で申し上げましたけれども、いわゆる条例に伴うような内容についてとか、あるいはいろんな関係団体に結びつくような改善とか改革などについては若干時間を要するかと思いますけれども、しかしその他の内容について、来年度事業で対応できる、あるいは来年度で改革できるということについては今年度中に見直し、そして来年度の予算から実行してまいりたい、こういう基本方針で取り組んでまいります。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 それは今ある課長のチームでやるのかそれとも特別なチームをつくるわけですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この進め方の手法についてはまだ検討して、実は、おらないであります。したがって、議員提案のプロジェクトという内容で進めるのかということについては一つの選

択肢だと思えますけれども、なお、これを具体的に形としてどう予算化をすべきか、総合的に判断する場合についてはそういう考え方もありますし、あるいは各課の中からいろいろと検討委員会を立ち上げる委員会をもって組織して出直すことも一つでありますので、今後事務方とこれらの進め方、手法について相談をしてみたいと思います。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 次、地域経済の活性化と雇用対策についてお伺いします。同僚の一般質問について町長は今の状態では企業誘致等は、景気、経済状況が悪くて、好転してからというような答弁であり、トップセールスするというのは高く評価しますが、経済の好転を待っているはそのときは競争相手も多く大変だと思います。今からきちっとした対応をすべきと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 非常に難しい質問だと思います。確かに先に見えるようなそういう先見性をもった町長であればそういうことを実施するようだと思いますけれども、いかんせん私は浅学非才でありますので、なかなか経済的に先に見えるような、そういう知識も、実は、ございません。

しかし、一般的にこれからどういうところでこの経済観念というものを考えていくかといえば、やはり中央情勢というものについてこれをいろんなところから情報を提供していただく。そして企業の状態などについてもいろいろと自ら調査をしていかなければならないと思っております。

したがって、これから中央に出かけるところが多々ございますし、そういう中においても国の中においてそれらを率先して対応する省庁がございますので、そうしたところからまず足掛かりとしながら、いろいろ対応していくべきだろうと思います。

したがって、これから自らが本当に勉強しなければならない。そして今後、企業誘致にはどういうトップセールスが必要なのか、このことについても十分自ら律して考えてまいりたいと思いますので、今すぐここで即答できる問題ではないなど、こう思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 次に、交流人口の増加について述べておられますけれども、交流人口の増加というのは従来同じ目的でありながら長い間取り組んできたのを町長ご存知だと思います。それは町民福祉施設との両面から、さゆり公園周辺施設の整備を図ることで進めてきたわけですが、今度は民活を活用した事業として民泊、あるいはグリーンツーリズムと、そのような言葉が出ております。その計画と見通しについてお聞きいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 交流人口というのは、これは何もしないでいればいいかというとは決してそうではないわけでありまして。したがって、これまで西会津町はさゆり公園や、あるいは周辺整備の事業は行ってある程度の設備は整ってまいりました。

しかし、私から見れば何が足りなかったのか、どう町を売り出す、PRということについてももっと真剣に取り組むべきではなかったのかなと自分自身思っております。

したがって今西会津町も、先ほど申し上げましたけれども、観光資源というのはいたる

ところにあると思います。特に私は、自然、溪流、景勝、こういうことを見たときには議員のお住まいの奥川というのは非常にそういうことに合致しているのではないかと考えています。これから西会津町がインターを活用し、そして15分道路、つまり西会津横断道ができて、その先にはいったい何があるのかということをもみんなで地域的に考えていく必要があるのではないかと考えております。

そこにはこれからいわゆる町だけが考えるのではなくて、地域の皆さんと一緒に、地域づくりを基本にしながら取り組んでいくという姿勢をこれからもっていかなければ、民泊もグリーンツーリズムも成り立たないのではないかと私考えておりますので、これから地域の皆さんが何かをやろうとするときに、私はそういうところに手助けをしたいし、予算付けもしていきたい。

そしてみんなと一緒に取り組んでまいりたいという方針でもってこの交流人口を進めてまいりたいと思います。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 大変力強いお言葉であります。その中に加えて、今限界集落といわれる集落が多く生じております。そして地域の、あるいは集落の存続という面で今ほどの民活を利用した活性化を図るという意味でどのように対応されるのかということ、あるいは今言われたようなものに手助けをするという形で支所業務や連絡所業務を会津振興局のようなそういう形での活用はできないものかお伺いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員は非常に難しい質問ばかりをいたしますので、なかなか私の対応の仕方について答えることが非常に難しい面もあるなど、こう考えております。

私は基本的には、限界集落という言葉は本当にあまり使いたくない言葉であります。やはりそういう集落は現実としてあるということの認識は持っているながらも、そうした中で一生懸命住んでいらっしゃる皆さんをいかに集落的にまとまって手助けをしていくかということでもありますから、ある限界集落に限って言えば、そういう集落ということについては周囲のかたがたでやはり協働で対応していくというその大きなくくりをやはり持つていくことが必要ではないかと考えております。

したがってそういうことが地域の中で徐々に生まれてくるということであれば、やはり全体的な、ある意味では地域的な動きの中で解決できるものではないかと考えております。

そして、振興局のような町の支所的な対応などについてでありますけれども、これから地域の皆さんがいろいろと活動するという場合については、当然その窓口はその地域の支所であり、あるいはそこにお勤めになっているかたがたも一緒に対応していくということは当然のことだと思っています。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 限界集落については現状はまだ把握されていないのかなと思いますが、周りでどうにもならなくなってきたのが現状であります。ですからそれほど進んでいるということでもあります。

今町長が今次のあれで町民との対話を重視されております。年1回そういった集落の人たちと対話するのが大変であれば、職員等を配置して常にそれを把握して対応すべきと思

いますがいかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私はこれから限界集落、言葉はあまりいい言葉ではありませんけれども、そういうところにお住まいのかたがたの現状というのはどういう状況なのかについては、私は十分に認識しているつもりでございます。これは当然選挙時もそうでありませけれども、あるいはいろんな集落の現況というものをこの目で、この身体で体験してきたということは事実でございます。

したがって、そういうかたがたに対する対応の方法の一つとして福祉タクシー、こうした対応も、足の確保ということも考えなければならないというところから、そういうところから生まれてきた制度の一つであるということも理解していただきたいと思います。

なお、これからの新たな福祉対策の一つとしては、すべて町のさゆり周辺にその施設があればいいというようなことではないと思います。それぞれ、例えば奥川の地域であれば奥川の地域の中で福祉施設的な対応ということもこれから時代とともに考えていかなければならない課題の一つではないかと思ひますし、そしてまた、地域で何かをしよう、あるいは地域の皆さんと一緒に運動しよう、あるいはそうした現況を把握をどうするかということになれば、職員の皆さんはもちろんでありますが、地縁というような制度もございませので、そういうことがこれから必要かどうかも含めて検討してまいりたいと思ひます。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 ただいまの話の方向性は私も同じでありますので、今後検討させていただきたいと思ひます。

最後になりますが、枝葉の枝葉になります。公約に掲げてあります給料の50%と黒塗りの問題についてお尋ねします。

給料の50%カットが行財政改革の率先垂範とする理由と、50%の根拠はいかな、どうなっているのかということです。財政状況との関連性は、また、現在のサービスの現状維持とこれ以上の負担増を伴うサービス向上についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私の給料を50%カットについては昨日からも何度もお話しておりますとおり、厳しい財政状況の中の一つと、そしてまたもう一つは町長になってからのいわゆる姿勢の中で町長として確かに報酬額は73万800円、これは決まっております。

私はそういうところの基本的なものについて変えるということではございませ。私の任期期間中には私はこれからの、自らの律する、あるいは行財政改革を自ら率先垂範をするという一つの表れとして、自ら何ができるかということをお考えたときにその給与の50%カットということについて、まず自分を律し、そしてこれから西会津町の行財政改革について進めてまいりたいという一つの表れであるということについてご理解をいただきたいと思ひます。

また、住民サービスについては、私はこれからいろんな住民サービスの中にはたくさんございませ。そういう中から本当に町民がこれから求めているものについては、こういう自らのカットを基にしながら住民サービスの向上に努めてまいりたいと思っております。

- 議長 9番、武藤道廣君。
- 武藤道廣 給与のカットについては私と大変意見が異なるようでありまして、それに関連しまして50%カットの件と黒塗りの町長車廃止の件であります、町長車廃止の件は今次の補正に計上されておりますが、給料カットは計上されておられません。その辺の理由はどういう違いあるのでしょうか。
- 議長 町長、伊藤勝君。
- 町長 このことについて実際数字上、あるいは予算上の措置でありますので、担当課長より答弁をさせます。
- 議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。
- 総務税政課長 町長の給与月額を50%削減するということにつきましては、議員もご承知のように、特例条例としてこれから制定する作業が出てまいります。今次の議会におきましても1号議案としてそれを提出させていただいておきまして、それが確定してから今後の補正予算の中で計上をさせていただきたいということでご理解をいただきたいと思っております。
- 議長 9番、武藤道廣君。
- 武藤道廣 そういう方法もあると思いますが、2号議案は確定しなくても出てるわけですよ、新条例として。ということありますから、私としては町長がその二つの関係について何らかのニュアンスの違いといいますか、比重の違いがあったのかと。なければないでいいわけですから。
- 議長 武藤議員、もう1回最初から。
- 武藤道廣 二つがね、50%カットは予算措置がなされてないわけです。ですから、この次の議会か何かでやればそれは済むことです、方法としては。ただ、黒塗りはなってるわけですよ。それは発生したからやったのかということもありますけれども、ただ、この二つが公約として出ているのに、町長個人としてはこの二つのどちらかがこれでいいからこういう対応になったのかということを知っているのです。
- 議長 町長、伊藤勝君。
- 町長 私としては、新たに付け加えるような予算ということであれば事前にきちっと対応しなければならないと思っております。町長50%カットというのはもう既に予算化ではなくて、いわゆる現在あるところでカットをしてくるわけですから、これは何ら問題ないのではないかと考えております。
- もう一つ、黒塗りの高級車はある意味では廃車をしてしまったのではないかとということでもありますけれども、これは昨日からも申し上げましたとおり、乗らないものを置いておくということは無駄じゃなかったかということでありまして、これは早めにその措置を講じたということでもありますのでご理解をいただきたいと思っております。
- 議長 9番、武藤道廣君。
- 武藤道廣 今説明ありましたが、黒塗りのことに対して私が質問した部分はまだ答弁なかったんですが、ついでに質問します。
- 一応昨日の関係で計算式はいただきました。しかし今乗らないものは返したんだからという話あったんですが、私としては財政的な面からやらないのかと思ってたんですが、そ

そうじゃなくて黒塗りはやらないというものは先なんですね。分かりました。

ですから、町の財政に負担をかけるならば、同じやるにしても一番金のかからないやり方をシュミレーションしたのかなということでお聞きしたんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 このことについても事務方と事前に相談をいたしました。したがって、その計算なり、あるいは町民の皆さんに説明できるような資料について配付した内容でございますので理解をしていただきたいと思います。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 時間がありませんので、最後に。いろんなことがありまして、ただ、黒塗りがいらぬというのであればそれと、町長専用車に関してでありますけれども、いろんな装備等がなされると聞いております。それに関して今まで町長室等もちょっといじられたようですが、その装備関係、今までにかかった経費と今後のかかるような装備に関する経費はどのくらいでしょうか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 今次の新町長就任にあたりまして、町長室の内部について多少改修をいたしました。今手元に詳細な金額はございませんけれども、おおよそ 20 万円程度かかってございます。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 車に関して、パソコンその他いろんな話が出てるんです。それは車の車両代とは別な予算に入っているのでしょうか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 まだ取り付けはしておりませんが、これから、今次の予算に計上させていただきました車両の購入費はまったく別に考えております。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 時間ありません。最後に、例えば悪い例かもしれませんが、我々職人としての経験上です。50%給与のカットに関して言わせてもらえれば、一人前の職人が50%の日当で仕事をさせれば自ずと50%の仕事しかなくなるということが往々にしてあります。町長ですから、そのようなことはないとは思いますが、しっかりやってもらいたいと思います。

また、冒頭の言葉を町長室のついでにでも、座右の銘として掲示されてしっかりと初志貫徹をお願いしたいものであります。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、職人の立場から半分の給料と半分の仕事しかしないということについてありますが、私は50%カットでもやることはやらなければならない。そのことは町民に対する約束でありますので私はしっかりとそれはやっていかなければならないと思います。

そして初心忘れるべからずは紙に書かなくても心に書いているということを申し上げて答弁いたします。

○議長 暫時休議にします。(15時00分)

○議長 再開します。(15時10分)

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 11番、長谷沼であります。昨日から一般質問が始まりました。感心いたしました。伊藤町長、本当に真剣になって答えてくださっております。それでただ一つ昨日の質問の中で気にかかったことがあるわけですが、それはまちづくり基本条例の件であります。

これからの4年間の町政はまちづくり基本条例に基づいてまちづくりを進めていかなければならないのではないかなと思っていますが、それが、あなたの言葉から提案理由のなかったと。一般質問の中でそれが出たと。

やはり質問されて自分の考えを述べるよりも、町長自らが発信することによって多くの町民がそれを受け止めるわけでありますから、その件に関しては一つ残念だったなと思いました。

今年は選挙の年でありまして、7月には町長選挙、8月には衆議院議員の選挙がありました。二つの選挙とも政権交代、長期政権ノーの意思が見事に現れた選挙でありました。この結果については衆議院で言えば民主党への期待よりも自民党へのノーの現れがそのような結果になったとかなりの人がおっしゃっておりますし、町長選挙もあなたへの期待よりも前の長期政権へのノーの現れと言っておられるかたもおられます。

あなたの選挙ですよ。一生懸命応援した人の中に、あの票はあなたへの期待が半分、後の半分は交替さえできればいいという結果の現れとおっしゃってるかたもおられますし、私も何人かに言われましたが、なにかに言ってもまず交替すべきなんだと。結果が悪ければ4年後にまた替えればいい。そういう人がおられたわけであります。

あなたは大変に1,287票の差を強調されますが、もっと素直に、謙虚に受け止めて町政にあたるのが町民の幸せにつながると私は思います。

それでありまして、武藤議員も言っていました。人は往々にしてある地位につくとまるでその地位があたかも自分への権利、自分の力であると過信してしまいがちです。こうおっしゃってます。誰に向かっておっしゃったんですか、これは。議員に向かって言ったのでしょうか。町民に向かっておっしゃったのでしょうか。

私は町長として言うべき言葉ではなかったと思います。このことは、自分自身の戒めとして受け止めていただくように申し上げまして私のこれから一般質問に入ります。

財政と財源についてであります。現在の財政状況をどうとらえていますか。昨日、自主財源が少ない、約2割とおっしゃいました。自主財源の少ないことが町政にどう影響しているとお考えでしょうか。また、西会津町にとってどの程度の予算規模が妥当とお考えでありますか。また、その根拠は何でしょうか。

それと標準財政規模が本町では約34億円と言われていますが、今次の補正で一般会計を見ますれば55億円を超えております。このことをどう思われますか。

それに厳しいと言われてますが、何をもって厳しいとおっしゃるんですか。先ほどは一般財源が厳しいとおっしゃられましたが、予算は一般財源だけではありません。何をもって厳しいとおっしゃるんですか。お答えいただきたいと思います。

次に、行財政の改革をするとおっしゃっておられます。みずからの50%、黒塗りについては分かりました。

事務事業は一旦リセットというわけですが、継続する事業、廃止する事業の決定にあたっては何を基準に判断をするのですか。先ほどは費用対効果ということもありました。これはかなりの項目があって、それに一つ一つ基準にどうなるのかということで判断をしなければならないと思います。その基準の判断をお示してください。それと誰が判断するのか。庁内であるのか、あるいは外部も交えて判断をするのか、その点についてもお答えをいただきたいと思います。

財源の確保についても述べられておりました。具体的なことはおっしゃっておられませんので、具体的な財源の確保についての取り組みについてお伺いします。

2点目の質問に移ります。今までの政治家、あなたは議員として7期おやりでございませうから、政治家としての信条をどう町政に反映するかについてであります。

あなたはずっとこれまで、社会党、社民党を支持し活動してこられたと私は理解しておりますが、私の理解が間違いでありましたならば訂正をしていただきたいと思います。

人事院の勧告についてお尋ねをいたします。あなたは18年11月の臨時会、20年11月の臨時会のときには人事院の勧告、県の人事委員会の勧告に基づいて職員の給料の減額、これは期末手当だったと思いますが、その案に反対をなされました。ということは人事院の勧告を尊重しなかったということでもあります。

ところが町長就任にあたって最初の職員の訓辞の中で人事院の勧告は守る。また、職員組合との話し合いでも人事院の勧告は尊重すると。昨日も答弁で人勧は尊重するとおっしゃいました。なぜそのように変更するのかお聞かせをいただきたいと思います。

次、転作の取り組みについてであります。あなたも水稲栽培しておられますが、転作にはどう取り組んでこられましたか。また、これから町長として町全体の取り組みについてどう取り組まれますか。なぜ転作を取り上げたかという、20年度の目標面積は町自体では消化できなかったんです。足りなかった分をJA間の、農協間の調整を行ないやと、ようやく町としての面積をクリアしたわけでありませう。おそらく今年度も同じようにJA間の調整をしなければ100%達成が難しいのではないかなと心配するからであります。

確かに民主党が政権につけば大きく変わる要素があります。それによって町の農政も大きく影響するわけですが、国や県の方策に基づいて、それを尊重しながら町の農政を進めていくというのが町としての基本的な考えではないかなと思いますが、いかがお考えでございませうか。

最後になりますが、敬老会、百歳への件であります。5番、清野議員への答弁がありました。私は敬老会75歳に賛成であります。敬老会、30年前後から始まりました。そのころから見れば平均寿命10歳前後延びているはずであります。また、前期高齢者65歳、後期高齢者75歳、そういう区分けがなされているわけでありませうから、するならば即来年からすべきであると思ひますし、また、百歳へのことなんです、この件に関しては私はこう思ひます。3人目の子どもに50万円ですから、50万円に減らすと。あとの50万円と言ひませうが、あと百歳以上に対しては長寿手当を出す。

これは昔保科正之が90歳以上のお年寄りに1日玄米5合の米を配給して生活費を援助

したというから言うわけでありまして、これはすぐと言いませんのでこれから皆さんで、敬老会、百歳への100万円について検討をいたしましょうから、その検討項目に私の今の提案をぜひ加えていただいて検討していただきたいと思います。

これで私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 11番、長谷沼清吉議員にお答えをいたします。町長の基本姿勢として財政と財源、今までの政治信条を今後どう反映するかなどについて多方面からおたがしがありましたので順次お答えをしたいと思います。

冒頭、私に対する選挙結果の内容についていろいろとご指摘やら戒めの言葉がございました。私は先ほども申し上げましたように、所信表明の一部を取り上げられましたけれども、これは議員の皆さんとか、あるいは町民の皆さんに対する言葉ではなくて、これはみずからが律するという言葉であるということでございます。そう受け止めていただきたいと思います。

まず、いくつかの件について具体的な項目の中でお答えをこれからしてまいりたいと思いますけれども、議員の質問事項と答弁が合致するかどうかといういささか最初の項では納得できないところもあるかと思いますが、議員の質問に忠実に答える意味からして、これから答弁をしたいと思います。

町の財政状況につきましては、9番、武藤道廣議員にお答えしたとおりであります。平成20年度の決算状況につきましては、すべての会計について黒字決算となったところであります。特に、一般会計では実質収支、単年度収支、さらには町の貯金ともいふべき財政調整基金からの取り崩しや積立を考慮した実質単年度収支のすべてについて黒字決算となりました。この主な要因としては、地方交付税の大幅な伸びであります。自主財源の乏しい本町においては、国の財政状況に伴い町財政も大きな影響を受けることから、さらなる経常経費の削減に努めてまいり所存であります。そう考えてございます。

次に、何が厳しいのかと、こういうご質問がありました。一般会計決算で明らかのように、歳入の51.4%を地方交付税が占めております。自主財源の要ともいえる町税は11.8%にとどまっております。また、最近の傾向として景気の低迷等に伴い滞納額が増加しておりまして、一般会計で約4,700万円、国民健康保険特別会計で約5,100万円、その他の特別会計も合わせますと1億円を超える未収金が発生しており、大変憂慮すべき課題であると認識しております。

また、現在は大きな公共投資も限られていることから財政状況は改善しておりますが、今後、小学校統合計画もありますことから、これらを含めた将来の財政計画について、さらに検討していく必要があると考えております。

第3点目の財政改革の内容であります。事務事業の見直しにより無駄を省くとともに、定員適正化計画に基づく職員数の削減、町長給料の50%減、黒塗り高級車の廃止などにより経費の削減に努めてまいります。

次に、財源確保の見直しについてのご質問でありました。自主財源である町税の公平公正な課税と徴収につきましては、税等徴収対策本部会議を設置し、納税意識の向上にむけ、滞納者への納税相談や計画納税など、適正な対策を講じてまいり所存であります。さらに

遊休財産の活用や処分を進めることにより収入の確保を図っていく考えであります。

また、投資的事業については、交付税算入の高い有利な起債を活用するとともに、国の経済対策等の情報をいち早く入手し、町に適した補助事業を導入しながら財源の確保に努めていく考えであります。

次に、私の政治家としての信条をどう町政に反映するかということでありまして、私のこれまでの政治活動に対する政党等の関係について述べられておりましたが、議員の内容についてはそのとおりであります。

次に、人事院勧告に対する考え方でありますが、7番、五十嵐忠比古議員にお答えしましたとおり、職員の給与等の改正につきましては、これまでどおり国の人事院勧告や県の人事委員会勧告を尊重し対応して行く考えであります。

なお、私が議員当時これらの内容に関して反対したのではないかということでございましたけれども、私は議員としての立場ということから自らがその場で判断をしたところがあります。したがって、立場が変わればこれから西会津町をどういたしていかなければならないかという、その立場によってもきちっと対応しなければならない。そのためにはそうした考え方にも立たなければならないというところについては、議員は見識者でありますから、そのところは十分理解していただけるものと思っております。

また、次に転作・生産調整の取り組みについては、1番、目黒議員にお答えしたとおりであります。政権交代によって減反政策がどう変わるのかを見極めながら判断していくべきと考えております。

米の需要の減少や米価の下落傾向といった現状においては、農家所得の確保を図るために、米の需給調整が必要であり、引き続き生産者・生産者団体等の主体的な取り組みが今後も求められると想定をしております。

このことから、現在と同様の制度が実施をされれば、さまざまな減反補助金制度や中山間地域等直接支払制度など有利な事業実施のためにも引き続き対応していくことが肝要であると考えておりますが、しかしながら政権交代によって今後どのようにこの農政が変わるか十分これも見定めていかなければならないことであると思えます。

次に、敬老会、百歳への100万円についてのご質問であります。5番、清野佐一議員にお答えしたとおり、敬老会の招待年齢は段階的に私は75歳に移行していきたいと考えております。議員の考え方については理解をいたしますけれども、私はあえて段階的な対応ということを申し上げたいと思えます。

百歳への敬老祝金100万円につきましては、金額を、先ほど言いましたとおり、見直しするとともに、百歳以上のかたの医療費自己負担分を無料化するなどの新しい制度をつくってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 いくつか答弁漏れがあったと思っておりますが、それは順にこれらお尋ねをいたします。

行財政改革で一旦リセットですよ。これ私の前に何人お尋ねになりましたか。それとほとんど同じ答えですよ。何をもって継続するのか、廃止をするのか、その判断をする基準がなければできないでしょう。それがなくて今判断しようとしてるんですか。

一つ言いましたね、費用対効果、それも判断の一つだと思いますよ。一つや三つや十ではおそらくきかないはずだと私は思いますよ。ですから、その判断の基準を、なければしょうがない。あればお示しをしていただきたい。

誰が判断するんですか。庁内でやったことを庁内で判断する。庁外者で判断してもらうという方法もあるわけですから、その点についてこれは答弁がありましたのでお答えをいただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私はこれまで町が関係する事務事業の見直しについて確かにリセットをするということについて申し上げました。そのことはすべての事業に私は結びつくということであり、ます。ですから、これまでいろいろと事業効果を上げてきた問題、そういう中から本当にこれが将来的に必要なのかどうか、あるいは継続すべきかどうか、さらには改善すべきかどうか、廃止すべきか、このことをまず基準材料にしていきたいということでもあります。

じゃ、何をもちってその基準とするかということは、先ほども申し上げましたように、いわゆる費用対効果もそうでしょう。あるいは今までの現状から経過をもちって、いわゆる100%完了したと、こう想定すべきな課題もあります。それともう一つは、事業の中で、特にこのことについてはもはや、対相手との関係があった事業について、対相手はその事業を見直してしまっ、て、ここが私たちだけでどうしようもないという事業もあるわけです。

例えばの話、これは宮古島との長期保養、滞在型の基地構想でありますけれども、事務関係の中で、レベルの関係で、このことについて宮古島市との内部の中でお話を事務当局でいたしました。そしたら、その相手方についてはもうその事業は中止、あるいは廃止となっ、てしまっ、てしまっ、た。したがって、西会津だけで行なえる事業ではないわけです。そういうことも含めて事業を見直していかなければならない。

あるいはまたこれから一つ一つ精査をすればいろんな角度でいろんなことが出てくるかもしれない。それにはまず、やはり今まで事業を遂行してきたその担当課、あるいは課長、そしてまず内部できちっとこれを精査しなければならないということでもあります。

そして、じゃ具体的にこれからどのような判断を皆さんにお示しするかということになりますと、それは事務事業の中でこれから適当な委員会、適当と言いますと語弊ありますけれども、振興開発審議会とか、あるいは必要であればこれから外部のかたも組み入れながら新しいプロジェクトも必要かもしれません。

まず内部できちっとその対応をしていくということが必要であるということで、これから事務事業を見直していきたいということでもあります。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 言わんとすることは私は理解してんですよ。やってたのみんな見直さなきゃならない。それは当たり前だ。だから、それには基準があんでしょうというの。一人の町長の思いつきや一人の課長の思いつきじゃなくて、例えば決算カードのような項目があっ、て、10点満点でこれが1点だとか、10点だとか、そういうような客観的に判断するものをもっ、て判断していかないとだめだと私言ってるんです。

何人、今の件で質問したんですか。やはりそういうものをもっ、てきちんと事業を見直しをするときにはそれがやらなければ理解できないわけですから。なるほど今の判断基準に

よればこれは廃止されてやむを得ないなど。もっとこれやる。そういう客観的に判断できるようなものを持ってやらなければだめだと。なければこれからつくってやってもらえばいいわけだから。私の言ってること間違ってるかな、これ。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いわゆる手法の方法、どういうふうにしてこれからやるべきだということを指摘されているんですね。私は基本的な考え方を申し上げているんです。したがって、今までだって事業見直しはやってきたんですよ。じゃ、具体的にどのようにやってきたか、あるいはどういう点数の付け方をしてきたのか、これは今まで基本的なやり方、方法については現実に見直しをしてきたわけでありますから、そのことについては担当課より説明をさせます。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 これまでの行財政見直しにつきましては、議員おただしのような客観的に判断できる基準といいますか、そういうものを用いながらやってきたところでございますので、これから新しい見直しにあたりまして、町長とよく打ち合わせしながら新しい基準、そういったものに、客観的に判断できるようなそういうものを作成して見直しを進めていきたいというふうに考えております。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 確か3月の議会だったと思いますが、いろんな事業、要望があったのを取り上げる、取り上げない、そういう判断はどういう物差しでするんだと。客観的な判断材料がなければ事業効果がどう出てくると、そういう物差しがなければできないのじゃないのかと。あるかと聞いたんですが、明確な答弁はなかったわけです。いわゆる誰からもこのリセットして判断した結果が間違いでないというようなきちんとした判断がされるようにご期待を申し上げます。

次に、財源の確保に入りますが、いろいろおっしゃいましたが、その前に、財源の確保であります。私質問の中で西会津に合った予算規模というのはどのくらいか。あるいは標準財政規模34億円を今55億円だと。21億円も多いわけですか、標準財政。これは、国や県とのつながりがあるって、流れてくる金がかかなりあんじゃないのかなと。まず財源の確保はそういうような県や国とのパイプを伊藤町政がどうパイプを太くして財源を確保するのか。まず私はこれが一番だと思いますよ。

それと眠っている土地があるわけでありましてね。例えば工業団地、全部売れば9,086万円。これ間違っていたら訂正してください。そう大きな間違いではありませんから。住宅団地1億3,675万円、商業団地のA区画を売れば2,451万円、合わせれば2億6,800万円にもなるわけです。これだって大きな財原の確保だと思いますよ。

それとふれましたが、収入未済1億円に達してしまいました。やはりこれも収納率を上げれば自主財源の確保になるわけです。担当者で会議を持って徴収にあたっておられますし、課長たちでも税に関しての会議を持ってあたっておられますが、なかなか実際はそれ、上がってないわけです。上がってないからいいわけじゃなくて、やはり自主財源を確保するためにも、まずは国や県とのパイプ、それからこういう売れないで残っている土地の売却促進、あるいは税収をきちんと徴収していくというあたりが私は大きな仕事だと思って

ますが、町長、いかがお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、西会津町におけるいわゆる一般会計の規模数はどのくらいが適当かということではありますが、議員、これも既にご承知だと思いますけれども、まず、この町の規模、あるいは人口ですね、あるいはいろいろな建物、道路、その他含めながら西会津町がやっ
ていける基準財政需要額に対して基準財政収入額、この差額がいわゆる地方交付税としてくるということでもありますね、基本的には。

ですからまずとこの町の人口やあるいは経済状況やあるいは公共施設等、学校等含めた中でまずとその財源規模が出てくるわけでありまして。したがって私は今の西会津町の決算額でこの 54 億円ですか、これらについては西会津町ではほぼ妥当な数字に上がっているのではないかと思います。

それと確かにこのほかに県と国のパイプをどうつくるかということ、これはむしろ有利な事業運営の中で当てはまることだと思います。これからも含めていわゆる会津全域でいろいろな形で財源確保については取り組んでおりますので、そうした動きやさらにはこれから多分 10 月 1 日から全会津の主なる町村長で中央要請、要望をしまいでありますところですが、当然これからの課題もそうした関係で西会津町における事業内容についても十分に認識をしながら訴えて、中央陳情にまいって行きたいと思っております。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 一生懸命やっていただきたいと思っております。いわゆる工業団地から商業団地で 2 億 6,000 万円余もの、売ればですよ、あるわけですが、それだって有力な財源確保でありますよ。これについてはどうお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 先ほどいわゆる工業団地、商業団地、あるいはいろいろ眠っている内容でご指摘がありました。合わせますと確かに 2 億 6,800 万円くらいのお金になることは承知をしております。しかし今、これに対しては、議員ご指摘のとおり町としても最大限努力をするというところがございますので、その程度でよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 これは厳しい状況ではありますが、ただ、住宅団地等もうひと工夫すれば販売促進になるのではないかなど。また商業団地については後で言いますが、商業団地の土地も売ったほうがいいのか、売ればこれだけ入ってくるわけですから。町がそこに建物建ててしまえばお金が入らないで維持管理費で出していかなきゃならなくなるわけですから、そこら辺もあるわけです。

住宅団地についてはもうひと工夫、ふた工夫して販売の促進に努めていただきたいと思っております。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私もかねがね住宅団地の現在空いている内容についてどうすれば売れるかという中で、町当局に議員の立場から指摘をしてきた経緯もございます。私はそれらも含めて売れる工夫、そして PR、あるいはなぜ売れないのかということの内容について十分担当課と相談をしながら、ぜひとも議員の答えに沿うような対応をこれから進めてまいりたいと

思います。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 また、財政に戻るかもしれませんが、人事院勧告に移ります。私はずっと人事院勧告尊重すべきだと。オンリーでないところあるかもしれませんが、人事院勧告は尊重すべきだと。あなたは職員の給料下がるとき反対で上がるとき賛成してきた。

今は町長になったから、それも私は理解はできるんです。だけど、いと簡単に理解しすぎたんじゃないのかなと。組合の職員たちもがっかりしたんじゃないのか。例えばあなたは 18 年の期末手当 0.05 ヶ月引下げのときに、質疑の中で西会津町の財政力に沿った賃金体系があってもいいのではないのかと、こう立派なご質問をされてるわけです。

ですから、私も人事院勧告尊重してもらいたいというそれに異議はないわけですが、そこにいきつく前にあなたの思っていたこと、西会津に合った賃金体系というものを検討、これからするのか、してだめだから人事院勧告尊重するのか、やはりこのくらい、それが決まるまでは人事院勧告尊重してやりますよとか、そういうもう一つないと、いわゆる職員組合のかたがたが落胆するのではないかなと。いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず賃金体系、これについては議員のおっしゃるとおり私はこの町に沿った賃金体系というものは必要だと思っております。したがって、これから賃金全般についての体系、あるいはどういう位置にあるかとうことについては、これは近隣町村、あるいは県内のいろんな町村との比較の中において西会津町の賃金体系全体がどういうレベルにあるかということについては十分これは精査しなければならないし、是正すべきところは是正していかなければならないと、まず考えております。

しかし、これからじゃ具体的に賃金が、あるいは一時金が、さらにはいろんな期末手当が、今度はその都度その都度人事院勧告や県の人事委員会等から示されてくる数字があるわけです。そういう場合については基本的にあなたはどういう態度を示すのかということでもありますから、私はその対応については今ほど言った人事院勧告や県の人事委員会の勧告をまず尊重していきたいということでもありますので、先ほど言った矛盾するところは何らないんではないかと思えます。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 職員の関係であります、じゃ、西会津の職員のラスパイレスはどの程度が、西会津に合った数字だと思えますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いいかげんな数字を申し上げることはできませんので、現在のラスパイ、それから現在賃金体系の基本となるところにおいて、隣接との関係、県内の中で西会津町の給与体系についてはどの位置にあるかということについては事務当局から答弁をさせます。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 ラスパイレスの指数につきましては、今手元にございませんで今資料を取り寄せます。ただ、西会津町の状況においては、100 を割っております。賃金、ラスパイレスが 100 というのが、いわゆる国家公務員と同等の水準にあるということでもありますけれども、我々西会津町にとってはそれ以下の水準にあるということで、本来であれば

100に近いほどいいというのが賃金のあり方かなというふうに考えております。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 確か91前後、92か、3です。まあまあこれは基準の年代でかなり変わる要素があるということですが、今の総務税政課長は100%に近づいたほうがいいという意味のことをおっしゃいましたが、町長としてはどうお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 県内のこの意味のいわゆる市町村、あるいは町村でもいいんですが、確かにラスパイは低いところに位置してございますので、特に耶麻管内、あるいは会津管内においても西会津のラスパイはそう高くはないという認識を持っておりますので、やはり同等なレベルまで引き上げていくということは当然ではないかと思っております。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私もそのように行けばいいなと思いますが、今の西会津の財政状況ではいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私はそう難しい問題ではないと思っております。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 次、転作に移ります。町長は米を作っておられますし、転作への取り組みは。あなた個人の転作への取り組みはどうですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私は2反ぐらいの、2反以下の百姓でありますので、減反についてはいわゆるお金での対応ということでこれまで対応してまいりました。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 中山間地域直接支払事業で4,414万5千円ですか、去年の実績か今年の実績見込みです。そのほか産地づくり交付金事業で20年度の実績が1,920万円なんです。8,000万円から、転作を100%実施した中山間地、個人に対して来ているわけでありまして、やはりこれは町としても100%転作は、喜多方のほうから来ても100%実施されてるわけですから、そうすると西会津の自治区が90あるうちに75が農家のかたがおられるそうでありまして、そのうちの40集落くらいしか中山間に取り組んでいないわけです。

民主党政権になってどうなるか分かりませんが、今までの経緯ですと、第3期目も実施すると。今までのやり方を是正しながらやるという方向でいってましたが、それは分からないところがありますが、やはり続くならば町長としても、今度は町のリーダーですから、この会津いいで地域水田農業推進協議会という委員に町長は必ずなることになっていきますので、そうすれば推進するという立場に立てば、今言ったような以上に転作100%してんですから、そういうふうにご努力をさせていただきたいと。さっき聞きましたが、もうちょっと力のある努力を言ってもらえればいいと思っております。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これまで、今ほど議員がおっしゃられましたけれども、町の転作が100%を達成した、大枠で達成をすればどのぐらいのこれに関する補助金やあるいは名目上お金がくるかということについては、決算の中でも明らかになっておりまして、8,000万円以上であ

ります。

しかしこれは当然これまでの農家のかたがたの努力の結果でありますので、これについてはやっぱり現在ある制度であれば、これは続けていかなければならない。このことはやっぱり農家の人だって断腸の思いでやっていると思います。いわゆる本当にそれがいいか悪いかは抜きにして、この米ということに対する思いというものはたくさんあると思いますけれども、しかし好むと好まざるとにかかわらずこの国の政策、何ともいたし方ないという中からこの減反政策に対する自治体の割り当てが出てきているわけでありますので、実際のところ喜多方からのいろんな受委託を含めて100%という内容になっていることであります。これについては現在のままでいけばそういう取り組みにせざるを得ないのかなと、私もそう思っております。

しかし、これも先ほどらいから言っておりますけれども、政権が交替をした。米づくりはいったいどうなるんだろうと。WTOがいったい、関税がこれから引き下がれば米だって今1俵1万5千円が1万円になってしまうんじゃないかというようないろんな課題が山積しておりますので、そういうようなところを含めながら今後の農政というものをしっかりと見極めていかなければならない。そして米の個別所得補償というのはいったいどういう内容のものなのか、コストはどのぐらいかかるのか。あるいはそれに対して国はどう補償してくれるのか、こういうことも詰めながら農家のかたと一生懸命これから、膝を交えて考えていかなければならないと思います。

そしてもう一つは、議員が今おっしゃられました会議、これにも私は入っていかなければならないと思います。それには西会津町に合った農政というものについて、私はこれから主張していかなければならないだろうと、こう考えておりますので、今後いろいろとこれらについては今以上に勉強していかなければならない課題だと思っております。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 転作への取り組みのころは米1俵2万とか、2万2千円とか、今1万4千円前後ですか。ですから転作へ取り組んで同じ仕事をしながら同じ米をとって、中山間地直接支払の事業になれば急傾斜で2万1千円、緩傾斜8千円、同じことしながら入ってくるわけですから、これも継続されなければ何なりませんので、あとと言いませんが、ただ、やはり西会津に合った農政というものを、それは確立しなくちゃならないでしょうが、基本的にはやはり国や県の農政の、農業の政策の動きを見据えて、やはりそれを使うといいますか、それにのっかって町の農政も確立していくべきじゃないかなと思っておりますが、これをお尋ねしてお答えをいただけたら私の質問終わります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私は本当に厳しい中で農家のかたがたが減反政策をしてこられたという苦勞が分かり過ぎるほど分かるわけであります。実際なぜかといいますと私も少ししかないわけですが、実際に田畑をつくり、主たる私の職業といえば農業だと私は思っておりますので、議員のおただしのおり、これからまず農家のかたがたがどういうふうこれから何をしていくのか、そのための考え方などは十分耳を傾けながら取り組んでいく、そういう姿勢でございますのでよろしく願いいたします。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　　どうもありがとうございます。これで終わります。

○議長　　そでは先ほど 11 番から要請ありましたラスパイレスの資料が届きましたので、総務税政課長より説明します。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　　先ほどラスパイレスの状況についてお答えできませんでしたので、これから申し上げたいと思います。

平成 20 年度の状況が最新のデータでございますのでご理解をいただきたいと思いますが、本町につきましては 95.3 ということでございます。ただ、県内の町村の平均については 96.5 ということでございます。全国を見ますと 94.2 ということでありまして、県、全国から比較いたしますとおおむね真ん中程度かなということでございます。

先ほども申し上げましたように、このラスパイレス、100 に近ければ近いほどいいというふうなこともございますけれども、これにつきましては市町村のこれまでの経過、それから近隣の市町村、社会情勢、こういったものを十分に勘案しまして、現状の 95.3 という数字につきましては本町にとってはおおむね妥当な状況かというふうに判断しております。

○議長　　お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。（16時04分）

平成21年第7回西会津町議会定例会会議録

平成21年9月16日(水)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	11番	長谷沼	清吉
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	12番	長谷川	徳喜
3番	青木	照夫	8番	佐野	悦朗	13番	清野	邦夫
4番	荒海	清隆	9番	武藤	道廣	14番	清野	興一
5番	清野	佐一	10番	大沼	洋平			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	地域整備課長	杉原 徳夫
総務税政課長	伊藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 文男
まちづくり政策室長	成田 信幸	教育委員長	佐藤 晃
町民情報課長	大竹 享	教育長職務代理者教育課長	高橋 謙一
健康福祉課長	藤田 潤一	代表監査委員	廣瀬 渉
経済振興課長	新田 新也	農業委員会長	斎藤 太喜男

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健一	議会事務局主査	齋藤 正利
--------	-------	---------	-------

第7回議会定例会議事日程（第6号）

平成21年9月16日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号 町長の給与の特例に関する条例

日程第3 議案第2号 西会津町商業団地整備基金条例

日程第4 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第4号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

日程第6 議案第5号 西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例

散 会

（一般質問順序）

1. 長谷川 徳喜
2. 清野 興一

○議長 平成 21 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 みなさん、改めておはようございます。これより 12 番の長谷川が一般質問をする順番がようやく回ってきて、これから順次質問をするわけですが、その前に質問の内容を理解していただくために、前段を述べさせていただきます。

今回の一般質問は、いまだかつてない大勢の同僚議員が質問をするわけで、14 名の定数中、12 名のかたがたが演壇に立ち、それぞれの考えを述べられ、10 名のかたが 2 日にわたり熱弁を振るわれ、後は残り 2 人、私と 14 番議員だけが残り、今日午前中で終わる日程となっております。このことはいまだかつてない事例となりました。

今までの一般質問は普通で 4～5 名で、多いときで 7～8 名でしたが、今回の質問者は 12 名で、前代未聞といってもよいくらいです。このことは、やっとなが我が町でも議会制民主主義が戻ってきたと思っております。前町長の山口町政では一般質問は年に 4 回の定例会中 2 回するのが妥当だとか、質問内容については一切議員に聞くなとか言われて聞けなかったことも事実でしたが、今度の町長選挙の結果、長期間の山口政権が崩れ、伊藤政権に変わったからと思われま

す。前町長の山口氏が 6 期 24 年、親の博也氏が 4 期 16 年、合わせて 40 年の全国でも例のない長期政権には真正面から立ち向かうことはできなかつたと思われま

す。政権が変わったからといってすべてがすぐ変わると思っておりません。一言で言いますれば西会津町が今皆さんご存知のとおり、鍋底と申しますか、非常に落ち込んでおります。そういう中で今新町長がすべてここ 4 年でやると言たってこれは当然私は無理だと思っております。身近なできることから変えるしかないと思いま

す。それでは質問に入らせていただきます。まず最初に申し上げておきますが、答弁は短くしてください。お願いいたします。1 時間で私の質問は当然無理だと思いま

すが、できる

だけはやらせていただきます。まず、行政問題についての町長の見解を伺いま

す。今政府でも 800 兆円ともいわれている借金財政の立て直しを図る経費削減の一つとして、国家公務員をとりあえず 2 万人減らす方針を示したが、当然地方公務員の削減も避けて通れないと思われま

うので当然だとも思っております。町長が町民側からその姿勢を見ても、なるほど町職員も変わったなど、こういった理解も得られることにもつながると思います。ぜひ実施すべきだと考えておりますが、町長の所見を伺います。

次に、ロータスイン株式会社、西会津町ロータスイン、振興公社について伺います。西会津町振興公社は設立は平成3年の10月で17年ほど経過いたしました。株主の構成は町が3,000万円、いいで農協が400万円だと思います。そして西会津町商工会が100万円、西会津町森林組合が50万円、合わせて3,550万円ほどだと記憶しております。

それでもって設立されたわけで、町の出資金が3,000万円の大口であるにもかかわらず、その内容、運営については一切口出しができなかったのが今までであります。今でも委託料としてロータスインに3,200万円以上が一般会計から繰り出しているのが私は不本意であると、こう思っております。したがって、運営が口出しはするな、金は出せでは誰から言ってもこんなことは通るもんじゃない。

がしかし今までは条例だのなんだのとありまして、一切私も口出しできなかったのが事実であります。今後の運営は振興公社で独自でやるべきである。従業員がこの振興公社職員ですね、49名もいるのも理解ができませんし、これ全部含めて、管理棟そしてよりっせで総勢が49名なそうでございます。そして赤字運営をいつまでも町で補うことはできないと私は思いますがいかがでしょうか。

次に、平成22年度予算編成について伺います。

行政改革は無駄なことをしないのが目的であると思われまます。今までの予算編成を見直すべきだと思うことから質問いたします。町で行なってきた行事、イベントが見直す必要があると思われる。例えば真冬の花火大会、下駄マラソン、秋の文化祭、雪まつりですか、これは当然見直すべきだと思います。そして新年度、今年は21年の予算ですから、来年の予算からはやはりこういったイベント、祭りごとにはやはり経費はできるだけ削減しまして、そして金のかからないイベントにする必要があると私は思うんですが、町長の見解はいかがなものか尋ねます。

そして沖縄の長期滞在は一般町民にはなじめない。特に国民年金、年間で5～60万円ですよね。普通の町民はですね。その中で健康保険税、介護保険税を引くとおおよそ2ヶ月間で9万7～8千円、それからもろもろ引くと4万円前後になってしまうんですよ。そうしますと1ヶ月2万円くらいでいくら健康にいいとか、そして老化防止をすとかいっても、普通の町民にはこれはもう無理な話ですよ。私も何回か質問してきたわけですが、一向に前町長は聞かなかったということから、これは見直してもらわなければ困ると思っております。

そして次は年に何回か今まで行なわれてきました大学教授等の講演など行なっても町の活性化にはならないと私は思います。なぜならば、大学教授であろうと先生であろうと、西会津のこの雪国、過疎の現状はやはり実感としては分からない。ただただ、講義とかそういう中でまちおこしはできるわけがないでしょう。あれ、1回講演料ははっきりした金額は私は存じておりませんが、多分何十万円という講演料がかかるわけです。そういうことからこれはぜひ見直す必要があると、このように思っって一般質問をしたわけでございます。

以上が私の一般質問の内容であります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おはようございます。12番、長谷川徳喜議員の質問にお答えをいたします。

行政問題について町長の見解、株式会社振興公社について、平成22年度予算の編成についてそれぞれ各方面からおたがしであります。順次お答えをしたいと思います。

議員が冒頭、これからの町政について北国の春を例にあげられましたが、私の持つ小さな包みは、ふるさと西会津のために、また、町民へのメッセージでありますので、これからも議員のご指導をお願いを申し上げたいと思います。

はじめに行政問題についてのご質問にお答えをいたします。

第1点目の職員数の削減であります。行財政改革の一環として、平成16年度に定員適正化計画を作成し、職員数の適正化に努めてきたところであります。

この計画では、平成16年4月1日時点での145人に対して、職員の退職と計画的な採用を図ることにより、10年後の平成26年4月1日時点での職員数を25人少ない120人として、人件費の削減に努めていくものであります。

今後もこの計画に基づき、職員数の適正化に努めてまいりたいと考えておりますが、ただ一概に削減することだけを目的とすることではなく、町民サービスの低下をきたさないよう事務事業の見直しを行なうことにより、適正な職員数の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、本年4月1日現在の職員数は128人であり、定員適正化計画と比較して2人少ない職員数となっております。

次に、役場庁舎内の清掃を町職員が行うべきではとのご質問であります。以前は庁舎内の清掃はすべて民間のかたに委託しておりましたが、平成17年度より行財政改革の一環として、事務室については毎週火曜日と金曜日に職員が清掃を行ない、経費の削減に努めてまいりました。ただし、トイレや会議室・廊下など共有部分につきましては引き続き個人委託やシルバー人材センターへの委託により清掃を行ってきたところであります。庁舎内すべての清掃を職員が実施することにつきましては、今次の補正予算での国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して、トイレのバリアフリー化の改修予算を計上しておりますので、この改修が終わりましたら、清掃について職員と協議をしてみたいと考えております。

次に、振興公社についての質問であります。株式会社西会津町振興公社については、地域経済活性化の担い手となるべく平成3年10月に設立し、これまで、収益性を伴わない公共施設の健全な維持管理をはじめ、町の推進する各種事業に取り組んでまいりました。

去る8月8日、新たな代表取締役社長として私が就任したところであります。現在、経営改善に向けた組織改革、経営形態の見直しに着手しているところであります。

質問の温泉健康保養センターの委託料であります。内容はあくまで温泉施設の健全な維持管理に要する経費であり、光熱水費や燃料費などの総額から温泉利用料を差し引いた額であります。なお、振興公社の収益活動につながる宿泊や飲食提供などの営業行為に係る経費は、一切含まれておりません。

温泉健康保養センターは、町民の福祉向上のための施設であることから、適正な管理に

要する経費を確保していくことは必要と考えておりますが、より一層の経費の削減を図るため、振興公社を指導してまいる考えでありますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、従業員数については、振興公社全体では 49 名であります。温泉健康保養センターの従業員は 26 名であり、現状の施設管理上必要と思われる人数であると思っております。

なお、平成 20 年度の振興公社の決算につきましては、6 月議会で報告したとおり全体で 614 万 6 千円の黒字となっており、平成 20 年度から新たに指定管理者となった地域資源活用総合交流物産館「よりっせ」の黒字分を除いても 191 万 6 千円の黒字となっておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、平成 22 年度予算の編成についてのおただしがございました。まずイベントの見直しについて申し上げます。

町では今までふるさとの再発見と元気で活力ある地域づくり、経済の活性化と交流促進対策として、さらには本町の魅力・情報を広く全国に発信する場として文化と産業祭や雪国まつりなどのイベントを実施してきたところであります。

これらイベントの見直しについては、今後関係団体と協議をしながら内容の充実と経費の節減を図ってまいる考えであります。なお、来る 10 月 31 日と 11 月 1 日に開催予定の文化と産業祭につきまして、この旨を担当課長に指示をしたところでありますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、沖縄県宮古島市との間における長期滞在型保養基地構想についての質問にお答えをいたします。

この事業は、宮古島市で実施してまいりました健康ふれあいランド計画の中に、滞在型の保養宿泊施設を建設し、宮古島に長期間滞在していただくという構想があり、その事業へつなげる試行事業として実施してきたところであります。

しかし、宮古島市の健康ふれあいランド事業が平成 20 年度で終了し、その事業の中で予定していた長期滞在型宿泊施設はできないことが確定したことから見直しを図ることといたしました。

なお、宮古島市とは平成 17 年に友好都市を締結し、物産交流や食生活改善推進員の交流などを行っておりますので、今後、人的交流や経済的交流などについて宮古島市と協議をし、方向性を検討してまいりたいと思っております。

次に、講演会についてのご質問がございました。

講演会には、町の地域活性化に関すること、健康と地域医療に関すること、教育と文化に関すること、生涯学習に関すること、農・工・商の改善に関することなど、さまざまな分野があり、それぞれに町の課題解決等に効果をあげてきたところであります。講師については、一概に大学教授とは限っておりませんので、その時勢にあった講師を招き、まちづくりに役立つ講演会を今後開催してまいりたいと考えております。

○議長 12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 それぞれの質問に対して伊藤町長は答弁されたわけですが、あとは一問一答でお尋ねしてみたいと思っております。

その前に今度の衆議院選挙で 55 年、長きにわたった自民党政権が崩れまして、民主党

政権が誕生したのはいまさら言うまでもない、ご存知だと思っております。したがって、今の町長の答弁を聞いておりますと、今までやってきたからそれをやめるわけにいかないというようなニュアンス的なことがありますので、今までの皆さんの質問を聞いておりましたが、ミネラル栽培は継続してもらいたとか、そして今ある事業を途中でやめないでくれとか、そういった質問も多々ございました。

がしかし、西会津の町民は今までのやはり町の行政のあれを見て、何ら町の活性化にはなっていないと。年々過疎化になって仕事もなくなる。そして後継者もいなくなる。そういったことでもって政権を替えようというそういう願望から今度の選挙結果が出たと私はこう思っておりますので、やはり今私が申し上げたとおり、政権が変わったんだから、今民主党が政権をとって、今まで自民党がやってきたから全部それやるとやっていますか。

やはりこうやって国民が本当に今、一問一答でお話申し上げますけども、ある日突然解雇になったり、仕事を失ったりして、年間に3万5～6千人もの自殺者が出る。自殺する人ですね。しかも福島県でも300何十人、400人近いかたがたが自殺する。これはやはり政治不信。

世界的な不況といってもやはり政治不信から国民が選んだのが今度の国会の選挙でもあり、また町長の選挙でもあると私はこうとらえているんですが、あまりにもあなたは今までのあれにこだわり過ぎると私は思うんですよ。改革をやはり町民が望んでいるんですから、あなたはあなたなりの裁量権でもって、堂々とやはりやるべき。そして町民の理解を得るのがあなたの使命だと私はこう思います。

したがって、地方公務員の職員の削減につきましても、平成何年までには何名にするとか、詳しい数字は頭に残っておりませんが、今、何が何と言ったって不況が一番の、何と申しますか、一番生活のしていく上に本当に大変な時代になっております。我が町でも20代、30代、そういった若い者が勤めるところがない。去年から仕事がなく、本当に困っているのが西会津の町なんですよ。

そういうことから考えれば、やはり削減は私は今現行の職員を減らせとは私決して申しません。そういうことでまったく企業の何と申しますか、求職と申しますか、求める側、これも50%の企業はここ2～3年で目途がつかないから新規採用はしないといっている。

今西会津町の若い者は勤めるところがない。一銭も収入のない。ただ、自分で好んでいんじゃないんですよ。働きたくとも職場がない。そういう現況の中で、ただ、法定より現行西会津町の職員は少ないんだから、何らそのあれがないというふうに私は聞こえるんですよ。公務員だけが何であぐらかいてんですか。

私はそういう意味で国のほうとしても国家公務員2万人減らすと言ってんですから、私は現行の皆さんはこのままでいいですよ。ただ、自然に削減、退職されたかたの補充をしないとか、はっきり申し上げますけども、現行の削減を考える場合には、思い切った施策をする必要があると思うんですよ。

やはり税の公平さから言いましても、私はやはり公務員の見直し、そういうことをはっきり言いにくいけど言いますけども、やはり税金をもらっているんですから、公務員であろうと、そういうかたがたは今後はどうしても、何と申しますか、地方分権だの、これからの自治体は権限を地方に持たせませうなんていうのは、あれは結局は経費対策なんですよ。

国でも 800 兆円という莫大な借金をしてるために、地方分権で今後は、これからは地方時代だなんて言ってるんですけど、あれは結局 8 兆円も借金してる、借金対策をどうするかというのが一つの眼目だと私は思うんですよ。

そうしたことを考えると、やはり将来このままではいけないと私は思います。したがって、はっきり申し上げますけども、不公平、税金をもらってる公務員だけがのうのうと暮らして、あとの町民は仕事もない、一銭もないのに税金あなたがた取ってんでしょ。

したがって 1 億円からの未収金も出るんですよ。働く場がないんだから、収入がないんだから税金を納めることができない。まずもってその辺から、やはり徹底した見直しをする必要がある。そういう観点から私は決して無理なことは言っておりません。現行の職員を首切るなんて間違っても言いません。

ただ、今後はそういう現行を見直す場合には、1 家族で 2 人とか、それは例えば 1 家族ですよ、家族の中に役場職員もおられる。そういうかたとか、また町会議員おられる。そういう人はやはり今後は見直すべきだと、私はこう思うんですよ。これは私の私的な考えですから、そういうかたがたからやはりワークシェアリングと言うんですか、今、仕事を分け合う、そういう観点からやはり今後は慎重な対応をすべきだと、こう思って質問したわけでありまして。そのことについてどうお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 お答えをいたします。どこから答えたらいいのか、少しあまり長くなってしまったので、振り返りながら私なりに整理をしてお答えをしたいと思います。

まず政権交代が大きく変わったということはまさに議員が指摘されるとおり、これからの日本の政治全体が今後どのように変わっていくのかということについては国民の多くがいろんな角度から期待をし、あるいはまた不安にあるところもありましょうし、しかしながら、現実として変わったという認識は、これはもっていかなければならないと思うんです。

ですから、これからは切り替えをするということが私は大切だと思っております。まさに議員がご指摘のとおり西会津も変わったということでありまして。そのことは認識としてきちっと持って、そしてこれからどう西会津町は具体的に町民の皆さんに伝えていくか。このことが今から始まったということであろうと私は思います。

そういう角度から多くの議員の皆さんが新しい西会津町というのはどうなるか、あるいはどういう政策をこれから必要なのか、あなたはどうか考えているのかということについていろんな角度からただしてきたのだと思います。その答えの一つ一つに納得したのかどうかは、これは議員各位が持っておられると思いますけれども、やはり何かが変わったというそのことだけは認識しとしてきちっと私は持っていたきたいものだと、このように思っております。

また、経済状況についていろんな角度からお話をされました。確かに今は非常に厳しいこの経済状況であります。昨日もお話しましたように県内、あるいはこの耶麻管内においてもこの雇用問題というのは大変深刻な課題であります。

私はこういう深刻な経済情勢であるからこそ今回 1,000 万円、これを補正予算として計上しながら何とか議員のいう雇用対策にこれを充てながら、雇用問題を一時的にであれど

もやはり救っていかねばならない。また、このことは当然町として行なうべき事業だと考えております。

また、公務員のいろんな角度からご指摘がされました。私は公務員の皆さんというのは基本的には地方公務員法によって採用されてきたのだと思います。それにはやはり適正な職員数ということから採用されてまいりました。そしてその事務分掌も明確になっているわけでありまして、したがって、必要な人員というのはそこに配置をされてきた。

こういうことであります。しかしこれからはコンピュータ化、あるいは事務事業を全体的に見直し、無駄を省く、こういうことであればその職員数ということについても自ずとこれは改革をしなければならぬ課題であるというふうに認識しておりますので、今後その方向性をもってその職員数という問題については十分に検討しながら削減をするという方向性は私は間違っていない方向だと思いますので、そういう方向をきちっと明確にしていきたいと思います。

抜けていた質問でありましたらば再質問の中でまたお答えしたいと思います。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 答弁は短くと冒頭に申し上げているんですから、演説みたいな答弁は必要ないと思う。したがって、今は行政改革の一環として職員の削減問題、今後、将来に向かって考えるべきときがきたんじゃないかということでもありますので、法律で定まった人数どうのこの私は知っています。

ただ行政改革の一環として申し上げている。その中でもやはり行政改革、町を変える。その前にあなた町長自身も変えていかねばならないと。そういう姿勢も大事だと。その中で矢祭町じゃないけども、町長の来客には町長自らお茶を出すのも、これはコミュニケーションのそういう観点から申し上げても、これはいいと思いますし、従来の町長室の何ともうしますか、秘書というんだか、町長室にいる職員が2人でしょう。運転手1人でしょう。

私は、あなたは改革をする、変えると言ったんだから、公約で。やはりその辺も考えて見直すべきだと、私こう思います。いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私のところについている秘書が2人とか3人とかという問題とは私は行政改革の中でもやはり検討していかねばならない課題であります。しかし、それぞれの仕事の分野がきちっとしておりますので、ただ、その席はあるにしてもそれぞれの中でお仕事がされておりますのでご理解をいただきたいと思いますが、今ほども申し上げましたように、公務員は特例ではない。私はこれからは削減する方向で取り組みますということを確認に申し上げておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 持ち時間が迫ってまいりましたので次の質問に入らせてもらいます。

私は先ほど申し上げました予算の編成についてであります。やはり無駄を省く。そして先ほど申しました沖縄の宮古島の長期滞在、あれは一般町民にはなじめないと、そう私は申し上げましたしあなたもそういう考えもあるようですからそれぐらいにしますけれども、ただもう一つ、これはイベントの中で決して私は文化祭をやるなどか、そういう意味

で言ったんじゃないですよ。

がしかし、真冬の花火大会などというのは、考えてみても、これは常識から判断でもこんなまったく意味がないですよ。底冷えのする寒中の中にどんと上げたって何になるんですか。まして商店街、そういったかたがたはあなたがた系の者が商店を訪れて、ひとつ協賛金お願いしますと言えば最低5千円は出すんですよ。

今商店街の活性化なんて一般質問の中でも言っておられるとおり、いかにしたら商店の活性化をね、それこそ指導する側が、お客さんもない、売上のないところへ行って、花火の協賛金を出してくださいなんてそのこと自体がおかしいですよ。またその商店のかたがたは、町職員がこうやって来たんだから出さないわけにいかない、やむを得ないと出してんですよ。あんなの絶対廃止すべきだと思いますよ。

併せてあの下駄履いてすっ飛んであるいて何活性化になるんですか。あんなのも私は見直してもいいと思います。そのことについてどう考えておられますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まずイベントについての認識をまず簡単に申し上げたいと思います。私はイベントそのものについて見直しの中でやめろとか継続とかということではありません。基本的にはイベントの継続性については今後どうなんだろう。そして事業内容はどうか。事業費は適正か。このことについて見直しの対象としておりますので、私のほうからこれをやめろ、あれをやめろということでは決してありませんし、当然私の考え方もその中に披歴をしておりますのでご理解をいただきたいと思いますが、まず花火について、これはとらえ方だと思います。

これがずっと恒例化しておりまして、非常に商店の皆さんが苦痛であるという協賛金の中であれば、それはやはり自主的にこれは判断をしなければならぬというふうに思っておりますし、同時に、柳津の花火大会の内容などについてこの前役場に表敬訪問行った際にいろいろとお話をいただいてまいりましたけれども、いわゆる個人的に記念すべき時の、子どもさんが生まれたとか、あるいは内祝い何かをしたとか、そういうかたが自主的に花火の代金と花火の内容について参加するということもあるそうであります。

こういうことが西会津にあれば、それはその人の判断でもって上げているというふうに思いますので、このことについては十分、私だけの考えではなくて、総体的にどうなのかを、これはぜひ聞いてみたいと思います。

下駄マラソンについては、私はこれは自主的な判断にお任せするしかないんだと、こう思いますし、これが強制的にうんぬんという内容のものではないと、このように思っております。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 町長の答弁を聞いておりますと、町議会議員の時代とまったく違った、何と申しますか、それは町長の立場と議員の立場と違うにしても、もっとやはり改革を訴えてきたあなたがもっと積極的になってもいいと私は思うんですよ。そういうことを指摘しておきます。

それと、私はあれもやめろ、これもやめろとは申しません。あの底冷えのするときにあのどんと上げたって、商店街の人が協賛金を出さなくちゃなんないわ、しかしイベント

とか町の行事というものは、いわゆる全町民が等しく、それに恩恵と申しますか、その範囲内にやることをやはりすべきだと思うんですよ。例えばどーんと花火上げたって奥川の人、そして黒沢の人、熊沢の人は見えないんですから、ああいうことじゃなくて、等しく、例えば山間へき地の人でも、町のあれでも差別なく恩恵を受けるようなそういう行事をされたらいかかと、こういうことを私は申し上げておりますので、その一つとしましては、今地域の活性化、そして集落の特産品、あなたがおっしゃってる、そういうことの推進を図るとなれば、私は例えば1集落平均の10万円ぐらい活性化資金として各集落にやってもいいと思うんですよ。

これは5～6軒の集落から、又は上野尻みたいに何百軒というそういう集落もありますから一概に平均の10万円なんてことは私は言いません。2～3万円の集落もある。また、10万円、20万円になろうかとも思う集落もあると思いますが、いずれにしても西会津町民が、今8,000人割ったか、そういったかたがたですね、やはり共通したサービスを受けると申しますか、そういうイベントにするべきであって、また活性化を考えるあなたは、今私が言ったとおり、その集落の特産品を見いだしてください、つくってください。

そういう西会津町、今こうなっちゃったって、やはり90集落が元気がないから西会津の町も元気がないんですよ。そういうことを十分考えて今後のイベント、行事をなされてはいかかと私は思うんですが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 基本的には議員のおっしゃることは十分理解をしております。議員も、議員のときと町長になったときまるきり違うんじゃないかということでもありますけれども、立場の中では議員のおっしゃるとおりすぐにこれはやめる、これはやるというようなことはなかなか心情としては言えないところについてあなたも理解しているはずなんでありまして、私がこれから改革をするということはまさにそういうことも含めていると理解をさせていただいていいのではないかと、このように思っております。

そしてこれから各それぞれの地域に10万円配れというようなことでありますが、私はこれから地域づくりのために、それぞれの地域の皆さんがたがやはりこういう活動に取り組むという場合については、私はそういうところに予算付けをし、助成をして支援をしていきたいと、このように思っておりますので、そういう活動がこれから出てくることを私は期待しているのであります。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 あなたのおっしゃることはそれは町長ですから、今までの議員の立場と立場が違くと、それは十分私も理解はしております。がしかし、公約の中であなたがおっしゃったように、今や福祉関係にしても、町民バスの通っている周辺は病院にくるにしても、西会津診療所にくるにしても、100円バス利用できるかもわからない。

そこから枝線に入った、例えば奥川の弥生とか弥平四郎、そういう山村の人たちは来るのに7～8千円もお金がかかるんだと。例えばタクシー代ですか。それを解消するために福祉タクシーをつくるんだと、こうおっしゃっていたわけですから、私の言うのはそれと共通してんですよ。

先ほど私が申し上げたとおり、弥平四郎のかたでも熊沢のかたでも黒沢のかたでも、相

等しく西会津町民が行政の恩恵を受けるようなそういう行政をぜひやってくださいと、こう私は言ってるんですから、あなた理解できますか。その点どう考えてますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員のいうことは十分に理解をしているつもりでありますので、そのために誠意をもってお答えをしていると、このように理解をしていただければいいんじゃないかと思えます。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 昨日、一昨日と同僚議員の質問にもありましたが、やはり今までの山口町政が行なってきた、先ほども私若干申し上げました。ミネラル栽培も継続しろ、そして何々も継続しろ。それはある程度は理解できますが、やはりあなたは自分自身の独自の創意、発想でもって展開して、やはり今までと違った本当に改革、そしてこの西会津の過疎をどう考えんのか、そういうことを重点的にぜひそれをやってもらいたい。

その一つとしましては、今何が何といったって 90 集落ありますけども、西山のように住民が既になくなって、廃村になった部落もあります。今、そういう山村と申しますとちょっと失礼になるかも分かんないけども、現在いるかたがたは今 70 歳、80 歳になってるでしょう。そういうかたがたがお亡くなりになったら、もうその集落は、家は空くんですよ。何百年という歴史の中で培ってきた家、家系、集落がなくなんですから。

これはあなたいっぺんにやるといってもこれは無理ですよ。がしかしそういうことをやはり重点的に考えて、私はここでもって西会津の将来、また西会津の行政は過疎問題、嫁問題を抜いたのでは絶対これは西会津の将来は明るい将来はあり得ないと、私は何十回となく申し上げてきました。

がしかし、前町長はものの発想、考え、次元は個人によって違うんだということでそこへいったからこういう結果になったんですよ。それはあなたいくら頑張ったといったって、そんなに一回に手のひら返したみたいにはいかないですよ。

がんだったら末期がんだと私は言ってもいいと思うんですよ。手の施しようがないように西会津はこうなってしまったんだから、先ほど私が言ったように、できることは身近なことから改革して、今残ってる西会津町民がいかに行政の恩恵を受けるのか、不公平のないそういう行政のトップとしてあなたのリーダーシップは求められているわけなんですから、ぜひそのようにやっていただきたいと、こう思うんですが、あなたの心情はいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 とらえ方によりますけれども、昨日からのいろんな質問の中でもお答えをしておりました。これからの私の姿勢の中で何回も申し上げましたけれども、継続すべきもの、改革をすべきもの、あるいはこれから新たに取り入れていくもの、これらをやはりきちっと精査をしながら、これからの西会津町の中で活かしくと。そしてまた、これからは自然的な人口の減少もあるでしょうし、議員がおっしゃるとおりいろんなかたがたが高齢化となって厳しい環境に置かれてくる場合もございます。

そういうふうな状況であるからこそ、西会津町に今一番何が重要かということで交流人口の促進をしようじゃないか。あるいは農家民泊をしながら都会の人との交流を進めてい

こうじゃないか。あるいは加工施設や、あるいは直販所を設けながら、地域の人たちが一生懸命こういうところを使用しながら、少しでも所得の向上を上げる分別をしようじゃないか。これからいろいろな課題に向かって取り組むということを昨日も申し上げてまいりました。

私は明日、明後日にこのことが結果が出るとは決して思っておりません。ある程度の期間を言えば、4年の中であなたはどの程度の内容を行なったのか、あるいは皆さんから評価をされるのか、私はこういうスパンの中でこれから町政運営にあたってまいりたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 私は持ち時間もあと5～6分になりましたので、時間内に終わらせていただきたいと思って質問はこの程度にいたしますが、ただ、昨日、一昨日から同僚議員の質問に対して、その答弁をされたのはあなたがほとんどですよ。こちらの教育委員のかたがた2人、こちらに2～3名、それではあなたの姿勢はそれは私はいいと思いますよ。

がしかしこれね、国会だったら、だてに座っているんじゃないでしょう。大臣なんだ、建設課だったら建設大臣。藤田課長だったら厚生大臣、こうなんですよ。立場がないんですよ、あなたね。あなた答弁するのはそれは結構ですけども、後ろにいるかたがたは国会では大臣なんだから、ただただ座っているんじゃないで、3月や5月のあの雛壇の人形とは違うんですから、そういうかたがたがこれからやる気を持たせるためにも、持ち場持ち場でやはり答弁も、やはりされてはいかがかと、こういうふうに私気がついたので、今後その辺も十分検討されて行政にあたっていただきたいと思うので一般質問を終わります。以上です。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 日本共産党の町議会議員、清野興一でございます。14日から始まりました一般質問もようやく私で終わりを迎えることになりました。大変、今回は一般質問される議員が多かったということは、町長が変わり、新町長への期待、それと一抹の不安、こういうことの現れではないかと思えます。私も新しい町長に対して期待と、不安というよりは正直なところ不信を持っておりますので、これを払拭すべく町長のご答弁をいただきたいのであります。

ここでひとつ議長にお願いですが、町長報酬50%カットに対する昨日までいろいろ応酬がありました。その中で町長は率先垂範ということを言われておりました。50%カットするのは財政改革への率先垂範。で、一方ではこれは他に類の及ぶものではなくて特別の条例としてつくるんだと、こういうこともおっしゃっておられました。だからその点に関して真意をただしたいと思うので許可されるようにお願いします。

この率先垂範ということ文字通り解釈すれば、大衆や部下に先立って、先に立つ者が範を垂れる、模範を垂れるんだというふうに私は解釈してはおりますが、町長の解釈を求め、なおかつ、本当に類を他に及ぼさない。結果として財政改革につながると、そういうふうに思っておられるのか、その点を答弁の中で明らかにしていただきたいのであります。

今回、私、3項目について通告をいたしておりました。

その第1点が黒塗り高級町長車の廃止の件であります。町長はまたかと、こういうふうにお思いでしょうか、簡単にやります。この黒塗り乗用車の廃止によってリースの解約ということが発生し、今次予算に254万4千円の計上がありました。予算がなかったということは、分かっておられたんだと思いますね。

行政がやるということは予算のないことはできないことぐらい7期も議員やられた町長なら百も承知、教えるほど知ってる町長が、なぜこんなおろかなことをやったのか。そして一般町民は、黒塗りであろうが白塗りであろうが、町長専用車なんてやめるんだと、私もそういう理解でおりました。

しかし今次補正予算には5台のうちの1台を町長専用車にすると。多賀議員に対しては何かその辺がするでもないしないでもない、こだわりはしないよと。その後誰かの質問には、だんだん後退して行って、専用車にするんだみたいなそういうニュアンスの答弁に変わってきました。本当に町長専用車持って、今までどおり専任の運転手をつけて、そういうことを考えているのかどうか併せてお尋ねをするものであります。

次、2番目の質問に入ります。2点目の質問は、今までの山口町政の評価なんですけれども、それと町長が今一番やりたいと、そう思っていることであります。この件については細かに4点質問出しておりますが、これは11番の長谷沼議員の質問だったかで廃止すべきこと、継続すべきこと、一定の評価基準をもって評価をして、そして早ければ12月、予算編成までには間に合うようにお示しすると、そうだったよね。そういうことでありますから、廃止を考えている事業や、そして継続を考えている事業、この点についてはいいです。

前町長に対する評価であります。伊藤町長は選挙の中で長期政権を批判して見事当選されました。その長期政権、長かったから悪かったのか、あるいはやっている点が悪かったのかさっぱり明らかになってきません。施政方針演説を聞いても、いったい伊藤町長はいつ就任したのかという疑問さえ思うんですよ。

例えば、この就任した提案理由の説明、初日に聞かしてももらったし、プリントとしてももらいました。4ページに昨年9月の町議会定例会において、ケーブルテレビのことでありますが、請負契約締結のご議決を賜り、何か自分が議決を賜ったような、そんな錯覚にさえ陥るんであります。

次に、また定額給付金では、いろいろこうやった。そして極めつけは9ページの議案としてこれから出てきます決算の状況。一般会計では形式収支としてこれこれ黒字になった。実質収支では9,600万円黒字になったと。実質単年度収支では1億300万円の黒字になったと。これはそのとおりだからいいとしても、コメントがね、その次に町長のコメントが出てるんですけど、なお、各会計の主な事業の執行状況については、お手元にお配りいたしました主なる施策の執行実績調書のとおりであります。議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力によりまして計画いたしました事業を順調に執行できましたことにつきまして衷心より御礼申し上げますと、こうなってます。

こういうコメントがあるんですが、これは伊藤町長は8月5日就任。20年度決算は5月の31日まで、出納閉鎖期、5月の31日、その時点ではまだ議員の席にいたわけですよ。もし、これをほめるのであれば、どういうふうになるでしょうね。これは本当に職員や前

町長と一緒にやってきたことで、職員をほめるべきじゃないですか、本当に。

で、こういう黒字になったから何だと言うんだということを私は聞きたいんです。やってきたことの評価は決算に現れるんです。この決算、事業やらないから黒字になったのか、ちゃんと計画したことをやって黒字にして、しかも町民の負託に応えたような施策をやってきたのか、それをあなたはどうか見ておられるのか、この点はっきりさせてほしいのであります。

次に、3番目の振興公社との関係についてお尋ねをいたします。振興公社は、私の前にも12番、長谷川議員がふれておられました。今次補正に3,900万円だかの改修工事が見込まれておりますが、建ててから相当経過しています。温泉健康保養センターですね。

振興公社は本当に従来どおり、振興公社に対する町からの委託費というのは相当なもんですが、かなり出ております。売上も振興公社の取り分になってるから1億円くらいになってるんじゃないかと、こう思うんですが、そもそも振興公社つくったときのいきさつというのは、農産物を直に売っていたんじゃないかと大変だと。そこに付加価値をつけようと、こういうことも目的の一つにありました。今そんな活動やってんでしょかね。

これが毎年毎年通常ペースでも7~8,000万円の委託料を払い、そしてなおかつ今度ちょっと傷めば補修。こういうことを繰り返していけば1億円以上の金がどんどん流れていく。これを1億円かかっても置いておくべきだというふうな振興公社にしなければならぬと私は思っているんですが、今ここで即決して町長どうすんだと言ったってなかなか大変でしょうから、こういうただ置いておけばお荷物になる。こういうものを町の宝にしていくような、そういう腹を割った話し合いを議会、そして執行部とやるべきだと私は思っているんですが、その点についてだけ町長の考えをお聞かせ願いたいのであります。

2番目に一つ質問が取り落ちしてましたので、ミネラル栽培、これについてはどう考えてるのか。今次も園芸ハウスで1,200万円余のつくる計画が出されました。これ8棟だそうでありますから1棟あたり150万円。この園芸ハウス、これはミネラルに限定してやってんのか、いやそうじゃないと。野菜でも山菜でも何でも作りたい人の自由に任す。そういうふうなことで今回おつくりになるのかね、いや、従来どおりミネラルに限定します、こういうことなのか。

そしてよりっせの販売についても、今現在では野菜類の出荷、あのコーナーはミネラルに限るというふうなふうに私どもは理解しているんですが、いや、そうじゃないというのであればお示し願いたいし、本来、誰でもあのコーナーは責任持っていていいもの、安全・安心な食品であればどういう栽培方法でもいいから大いに使ってくれと。その代わり責任の所在を明らかにするために、組合などをつくってやるんですよと。

そのくらいの条件は必要だと思うんですが、そういうふうな運営を、これは指定管理者制度を導入しているからではあります、建物の所有権は町であるんでありますから、こういう条件で管理してくれと、そういうふうなすべきだと思うんですが、町長の考えをお尋ねして、総括での一般質問を終わり、場合によっては個別に質問をいたします。以上です。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　それでは、14番、清野興一議員にお答えをいたします。議員からは黒塗り乗用車返却のメリット、町政の評価と目玉政策は何か、町振興公社との関係などについてそれぞれ

れ多方面からわたりおたしでありましたので順次お答えをいたします。

その前に冒頭、率先垂範という考え方について町長はどう考えておられるのかということですが、私はこの町長に就任をしたということは西会津町の組織の長として就任をしたということでもあります。したがって、財政改革もそうであり、あるいはこれからの西会津町全体をとおしての長でありますということを考えれば、いろんな角度から自らの姿勢を明確にしていかなければならないと考えております。

したがって、その姿勢をもって取り組むという決意のもとにいわゆる率先垂範ということを申し上げたものでありますので、特定なものに対してのみ率先垂範ということではけしていないということでもありますのでご理解を賜りたいと思います。

また、質問の項目にはなかったのでありますけれども、いわゆる町長になって所信表明の一部を朗読をもって私の考え方をたしました。私は長になったということは町政の継続だと思っております。その中でこれから自らの政策をもって行なうこと。あるいはこれから何を実行するかということについても、当然これは責任をもって対応しなければなりませんけれども、まさに町政は動いているのでありますから、ある日突然町長が代わっても、前任者の事務内容については事務引き継ぎという仕事で仕事が残っているのであります。

この事務引継の中で前町長の行なってきた事業そのものも受け継いでいかなければならないという立場にあります。したがって、今回決算の内容を上程をいたしましたけれども、これはご承知のとおり私が予算をもって提案をし、その結果が現れたものではないことはご承知だと思います。

しかし、町長が提案者であります限り、このことについても責任をもって上程しなければならないのでありますから、その書面はいわゆる議員が指摘されたような書式になったということでもありますのでご理解をいただきたいと思います。

さて議員おたしの黒塗り乗用車返却のメリットについてはということではありますが、町長車のリース解約は、選挙公約として掲げた黒塗り高級車には乗らない。経済性を考慮してエコカーなどを町長車としたい、との方針に基づき実行したものであり、今次補正にリース契約解除に伴う解約補償金として、指摘されてるとおり 254 万 4 千円を計上いたしました。

改めて昨日からこの問題についていろいろとご指摘がされましたので、不明瞭な答弁であってはならない。このことから私はもう一度この内容について申し上げたいと思います。黒塗り町長車のリース解約補償金の 254 万 4 千円の金額のみが強調されて、誤解を招くようであります。私はこの黒塗り町長車につきましては、平成 19 年 4 月からリースを開始し、毎月の支払額は 10 万 9,515 円で、5 年間 60 回払いの契約となっております。総額は 657 万 900 円であります。

これまで 25 回の支払いが完了しており、今後 35 回分これが残っているわけであります。このリースを継続した場合、今後の支払い予定額は 383 万 3,025 円であります。今回リース契約を解約することによって一時的に 254 万 4 千円の支払いが発生いたしましたけれども、黒塗り町長車を早期に返却することによって 383 万円と 254 万円の差であります約 130 万円の支出を削減することができます。

先の町長選挙で私がマニフェストとして町民の皆様にご約束をいたしましたこと、さらに先ほど申し上げました130万円の費用負担の軽減といった面から総合的に判断をしたところでもありますのでご理解をいただきたいと思っております。

町長が変わり、政策が変わる場合においては、こうした対応も私は止むを得ないと思っております。解約補償金については、予算になかったことから今回の補正で計上したものであります。このことについてはご理解をいただきたいと思っております。

次に、新規の町長車につきましては、今次の補正予算において、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して、低炭素社会づくりに向けた低公害車導入を計画しており、ハイブリット車など5台分の購入予算を計上しております。その中の1台を町長車として使用する予定であり、車種はまだ決定しておりませんが、形状はいわゆる四輪駆動のワンボックスタイプ、金額は300万円程度というふうに私は思っているところであります。なお、運転手については従来どおり町職員により行なうこととし、タクシー利用への転換等は考えてはおりません。

次に、町への経済的損失と議会への、質問の中にありましたけれども、無用な軋轢を与えた責任ということについてのおただしでありますけれども、今ほど申し上げました内容でご理解をいただきたいと思っております。

次に、これまでの町政の評価とこれからの町政についての質問にお答えをいたします。

まず、見直すべき事業については、2番、多賀議員にもお答えをいたしました。沖縄宮古島市との長期滞在型保養基地構想やバイオマスタウン構想などであります。

議員については、具体的な内容でわかったと、こういうことでございますので、それ以上申し上げないと、こういうことであります。これからはいわゆる見直しの基準、あるいはその内容について具体的に庁内でまとまった時点におきましては、その時点で議会等にお諮りをしてまいりたいと思っております。

次に農林業政策へのミネラル栽培に対する考え方に対する質問でありました。これについては1番、目黒一議員、4番、荒海清隆議員、5番、清野佐一議員にお答えしたとおりであります。にしあいづ健康ミネラル野菜普及会や施設園芸生産振興組合などの生産組織が先頭に立って西会津のブランド化の推進に取り組んでおりますので、今後とも助成や指導などについて積極的に取り組んでまいりたいという方針であります。

一方、町内の農家が生産するすべての農産物を、道の駅よりっせで販売できる体制ということについては、昨日も申し上げましたとおり、その際には、安全・安心な農産物であることの確認と鮮度管理などの出荷ルールを守っていただくことが条件となります。

また、農産物の出荷量が増えてくれれば新たな直売所の設置も含めて検討してまいりたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、町と株式会社西会津町振興公社との関係についての質問にお答えをしたいと思います。町の経済活性化の先導的担い手として設立された振興公社は、現在、さゆり公園などの町施設の管理運営とともに、農林業振興普及実践事業、さらに体験型・滞在型観光事業の創出や都市との交流事業の推進など町が推進する各種事業に取り組んでいるところであります。

しかし、設立の趣旨であります農林産物の加工や地場産品の商品開発といったいわゆる

町経済活性化につながる事業については、これまで球根栽培等一部取り組みはあったものの、事業実施までには至っていない現状にあります。町としては、今後、振興公社をはじめ、民間活力などを視野に入れながら町の経済活性化につながる事業に取り組める体制を整備する考えであります。

なお、振興公社において計画されるこれからの新たな事業につきましては、その目的などを精査し実施を検討するとともに、必要に応じては議会に対し十分に説明をしていく考えでありますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 行政は継続しなければならないというのは、継続すべきだ。これは百も承知なんです。ただあなた自身が事務事業を一旦リセットすると言ってますよね。だからこの継続とリセットをどうあなたは使い分けしてるのか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今ほども申し上げましたけれども、町政はある日突然そこですぱっと切れるようなものではないと私は思っております。それは議員もご承知と思っておりますけれども、途中で町長が変わったといっても予算化された事業については、これは執行するというのでありまして、ある意味でその事業の中身ですべてを見直すということについては、これは総合的に見て住民サービスにつながるのかどうなのか、あるいはその事業が取り止めた場合に町民が大きな負担を要するのかどうなのか、そういうことの見線で見なければならぬと思っておりますので、その継続性にあるものについては継続をしようという考え方で、事務引き継ぎはまさにそういうところに私は引き継いだよという判子を押して、そして今までの事業の中身を提案をしているということでもあります。

リセットについては、議員、昨日からよくご存知のとおり、一旦リセットをしていくということについては昨日申し上げたとおりであります。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 だから事業は継続しなければならない。予算のついてたのはやらなければならない。まったくそのとおりなんです。それを変更しようと思えば議決してまた別の予算を組み替える。その手続をやらずに黒塗りの乗用車は予算もないところでやった。私は128万9千円が黒字になったから勘弁してくれと、理解してくれと、こんなの黒字になろうが赤字になろうがさほどたいしたことないですよ。

予算もないのに何でやったんだと、それを問題にしてるんで、それに対しては一言もすみませんでしたの一言もないというのは議会をなめてんのかね、あんた。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私は、議員の皆さんを軽蔑したり、あるいは軽視したりするつもりは毛頭ありません。したがって、今回改めて申し上げたいと思っておりますが、予算になかったということについては議員指摘のとおりであります。

ただ、今回どういう経過でこういうことになってしまったのかということについては先ほど申し上げたとおりでありまして、いわゆるこのことについては反省すべき内容であるということについて、まず申し上げておきたいと思っております。

しかし、議員も理解をしていただきたいことは、私の選挙公約の中で黒塗りの乗用車に

については乗りたくありませんと、こういう一つの方針を持って町民の皆さんとお約束をした、そのことについて実は実行したということでもありますので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 だからいいんだよ。公約の実現、スピード感をもって実現されたと。そのことに対しては評価をしてるんですよ。ただ、手続を踏まずにやったと。8月5日に就任されて、この解約日が書いてないけど、1ヶ月10万9千にながしは必要だけど、2月もしないうちに9月議会が出てくんだ、これ。この議会を通してからでもよかったんじゃないの。

ここでは昨日お配りいただいたこの試算表では黒字の面しか出てきていません。あとリース契約が383万3千円残っているけど、いわゆる解約したために254万4千円で済んだんだ。だから130万円ほど得したと。これは車買わない場合でしょうが。今300万円程度の車買うといたら171万1千円の損失が出てくるんじゃないやありませんか。

それでも経済的な面よりも公約を先行させた。それはそれで手続さえ整っていれば文句も言わないでしょうが、手続のないところにやっただということ、謝るでもない謝らないでもない。それは悪いは思っていますけど、しかし何だと言うんですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この点についてもはっきり申し上げましておりますが、いわゆる手続はしていないということでは、私は独断と専行で、議会にも諮らない、予算計上もしない中で支出をしてしまったということについては、今回については、このことについて、250万にながしについては議会の皆さんにこういう内容でお諮りをいたします。ご議決をお願いしたいという手続はとっているつもりであります。

しかし、議員おただしの内容について、これは若干の認識の違いや、あるいは手続の方法について反省すべきものは反省しておりますと、私は明確に言っているんです。しかし、その中でなぜ早めに解約をしたのかと言えば、乗らないものをやはりこれは解約をすべきだろうと、そういう判断に立っていわゆるそのことについては安易に私がこういうことで何も考えないでやったわけでは決してありません。

事務当局とも相談をしながら、あるいは私の指示によってそういうことになったことでありますので、その結果ただいま議員がおっしゃられた内容と、そしてその差額分が130万円、5年間にわたった内容と一時的に今議会でお示ししている内容でご議決を賜りたいという手続は今とっておりますのでご了解をいただきたいと思います。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 それじゃ、くだんの高級乗用車、今、いや、前のおり引き取りますと、こっちが継続しますということになれば継続できる状態になってんの。返してしまったんでしょう。返してしまった後予算つけて、事後承諾しろというんでしょう、それでは。そのやり方がまずかったって、公式なお詫びというのは一つもないんですよ。心の中であなたがいくら心の中でお詫びしようが、議員みんな知らないんですよ、そんな心の中で悪かったと思ってると言ったって。そういう点についてはどうお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長　私は公約を実行するという判断のもとで、いわゆる町長が課せられるいわゆる町政の執行の範囲の中での対応もあるという判断のもとに実行してまいりましたので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

なお、130万円いくらの、新しい車を買ったならばその差額は大きな負担ではないかと、こういうことでありますが、私はこの車5台分については、すでに予算計上化されておりましたので、その1台分を町長車という名目の中での配分であるということでありますので、このリースの中でのこの新しく町長車としての考え方については少し連動しないのではないのかと、こう思っています。

○議長　14番、清野興一君。

○清野興一　これでは不信が一層つのるばかりなので、質問を別に移します。

よりっせの利用、これはいつごろからミネラルだけじゃなしに安全・安心な農作物の生産者が利用できるようになる予定なんですか。それがわかれば教えてください。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　このことについては、これからいわゆる個人的にすべて出せるという状況ではありません。そこには先ほど言いましたように一定のルールがあるのでありまして、それには一つの生産者団体、こういうことも組織をある意味ではしていかなければならないと思いますので、今後そうした取り組みについて検討し、そして立ち上がった時点から始めてまいりたいと思いますので、今、いついつからということについて問われますと少しその内容については即答できる範囲内でありませぬので、その取り組みをこれからしていくことによりお願いしたいと思います。

○議長　14番、清野興一君。

○清野興一　最後に、今までの山口町政の評価、あなた自身はこと細か、微に入り細にわたってはなんでしょうが、総括的な評価としてどのようにお考えになっておられますか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　私は選挙の中で申し上げましたとおり、いわゆる長期政権という中でのこれから新しい西会津町をつくるためには、やっぱりみずからのカラーをいかに出していかとうことを訴えてまいりました。したがって、長期にわたる内容については批判をいたしました。あるいはその評価の一つとしては昨日申し上げましたとおり、これまで西会津町が百歳に向けての対応や、あるいはトータル的な保健・医療・福祉、こういったことに対する取り組みについては私は評価をするということでありませぬ。

○議長　14番、清野興一君。

○清野興一　終わります。

○議長　以上をもって一般質問を終結いたします。

暫時休議とします。(11時44分)

○議長　再開します。(13時00分)

日程第2、議案第1号、町長の給与の特例に関する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　議案第1号、町長の給与の特例に関する条例の制定について、ご説明を

申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたが、先の町長選挙におけるマニフェストとして、町民の皆様には約束した町長の給料及び期末手当等の50%を削減するための特例条例であります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思っております。

町長の給料月額、町長等の給与及び旅費に関する条例第2条で、現在73万800円と定められておりますが、この給料月額について、町長の任期終了日であります平成25年8月4日までの間、第2条で規定する額にかかわらず、この額から100分の50を乗じて得た額を減じて得た額とするものであります。この場合、減じる額に100円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てるものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

9番、武藤道廣君。

○武藤道廣　今の条例ですが、給料の50%のカットということですが、そのことによって退職金やそのほかに影響するようなことはどのような影響がありますか。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　ご質問にお答えをいたします。

今回の給料の月額を半分に減ずることによりまして、この月額を基にして計算されます期末手当、それから退職手当、これらに影響がございます。併せまして額もこの減額の率に合わせて減額となるということでございます。

○議長　11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　マニフェストについてやりとりする気はありませんが、町長は答弁の中で選管に出したのが私のマニフェストだとおっしゃいましたが、あれは選挙の運動用の法定ビラであります。それはさておきまして、あなたは最初は30%をカット。で、これの後援会の新聞といいますか、それに発行日が書かれておりませんでした。まずは30%、そのうち6月のいつですかね、出したマニフェストによれば50%というわけですが、いずれにしても町民の皆様には最初は30%、それで50%。その経緯、一般質問でもお答えなれましたが、再度聞いてみたいと思っております。

それからこの件に関しましては報酬等審議会にかけられました。私は今回の件ではかける必要はなかったなというふうには思っているんです。なぜかと言え、これはまったく政策的、政治的な判断でみずから減らすというのをその審議会に諮問するということは私はなじまないのではないかなと思っております。

そういう思いでお尋ねをするわけですが、その審議会でもどのような議論がなされて結論が出されたのか、まずその審議会の議論の中身を差し支えなければお聞かせいただきたいと思っております。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 一般質問の中でもお答えをいたしましたとおり、確かにそういう内容もございましたけれども、最終的には私が私の判断に基づいて町民の皆さんに50%ということを最終的に申し上げたところであります。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 それでは特別職給与等審議会の関係につきまして、私のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

まず、この特別職の給与等審議会が担う役割ということでございますけれども、これは町長はじめ町三役、それから議会議員の皆さんの報酬関係、給料又は報酬関係について重要な事項について調査、審議するというのがこの審議会の役割でございます。

今回事務方といたしましては町長が給料を半分に減額するというところでございましたので、重要な事項に該当するのではないかとということで会議を開催させていただいたところでございます。

その中で出された意見でありますけれども、一つは町長の公約ということでみずからの改革を打ち出したというもので、本人の信念に基づくものであれば賛成するべきであろうという意見が一つございます。

それからもう一つは、選挙公約であるけれども、今回は町長ということでありましてけれども、このほか今後副町長、教育長、こういったかたがたが選任された場合にそれはどうなるのかというような質問がございました。

それからもう一つ、全部で3点ほどでありましたけれども、最後の1点については先ほど9番議員がご質問ありましたように、今回の給料月額半額にすることによってほかに影響するのはどういうことがあるかということが質問で出された内容でございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 二つ聞いてみたいんですが、一つは半額にするということは36万5,400円となるかと思うんですが、これで実際の手取り、いろいろ所得税引かれたり、自己負担分の退職手当なんか半分かと思うんですが、これで概算で結構ですのでだいたいどのぐらいの手取りになるか。

それともう一つは、人事院勧告等によって本則の町長給与、これが動いてきますね。するとそれは本則はまた動かすと。本則を動かしてなおかつ決定した額の半分は25年8月4日までは半分ですと。仮に73万800円というのが人事院勧告によって職員と同率で仮に70万円に減額したというようなことであれば本則は70万円。で、その半分をもらおうと。また、増額したら増額するとそういうこともあり得るのかどうか。あくまでも今回提案した73万800円という町長の給与額は動かないと見ての計算なのか。以上です。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 まず第1点目の今回73万800円を半分に減額した場合、実際の手取りがどのくらいになるかと。これにつきましては、申し訳ございませんが、今ちょっと資料取り寄せますのでちょっとお待ちいただきたいと思います。

それから2点目の今後の給料月額、それから期末手当等の支給の関係になりますけれども、もともとの町長の給料を定める条例のほうについては変更はございません。今ほど申

上げました特例条例でもって期間を定めまして、町長の任期中についてはこの2分の1としますよということになります。

これがもし変更するということになれば、再度特例条例というものを議会のほうに提出をさせていただきまして、そこで変更の議決をお願いするというような形になります。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 そういうことじゃないのよ。この特例条例は本則の半分にするというんでしよう。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 勘違いしまして大変申し訳ございませんでした。

人勧等によりまして職員の給与の上がったり下がったりに合わせまして、これまでも特別職については職員にある程度準じてその取り扱いを図ってまいりました。今後人事院勧告等の内容によって上がったり下がったりした場合、当然議会のほうにお願いしましてその本則のほうの金額の変更をお願いする形になります。その金額に対しての半分ということになります。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 町長にちょっとお尋ねしたいと思いますが、今審議されている町長報酬の50%カットは、選挙公約だから実施しようとするというようなことは分かりましたが、50%にした根拠というのはどういうことで50%にしたのか、それをご答弁お願いしたいと思います。

それから併せて、50%というのが今の西会津町の財政、あるいは財政状況からして、そのくらいが適当だからということなのか、その政治的な決断であったのか、そこら辺も併せてご答弁をお願いしたい。

それから聞き漏らしたんですが、この条例は公布の日から施行するとなってるんですが、議決すれば今月からということですか。それも併せて。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 清野議員にお答えをいたします。一般質問の中でも根拠性についてただされましたが、改めて申し上げたいと思いますけれども、私は選挙公約の中でいわゆるこれからの、みずからの行財政改革を進める上での一つの姿勢としてこの50%カットということに打ち出したところがございます。したがって、町の財政とか、そういうところから判断したわけではございません。これまでもいろんな町村の中で30%、あるいは20%、そうしたカットされている首長が全国にはたくさんいるわけでありますので、私はそういう意味から判断を、これに見合うわけでは決してありません。私の政治的な判断という中でこの50%を公約として打ち出したところであります。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 施行日の関係でございませけれども、今回公布の日からということでございます。具体的にはご議決をいただいて議会のほうから議決の通知書をいただいた日から施行したいというふうに考えております。

例えば今日議決をいただきまして、議会のほうから議決の通知書が町のほうにいただくわけでございますけれども、それが例えば明日付けでいただきましたならば、明日の日付

をもって施行をしていきたいというふうに考えております。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 町長はその50%にした根拠というのは政治的なことから決めたということですが、今施行日も今月から実施するということになると思いますが、だとしたら私は、今補正予算にも関係あるんですが、補正予算は今までの状態なんですよ。で、既に町長は8月分は今までどおりもらってんじゃないか。そこら辺、私はちょっと本当にやる気があんならば8月からさかのぼって実施するというのを私は信念であればそうすべきで、そうするのかなと私は思ったんですが、その辺について、8月分はもらっちゃうと。予算上はあるけれども、それも後で何とかなるから、後から減額するというようなことなのか、その、真に、本当にやる気があるのかどうか、私ちょっと、そういうことが疑念を持ったもんで、本当にやる気があるならば8月からさかのぼって、私ならばそういうふうにするなと思ったので、その辺で併せて、重ねて再質問したい。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私は手続きのような内容についてはそうした考え方についての具体的な進め方についてはわかりません。しかし、やる気があるかないかということは、それはきちっとこうして一般質問の中でもあらゆる角度から答弁をしているわけでありますから、さかのぼるかのぼらないかということは議会をかけなければできないことなんですよ、これは。ですからそういう期間になったということでありますのでご理解をいただきたい。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 今の話聞いてると議会かけなくってもいいだって言ってんじゃない。やる気ならば臨時会でも開けばよかった。答弁いらない。

○議長 これで質疑を終わります。

11番、長谷沼清吉君ほか9人から修正動議の提出があります。

暫時休議します。(13時19分)

○議長 再開します。(13時40分)

先ほど、清野興一君から質問ありました件について総務税政課長より答弁あります。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 先ほど、14番、清野興一議員のご質問の中で給料月額が半額になった場合の手取りのおおよその額ということで答弁保留にさせていただいておりました。

おおよその金額でございますけれども、半額後の手取りとしまして27万円程度の金額になろうかと思えます。

○議長 本案に対して、11番、長谷沼清吉君ほか9人からお手元に配りました議案第1号、町長の給与の特例に関する条例に対する修正の動議が提出されました。

したがって、これを本案と併せて議題とします。

提出者の説明を求めます。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 議案第1号、町長の給与の特例に関する条例に対する修正動議を提出いたします。

上記の動議を地方自治法第115条の2及び会議規則第16条第2項の規定により別紙の

修正案を添えて提出します。

発議者、提出者であります、私のほかに武藤道廣君、清野邦夫君、五十嵐忠比古君、渡部昌君、清野佐一君、荒海清隆君、多賀剛君、目黒一君、青木照夫君であります。

修正案の中身でございますが、附則の公布の日を、原案では公布の日から施行というのを平成 22 年 4 月 1 日に改めるということでありまして、来年の 4 月から実施するということであります。

この理由であります、伊藤町長には 4 年間立派に町長を務めてもらわなければなりません。また、立派に務めていただきたいと思えます。

今までの 73 万 800 円というのは町長の職責に合った報酬であります。やはりこの報酬の、いただいて実感をしていただいて、その町長としての責任の重さ、重責、そういうものを噛みしめていただきたい。それが今後の町政にプラスになると思うからであります。

もう一つは今議会に副町長の選任についての提案がなされないようであります。副町長不在が続きます。その分課長のかたがたにはご苦勞をかけるわけですが、副町長に代わって課長は決裁はできません。副町長の分まで町長は仕事をしなければなりません。

この二つの理由であります。4 年のうち 8 ヶ月、本当に町長の重み、責任、自覚して立派な西会津町になるようにご奮闘をご期待申し上げますし、皆さんがたには修正案に賛成をよろしくお願い申し上げます。

○議長 これから修正案について質疑を行ないます。

14 番、清野興一君。

○清野興一 この修正動議は実施日を先送りするということですが、その間に町長の職責、責務をしっかりと実感してほしいということですが、額面どおり受け取っていいんでしょうか。

というのは、満額やるから黒塗り車で損失を与えた分、そこから弁済しろなんていう意図があつてこの期間を延ばした、そういう意味も含んでいるんですか。これは後々の補正予算で出てくる問題ですけども、実際 254 万 4 千円が出てくるんでしょう。87 万 6 千円だったかは既決予算あると。

不足する金額 166 万 8 千円になりますか。それを満額やるからお前、町長は寄附、寄附では公職選挙法違反になるから、弁済金として払えというような意図はないんですね。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 14 番のおただしでございますが、それは補正予算の中で私も議論をしたいなと思っております。ですから、今は報酬に関して、やはりくどいようではありますが、今までは 73 万 800 円が町長の職責に合う報酬だと決めてるわけですから、その重みを感じていただきたいということでもあります。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。討論の順序は最初に原案賛成者、次に、原案及び修正案反対者、次に、原案賛成者、次に、修正案賛成者の順に行ないます。

まず、原案賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○議長 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○議長 次に、原案賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○議長 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私は修正案に賛成の立場で意見を申し上げます。

まず、今ほど修正提案理由にありましたように、町長の報酬73万800円は特別職給与等審議会で協議され、また本則を認めた上での適切であるとの答申を得たものと解釈しております。先ほどもありましたように、その金額、町長の任務、責任を身をもって8ヶ月間実感することが大切であると思います。

また、50%カットの施策は行政改革のための率先垂範とすと言いつつも、町長のみの特別条例としているこの矛盾は私もいまだ理解ができません。町長の姿勢を尊重したとしても、まだほかの特別職が決定してない中でこのういったものは独断専行的であると受け取れる面もありますので、私はこの修正をもって一生懸命町長職を遂行してもらうことを条件にこの修正案に賛同するものであります。皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから、議案第1号、町長の給与の特例に関する条例に対する修正案を採決します。修正案のとおり決することに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第1号、町長の給与の特例に関する条例に対する修正案は、修正案のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決することにはご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号、西会津町商業団地整備基金条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 議案第2号、西会津町商業団地整備基金条例の制定についてご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたが、商業団地の整備につきましては、新しい商店街の形成を図るため、平成15年度に分譲を開始し、その後、団地内の核施設として地域資源活用総合交流促進施設、交流物産館、よりっせを整備いたしました。平成16年度に道の駅の指定を受けたところであります。以来、入込客数、売上額とも年々順調な伸びを示しており、平成20年度には35万人を超える入込客数を数え

るなど、本町における地域経済活性化の拠点施設となっているところであります。

この交流物産館、よりっせの管理運営につきましては、平成 19 年度までは町の直営方式で、町をはじめといたしまして、施設内で販売活動を行なう団体が販売組合を組織し、施設の運営を行なってきたところでありますが、平成 20 年度からは指定管理者制度の導入によりまして、株式会社西会津町振興公社が行なうこととなりましたことから、販売組合が解散し、清算した余剰金につきまして本年 3 月 30 日及び 8 月 26 日に寄附をいただいたところであります。

町といたしましては、この寄附金を有効に活用し、今後さらに商業団地内の整備を推進し、町の経済活性化を図るため、本条例を制定するものであります。

それでは、議案書をご覧ください。

第 1 条は本条例の設置であります。ただ今申し上げましたとおり、町の経済活性化を図ることを目的に西会津町商業団地整備基金を設置するものであります。

第 2 条は積み立てであります。基金として積み立てる額は、町一般会計歳入歳出予算の定めによる額とするものであります。

第 3 条は基金の管理について規定しており、最も確実かつ有利な方法により管理しなければならぬとするものであります。

第 4 条は運用益の処理について規定しており、基金の運用から生ずる収益は、町一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入することとなっております。

第 5 条は基金の処分について規定しており、商業団地の整備の計画・調査及び事業の実施に充てる場合に限り処分することができることとなっております。

第 6 条は運用について規定しており、財政上必要があると認められるときは、確実な繰戻しの方法、期間等必要な事項を定めて、基金に属する現金を一時運用することができることとなっております。

第 7 条は委任で、この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める規定であります。

附則であります。この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣　3 点ほどお聞きします。

まず、基金に積み立てる金額はいかほどでしょうか。

それと、町長はこの一般質問でも言われておりますが、すべて事業をリセットをし、あるいは見直すと言われておりますが、この基金条例はその上に立っての議案提出でしょうか。

それとこの商業団地、以前はどのようにするかはっきりとした方向性がまだ出ていませんでしたが、町長の考えはいかがでしょうか。

以上です。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　　そでは町長に対する姿勢の中で、金額は担当者から答弁をさせます。

まず、リセット、あるいは姿勢についてまとめてお話ししたいと思います。私は今回の基金の考え方について担当者といろいろ協議をいたしました。これは私の政策ということよりもいわゆる今ほど提案理由の説明でございましたが、販売組合の解散によるところの剰余金について、町に対して寄附をするという行為でありました。

その行為についてはいわゆるどういうところに使ってほしいかという意思ははっきりしておりました。いわゆる商業団地、商業活性化のためにぜひこの基金を活用していただきたいという寄附者の声でありましたので、これを尊重するために基金をもってこれらの対応をしたい。つまり、これらに関係する事業ということでこれを使わせていただくという名目で基金の設置ということになりました。

これまで確かに商業団地のあり方についてはいろんな角度から質問もされ、町としてもその都度答弁をしてきたのでありますが、なかなかこの内容が見えてこなかったということでありまして、これからは具体的に現在ある商業団地の使用方法についてはやはり来年度の予算編成時までには、ある意味では明確にしていく必要があるのではないかと思っております。

したがって、町だけの考えではなくて、これらについては関係団体やあるいはそうした中でいろいろ今後含めて協議を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長　　経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長　　基金の積立額のご質問にお答えします。

よりっせ販売組合からの寄附金が1,187万円。そこに積み立てた場合の利息1万円合わせまして、今次補正に積立金1,188万円を計上してございます。

○議長　　12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　　今この商業団地の、一言で言えばあのよりっせから何と申しましょうか、儲け分と申しますか、1,000万なにがしのお金を町に寄附をした。それは分かりました。がしかし、今のおり町長答弁によりますと、まだどういうふうにするかという具体化をしてないと、こう言われましたが、やはりあそこ、何て言うんですか、道路からよりっせに入るまでの通路ありますね。あの49号側から言わせればその裏側になるんですけども、あれはやはり前の時点ではあれを各個人に売るといような計画であったけども、誰も出店の予定者がいないということであのままになっておるんですけども、やはりああいうところをやはり活用すべきだと私は思うんですよ。

有効活用って今町長言ったんですけども、具体的にまだ詰めていないと言いますけども、あの辺をやはり重点に今後、例えばミネラル野菜販売じゃなくて、農家の誰もがあの新鮮な野菜を持ち運んで、そして売れるような朝市とか、夕市とか、そういうことを視野に入れて活性化すると。そんなお考えはないでしょうか。

○議長　　経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長　　A区画についての整備のおただしにお答えします。

現在A区画の整備方針につきましては、21年度当初予算でご議決いただきました委託料500万円、その委託料の中できちんとした整備方針を今年度中に立てるということで作業を進めてございますのでご理解願います。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 計画をしているとだけでは何と申しますか理解ができないので、例えばどのようにするような構想があるというようなことをお示し願いたいと思います。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 お答えいたします。その計画の中でございますが、計画につきましては、仮に農産物の加工施設も選択肢の一つでありますし、そのほか例えばテナント方式の店舗も選択の一つでありますし、そこら辺計画の中でA区画にはどういった施設が最も経済振興のために効果がある施設であるかということで今検討してございますのでご理解を願います。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 私はいつも、あなたがたに申し上げるんですけども、検討というのは大変いい言葉に聞こえますが、調査、研究ということなんです。あれ、通路できてからも既にだいぶなんでしょう。何千万円もかけてね。だから、検討してますじゃなくて、やはり一日も早い、まして1,000何百万と町に入ったんですかから、利益の分町にあげますよというんですか、それを一つの何と申しましょうか、引き金にしてぜひ、早めに今後の活用方法を打ち出してもらいたいと、そのように思いますよ。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 議員のおっしゃるとおり、早急に計画を立てましてお示しできるように鋭意努力してまいります。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 だから私は問題だと、こう言いたくあるわけでありまして、売ったお金で調査に研究するというわけですから、その結論が出てからでも私は遅くないかと、ひとつ思っているわけです。

あそこは分譲ということでそもそもは進んでいるわけです。あそこを売れば2,400万円からのお金が町に入るわけです。そこへ今のあなたの話を聞いていれば、分譲をやめて何らかの建物を建てて町でやりたいというふう聞こえるわけです。

ですから私は問題だというわけです。振興公社へ移管する前には期限付き職員で一般会計からその給与を出してましたし、この条例を認めるということは、即、町で建物を建てるということ認めることになりかねないわけです。

ですから、唐突にこれが出たかと。じゃ、1,000万円寄附されたときに出せばよかったですでしょうし、あるいは結論が出てから基金をつくっても遅くないであろうと。町の基金には財政調整基金もあるわけですから。今まで一般会計からあそこに使ってきたわけですから、じゃ、一旦戻ってというふうにするべきではないのか。

もう一つ私心配といいますか、危惧しているのは、なるほど35万の人が利用しておられますし、これからも利用増進をしていただきたいと。そういくかいかないかというのは一つ危惧している面があるわけでありまして。それこそ民主党政権下になってガソリンの暫定税率がなくなると。これは一般の車がたくさん通りやすいから利用が増えるのかなと思います。高速道路を無料化するとなるならば、一般道路を避けて高速道路を通行すれば不足するのではないかと。そこら辺も投資をするならば見極める必要も出てきたのじゃないかと。

いかなと思っております。

ですから、そこら辺はどう考えてますかということであります。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 おただしにお答えします。今年度当初予算で計上しました委託料、今作業を進めているところでありますけども、まったく白紙の状態でございます。議員おただしの分譲の方法もまだゼロということではございません。加工施設、テナント、分譲、いろんな方式が考えられると思います。

その中で何が一番A区画にとっていい施設なのか。何が経済の活性化に結びつくのか。そういった計画でございますので、今現在何をつくるとかっていう部分についてはまったく白紙でございます。

それと 35 万人の利用者の今後の動向でありますけども、現在指定管理は振興公社で行なっております。振興公社につきましても町からいろんな面で経済活性化のためにいかにお客さんを今後とも多くのお客さんと呼んでいただけるかという部分、連絡をとりながらいろんな仕掛けをしていきたいと考えております。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この提案された第5条では、計画、調査と書かっていますが、それは今の今年度の予算でできるわけでありまして。今課長の答弁によれば白紙だと、分譲も考えているということでありまして、分譲するならば何もお金がかからないわけですよ、1,000 万円も。

だから、はっきり決まってから基金をつくったって遅くはないだろうと。その間財政調整基金に積んでおいてもいいんですよ。計画がはっきりしてないのに認めれば、建物を建てると。この基金があるから建物を建てますと言いかねないから言ってるわけでありまして。いかがですか。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 おただしにお答えいたします。今回議案として基金条例を提出いたしましたのは、まず説明の中でも申し上げましたとおり、今年の3月30日にまず1,100万円の寄附を受けました。時期的に3月30日でありますので、20年度中の処理はできなかつた。かつ、あくまでもすべて清算が終わっていない状態で概算として1,100万円をいただいたわけです。

清算がすべてついたらば残りのお金を再度寄附しますと。そういった販売組合からの申出がございました。その清算による余剰金をいただいたのが8月26日であります。その時点で寄附金の額が確定いたしました。

あと、今まで3月30日にいただいた分というのは20年度分の寄附金であります。その20年度分の寄附金というのは21年度、9月の決算によって繰越金として出てきている額でございます。そういうことで今度9月の議会に基金の制定条例を議案として出したところでもあります。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 わかりました。その1,000万円の経緯は。それをなぜ基金にするかと。使い道がどうなのか。基金に積み立てるということは、あのA区画に何らかの建物を建てる

ということに結びつくのではないかな。分譲するためには経費かからないわけですから。

ですから、新たに基金を設けなくても財政調整基金に積み立てていいんだと。それは今まで、さっきも言いましたが、期限付き職員の給与は一般会計から出してるわけですから。そういうはっきりしないうちに基金をつくる必要ないと。はっきりしてから基金をつくっても何ら遅くない。財政調整基金へ積み立てておくべきだということで、その件に関しては答弁ないのでしていただきたいと思います。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 町としましては、寄附をいただいたお金、それはあくまでも商業団地の振興のために使ってくださいという申出がありました。使途については今現在白紙でございしますが、寄附金として商業団地振興のために使ってくださいという趣旨で寄附金をいただきましたので、使途は決まっておりますが、基金を整備して何か使う必要があったときに使うと。そういうことで今回基金の整備条例を提出した次第でございます。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 ちょっと2〜3お尋ねいたします。さっきから聞いていますと、この基金条例はつくるといような、その意味は分かりました。寄附をもらったから、それを基金つくるんだと。その理屈は分かったんですが、一つ確認したいことは、今の課長は、私は今までの方針というのは、これは本会議中か全員協議会かわかりませんが、町側から前の副町長が、あそこは分譲したいけども、分譲できないからテナント方式のあれをつくるというような私は説明聞いている。

それを今白紙と言ったから、白紙になったわけか。その辺が一つね。

それで白紙なら白紙でいいけども、白紙となったならば、これは今予算とも関連するわけけども、調査費500万円上がった。500万円上がってるのに白紙なのに、なじよして調査する、何を調査するの。

だいたい、何かをしたいから、それについてうまくいかいかないか調査してくれというのが普通じゃないの。分譲するか、製造施設つくるか、テナント方式かわかんないが、どれが一番いいか調査するという話なんだべ、調査費というのは。

だからそういう不明確な中で予算執行しては困る。先ほど新しい町長になってそういう無駄省くと言ってるんだから。そんな無駄やらないで、何をしたい。それに対して本当にあそこ道の駅が発展するような施設をつくりたいという明確化すべきじゃないか。

今11番からあったように、やっぱり白紙で予算の調査する、今基金も上げるなんて、そういう話ではこれ聞いてられない話だ。やっぱり方針というものがやっぱり何をするのか、今までこと変更するなら変更するでいいわい。テナント方式やめて、白紙にして、そういう意味の白紙なのか、白紙にして何々やるんだというなら話分かる。

こういうことは後で問題になってくるわけだよ。何でもいいみたいなこと議会に言っても、変なものになったら、また同じような質問になるわけだから、やっぱり予算執行する場合の心構え、それから決めてどういう方針でやるか、それがうまくいかいかどうか調査するんだら話分かるけども、そういうことをやっぱり考えてやるべきなんだ。

まず今、予算の500万円は調査する。中身はわからない、白紙だ。今寄附もらった基金やんだ。じゃ、白紙なのに、基金条例まで何すんのかというの。そういうことなんだ。

やっぱりそれには明らかに何をどういうことを調査するというようなことを明示していかなければ基金条例の意味ないじゃないの。何かやるから基金条例認めてくれなどという話はないと思う。その点もう少し説明していただきたい。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず今までの商業団地のあり方については、明確に町側からも答弁はなかったはずであります。テナント方式と言っても具体的にそれがどういう内容のものかということも示されてはおりませんでした。ただ、そういう方向性で検討したいということは何回もありました。

したがって、今回この基金の条例を設置するにあたり、町の担当課といろいろ協議をいたしました。これからは町として明確にあのA区画の中で何が必要なのかということ調査をしてきちっと明確にしなければならない。

その選択肢として先ほど担当課長が申した中身の一つがありましたけれども、いわゆる商業団地に向いてるテナントなのか、あるいはこれから加工施設というようなこともこれから必要になってくるであろうか。こういうことも含めての一つの判断をしてまいりたいという。そのほかあるかと思えます。

その作業は私になってこれから進めてまいりたいと思いますので、まったく白紙の状態ということもありましたけれども、これからは具体的な内容についてお示しをして、議会の皆さんからいろいろとご意見を賜りたいと思います。

それから現在の基金の関係でありますけれども、これはあくまでも何々をする。そしてどういう目的でつくったかということは、ただ、目的の一つに寄附者からのいわゆる意思を尊重する。それはいわゆるこの商業団地、あるいは商業に関してこの寄附に対して有効に活用していただきたいということがありましたので、この明確に今後それらに活用しようとする意味合いからこの基金を設置をするということでもありますので、これからの方針と基金の関係ということについてはまったくつながっているということではないけれども、その辺についてはそれぞれご理解をいただいてもらいたいと、こう思っております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 1,187万、2回にわたって寄附を受けた。私は、これ条件付き寄附にはあたらないのかという危惧を持つんですが、ということは、商業団地の活性化のために使ってくれと、このような条件を付けられているわけですから、条件付き寄附に当たらないのかということが一つ。

もう一つは、今現在の1,187万円というお金はどのような方法で保管されているのか。課長はそこに今までの分1万円を足すんだと、利子として。その1万円の根拠というのは何パーセントにあたるのかね。だいたいいい金利、1,000万円だからそうか。そのぐらいいは付くのかな。

みんな質問者が危惧していることは、こういう基金をつくってしまえば、例えばこの2号でいうなら、商業団地の整備以外使っては相成らんと、こういうたがをはめられるわけでしょう。であったらやっぱり私は商業団地そのものを、あるいは周辺整備をどうやるのかという、誰か11番だかも言っていた、それから13番も言っていたけど、計画を早く示すほうが先ではないかと思うんですが、今の現金の管理方法で悪いのかどうかね。以上。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 おただしにお答えいたします。

まず第1点目、負担付きの寄附ではないかというおただしであります。地方自治法第96条第1項9号には負担付きの寄附又は贈与を受けることについては議会の議決事項として定めてございます。ここでいいます負担付きの寄附、又は贈与と申しますのは、寄附又は贈与の契約に付された条件そのものに基づいて、地方公共団体が法的な義務を負い、その義務不履行の場合にはその寄附又は贈与の効果に何らかの影響を与えるようものと解されると。

今回提出したものにつきましては、単に用途を指定しただけの金銭の寄附の場合については議決を得ることなく収入決定だけによって収入することができると。財務実務提要の抜粋でございますが、ということで今回は出さなかったということでございます。

それとあと利息1万円、高いというお話でしたが、率と申しますか、結局基金の利息は収入として受けて、それを歳出で今度積立てしなくちゃいけないわけなんです。その歳出の積立ての場合に千円でも不足すれば再度補正が必要であるということで、あらかじめ利子は少し余計目に計上してございます。

利子の付いた額というのは今度歳入は歳入で利子で上げます。歳出はやっぱり基金に積立てなくちゃいけないですよ、利子の分。ですからある程度、本来であれば3千円から5千円くらいの利子であると思われるんですが、現行の利息からすれば。

定期とかいろんな運用も考えられますので場合によっては5千円の利子の予定だったものが仮に7千円になった場合はさらにまた3月で補正しないと予算が不足しますので積立てできなくなるわけです。補正をしない限り。そういうことで今1万円という利子を計上させていただきましたが、その分はある程度今後補正が必要のないようにちょっと多めに利子を設定させていただいたということです。

あと、保管状況ですが、まず1,100万円につきましては今年の3月31日に寄附いただきましたので、今現在繰越金の中に入っております。1,100万円は、今年の3月31日にいただいた1,100万円は繰越金として入っております。

今年の8月に寄附いただきました87万円については、一般寄附金ということで一般会計に入っております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 保管状況は、現金で持っているのか、あるいは定期にしてんのか、どっちなんだと。で、一般会計に入っているのは分かったけど、私はその1万円のこの利子を見込んで積むんだというからには、多分定期にしておいたんじゃないかと思うんですが、何かよく分かんなかったんです。5千円になるとか7千円になるとかというのは分かんなかったんですけど、1万円積むということは、一般会計から、例えば定期にしている5千円ぐらいにしか分かんなかったやつを1万円積むんだから、一般会計から補填して1万円にして積むのかということ。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 定期ではなくて普通預金で現在管理しております。

利息分は一般会計から補填するものでなくて、もし基金で生じた利息だけを積み立てま

すので、一般会計からの繰り出し等はございません。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 だって、寄附を、いいかい、じゃ説明して。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 説明が悪くて大変申し訳ございません。基金で生じた利子は同額基金に繰り入れますので、プラマイゼロで一般会計からの繰り出し繰り入れはございません。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 そこで質問が出てくるんだけど、寄附をいただいた額というのは2回合計して1,187万円でしょう。その1,187万円というのは一般会計で普通預金で持っていたと。そこまでは分かるんです。で、だいたいこのぐらいの利子が付くであろうということで1万円利子とみて、1,188万円積みますよと。したら1万円という根拠はどこから出てきたかということなんです。そんな細かいこといいけども。公金の管理だから、やっぱりちゃんとしておかなければならないということで、あえて細かいけど聞いているんです。以上です。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 利子は現行の利息を計算しまして上げました。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私はこの案に反対の立場で意見を申し上げます。

今ほどの質疑でわかりましたように、町長の商業団地整備の考え方や方向性は来年度までとの答弁がありました。そして町長サイドや議会での議論はまだ十分でないと感じました。この基金の原資はよりっせ関係の寄附金であり、これを商業団地関係に使用することは大いに賛成であります。一時財調等へ繰り入れ、その計画や方針が明確になり次第、必要があれば基金をつくり、資金を戻すという方法も考えられると思います。今の時点で時期尚早と考え反対いたします。皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長 これで討論を終結いたします。

これから、議案第2号、西会津町商業団地整備基金条例を採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成のかたは起立願います。

(起立少数)

○議長 起立少数です。

したがって、議案第2号、西会津町商業団地整備基金条例は否決されました。

暫時休議にします。(14時34分)

○議長 再開します。(15時00分)

日程第4、議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

- 総務税政課長 議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、職員の通勤手当にかかる改正であります。

職員の給料及び手当等の改正につきましては、かねてより国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告に準じて行なってきたところではありますが、県では、昨年10月に出示された県の人事委員会勧告に基づき、一昨年来のガソリン価格の高騰から、本年4月1日より通勤手当の改正を行なったところでもあります。

本町におきましても、この勧告を尊重し、職員の通勤手当の改正を行なうものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せまして、条例改正案新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと思っております。

第11条第2項第2号は、通勤手当の支給上限額を定めるものでありまして、「4万8,400円」を「5万3,500円」に改めるものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、本年10月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長 これから質疑を行ないます。

12番、長谷川徳喜君。

- 長谷川徳喜 私はこの3号議案に賛成します。ただ、これ条件付きですよ。条件付きと申しますのはいわゆる今総務課長が説明したとおり、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告に基づいてとなれば、職員の皆さんですから、たいがいの人がみな賛成してますよ。そこまではいいのよ。

がしかし、やはり皆さんの今のようなガソリン代の高騰によって出すとか、そしてまた越冬手当とか、皆勤手当とかそういうもろもろの手当を含めると、民間企業のボーナス分ぐらいあるといわれてんですよ。したがってそれはいいの。

がしかし、今このご時世、先ほど私も一般質問で申し上げましたが、今大変な時期に仕事をやりたくてもやれない人がもういっぱいいるわけよ。そういうことを考えた場合には、人事院勧告があったから当たり前だという考えであなたがた、それは困ると思うんです。

やはり国家公務員は、私前から言っておりますけれども国民のいわゆる奉仕者である。そういわれるとおり、あなたがた地方公務員は地域住民のいわゆる奉仕者でなければならぬと、そういった建前があるんですから、そういうこと知ってらっしゃるんですか。

まして今回、伊藤新町長が就任のときに、それらを含めた訓辞をなされたかどうか、それを併せて言ってください。

- 議長 12番、ただいまの発言は質問ですか。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

- 総務税政課長 ただいまのご質問の中で、国民の奉仕者、ひいては町民の奉仕者という

ことで、我々地方公務員にとりましては町民の皆様のために仕事をするというのが役割でございます。その奉仕者たるために労働争議権が我々にはございません。そのために人事院勧告があり、県の人事委員会勧告がございます。それに基づいて社会情勢を反映して勧告が出されるということでございますので、今回は一昨年から昨年にかけて急激なガソリンの高騰がございました。

また、最近におきましてガソリン価格が上昇にこうじているということでございまして、今回は昨年の10月に出された県の人事委員会勧告に基づいた形で改正をお願いするものでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 何か今14番からの指摘がございました。私は十分それは承知しております。がしかし、やはり先ほど申し上げましたように、やっぱり地域住民の奉仕者でなければならないというのが、もう一つ言わせてもらいたいのは、この前野沢駅前通りに、名前は出しませんが、家の中に蛇が入ったと。それ町に電話したら、そんなとこまで町はめんどろ見切れないということであっちこっち回って私のところにきたんですよ。何とかしてくれと。

それで駆けつけたところが既になかったけども、そのかたは80も過ぎてんですよ。助けを求めてるんですから、役場にね。生活町民課ってあんでしょう。そうしたところがそんなところまでめんどろ見切れないから、隣の人と相談してくれと。

私はね、奥川の弥平四郎まで来いと、大滝に行って見て来いなんて言ってないですよ。車で1分もかからないんですよ。そういうところをやはりね、私は言うてんですから、どうか今後はそういう住民サービスに徹底してもらいたい。それ言うて私はこれに賛成します。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 今次、値上げの理由も示されましたが、5,100円上限が上がるということですね。これは今多分2キロ以上の通勤者に限って通勤手当を出すということですが、何名ぐらいおられて、この条件を上げることによって所要経費というのはいかほどになる予定ですか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 今回の職員の通勤手当の支給につきましては、議員おただしのとおり2キロ以上から通勤している者が対象でございます。正確な数字は把握してございませんけれども、おおむね3分の2くらいは対象になんのかなというふうに考えております。

それから今次の改正によりましてその影響額でございますけれども、月額で5万3,300円ほどの増額になる見込みでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題します。

本案についての説明を求めます。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第4号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、企業職員の退職手当にかかる規定を削除するものでありますが、本町では町長をはじめとする職員の退職手当に関する一切の事務手続きにつきまして、福島県市町村総合事務組合で行っていることから、本条例より退職手当にかかる条文を削除する改正であります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の2ページをご覧くださいと思います。

第2条第3項は手当の種類、第17条は退職手当に関する規定、第21条は再任用職員についての適用除外をそれぞれ定めるものでありますが、いずれも退職手当に関する規定を削除するものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行ないます。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題します。
本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第5号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
ご説明申し上げます。

現在、国民健康保険の被保険者が出産したときは、出産育児一時金として35万円を、
また産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合は3万円を加算し、38万円
を支給しております。

この度の改正の内容につきましては、出産に要する費用の実態を踏まえ、少子化対策の
充実を図るための当面の施策として、暫定措置として出産育児一時金を4万円加算し、39
万円に引き上げるものであります。

また、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合は3万円を加算し、42
万円支給することとなります。

なお、この財源措置として引上げ分の4万円のうち2分の1は国から助成されることと
なります。なお、会津管内にございます4ヶ所の産婦人科はすべてこの産科医療補償制度
に加入しておりますので、ここで出産した場合は42万円となります。

それでは条例案をご覧いただきたいと思います。なお、一緒に条例の新旧対照表5ペー
ジをご覧いただきたいと思います。

西会津町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

平成21年10月から平成23年3月までの間の出産にかかる出産育児一時金に関する経
過措置。

2項、被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したとき
に支給する出産育児一時金についての第6条の規定の適用については、同条第1項中「35
万円」とあるのは「39万円」とする。

附則であります。この条例は、平成21年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただき、原案のとおりご議決くださ
いますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行ないます。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(15時17分)

平成21年第7回西会津町議会定例会会議録

平成21年9月17日(木)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	11番	長谷沼	清吉
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	12番	長谷川	徳喜
3番	青木	照夫	8番	佐野	悦朗	13番	清野	邦夫
4番	荒海	清隆	9番	武藤	道廣	14番	清野	興一
5番	清野	佐一	10番	大沼	洋平			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤	勝	地域整備課長	杉原	徳夫
総務税政課長	伊藤	要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川	文男
まちづくり政策室長	成田	信幸	教育委員長	佐藤	晃
町民情報課長	大竹	享	教育長職務代理者教育課長	高橋	謙一
健康福祉課長	藤田	潤一	代表監査委員	廣瀬	渉
経済振興課長	新田	新也	農業委員会長	斎藤	太喜男

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤	健一	議会事務局主査	齋藤	正利
--------	----	----	---------	----	----

第7回議会定例会議事日程（第7号）

平成21年9月17日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第6号 平成20年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第7号 平成20年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第8号 平成20年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第9号 平成20年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第10号 平成20年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第11号 平成20年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第12号 平成20年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第13号 平成20年度西会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第14号 平成20年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第15号 平成20年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第16号 平成20年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第17号 平成20年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第13 議案第18号 平成20年度西会津町水道事業会計決算の認定について

延 会

(各常任委員会)

(各常任委員会会場)

- 総務常任委員会…… [議 員 控 室] (第1会議室)
- 経済常任委員会…… [議会委員会室]

○議長 平成 21 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 6 号、平成 20 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 13、議案第 18 号、平成 20 年度西会津町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

事務局長。

(事務局朗読)

○議長 議案第 6 号から、議案第 17 号までの説明を求めます。

会計管理者、長谷川文男君。

○会計管理者兼出納室長 議案第 6 号、平成 20 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定及び議案第 7 号より議案第 17 号までの特別会計歳入歳出決算の認定に係るそれぞれの決算書の説明を申し上げます。

説明に先立ちまして、提出しました書類、資料のご確認をお願いします。

地方自治法第 233 条第 3 項並びに第 5 項及び同法施行令第 166 条第 2 項に規定する書類といたしまして、平成 20 年度西会津町歳入歳出決算書、平成 20 年度西会津町歳入歳出決算事項別明細書、平成 20 年度実質収支に関する調書及び財産に関する調書でございます。

その他の資料といたしまして、予算の執行実績調書、一般会計決算の状況、主なる施策の執行実績調書を提出しております。

はじめに、平成 20 年度決算における本町の財政状況について申し上げます。

予算の執行実績調書、一般会計決算の状況をご覧いただきながら説明させていただきます。

予算の執行実績調書の 1 ページをご覧ください。

歳入歳出決算総括表であります。一般会計から各特別会計の決算額につきましては、記載のとおりでありまして、一般会計から各特別会計のいずれにおきましても、歳入歳出差引額は黒字で決算することができました。

なお、一般会計から簡易水道等事業特別会計までの歳入総額は 89 億 1,804 万 4 千円、歳出総額は 84 億 7,936 万 2 千円となり、歳入歳出差引額は 4 億 3,868 万 2 千円となりました。

これ以外で水道事業会計の決算額は 2 億 3,864 万 8 千円となりました。

また、財政調整基金など 15 の基金があり、基金の総額は 7 億 6,487 万 2 千円となりました。これらを加えますと歳出総合計額は 94 億 8,288 万 2 千円となったところであります。

また、町の会計は総計予算主義をとっておりますので、一般会計、各特別会計間の繰り入れ、繰り出し金、積立額が重複して決算されております。その合計が 6 億 1,398 万円あります。総合計額から重複している金額を引きますと、平成 20 年度の総決算額は 88 億 6,890 万 2 千円となったところでございます。

次に決算の財政状況について申し上げます。一般会計決算の状況の 1 ページをご覧ください。

さい。

歳入決算額の状況であります。平成20年度一般会計の歳入につきましては54億5,261万4千円となりました。この構成比を見ますと、地方交付税が全体の51.4%を占め、続いて町税が11.8%、国庫支出金が9.7%、町債が9.0%、県支出金5.4%などとなっております。

2ページをご覧ください

この歳入の財源構成の状況であります。一般財源と特定財源に分けますと、使途が特定されずにどの経費にも充当できる、町税、地方交付税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金等の一般財源の構成比は75.9%となりました。

使途が特定されている特定財源としては、国庫支出金、地方債、分担金等で24.1%でございます。

次に自主財源と依存財源について申し上げます。

財政基盤の安定化と行政活動の自立性を測る指標のひとつになっております。自主財源には、町税、使用料、手数料などがございますが、自治体が自らの意思と努力によって調達できる財源であります。20年度は20.4%となりました。前年度より1.5ポイント減少しております。

また、依存財源は国県等より交付される地方交付税、地方譲与税、国県支出金、地方債等でございますが、79.6%となりました。前年度より1.5ポイント上昇となりました。

次に歳出について申し上げます。

3ページの歳出決算額の状況をご覧ください。

歳出の決算額は51億3,026万2千円となりました。この歳出の全体的な構造や動向を見るのに必要な目的別決算額と性質別決算額について申し上げます。

行政目的別に分類した目的別決算額については、1款の議会費から12款の公債費までございますが、記載のとおりでございます。

4ページの性質別決算額をご覧ください

歳出の性質別決算額を義務的経費と投資的経費に分類しますと、義務的経費は人件費、扶助費、公債費でございますが、歳出全体の41.4%となっております。

投資的経費は普通建設費と災害復旧費でございますが、12.2%となっております。その他の経費は物件費、補助費等でありまして46.4%となっております。

次に5ページ決算収支の状況でございますが、実質収支は、歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた額から、翌年度に繰越すべき額を控除したものが実質収支でありまして、平成20年度は9,673万3千円の黒字になりました。

単年度収支は、当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額でありまして、2,204万円の黒字となりました。

また実質単年度収支も1億392万5千円の黒字となりました。

これは交付税が前年度よりも増額となったことも要因のひとつではありますが、日常業務におきまして経常経費の削減に努めたことや、各種事業の実施においては補助事業を導入したこと。そして起債を借り入れる際には交付税への算入率の高い有利な起債を借り入れたことなどによりまして、実質単年度収支が、1億392万5千円の黒字となったもの

でございます。

次に財政指数の状況であります。経常収支比率は前年度と比較しまして 1.5 ポイント改善し 91.8%となりました。これが改善しました要因も先ほど申し上げましたような状況から、改善したものでございます。

次に 6 ページ、公債費比率等の状況をご覧ください。各項目とも前年度と比較して数値が改善しております。一番上の起債制限比率は前年度と比較しまして 0.6 ポイント改善し 9.4 となりました。次の公債費比率も前年度と比較して 0.8 ポイント改善しまして 10.8 となりました。公債費負担比率につきましても前年度と比較して 0.5 ポイント改善し 19.2 となりました。準公債費比率も前年度より 0.8 ポイント改善し 12.0 となりました。

次に地方債の年度末現在高であります。地方債、いわゆる起債であります。起債はご承知のように公共的施設など社会資本の整備をはじめ災害復旧などの事業費を充当するための長期の借入金であります。

地方債の平成 19 年度末現在高は 70 億 7,686 万 8 千円でしたが、平成 20 年度末では 68 億 4,388 万円となり、前年度と比較し、2 億 3,298 万 8 千円の減額となりました。

また、20 年度末で 68 億 4,388 万円となりましたが、このうち国が 65%の 44 億 4,852 万 2 千円を地方交付税で交付してくれますので、町が今後実際に負担する額は 35%の 23 億 9,535 万 8 千円となります。

起債の借入れにあたりましては、元利償還金が地方交付税で交付される割合の多い起債を優先的に選択しまして、後年度において財政負担の軽減が図られるよう努め、その他の起債につきましては極力抑制するよう配慮しているところでございます。

次に債務負担行為翌年度以降支出予定額でございますが、3 億 4,140 万 1 千円となりました。この内容であります。農林水産業関係で 1,381 万 6 千円、社会福祉事業関係で 9,215 万円、20 年度で新たに設定しましたケーブルテレビ高度化事業第 1 期工事分といたしまして 2 億 3,543 万 5 千円となっております。

次に同じく 6 ページ下段をご覧ください。健全化判断比率の状況であります。この比率は、夕張市の財政破綻をきっかけといたしまして、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表を行い、その比率に応じて地方公共団体が計画を作成することにより、財政の健全化を図ることを目的とするものでございます。

平成 19 年 6 月 22 日に公布されました「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によりまして、地方公共団体の長は、前年度の決算の提出を受けて、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となります事項を記載した書類を監査委員の審査に付しまして、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告しまして、かつ当該健全化判断比率を公表しなければならないこととなりました。

一つ目の「実質赤字比率」であります。一般会計の実質赤字額の標準財政規模に占める比率を表すものでありまして、本町は黒字決算となりましたことから比率は算定されません。

二つ目の「連結実質赤字比率」であります。一般会計のほか、特別会計など全会計も

含めた実質赤字額の標準財政規模に占める比率を表すものであり、これも本町はすべての会計が黒字決算となりましたことから比率は算定されません。

三つ目の「実質公債費比率」であります。これは平成 17 年度決算から起債の許可同意基準として用いられている比率であります。前年度より 0.6 ポイント改善し、17.6 となりました。

なお、起債の許可団体となる 18%を下回ることになりましたことから、これまでの県知事の許可団体から同意団体となりました。

四つ目の「将来負担比率」であります。将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、前年度より 16.8 ポイント改善しまして、186.1 となりました。

また、公営企業が赤字決算となった場合に、料金収入に対して資金の不足額がどの程度あるのかを表す「資金不足比率」につきましてもすべての会計が黒字決算となりましたので、比率は算定されませんでした。

以上のように健全化判断比率はすべて、早期健全化基準の範囲内となっており、健全性は保たれております。

続きまして、議案第 6 号、平成 20 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての説明をいたします。まず説明に入る前に申し上げます。ご承知のように決算書の認定の対象となりますのは「歳入歳出決算書」でございますが、よりご理解をしていただくために「主なる施策の執行実績調書」に基づいてご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは「主なる施策の執行実績調書」の 1 ページをご覧いただきたいと思ひます。

1 款は町税でございます。町税は歳入の 11.8%を占めております。

1 項町民税のうち、1 目の個人町民税は 1 億 8,868 万 3 千円でございます。前年度より 525 万 3 千円の増額となりました。収納率は 97.59%となりました。

2 目の法人町民税は 3,243 万 3 千円でございます。前年度より 45 万 6 千円の減額となりました。収納率は 98.46%となりました。

2 項 1 目の固定資産税は 3 億 6,639 万 4 千円でございます。前年度より 663 万 6 千円の減額となりました。収納率は 92.14%となりました。

3 項の軽自動車税は 1,547 万 7 千円でございます。前年度より 23 万 2 千円の増額となりました。収納率は 97.76%となりました。

4 項のたばこ税は 3,574 万 1 千円となりました。前年度より 312 万 5 千円の減額となりました。

5 項の入湯税は 65 万 8 千円となりました。前年度より 8 万円増額となりました。

なお、町税の不納欠損額と収入未済額でございますが、歳入歳出決算事項別明書の 2 ページに記載のとおりでございますが、不納欠損額といたしまして、242 万 5,123 円、また収入未済額は 3,454 万 9,410 円となりました。

次に 2 款の地方譲与税でございますが、1 項の自動車重量譲与税は 8,444 万 4 千円でございます。2 項の地方道路譲与税は 2,713 万 5 千円となりました。

3 款の利子割交付金は 217 万 9 千円となりました。

4 款の配当割交付金は 52 万 6 千円となりました。

5 款の株式等譲渡所得割交付金は 16 万 3 千円となりました。

6 款の地方消費税交付金は 6,545 万 5 千円となりました。

7 款の自動車取得税交付金は 3,649 万 1 千円となりました。

8 款 1 項 1 目の地方特例交付金は 512 万 2 千円となりました。

2 項 1 目の特別交付金は 96 万 8 千円となりました。

3 項 1 目の地方税等減収補てん臨時交付金は 153 万 3 千円となりました。

9 款の地方交付税は 28 億 126 万 7 千円となりました。前年度と比較いたしまして 1 億 3,328 万 3 千円の増額となりました。この地方交付税は歳入全体の 51.4%を占めております。

10 款の交通安全対策特別交付金は 118 万 3 千円となりました。

2 款から 10 款までは国からの交付金でございまして、いずれも 100%収納済となっております。

次に主なる施策の執行実績調書の 2 ページでございまして、主な箇所について説明をさせていただきます。

11 款は分担金及び負担金でございまして、2 項 1 目の総務費負担金は 345 万 1 千円の決算となりました。主なものといたしましてはケーブルテレビ加入及び施設移設負担金 316 万 6 千円などでございます。

2 項 2 目の民生費負担金は 1,668 万円の決算となりました。主なものといたしましては保育所運営費負担金 1,504 万 3 千円などでございます。なお、この 11 款の負担金の収入未済がございまして、121 万 6,740 円となりました。

12 款でございまして、使用料及び手数料でございまして、1 項 1 目の総務使用料は 6,811 万 8 千円となりました。主なものとしましては、ケーブルテレビ使用料 4,377 万 7 千円、インターネット使用料 2,005 万 2 千円などでございます。

1 項 4 目土木使用料は 3,173 万円となりました。主なものとしましては、町営住宅及び定住促進住宅使用料 2,674 万 4 千円などでございます。なお、この 12 の款使用料の収入未済額は 1,120 万 8,055 円となっております。

3 ページをご覧くださいと思います。

13 款 2 項 1 目の民生費国庫補助金は 1 億 4,481 万 6 千円となりました。主なものといたしましては、定額給付金事業費補助金 1 億 1,980 万円、子育て応援特別手当交付金 306 万円などでございます。

13 款 2 項 3 目の土木費国庫補助金は 1 億 3,147 万 4 千円となりました。主なものとしましては、地方道路整備臨時交付金 1 億 1,895 万円などでございます。

13 款 2 項 5 目の総務費国庫補助金は 1 億 9,742 万円となりました。地域活性化緊急安心実現総合対策交付金 1,578 万 5 千円、地域活性化生活対策臨時交付金 1 億 8,163 万 5 千円などでございます。

14 款は県支出金でございまして、1 項 1 目の民生費県負担金であります、7,902 万 9 千円となりました。主なものといたしましては、国民健康保険保険基盤安定負担金 2,450 万 6 千円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金 2,531 万 5 千円などでございます。

4 ページをご覧くださいと思います。

14 款 2 項 2 目の民生費補助金は 1,493 万 4 千円となりました。主なものといたしましては重度心身障害者医療費助成事業 645 万円、地域の子育て応援交付金 184 万 9 千円などでございます。

14 款 2 項 4 目の農林水産業県補助金は 1 億 512 万円となりました。主なものとしましては中山間地域等直接支払事業 4,799 万 6 千円、森林病虫害等防除事業 647 万 2 千円、森林居住環境整備事業、防火水槽でございすが 759 万 7 千円などでございます。

14 款 3 項 3 目の土木費委託金は 1,566 万 7 千円となりました。主なものといたしましては、国県道除雪委託金 1,340 万 9 千円などでございます。

5 ページをご覧ください。

16 款の寄附金でございすが、1 項 1 目の一般寄附金は 1,115 万 3 千円となりました。3 件による寄附でございすが。

1 項 2 目のふるさと応援寄附金は 113 万 4 千円となりました。10 件による寄附でございすが。

17 款は繰入金でございすが。2 項 1 目の財政調整基金からの繰入金は 1 億 4,398 万 2 千円となりました。

歳入総額は 54 億 5,261 万 4 千円となりました。前年度より 1 億 3,861 万 7 千円の増額でございすが。

7 ページの歳出をご覧ください。

2 款は総務費、1 項 5 目の財産管理費であります。2 億 4,446 万 3 千円となりました。主なものといたしましては県有財産徳沢駅前購入費 319 万 5 千円、財政調整基金積立金 2 億 2,586 万 7 千円などあります。

1 項 8 目の自治振興費は 2,499 万 1 千円となりました。主なものとしましては、コミュニティ育成事業補助金 1,190 万円などでございすが。戸中自治区集会所建築に伴う補助金でございすが。

1 項 11 目のふるさと振興費は 1 億 3,297 万 5 千円となりました。主なものとしましては、温泉施設管理業務委託料 3,255 万 2 千円、さゆり公園管理業務委託料 4,237 万円などでございすが。

8 ページをご覧ください。

2 款 1 項 12 目のケーブルテレビ運営事業費は 2 億 7,161 万円となりました。主なものといたしましては、ケーブルテレビ業務委託料 2,837 万 8 千円、高度化事業第 1 期整備工事費 1 億 9,824 万円などでございすが。

1 項 13 目の生活バス運行事業費 6,095 万 9 千円となりました。主なものとしましては、生活バス購入費 1,522 万 5 千円などでございすが。

9 ページをご覧ください。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費は 1 億 2,400 万 4 千円となりました。

主なものとしましては、出産祝金 450 万円、福祉灯油緊急補助事業 340 万 8 千円などでございすが。

1 項 3 目の老人福祉費は 3 億 7,604 万 5 千円となりました。主なものとしましては、介護保険特別会計繰り出し金 1 億 4,392 万 3 千円、後期高齢者医療広域連合負担金 1 億 164

万8千円などがございます。

10 ページをご覧ください。

3款1項6目の定額給付費事業費は1億2,070万2千円となりました。主なものとしましては、定額給付金1億1,670万8千円などがございます。

2項2目の児童措置費は2億3,674万円となりました。主なものとしましては、保育所業務委託料1億6,898万5千円、児童手当4,434万5千円などがございます。

2項3目の子育て応援特別手当事業費は350万2千円となりました。主なものとしましては、子育て応援特別手当て295万2千円などがございます。

11 ページをご覧ください。

4款1項2目の予防費は1,631万1千円となりました。主なものといたしましては、高齢者インフルエンザ予防接種事業1,086万4千円などがございます。

1項4目の健康推進費は3,749万1千円となりました。主なものといたしましては、食生活改善事業169万9千円、健康寿命延伸事業委託料133万1千円などがございます。

12 ページをご覧いただきたいと思います。

6款は農林水産業費でございます。1項3目の農業振興費は1億903万1千円となりました。主なものとしましては、中山間地域等直接支払事業6,414万5千円、耐雪型パイプハウス整備事業1,580万9千円などがございます。

1項5目の農地費は1億1,767万5千円となりました。主なものとしましては、農地水環境保全向上対策事業1,218万円などがございます。

13 ページをご覧ください。

2項1目の林業総務費は4,351万3千円となりました。主なものといたしましては、森林病虫害等防除事業委託料737万7千円、森林環境交付金事業612万5千円などがございます。

2項2目の林業振興費は7,410万8千円となりました。主なものとしましては、林業集落内防火安全施設整備工事1,070万円などがございます。

7款の1項2目の商工振興費は1,968万6千円となりました。主なものとしましては中小企業融資制度資金利子補給補助金137万8千円などがございます。

7款1項3目の観光費は496万8千円となりました。主なものとしましては、観光施設等管理委託料105万1千円などがございます。

8款の土木費でございます。1項2目の道路維持費は1億3,693万円となりました。主なものとしましては、除雪費9,838万1千円、除雪機械購入費1,445万9千円などがございます。

14 ページをご覧ください。

1項3目の道路新設改良費は2億317万8千円となりました。主なものとしましては町道野沢柴崎線1億5,815万円などがございます。

9款は消防費でございます。1項1目の常備消防費は1億3,442万3千円となりました。喜多方地方広域市町村圏組合負担金の消防費分でございます。

1項3目の消防施設費は1,022万8千円となりました。主なものとしましては、小型動力ポンプ2台の更新286万7千円などがございます。

10 款は教育費でございます。2 項 1 目の学校管理費は 3,031 万 8 千円となりました。主なものとしましては群岡小学校校舎耐震診断委託料 255 万円などでございます。

以上の結果一般会計の歳出総額は 51 億 3,026 万 2 千円となりました。前年度より 5,461 万 3 千円の増額となりました。

歳入総額から歳出総額を差し引きますと 3 億 2,235 万 2 千円となりました。

次に各特別会計の決算につきましてご説明をいたします。主なる施策の執行実績調書の 17、18 ページをご覧ください。

議案第 7 号、平成 20 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

平成 20 年度においては、誘致工場がありませんで、用地の分譲はございませんでした。

現在保有している用地は 2 万 7,535 平方メートルでございます。

歳入ですが 1 款の財産収入、1 項 1 目の不動産売払収入でございますが、用地の分譲をしておりませんので、収入はございません。

2 款の繰越金 2 万円でありますが、これは前年度の繰越金でございます。歳入総額は 2 万円となりました。

歳出は 1 款の事務費は 2 千円の支出でございます。

2 款の予備費の支出はございません。歳出総額 2 千円となりました。

歳入歳出差引残額は 1 万 8 千円となりました。

続きまして、議案第 8 号、平成 20 年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

20 年度におきましては用地の分譲等はございませんでした。

残地はアーケード沿いの A 区画、面積は 851 平方メートルでございます。

歳入 2 款の繰越金 1,680 万円でございますが、これは前年度の繰越金でございます。

歳入総額 1,680 万 4 千円となりました。

歳出はございませんでした。

歳入歳出差引残額は 1,680 万 4 千円となりました。

続きまして、議案第 9 号、平成 20 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

20 年度におきましては宅地の分譲がございませんでした。

全体で 68 区画のうち 48 区画が分譲しておりますので、残りは 20 区画でございます。

歳入であります。2 款 2 項 1 目の不動産売払収入は宅地の分譲実績がありませんでしたので収入はございません。

3 款の繰越金であります。47 万 3 千円は前年度の繰越金でございます。

歳入総額 65 万円となりました。

歳出の 1 款 1 項 1 目の住宅団地分譲事業費は 64 万 1 千円となりました。

歳出総額 64 万 1 千円でございます。歳入歳出差引残額は 9 千円となりました。

続きまして、議案第 10 号、平成 20 年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をいたします。

本事業は国土交通省所管にかかる特定環境保全公共下水道事業として実施しております。20年度は野沢処理区の塚田地内管梁工事、芝草新田地内管梁実施設計などを行ないました。

20年度末の加入戸数は前年度より29戸増えまして、水洗化戸数は469戸となりました。接続率は48.0%という状況でございます。

なお、公共下水道、農業集落排水処理事業、個別排水処理事業に個人設置の合併処理浄化槽を含めました、汚水処理普及率であります。全人口のうち何らかの汚水処理施設が完了しまして、使用可能となった人口に占める割合でございますが、20年度末では54.6%となりまして、前年度と比較し1.1%上昇しております。

21年度はじめに野尻地区の一部で供用を開始いたしましたので現在の普及率は約59%となっております。

歳入であります。1款1項1目の下水道使用料は2,603万円となりました。前年度より186万1千円の増額でございます。

なお、この下水道使用料の収入未済でございますが31万7,189円となっております。

2款1項1目の汚水処理施設整備交付金2,500万円でございますが、これは野沢処理区下水道事業費の国庫補助金でございます。

3款の1目の下水道事業費県補助金は125万円となりました。

5款の一般会計繰入金は1億3,327万円となりました。これは歳入の62.8%を占めております。

8款の下水道事業債は2,500万円となりました。

歳入総額は2億1,212万9千円となりました。

歳出であります。1款1項1目の一般管理費は3,209万5千円となりました。

2款1項1目の下水道施設費は6,040万4千円となりました。野沢処理区の工事費などでございます。

3款公債費は、下水道事業債の元利償還金でございます。1億1,720万8千円となりました。これは歳出の55.9%を占めております。

歳出総額2億970万7千円となりました。

歳入歳出差引残額は242万2千円となりました。

続きまして、議案第11号、平成20年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

本会計は、小島、森野、宝川、白坂、笹川の5処理施設の維持管理経費、並びに野尻地区における処理施設の工事、上野尻下野尻両地区における管路設置工事などに係る会計でございます。

5処理区の加入戸数は前年度より30戸増えまして500戸となり、加入率は89.9%となりました。

歳入でございます。1款1項1目の下水道使用料は2,275万円となりました。前の年より、33万3千円増えております。

なお、下水道使用料の収入未済額はありますが、155万9,585円となっております。

2款1項1目の汚水処理施設整備交付金は1億2,019万円となりました。

3款1項1目の農業集落排水処理事業費県補助金は2,856万円となりました。

5 款の一般会計繰入金は 8,329 万 7 千円となりました。これは歳入の 28.7%を占めております。

8 款の 1 目の下水道事業債は 9,090 万円となりました。

歳入総額は 3 億 4,961 万 8 千円となりました。

次に歳出でございますが、1 款 1 項 1 目の一般管理費は 2,871 万 3 千円となりました。

2 款 1 項 1 目の農業集落排水処理事業費は 2 億 5,743 万 5 千円となりました。野尻地区の整備事業費でございます。この 2 款は歳出の 74.1%を占めております。

3 款の公債費は下水道事業債の元利償還金でございます。6,144 万 6 千円となりました。歳出総額は 3 億 4,759 万 4 千円でございます。

歳入歳出差引残額は 202 万 4 千円となりました。

続きまして、議案第 12 号、平成 20 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

本事業は平成 16 年度より実施しておりまして、個別排水処理事業によりまして、生活雑排水の処理をするもので、その施設の維持管理及び整備などに要する会計でございます。20 年度は 15 基を設置しました。これまでの整備分と合せると 154 基となりました。平成 30 年度までに 800 基の整備を計画しておりますので、事業の進捗率は設置戸数ベースで 19.3%となりました。

歳入でございますが、1 款 1 項 1 目の下水道使用料は 639 万 9 千円となりました。これは前の年より 78 万 1 千円の増となっております。

なお、下水道使用料の収入未済であります。17 万 8,952 円となっております。

2 款 1 項 1 目の汚水処理施設整備交付金 423 万 6 千円となりました。

3 款 1 項 1 目の個別排水処理事業費県補助金は 118 万 4 千円となりました。

4 款 1 項 1 目の一般会計繰入金は 551 万 8 千円となりました。

5 款の繰越金は 163 万 7 千円となりました。これは前年度の繰越金でございます。

7 款 1 項 1 目の下水道事業債は 920 万円となりました。

歳入総額は 2,855 万 1 千円となりました。

歳出であります。1 款 1 項 1 目の一般管理費は 831 万 6 千円となりました。

2 款 1 項 1 目の個別排水処理施設費 1,679 万 4 千円は、15 基分の工事費でございます。これは歳出の 63.1%を占めております。

3 款公債費は元利合わせまして 148 万 2 千円となりました。下水道事業債元利償還金でございます。

歳出総額が 2,659 万 2 千円となりました。

歳入歳出差引残額が 195 万 9 千円となりました。

続きまして、議案第 13 号、平成 20 年度西会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします

本会計は 75 歳以上の高齢者のかたがたに対する医療費等を給付するための特別会計でございます。20 年 4 月より「後期高齢者医療制度」に移行しましたので、老人保健特別会計は 20 年度から 22 年度までの 3 ヶ年間は、過年度分の医療給付費等の精算をするための会計となります。19 年度と比較いたしますと歳入歳出とも大幅に減額となっております。

歳入でございますが、1款1項1目の医療費交付金は、支払基金からの交付金でございます。まして5,539万1千円となりました。前年度より5億5,768万7千円減っております。

2款1項1目の医療費負担金は3,622万6千円となりました。前年度より4億148万6千円の減額でございます。

3款の県負担金は820万円となりました。前年度より1億343万8千円とこれも減っております。

4款の一般会計繰入金は829万8千円となりました。前年度より9,387万5千円の減額でございます。

5款の繰越金でございますが、8,919万1千円でありまして、前年度の繰越金でございます。前の年より4,326万9千円増えております。これは歳入の45.1%を占めております。

歳入総額が1億9,784万3千円となりました。前年度と比べまして11億3,308万8千円の減額となりました。率にいたしまして85.1%の減額という状況でございます。

歳出でございますが、1款1項1目の医療給付費は9,827万6千円となりました。前年度より10億8,219万6千円の減額でございます。

1項2目の医療費支給費は252万1千円となりました。前年度より857万円の減額でございます。

2款の諸支出金でございますが、1項1目の償還金でございますが、8,416万6千円となりました。前年度より4,420万6千円の増額となりました。

2項1目の一般会計繰り出し金は510万5千円となっております。

歳出総額は1億9,043万円となりました。前の年に比べまして10億5,131万円の減額となっております。率にいたしまして84.7%の減額となりました。

歳入歳出差引額が741万3千円となりました。

議案第14号、平成20年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

後期高齢者医療は75歳以上の高齢者を対象に医療費等を給付するための会計として、平成20年4月より事業が開始されました。

県内すべての市町村が加入する「福島県後期高齢者医療広域連合」が保険料の決定、医療給付、保険証の交付などを行なっておりまして、町は保険料の徴収、申請書等の受付、保険証の引渡などの窓口業務を行っておるところであります。被保険者数は平成21年3月末で2,149人となりました。

歳入であります。1款の後期高齢者医療保険料、1項1目の特別徴収保険料は4,404万4千円となりました。

1項2項の普通徴収保険料は1,291万円となりました。この保険料は歳入の55.3%を占めております。

なお、本年度であります。収入未済がございます。10万3千円となっております。

2款の繰入金であります。1項1目事務費繰入金は261万3千円となりました。

1項2目保険基盤安定繰入金は3,375万4千円となりました。

1項3目の特定健康診査事業繰入金は162万3千円となりました。

この2款の繰入金は歳入の36.8%という状況でございます。

3 款は諸収入でございまして、3 項 1 目の特定健康診査受託事業収入は 402 万円となりました。

4 項 1 目の雑入 40 万円は特別対策事業補助金でございます。

4 款の国庫支出金、1 項 1 目の高齢者医療制度円滑運営事業補助金は 368 万円となりました。

歳入総額、1 億 304 万 6 千円となりました。

歳出でございます。1 款 1 項 1 目の一般管理費は 551 万 5 千円となりました。電算処理システムの改修委託料でございます。

2 款 1 項 1 目の保健事業費は 386 万 2 千円となりました。特定健康診査委託料でございます。

3 款 1 項 1 目の後期高齢者医療広域連合納付金は 9,268 万 9 千円となりました。これは保険料や保険基盤安定繰入金を広域連合への納付金でございまして、この 3 款は歳出の 90.1%を占めております。

4 款の諸支出金であります。1 項 1 目の一般会計繰り出し金は 23 万 2 千円となりました。

歳出総額は 1 億 288 万 6 千円でございます。

歳入歳出差引額 16 万円となりました。

続きまして、議案第 15 号、平成 20 年度西会津町国民健康保健特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

国の医療制度改革によりまして、国民健康保険制度が大きく変わりました。事業勘定の決算では、19 年度と比較いたしまして、歳入で 5,202 万 2 千円の減額、歳出も 7,888 万円の減額となっております。

診療施設勘定につきましては、西会津診療所の内視鏡を更新するなど、医療設備の充実に努めたところでございます。

事業勘定の歳入でございます。1 款国民健康保険税、1 項 1 目の一般被保険者国民健康保険税は 2 億 789 万円となりました。前年度より 364 万 8 千円の増額となりました。

1 項 2 目の退職被保険者等国民健康保険税は 1,376 万 5 千円となりました。前年度より 2,515 万 8 千円の減額となりました。国民健康保険税の収納率は 80.16%となりました。

なお不納欠損額といたしまして 384 万 6,200 円、収入未済額は 5,100 万 9,528 円となっております。

3 款 1 項 1 目の療養給付費等負担金は 2 億 343 万 2 千円でございます。

5 款 1 項 1 目の前期高齢者交付金は 2 億 3,579 万 6 千円となりました。

6 款 1 項 2 目の特定健康診査等負担金 135 万 1 千円となりました。

7 款 1 項 2 目の保険財政共同安定化事業交付金は 1 億 1,161 万 1 千円となっております。

9 款の繰入金でございます。2 項 1 目の国民健康保険給付費支払準備基金繰入金 2 千万円ではありますが、国保税の減税財源として充当いたしましてこの基金より 2 千万円を繰り入れたものでございます。

10 款の繰越金は 3,166 万円となりました。前年度の繰越金でございます。

歳入総額が 11 億 498 万 4 千円となりました。前年度より 5,202 万 2 千円の減額となっ

ております。

次に歳出でございますが、主なる施策の執行実績調書の 35 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目の一般被保険者療養給付費は 5 億 5,579 万 4 千円となりました。退職者医療制度の改正により前年度より 1 億 2,833 万 5 千円増えております。

1 項 2 目の退職被保険者等療養給付費は 3,067 万 9 千円となりました。前年度より 1 億 4,105 万 8 千円の減額でございます。医療制度改正により退職から一般に切り替わったことにより減額となりました。この 2 款の保険給付費は歳出の 63.4%を占めております。

3 款の後期高齢者支援金は 1 億 1,671 万 2 千円となりました。これは新たに創設された制度でございます。

5 款の老人保健医療費拠出金は 1,804 万円となりました。老人保健の廃止によりまして前年度より 1 億 3,801 万 3 千円の減額でございます。

7 款共同事業拠出金、1 項 2 目の保険財政共同安定化事業拠出金は 1 億 343 万 6 千円となりました。

8 款の保健事業費の 1 項 1 目特定健康診査等事業費は 934 万 2 千円となりました。医療制度改革の一環といたしまして特定健康診査、特定保健指導が義務づけられていることによるものでございます。

歳出合計でございますが、10 億 4,646 万 6 千円となりまして、前年度より 7,888 万円の減額となりました。

歳入歳出差引額が 5,851 万 8 千円となりました。

続きまして、平成 20 年度国民健康保険の診療施設勘定でございます。

歳入でございますが、1 款 1 項 1 目の国民健康保険診療報酬でございますが、7,194 万 5 千円となりました。

1 項 2 目の社会保険診療報酬入は 4,191 万円となりました。

1 項 3 目の老人保健診療報酬収入は 82 万 5 千円となりました。前の年よりも 1 億 7,805 万 5 千円減っております。これは老人医療制度の廃止ということでございます。

1 項 4 目の後期高齢者医療診療収入は 1 億 7,786 万 8 千円となりまして、75 歳以上のかたがたにかかる診療分で広域連合からの診療収入でございます。この 1 款の診療収入は歳入の 83.7%を占めております

4 款繰入金 1 項 1 目の一般会計繰入金は 1,388 万円となりました。

7 款 1 項 1 目の過疎対策事業債は 4,290 万円となりました。これは西会津診療所の内視鏡光源装置 1 台の更新と、医師住宅建築工事にかかるものでございます。

歳入総額 4 億 6,311 万 7 千円となりました。前年度より 2,744 万 6 千円増えております。

歳出であります。1 款 1 項 1 目の一般管理費は 2 億 1,638 万 9 千円となりました。この中には医師住宅建築工事費 3,459 万 3 千円などがございます。この 1 款は歳出の 47.9%を占めております。

2 款 1 項 1 目の医療用機械器具費は 2,501 万 7 千円となっております。このうち医療用機械器具費の 969 万 6 千円ありますが、これは西会津診療所の内視鏡光源装置でございます。

1 項 3 目の医薬品衛生材料費は 1 億 7,964 万 7 千円となっております。

4款公債費であります。過疎対策事業債の元利償還金でございます。1,379万2千円となりました。

歳出総額が4億5,303万8千円となっております。前の年よりも2,560万円増えております。

歳入歳出差引残額1,007万9千円となりました。

続きまして、議案第16号、平成20年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

平成20年度は、第3期介護保険事業計画の3年目となりまして、最終年度となりました。平成12年度より施行されました介護保険制度も、制度の定着が図られ介護サービスの利用や介護保険給付費は年々増えているというような状況でございます。

歳入でございますが、1款保険料、1項1目の第1号被保険者保険料は1億2,736万5千円となりました。これは65歳以上の1号被保険者の保険料でございます。収納率は98.73%となりました。

なお不納欠損額といたしまして38万6,086円、収入未済額は118万8,123円となっております。

2款1項1目の介護給付費負担金は1億3,561万4千円となりました。

2款2項1目の調整交付金は7,990万1千円となりました。前年度より1,022万3千円増えております。これは国の基準は5%でございますが、町では高齢化率が高いため10.1%の交付となっているものでございます。

3款1項1目の介護納付費交付金は2億5,219万円となりました。

4款の県支出金は、1項1目の介護給付費負担金は、1億2,270万5千円となりました。

6款繰入金であります。1項1目の介護納付費繰入金は1億40万円となっております。

歳入総額でございますが、8億9,202万9千円となりました。前の年より4,477万1千円の増額となっております。

歳出はでございますが、主なる施策の執行実績調書の41ページからご覧いただきたいと思いますが、2款の保険給付費は1項1目の居宅介護サービス給付費は2億2,075万3千円となりました。前の年より994万5千円の増えております。

1項3目の施設介護サービス給付費は4億2,217万円となりました。これも前の年より2,417万円増えております。この2款の保険給付費は歳出の90.5%を占めております。

3款1項2目財政安定化基金償還金636万6千円となりました。これは第2期計画に借り入れをいたしました償還金でございます。平成20年度で償還は終了しております。

4款の基金積立金であります。1目の介護給付費準備基金積立金は1,067万1千円となりました。

1項2目の介護保険臨時特例基金は613万6千円となりました。これは新たに介護保険臨時特例基金を設置いたしまして、積み立てをしたところでございます。

6款介護予防支援事業費は606万2千円となりました。これは町単独で介護にかかわる予防事業を実施しております。地域包括支援センターの運営委託料や機能訓練、在宅介護者リフレッシュサービス事業などに要した経費でございます。

歳出総額は8億7,834万2千円となりました。前年度より3,845万6千円の増額となっております。

歳入歳出差引残額は1,368万7千円となりました。

続きまして、議案第17号であります。平成20年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします

本会計は簡易水道施設7施設、奥川、新郷、宝川、高陽根、尾登、杉山徳沢、小綱木、と飲料水供給施設3施設、青坂、松峯、八重窪合わせて10施設の管理運営を行うための会計でございます。

歳入でございますが、1款1項1目の水道使用料は2,890万1千円となりました。前の年より50万8千円減っております。水道使用料は歳入の30.0%を占めております。

なお、水道使用料の収入未済額であります。144万3,670円となっております。

2款1項1目の一般会計繰入金は6,473万1千円となりました。前の年より496万円の増額ということでございます。

3款1項1目の繰越金は264万8千円となりました。これは前年度の繰越金でございます。

歳入総額が9,663万9千円となりました。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費は2,515万7千円となりました。

2款の公債費は、簡易水道事業債の元利償還金でございます。元利合わせまして6,824万5千円でございます。この2款は歳出の73.1%を占めております。

歳出総額であります。9,340万2千円となりました。

歳入歳出差引額323万7千円となりました。

次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきましては、記載のとおりでございます。説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいまして提出しました決算につきましてご認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 議案第18号の説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 議案第18号、西会津町水道事業会計決算の認定についてのご説明を申し上げます。

決算の説明に入ります前に「水道事業会計決算に関する説明書」にて、事業概要のご説明を申し上げます。237ページをご覧くださいと思います。

1は事業の概況です。(1)総括事項には本事業の概要を記載しております。

まず、アの給水です。平成20年度の年間総配水量は58万6,580 m³であり、前年度に比較し0.7%、4,400 m³の減少となりました。年間総有収水量は46万6,320 m³で、これも前年度に比較し1.1%、5,400 m³の減少となりました。給水人口は60人の減で4,345人となり、給水普及率は0.1ポイント減の82.62%となりました。給水件数は15件増え1,655件であります。給水件数は僅かに増加しておりますが、人口の減少等により給水人口は減少傾向となっております。

次にイの維持管理です。本施設の配水管につきましては、老朽化が進んでおります。施

設点検の定期実施や地域からの通報により漏水の早期発見、修繕に努めました。なお、昨年度は 26 件の漏水修繕工事を実施しております。

次にウの経常収支です。平成 20 年度の収益的収入は、前年度に比較し 0.1%増で 1 億 5,193 万 5,994 円であり、支出は 2.4%増の 1 億 5,011 万 4,562 円となり、収支差引で損益計算において 182 万 1,432 円の黒字となりました。

資本的収支では、収入が 682 万 6,050 円、これは農業集落水処理事業特別会計からの繰入金でございます。支出が量水器購入費ほか以下の費用の合計額で 8,455 万 8,270 円で、収支差引不足額は 7,773 万 2,220 円となりました。この不足額は、減債積立金 5,987 万 2,297 円、建設改良積立金 1,700 万 9,450 円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 85 万 473 円で補填をいたしました。

なお、本会計の実質収支は 7,591 万 788 円の赤字となります。

238 ページをご覧くださいと思います。(2)は議会の議決事項です。記載のとおり 5 件の議案を提出しご議決を賜りました。

(3)の行政官庁認可事項につきましてはありませんでした。

(4)の職員に関する事項であります。前年度と変わらず 3 名により運営をしております。

(5)の料金その他供給条件の設定、変更は行っておりません。

次に 2 の工事です。20 年度は農業集落排水事業関連の補償工事 3 件と、小島浄水場ろ過材交換工事を実施しました。

次に 3 の業務です。まず(1)の業務量について説明させていただきます。給水人口・給水量等の 19 年度との比較をした表でございます。前段で説明をしましたので本表の説明は省略します。なお、下記に示しましたとおり、本事業の 1 m³当りの供給単価は、206 円 47 銭でございます。1 m³当りの給水単価は 321 円 42 銭となっております、この差の 114 円 95 銭分は、一般会計からの補助金を受け運営をしているというようなこととなります。

240、241 ページをご覧くださいと思います。(2)の事業収入に関する事項について説明をいたします。

営業収益は給水収益以下の合計額で 9,667 万 7,630 円となりまして、前年度に比較し 72 万 6,985 円の減収でございます。これは給水人口の減によるものと考えております。

次に営業外収益です。受取利息及び配当金以下の合計額で 5,525 万 8,364 円であり、事業収入の合計額は、前年度に比較し 16 万 2,279 円増の 1 億 5,193 万 5,994 円となりました。

次に(3)の事業費に関する事項について説明します。まず営業費用です。原水及び浄水費以下の合計で 1 億 383 万 3,067 円となり、前年度比 499 万 4,152 円の増となりました。これは、電気料、さらには昨年度大規模な漏水調査というようなことで実施をしました。本委託料 235 万円が増額の主な要因でございます。

次に営業外費用につきましては、支払利息及び企業債取扱諸費で 4,899 万 7,495 円でありました。本費用につきましては、前年比 176 万 4,696 円の減であります。企業債償還額の減が要因でございます。以上事業費合計額では、前年度に比較し 322 万 9,456 円増の 1 億 5,283 万 562 円となりました。

242 ページをご覧ください。4 の会計でございます。

(1)の重要契約の要旨であります。記載のとおり6件の請負契約を締結し事業を実施しました。

次に(2)の企業債及び一時借入金の概況であります。20年度は新たな借り入れはなく、5,987万2,297円の償還を行いました。結果20年度末の残高は15億9,607万818円となったところであります。なお、一時金の借り入れはありません。

次に(3)のその他会計処理に関する重要事項です。収益的収入の中の他会計補助金5,484万2,550円は、企業債利息及び職員給与費及び課税仕入れにそれぞれ記載の額を充当しております。配水管移設負担金682万6,050円につきましては、課税仕入れに充当いたしました。

5の付帯事項であります。20年度の給水装置新設は12件でございました。

243ページの収益的費用明細書からの説明は省略させていただきまして、決算書の説明に移ります。決算書75ページ、76ページをご覧くださいと思います。なお、決算報告書は消費税を加算した額で計上しておりまして、前段で説明した説明書の金額とは異なっておりますのでご了承くださいと思います。

まず、1の収益的収入及び支出の内、まず収入でございます。

1款第1項の営業収益ですが、決算額1億150万614円であり、現計予算に比較し181万5,359円の減額でございました。

第2項の営業外収入ですが、決算額5,525万8,364円でありまして29万5,364円の増額でありました。以上収入合計では、決算額で1億5,675万9,005円でありました。

次に支出でございます。1款第1項の営業費用ですが、決算額1億509万2,442円となり、不用額は403万558円でございました。

次に第2項の営業外費用ですが、決算額4,899万7,495円であり、不用額は10万6,505円となりました。

次に第3項の特別損失、第4項の予備費の支出はなく、現計予算全額が不用額でございます。

以上支出合計では、決算額1億5,408万9,937円となりました。

続きまして2の資本的収入及び支出でございます。

まず、収入です。1款第1項の補助金ですが、決算額682万6,050円です。これは、農業集落排水に伴う移設工事の補償費でございます。合計額も同額です。

次に支出です。1款第1項の建設改良費ですが、農業集落排水事業水道移設工事3件、小島浄水場ろ過材交換工事、大久保配水地の移設基本設計業務等の費用でございまして、決算額2,468万5,973円でございます。

次に第2項企業債償還金ですが、決算額5,987万2,297円でございます。

以上支出合計では、決算額8,455万8,270円となります。

下段に資本的収支不足額補填の説明をしています。このことについては一番最初に説明をさせていただきましたので省略させていただきます。

77ページをご覧くださいと思います。損益計算書でございます。1の営業費用額は(1)から(3)の合計で9,667万7,630円でございます。次に2の営業費用ですが(1)から(6)の合計で1億383万3,067円となり、715万5,437円の営業損失が生じました。

3の営業外収益は(1)から(3)の合計で5,525万8,364円であり、4の営業外費用は(1)から(2)の合計で4,628万1,495円でした。よって営業外利益が897万6,869円となり、本年度の経常利益・純利益は182万1,432円となりました。この金額を加えた当年度末未処分利益剰余金は940万9,713円となっております。

次に78ページの剰余金計算書です。まず利益剰余金の部ですが、減債積立金が2,912万7,703円、建設改良積立金が5,499万550円で積立金合計額は8,411万8,253円であります。未処分利益剰余金につきまして、5,000万円を減債積立金として処分し、当年度利益剰余金を加えたことにより、当年度末未処分利益剰余金は、940万9,713円となりました。

次に資本剰余金の部です。国庫・県補助金、一般会計補助金は前年同額でありまして、負担金につきましては682万6,050円増え、6,234万9,435円となります。これに加えた翌年度繰越資本剰余金は6億5,837万5,276円となっております。

79ページをご覧ください。剰余金処分計算書であります。当年度末未処分利益剰余金940万9,713円のうち、600万円を減債積立金として処分することとし、翌年度繰越利益剰余金は340万9,713円となります。

次に、76ページの貸借対照表をご覧ください。1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計額、3の流動負債と4の資本金、5の剰余金を加えた負債・資本の合計額とも26億1,003万1,381円となっております。なお、流動資産の中に1,286万7,474円の未収金が計上されていますが、水道会計につきましては、3月分の納期限未到来使用額が3月31日で会計を締めるといような形になりますので3月分の納期限未到来使用額808万6千円が含まれておりまして、2月分までの実質使用料未収金は478万円となっております。

以上で、平成20年度西会津町水道事業会計決算書の説明を終わりますが、よろしくご審議くださいまして、原案のとおり認定賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長 説明ありました議案第6号、平成20年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第18号、平成20年度西会津町水道事業会計決算の認定についての決算審査について、監査委員の意見を求めます。併せて財政健全化判断比率等審査の意見、定期監査報告及び財政援助団体等監査報告もしてください。

監査委員、廣瀬渉君。

- 代表監査委員 平成20年度分決算審査意見、財政健全化判断比率等審査意見並びに監査報告につきまして長谷沼清吉監査委員とともに審査・監査した結果を申し上げます。各意見書、報告書につきましては、要点を絞りながら説明を申し上げます。先ほど会計管理者、地域整備課長からの説明と重なるところもあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは意見書報告書の1ページをご覧ください。

一般会計、特別会計決算審査意見書。地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された平成20年度西会津町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、また、それと併せて提出された関係書類を審査した結果とその意見は次のとおりであります。平成21年9月11日、西会津町監査委員、廣瀬渉。西会津町監査委員、長谷沼清吉。

それでは、次のページをお開き願います。平成 20 年度決算審査意見書。審査の概要、審査の対象について。西会津町一般会計歳入歳出決算並びに以下に記載されております 11 の特別会計歳入歳出決算であります。

なお、この 11 の中には平成 20 年度より後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算が新たに追加されております。

審査の期間につきましては記載のとおりであります。

審査の手続き、審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書並びに付属書類である各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらには予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸票及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手続きを実施しました。

審査の結果。審査に付された各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸票及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めた。

また、各基金の運用及び管理についても、関係諸票及び証拠の書類と符合しており、誤りのないものと認めました。

審査の意見。総括。西会津町一般会計及び特別会計の総決算額につきましては、先ほど会計管理者からも説明がありましたように記載のとおりであります。なお、一般会計及び特別会計を合わせた実質単年度収支は 6,218 万 5 千円の黒字となっております。

次のページをお開き願います。

平成 20 年度の歳出決算額は一般会計においては大きくは変わっておりませんが、特別会計においては約 10 億円減少しております。これは先ほども説明ありましたが、医療制度改革により、後期高齢者医療制度が創設され、それまで老人保健特別会計から町が支出しておりました 75 歳以上の医療費を県内市町村を一つにしました広域連合が保険者となり支出するようになったためであります。各表についてはご覧いただきたいと思えます。

5 ページをご覧ください。予算の執行について。一般会計及び特別会計予算執行状況は表のとおりであります。歳入につきましては、調定に対する収入済額の割合は 96.1% でありました。なお、繰越明許分の調定額が 2 億 5,657 万 7 千円がありますので、この分を除いた調定に対する収入済額の割合は 98.8% であります。歳出につきましては、執行率が 98.0% でありまして、これは前年度と同じであり、総体的にはおおむね適正な執行というふうに認めました。6 ページをご覧ください。

町債の状況と実質公債費比率について。表のとおりであります。町債の発行額につきましては、対前年度比 10.3% の減となっております。発行額は 6 億 5,750 万円であります。

7 ページに移りまして、町債の償還額について。対前年度比で 0.6% の減となっております。償還額は 11 億 279 万 6 千円ありますが、このうち地方交付税に算入された額は 6 億 7,516 万 4 千円で、償還額全体の 61.2% でありました。実質公債費比率、対前年度比 0.6 ポイントの減となり、17.6% となりました。18% を下回ったため、先ほどもありましたが、起債の発行につきましては県知事の許可団体から同意団体となります。

収入未済額と不納欠損額について。以下の表のとおりであります。なお、収入未済額につきましては、一般会計、特別会計の対前年度比は 19.0%の増となっております。

8 ページをお開き願います。収入未済額が当該年度においてはじめて1億円を超えました。このことは財政運営に多大な影響があると思われまますので、税や使用料等の徴収には一層の努力と工夫が必要であると思われまます。

不納欠損額について。合計 665 万 7,409 円でありまして、本年度は対前年度比 25.1%の減となっております。税や保険料の支払に公平性を欠くことのないように、徴収には一層の努力と工夫が必要であると思われまます。

主な基金の状況について。年度末現在高は表のとおりであります。財政調整基金につきましては、一般会計では標準財政規模のおおむね 10%の積み立てが必要であるといわれておりますので、平成 20 年度末現在高 3 億 4,985 万 4 千円は適正な金額であるといえます。国民健康保険給付費支払準備基金につきましても、適正な範囲となっております。

一般会計について。ご覧のとおり実質収は 9,673 万 3 千円の黒字となっております。

10 ページをお開き願います。歳入について。財源構成はグラフ、表のとおりであります。自主財源は 20.4%で対前年度比 1.5 ポイント減となっております。今後とも自主財源の確保に努められたいと思ひます。

11 ページ、歳出について。義務的経費と投資的経費については表のとおりであります。経常収支比率につきましては、先ほどもありましたが、市町村においては通常 70 から 80%が良好な財政といわれておりますが、本町では 91.8%となっております。対前年度比 1.5 ポイント減少し、改善はしているものの財政は硬直化しているといえます。債務負担行為支出予定額、平成 20 年度は新たにケーブルテレビ高度化事業請負第 1 期工事で 2 億 3,543 万 5 千円を設定しました。翌年度以降の支出予定額は 3 億 4,140 万 1 千円であり、その内訳は次の記載のとおりであります。

12 ページをお開き願います。一般会計から他会計への繰出額について。性質別による他会計繰出金は 6 億 5,156 万 6 千円で、対前年度比 473 万 3 千円の増となっております。

次、特別会計について申し上げます。特別会計の総体的な予算の執行状況は、おおむね計画的に執行されているものと認めました。特別会計全体の収入未済額は 5,580 万円で、その 91.4%が国保税となっております。収入未済額は前年度と比較しまして 881 万 1 千円増加しております。

それでは、各会計について申し上げます。

工業団地造成事業特別会計。当該年度の用地売却はなく、分譲地全体の 37.1%が未分譲であります。今後も情報収集やPR活動により分譲に努められたい。

商業団地造成事業特別会計。歳入において用地売却はなく、そのほとんどは前年度の繰越金でありました。歳出は、委託料 500 万円の予算を計上してございましたが、平成 19 年度に引き続き執行されませんでした。新たな計画のもとに、今後町の新しい商業拠点となるように努められたい。

住宅団地造成事業特別会計。歳入において分譲はなく、土地売却収入はありませんでした。先ほどもありましたが、平成 20 年度末で 20 区画残っておりますので、引き続き創意工夫を重ね販売促進に努められたい。

下水道施設事業特別会計。加入率、歳入歳出の主なものは記載のとおりであります。

14 ページをお開き願います。使用料につきましては31万7,189円の収入未済が発生しております。野沢処理地区の加入率が45.2%ことより、今後も計画事業が進捗するよう努力されるとともに、加入率向上に努められたい。

農業集落排水処理事業特別会計。5地区の加入率は30戸増の500戸、加入率89.9%となっております。これにつきましても当該年度使用料収入未済156万円が発生しておりますので、長期延滞にならないよう徴収に一層努められたいと思います。

15 ページ、個別排水処理事業特別会計。年度末の整備数は表のとおりであります。20年度までに合計154基が整備されております。平成19年度に事業開始以来初めて収入未済が発生しました。当該年度も対前年度比4万3,302円増の17万8,952円の収入未済が発生しております。料金の収納に一層努められることを望みます。

老人保健特別会計。本特別会計は平成20年度から後期高齢者医療制度に移行されたため、今後廃止となりますが、清算事務のため3年間存続される予定であるとのことであり、このため、医療諸費は1億1,115万9千円で、対前年度比91.5%の減となっております。

後期高齢者医療特別会計。これは先ほども説明ありましたが、医療制度改革により設置されたものでありまして、当該年度末の本町の被保険者数は2,149名となっております。歳入歳出の主なものは記載のとおりであります。なお、当該年度の保険料の収納率は県内で9位と上位であります。事業開始初年度にもかかわらず10万3千円の収入未済が生じております。長期延滞にならないように保険料の収納に努力されたい。なお、皆さんもご存知のように医療制度につきましても、政権交替が行なわれましたので、今後その動向に留意していく必要があるかと思われたい。

16 ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計、事業勘定。当該年度の歳入歳出差引額は5,851万8千円であり、対前年度比、歳入歳出差引額3,166万円を差し引いた単年度収支は2,685万8千円の黒字となっております。歳入歳出の主なものは記載のとおりであります。

国保税5ヶ年計画によりまして、国保給付費支払準備基金から繰入金と繰越金の一部を国保税の減税財源に充当し、被保険者の負担軽減を図っております。本特別会計の運営につきましても被保険者、医療費、後期高齢者医療制度、介護保険制度の動向を踏まえ、計画的な運営に努められたい。

17 ページをご覧ください。国保税全体の収納率は対前年度比3.37ポイント減の80.16%であります。収入未済額は対前年度比では797万2千円増加しておりまして、新たな滞納者も見受けられ、今後、収納率が80%を割るおそれがあると思われたいので、徴収事務についてはさらには努力されたいと思います。

当該年度の国保税の不納欠損額につきましては、187件、384万6千円がありまして、その理由としましては、負債、低所得、行方不明、死亡等であり、いずれも徴収困難な状況と認めました。

診療施設勘定につきましても、歳入歳出の主なものは記載のとおりであります。

次のページをご覧ください。歳入歳出差引額は1,007万9千円の黒字となっております。

町民の健康や生命を守る事業であり、今後とも医療の安全の確保やサービスの向上に努められたい。

介護保険特別会計。被保険者数、要介護認定者数の推移は表のとおりであります。歳入歳出の主なものは 19 ページに記載のとおりであります。歳入歳出差引額は 1,368 万 7 千円の黒字でありました。

本町では、健康寿命延伸事業などを通して介護予防に当たっており、その成果は上がっております。今後さらに給付費の増加を抑制し、財政的に安定した運営が望まれます。また、当該年度は前年度に引き続き介護保険料が不納欠損額されておりまして、その金額は 38 万 6,086 円であり、その理由としましては死亡、行方不明等であり、いずれも徴収困難な状況と認めました。

簡易水道等事業特別会計。歳入歳出の主なものは記載のとおりであります。また、ここでも使用料の収入未済額 144 万 4 千円が発生しておりますので、長期延滞にならないようにその解消に努められたいと思います。

次のページをご覧ください。

実質収支に関する調書。当該年度の一般会計では歳入歳出差引額 3 億 2,235 万 2 千円の黒字決算となっております。翌年度へ繰り越すべき財源は、先ほどありましたけれども 2 億 2,561 万 9 千円であり、実質収支額は 9,673 万 3 千円であります。実質収支比率は 2.8% となり、対前年度比 0.5 ポイント改善しました。

特別会計の実質収支額は 1 億 1,633 万円で、対前年度比 26.4% 減と大幅に減少しておりますが、この要因は老人保健特別会計の黒字額の減少であります。

財産に関する調書。当該年度における財産の記録記載については公有財産、基金等を種目別に内容を審査したところ正確であることを確認しました。公有財産につきましては、その増減は記載のとおりであります。

基金につきましては、財政調整基金は、繰り返しになりますけれども、年度末で 3 億 4,985 万 4 千円となり、この運用に当たっては適切に活用されておりました。その他の基金についても地方自治法第 241 条第 5 項に基づき審査した結果、その運用の状況を示す台帳は適正に整備、記載されていることを確認しました。なお、生活援助貸付基金及び高額医療費支払資金貸付基金においては、返済期限を経過した未返済金がありますので、その回収に努められたい。

21 ページをお開き願います。

水道事業会計決算審査意見書。地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された平成 20 年度西会津町水道事業会計決算書及びこれと併せて提出されました関係書類の審査結果とその意見については次のとおりであります。

年月日、監査委員名は記載のとおりであります。

審査の年月日、平成 21 年 7 月 22 日。

審査の手続きにつきましては記載のとおりであります。

審査の結果。審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示、計数に誤りがないことを認めました。

審査の意見。収益的収支においては営業損失があり、営業外収益をもって黒字となって

おります。資本的収支は赤字となっており、実質収支も赤字となっております。今後、効率的かつ計画的な事業運営と衛生的で安全な水の供給に努められたい。

次のページをお開き願います。未収金は決算の時点で1,286万7千円ですが、先ほど説明がありましたように、このうち納期限未到来分がありまして、それを除いた未収金は478万3千円です。今後未収金の発生防止とその回収に努められたい。企業債につきましても、先ほど説明がございましたように、5,987万2千円減少して、平成20年度末残高は15億9,607万1千円であり、一時借入金はありませんでした。配水管については、石綿管が使用されており、老朽化が進む中で、今後計画的に更新、改善されることが望まれます。

事業の状況。経営成績につきましては表のとおりであります。

23 ページをご覧ください。先ほどありましたが、差引純利益は182万1千円であり、純利益の対前年度比34.8%で340万7千円の減となっております。これは収益費用とも増加しているが、特に営業費用、漏水調査委託料等が499万4千円増加したためであります。

水道事業の経済性及び資本的収支については表のとおりであります。

24 ページをお開き願います。決算合計の実質収支は7,591万1千円の赤字となっております。

貸借対照表による経営分析。貸借対照表の推移につきましては、別表の25、26ページのとおりであります。

資産負債の信憑性を確かめるための貸借対照表の各項のバランスは一致しており、預金等の残高証明、未収金の残高も確認し、未払金の内訳についても照合した結果、相違のないことを確認しました。

27 ページをお開き願います。施設の利用状況及び業務実績については表のとおりであります。

28 ページをお開き願います。総括。総体的には給水制限や断水もなく、安定的に水を供給でき、運営に支障がないことを確認したが、現金預金の残高が減少しており、この状況で推移すれば数年で事業運営に支障をきたすことが懸念されるので、計画的な運営に配慮されたい。平成20年度の有収率が79.50%、年々低下しております。施設等の維持管理については、配水施設、配水管の老朽化が進む中、職員による巡回漏水調査や業者委託による漏水調査も行っており、漏水部分の改修26件、施設等の修理が実施されました。

29 ページをお開き願います。財政健全化判断比率等審査意見書。これは平成19年度より審査の対象となったものでありますが、財政健全化計画の策定の義務づけ等が平成20年度決算から適用となっております。

それでは申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成20年度決算等による健全化判断比率等、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率・資金不足比率の算定について審査を実施した。その結果及びその意見は次のとおりであります。

年月日、監査委員名は記載のとおりであります。

審査の年月日は記載のとおりであります。

審査の手続きについても記載のとおりであります。

審査の結果。(1)健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等は適正に作成されていた。

(2)法令等に基づき、適切な算定要素が計算に用いられていた。

(3)法令等に照らし、健全化判断比率等の算出過程に誤りはなかった。

審査の意見。(1)実質赤字比率・連結実質赤字比率については、実質収支が黒字であり、それぞれの比率は表示されなかった。

(2)実質公債費比率。ここに「費」が2つありますので1つ削除願います。これにつきましては前のほうでも申し上げましたように、平成19年度は18.2%でありましたが、当該年度は17.6%に改善し、早期健全化基準も下回っております。起債発行につきましては、繰り返しになりますが、県知事の許可団体から同意団体となります。

(3)将来負担比率については、対前年度比16.8ポイント改善し、186.1%となり、早期健全化基準も下回っております。

(4)資金不足比率については、資金不足はなく、比率は表示されなかった。

(5)以上により、健全化判断比率等につきましては、すべての財政指標が早期経営健全化基準を下回っております。今後とも適正な財政運営に努められるよう望みます。

31 ページをお開き願います。定期監査報告書。地方自治法第199条第4項の規定に基づいて定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告します。

年月日、監査委員名は記載のとおりであります。

監査実施期日については記載のとおりであります。

監査の対象。平成20年度において執行された各課等の事務及び事業の中から別紙32ページの14件を抽出し監査を行った。

監査のねらい。監査の実施にあたっては、事務及び事業が合法かつ効果的、効率的に行われたか、また住民福祉の増進に寄与したかに主眼を置いた。

監査の結果。事務の処理、事業の施行はおおむね所期の目的を達成しているものと認められた。なお、改善を要すると思われた事項については定期監査講評としてまとめ、担当部に指示しました。

33 ページをお開き願います。補助金等交付団体監査報告書。地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、町が補助金等財政援助を与えたものの監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告します。

年月日、監査委員名は記載のとおりであります。

監査実施期日は記載のとおりであります。

監査の方法及び対象とした団体。補助金等交付団体監査の実施にあたっては、まず平成20年度において、補助金等として、町が財政的援助を行なった団体等の中から別紙35ページの9団体を抽出し、当該団体の役職員及び当該団体に補助金等交付事務を行っている所管課の担当職員から補助に関する書類等の提示を求め、その内容の説明を受けた。

監査のねらいについては、記載のとおりであります。

次のページをお開き願います。監査の結果。財政援助決定の適否等。財政援助の決定に

については、関係要綱等に準拠し、適正に行なわれているものと認めた。

補助金等の交付時期。交付の時期については、おおむね適正であると認めた。

補助金等の目的外使用。補助金等はその目的外に使用された事実は認められなかった。

会計経理の状況。団体等の帳簿、その他証書類の保管、記帳及び経理内容はおおむね良好と認められた。

補助金団体の事務処理状況。事務処理の状況はおおむね良好であった。

補助金等交付団体への指導監督。所管課においては当該補助金等の目的に沿った指導監督がなされており良好と認めた。

監査の意見。補助金等の効果的な活用のために補助金等交付団体の状況を十分把握し、今後とも適切な指導・監督がなされるよう望むものであります。

37 ページをお開き願います。指定管理者・出資団体監査報告書。地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づいて、町が出資しているもので政令で定めるもの及び法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせているものの監査を実施したので、法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり報告します。

年月日、監査委員名は記載のとおりであります。

監査実施期日は記載のとおりであります。

監査の方法及び対象とした団体。監査の方法については記載のとおりであります。

対象とした団体。指定管理者は西会津町森林組合、監査の対象とした公の施設、西会津町林業研修センターであります。出資団体は、株式会社西会津町振興公社であります。

監査のねらい。指定管理者については条例の定めるところにより管理運営が適切に行われているかどうか。出資団体については主に経営状況を重点に監査を実施しました。

監査の結果。(1) 管理運営の状況。指定管理者については町との協定に基づきその趣旨に沿って施設の適切な管理運営がなされていた。出資団体においては、経営において努力の成果がみられたが、経営状況はまだ厳しいと判断した。施設の管理についてはおおむね良好であった。

(2) 会計経理の状況。団体等の帳簿その他証書類の保管、記帳及び経理内容はおおむね良好と認めた。

(3) 指定管理者及び出資団体への指導監督。所管課においてはその目的に沿った指導監督がなされており、おおむね良好と認めた。

(4) 監査の意見。指定管理者及び出資団体は町の貴重な財産等の管理運営を受託しており、なおかつ町から補助金の交付等、財政援助を受けているので、適正かつ効率的な運営が図られるよう今後とも町は適切な指導監督を行うよう望むものであります。

なお、西会津町振興公社には累積欠損解消のためにさらなる努力と改善を求めました。

以上で審査意見並びに監査報告を終わります。

○議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。(11時55分)

平成21年第7回西会津町議会定例会会議録

平成21年9月18日(金)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	12番	長谷川	徳喜
2番	多賀	剛	8番	佐野	悦朗	13番	清野	邦夫
3番	青木	照夫	9番	武藤	道廣	14番	清野	興一
4番	荒海	清隆	10番	大沼	洋平			
5番	清野	佐一	11番	長谷沼	清吉			

欠席議員

7番 五十嵐 忠比古

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	地域整備課長	杉原 徳夫
総務税政課長	伊藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 文男
まちづくり政策室長	成田 信幸	教育委員長	佐藤 晃
町民情報課長	大竹 享	教育長職務代理者教育課長	高橋 謙一
健康福祉課長	藤田 潤一	代表監査委員	廣瀬 渉
経済振興課長	新田 新也	農業委員会長	斎藤 太喜男

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 健一 議会事務局主査 齋藤 正利

第7回議会定例会議事日程（第8号）

平成21年9月18日 午前10時開議

開 議

日程第1 議案第29号 西会津町名誉町民の決定につき同意を求めることについて

日程第2 議案第30号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて

散 会

（各常任委員会）

（各常任委員会会場）

○総務常任委員会……〔議員控室〕（第1会議室）

○経済常任委員会……〔議会委員会室〕

○議長 平成 21 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち諸報告をいたします。

議案第 19 号、平成 21 年度西会津町一般会計補正予算(第 4 次)の修正について申し上げます。一昨日の議案第 2 号、西会津町商業団地整備基金条例の否決に伴い、町長より議案第 19 号、平成 21 年度西会津町一般会計補正予算(第 4 次)における関係部分を修正したい旨の申出がありましたことから、会議規則第 19 条第 1 項の規定によりこれを許可しましたのでご報告いたします。

なお、修正後の補正予算案につきましては、修正箇所を明示した資料と併せて後ほどお配りいたします。

次に、7 番、五十嵐忠比古君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、議案第 29 号、西会津町名誉町民の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第 29 号、西会津町名誉町民の決定につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由で申し上げましたように、本年 3 月の定例会でご議決をいただきました名誉町民制度であります。町の発展等に多大な功績があり、町民が誇りとして等しく敬愛されるかたにつきまして、町名誉町民条例に基づき「名誉町民」の称号を贈り、その功績を顕彰するものであります。

このたびの被顕彰者は、尾野本萱本出身の新田正夫さんでありまして、名誉町民として顕彰することがふさわしいと判断いたしましたことから、去る 8 月 31 日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼いたしました。

その結果、顕彰することが妥当である旨の答申をいただきましたので、その決定につきまして、町名誉町民条例第 3 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

新田正夫さんの功績であります。旧西会津中学校へのプールの寄贈をはじめ、尾野本小学校等に幾重もの多額の金品の寄附を通じ、本町の教育・学術文化の振興に多大な貢献をなされました。また、首都圏における本町出身者で組織いたします在京西会津会の初代会長を務め、首都圏からの情報提供、意見交換等により、町政の発展、地域の振興に多大な貢献をなされたところであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、原案のとおりご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから、議案第 29 号、西会津町名誉町民の決定につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号、西会津町名誉町民の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 2、議案第 30 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第 30 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本案につきましても、町長が提案理由で申し上げましたように、長年にわたり町政の向上発展に貢献され、その功績が町民の模範と認められるかたにつきまして、町表彰条例に基づき表彰するものであります。

このたびの被表彰者は、森野の山口博續さんでありまして、平成 21 年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 8 月 31 日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

山口博續さんの功績であります。町長として 6 期 24 年務められ、地方自治の進展と町政の向上発展に多大なご尽力をされたところであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、原案のとおりご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから、議案第 30 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

議員の皆さんに申し上げます。

この後、各常任委員会を開催し、決算の審査等を行なってください。

なお、委員会会場を申し上げます。

総務常任委員会、第 1 会議室、経済常任委員会、議会委員会室であります。

本日はこれで散会します。(10時09分)

平成21年第7回西会津町議会定例会会議録

平成21年9月24日(木)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	11番	長谷沼	清吉
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	12番	長谷川	徳喜
3番	青木	照夫	8番	佐野	悦朗	13番	清野	邦夫
4番	荒海	清隆	9番	武藤	道廣	14番	清野	興一
5番	清野	佐一	10番	大沼	洋平			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤	勝	地域整備課長	杉原	徳夫
総務税政課長	伊藤	要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川	文男
まちづくり政策室長	成田	信幸	教育委員長	佐藤	晃
町民情報課長	大竹	享	教育長職務代理者教育課長	高橋	謙一
健康福祉課長	藤田	潤一	代表監査委員	廣瀬	渉
経済振興課長	新田	新也	農業委員会長	斎藤	太喜男

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤	健一	議会事務局主査	齋藤	正利
--------	----	----	---------	----	----

第7回議会定例会議事日程（第14号）

平成21年9月24日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第6号 平成20年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第7号 平成20年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第8号 平成20年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第9号 平成20年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第10号 平成20年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第11号 平成20年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第12号 平成20年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第13号 平成20年度西会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第14号 平成20年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第15号 平成20年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第16号 平成20年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第17号 平成20年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議案第18号 平成20年度西会津町水道事業会計決算の認定について

散 会

○議長 平成 21 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち諸報告をいたします。

5 番、清野佐一君から遅れる旨の届出がありましたのでご報告いたします。

14 番、清野興一君から遅れる旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、議案第 6 号、平成 20 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行ないます。

なお、皆さんに申し上げます。質疑は一般会計については最初に総括、その後において歳入の款ごと、次に、歳出の款ごとということで質疑を進めたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

それでは総括に入ります。

3 番、青木照夫君。

○青木照夫 地方消費税交付金について総括質問いたします。

地方消費税はご承知のとおり自主財源であり、消費税の 5%の 1%が地方の収入になる交付金ということをご承知のとおりですが、今年度は 6,545 万 5 千円、昨年度は 6,950 万 7 千円、その対比は 1.2%で 405 万円の減となっております。そこで 19 年度の売上の総額と 20 年度の総額を教えてくださいと存じます。

もう一つ、過去 5 年間での推移を見ると約 1,500 万円の減となっております。このことは町の各商店、事業所の売上が下がっていることの結果であります。大きな自主財源の成果であります。当町は昨年度西会津町の各商店、事業所対策としてどのように取り組まれてきたかをお伺いいたします。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 地方消費税交付金の関係でございますので私のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

まず、地方消費税交付金の性格、内容でございますけれども、議員ただいまご質問の中で自主財源ということでお話になりましたけれども、これは依存財源でございますのでまずご了承、ご理解をいただきたいと思います。

それからこの地方消費税交付金につきましては、議員おただしのとおり消費税、通常 5%のうちの 1%がいわゆる地方消費税交付金という形でございます。これは全国で納められた地方消費税を各都道府県の間での調整を行ないまして、その 2 分の 1 に相当する額を市町村のほうに交付するという制度でございます。

この算定の基礎にあたりましては、直近の国勢調査による人口、現在ですと平成 17 年度に行なった国勢調査の人口。それからもう一つは直近の事業所統計、これは 18 年度に実施しておりますけれども、この従業者数でそれぞれ按分したものをもちまして算定することとさせていただきます。

したがって、国全体の消費税を含めまして、地方消費税のいわゆる売上額が非常に現在不況で下がっておりますので、そういったことで全体のパイが少なくなってきたために年々地方消費税の交付される額も下がってきているということとさせていただきます。

議員がおただしのありました町内における売上、あるいは販売、そういったものは直接この地方消費税交付金には反映されませんのでご理解をいただきたいと思います。

○議長　ほかにありませんか。

8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗　私は一般会計20年度の総括で2～3点ご質問いたします。

まずは、監査委員長が監査報告書の中でご意見を述べていられるんですけど、一昨年までは県知事の許可を得なければならなかった本町が、20年度から同意団体となり、そういうことが評価されたというように私は思うんですけど、また、新西会津長期総合計画にも記載されているように、各事業が順調に推移しており、これからの本町は明るく希望の持てる町に向かっているんじゃないかなという具合に私は感じました。

そしてやはりこれらの事業に対し、町民が一丸となって協力した努力の結果ではないかと、私はこういう点には高く評価しております。

ところが、明るいい話ばかりでなくて、監査委員の報告にもあるように収入未済額が本町は1億円を超えたというように報告されております。これは今までにない金額であり、世界経済の不況とはいえ、今後の本町の課題として浮上し、やっかいな問題じゃないかなという具合に私は思われます。

そういうことでありながら、一般会計実質収支では9,673万3千円と報告されておりますし、経済対策として政府の一次、二次補正で、20年度はこのようなよい結果となっているんじゃないかという具合には思われますが、自民党から民主党に政権が交替し、そして本町として今後政府動向には注視していかなきゃなんないんじゃないかなという具合には思うんですけど、民主党政権では地方に対しても、昨日の八ッ場ダムですか、そういうように厳しい態度で地方の協力した皆さんに中止するというような申入れをしております。

私たちの町でも自由民主党政権から民主党政権に交替し、今後の私たちの町のあり方に対しても、予算にですね、相当の厳しい態度で臨んでくるんじゃないかという具合に思われるんですけど、本町としてはどのように民主党政権を見ているのか、また、私たちの本町では依存財源が80%近くにもなっており、地方自治体においては政府の動向に左右されることが今後、本町の長期総合計画でも見直しを迫られるんじゃないかなという具合に思われるのでこの点についても質問いたします。

また、最後に会計監査委員長にお伺いしますが、本町の20年度行政評価はいかほどのものであったのか。行政評価から総合的な判断のものであり、一言では言えないかもしれませんが、自由民主党政権から民主党政権に移行し、今後は厳しい審査が各地方自治体に求められると思います。その前段としては、本町の行政評価に対し、監査委員長としてどのような見解をお持ちか、そして私たちの町の行政評価とすれば監査委員長の目から見れば、点数では何点くらいもらえるものなのか、この点についてもお伺いするものです。以上です。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　それでは基本的な考え方がありますので、私のほうから、今日いわゆる政権交替が起こりまして、その内容についてどのように町長は考えているのかということだと思いますので、私ほうからお答えさせていただきたいと思います。

議員おただしのように今度の衆議院選挙で民主党連立政権が誕生いたしました。その最も大きなこれからの政治の流れはどう変わっていくのかということでもありますけれども、今までの自民政権下で行なわれてきた事務事業、これらについての見直しが今されておると思います。

したがって、新聞紙上でもいろいろと問題になっておりますけれども、公共事業に対する八ッ場ダムの方の民主党のとらえ方についてはさまざまな意見が寄せられているということについても承知をしております。

ただ私は、政権が交替をしたということは今までかつてあまり経験がなかったんですね、こういうことは。そのことについて申し上げれば、やっぱり何かが変わる。あるいはこれまでの政権とはまったく違う土俵の中で国民もものを考えていかなければならない。そういう時代になってきたのではないかと、このように実は思っております。

したがって、これからの政権の内容についてはまだ各地方に対して具体的な方策とか方針が述べられておりませんが、まだ具体的な数値が出てこないというところに少し不安的材料が実はあります。この間、事業の中止、いわゆる見直しということで西会津町に関係するようなその事業についてはどういうものがあるかということで各課にそれぞれ対応を実はさせました。その中身については担当者からお話しをしていただきたいと思っておりますけれども、直接今の段階では西会津町の現在行なわれている事業の中には数字が出てきませんでした。

これからどうなるかということになると、まだこれから分からないわけですが、当面する課題というのはいわゆる農政が実はそうであります。あるいはこれまで行なってまいりました経済対策の中での補正との予算関係はどういうふうになってくるんだろうかということが危惧をされます。

そして一番大事なのは、来年度予算に対する具体的な取り組みということについてもこれからいろいろとヒアリングがあると思っておりますので、そういう中においてどういう制度がこれから出てくるんであるかということについても十分注視をしていかなければならないと思っておりますので、これから各課にわたってそれぞれ来年度に向けた検討内容や、あるいは今ようやく民主党政権が発足して動き出しましたので、それらの関係を十分に注目しながら、地方におけるメリット、デメリットがいったいどういうものがあるかをしっかり検証してまいりたいという段階でありますので、ご了解いただきたいと思っております。

なお、関連する事業内容で、これまでのストップがかかった内容で西会津町に関係する事業については担当者からお話させていただきたいと思っております。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 本年度の計上した事業の中で、今次の自民党から民主党に政権交替なった関係での影響ということでございますけれども、一般的に新聞等で話に上がっておりますのはただいま町長が申し上げたとおりでございますけれども、その中でも特に農林水産省の21ある基金のうちの10を一時凍結するということが正式に発表はされてございます。

この中で農地集積加速化基金、あるいは森林整備加速化林業再生基金とか、こういった基金等が一時凍結という情報は得ておりますけれども、まだ細部にわたった内容についてはこちらのほうまで入ってきておりません。

また、21年度の国の一次補正に上がった2億3,000万円につきましても今次の補正で計上はさせていただいておりますけれども、これにつきましてもこの事業が見直しの対象になるのかどうか、その辺も含めてまだ情報がまったくないというのが現在の状況でございます。

○議長 監査委員、廣瀬渉君。

○代表監査委員 8番、佐野議員からのご質問等ありましたのでお話を申し上げたいと思います。

まず、一つ、監査委員長ではなくて代表監査委員ということでありますのでよろしくお願いたします。

監査委員としましては、決算審査意見書、報告書等につきましては、合議ということで前に報告申し上げたとおりであります。それでなお佐野議員のほうから行政評価についてはいかがかというような話があったんですけれども、個人としての見解で申し上げたいと思います。

なお、行政評価ということにつきましては、評価というのは普通一般に我々は学校評価とかいろいろありますけども、内部的に、外部評価もありますけども、行政評価というのは内部的に監査の報告等を受けながら庁内でやるものではないかなというふうに感じております。なお、それで行政監査もやることになっているわけですけども、そういうことを踏まえながら個人的な見解ですけど申し上げたいと思います。

行政監査の視点としましては、町民の福祉向上とか、負担軽減、あるいは町民サービス、あるいは事務処理等が能率的、効率的に行われているか。組織的にもよく取り組まれているか、あるいは経済情勢等踏まえながら対応しているかというような点を見ることになっております。

平成20年度町の全体を見まして、非常に町としてはいろんなインフラ整備取り組んでおりまして、私は非常にそういう面では成果を上げているのではないかなというふうに感じております。上下水道の整備とか、あるいはケーブルテレビとかですね。あるいは例えば福祉関係でいくと百歳への挑戦ということで健康寿命延伸事業等も相当成果を上げているというふうに感じております。

そういうことで、実際に行政監査的な面から見れば、町としては非常に努力しているというふうに感じております。

ただ、今現在黒字決算ということでありましたけど、これから町は人口の減少、高齢化、経済不況等いろいろありますので、そういう面では平成20年度は黒字決算でありますけれども、今後いろんなそういうところを勘案しながら取り組んでいかなくちゃならないというふうに思っております。

本当にそういう面では実際に町は取り組んでおりますけれども、今、前にも話ありましたようにこれから小学校の統廃合、あるいは水道関係も、報告で申し上げましたけども、いずれは町全体ですね、特別会計、企業会計ですけども、取り組んでいかなくちゃならない課題だと思います。

あるいは橋屋の橋もありますし、そういう面ではいろんな面でこれから経費等もかかっていくところもありますので、そういうところも見ながら、本当に町全体でこれからま

た本当に努力していいまちづくりに取り組んでいただければというふうに思います。以上です。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 ご質問の中で答弁漏れがありまして大変申し訳ございません。

議員ご質問のありました収入未済、今回、一般会計それから特別会計を含めまして1億円を超えたということでございます。これは平成20年度の現年度分と、それからそれ以前の滞納繰越分とあるわけでございますけれども、特に平成20年度につきましては、現年度分の徴収に努めてきたところでございますけれども、議員もご承知のようにこの百年に一度の大不況ということであられておまして、税については前年の所得等に対する賦課ということが多いわけでありまして、そういうことで、一昨年度は所得があった。20年度は不況の中で仕事がなくなって所得もなくなってしまったと。

納めたくても納められないというようなかたも現実出てきております。私ども税の徴収対策本部というものを設置いたしまして、管理職をはじめとして各担当も含めて未収の解消にあったわけでありまして、先ほど申し上げましたように、非常に不況の影響が大きいということで残念ながらこういう結果に現在なっているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 再質問いたします。本町としては政府と同じように政権交替がなったわけです。政権の自由民主党は50年、山口博續町政は24年間ということで、今度は伊藤勝町長に就任したわけなんですけれども、あなたはあらゆる事業に対してリセットというように話されておりまして、この政府に対するの予算のこれから組む時間としては、おそらく12月ころから予算を組んでいくんじゃないかと。

私どもの町でもそのように私は考えているんですけれども、あなたのこれから目指す本町の基本というものが、あなたの思考の中ではなかなか見えてこないんです。それできちんとしたものを町民に分かるように、提案理由の説明の原稿をいくら読んでも、あなたが目指しているものは何なんだということが私には伝わってこないんです。改めてその点について予算との関係でお聞きします。

それから、今総務課長がお話されたんですけれども、そういうようにして19年度の不景気が20年度になった。今度20年度の不景気が今年是世界大経済不況ということになれば、また21年度の決算ではこれ以上の数字が上がってくるんじゃないかという具合に私は危惧するんですけれども、町の見解としてお聞きいたしておきます。以上です。

○議長 佐野議員に申し上げます。総括の中での質問から若干、若干よりもかなりずれてる面ありますので、その辺でお願いしたいと思います。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 税に対する今後の見通しについてのご質問でございますけれども、議員おただしのように、20年度よりも21年度もまた厳しいという状況でございますので、税収全体が20年度よりは落ち込むんじゃないかという危惧をしております。

その中で未納につきましては、極力解消するように職員一丸となって頑張っていきたいと思っております。

- 議長　ほかに、総括ありませんか。
それでは総括はこの程度にとどめ、引き続き款ごとに入ります。
それではまず、歳入の1款、町税、ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長　2款、地方譲与税。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長　3款、利子割交付金。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長　4款、配当割交付金。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長　5款、株式等譲渡所得割交付金。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長　6款、地方消費税交付金。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長　7款、自動車取得税交付金。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長　8款、地方特例交付金。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長　9款、地方交付税。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長　10款、交通安全対策特別交付金。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長　11款、分担金及び負担金。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長　12款、使用料及び手数料。
3番、青木照夫君。
- 青木照夫　9ページの12の1の3、ケーブルテレビの使用料のことで質問したいと思
います。調定額が4,712万555円、収入済額が4,377万6,875円。それに対しての未収額
というのが334万3,680円となっております。今現在、ケーブルテレビの加入率は何パー
セントですか。それでその未納者の世帯、それと20年度の発生した世帯は何世帯です
か、伺います。
- 議長　町民情報課長、大竹享君。
- 町民情報課長　ケーブルテレビについてのご質問にお答えいたします。
まず第1点目の加入率でありますけれども、加入率は7月末現在で96.76%になって
おります。それから加入世帯数は2,739世帯ということになってます。現在、総世帯
数を2,830世帯としまして2,739世帯加入して96.78%ということでございます。
それから未納の世帯数ですけども、111件というようなことでございます。
- 議長　3番、青木照夫君。
- 青木照夫　加入率は大変高くて96.76%と。世帯数では2,739世帯とありますが、これ

は今までの未納額でこういう 330 万円になったと思いますが、使用料が 1,500 円でありますので、これだけの未納が増えるということは今後も心配が予想されるわけですが、これから光が入ったり、いろんなそういうチャンネルの内容が変わった場合にも今後予想されることですが、今後そういう未納者に対しての対策というのはどのようにお考えですか。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 未納対策についてのご質問であるわけですが、平成 19 年度におきましては、先ほど平成 20 年度につきましては、111 件で 330 万円というような未納額だというようなことでお答えしたわけですが、平成 19 年度は 135 件の 302 万 7 千円ということで、平成 19 年度と比較しますと 30 万円ほど金額的には未納が増えたわけですが、滞納者の件数的には 20 何件減らしております。

これも先ほど総務課長のほうからもお話あったように、税等徴収対策会議、そういったところで、役場全体で未納者に対する徴収に伺ったというようなこと。それからケーブルテレビ自体でもそれぞれ職員が全員でそれぞれ担当を決めまして、地区ごとに未納者に電話をかけたとか、督促に伺ったりとか、そういった形で対応した結果 20 件ほどの未納者が減ったのかなと思っております。

来年度につきましても当然そういった経済的な状況もありますので、未納的には増える可能性もあるのかなと思いますけども、課全体としましては今ほど申しあげましたように全体で督促をかけたとか、電話をしたり、そういった形で未納対策を積極的に進めていきたいというふうに考えております。

○議長 3 番、青木照夫君。

○青木照夫 おおむね理解はできましたが、今ケーブルテレビの使用料というのは年齢差によって、年齢差というところとちょっと言葉があれですけど、ある程度の年齢になると無料ということをお聞きしておりますが、それ以外でも 1,500 円が払えないというのはいろんなそういう事情があるんだろうと思いますが、どうしても払えないとか、収入がという理由がいろいろあるかと思いますが、先ほど言った年齢の限定が無料ということをお聞きしておりますが、それ以外で 1,500 円が払えないという理由というのはご存知ですか。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 ケーブルテレビの使用料につきましては、おただしのおり減免措置というようなことで 70 歳以上の世帯で町民所得税が非課税のかた、こういった世帯とか、また生活保護の世帯とか、そういったかたの、要件はあるわけですが、こういったかたがたについては使用料を減免しているというような状況でございます。

今回の未納者につきましては、先ほどいいました 111 件のかたについてはそういった要件に該当にならない。当然使用料を納めていただくかたがたであるわけですが、やはりそういったかたがたにつきましては、最近そういった経済不況とかそういったことでなかなか納められないというようなかたがたが多いのかなというふうに判断しております。

○議長 13 款、国庫支出金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 14 款、県支出金。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 15 款、財産収入。
 (「質疑なし」の声あり)
- 議長 16 款、寄附金。
 (「質疑なし」の声あり)
- 議長 17 款、繰入金。
 (「質疑なし」の声あり)
- 議長 18 款、繰越金。
 (「質疑なし」の声あり)
- 議長 19 款、諸収入。
 (「質疑なし」の声あり)
- 議長 20 款、町債。
 (「質疑なし」の声あり)
- 議長 続いて歳出に移ります。1 款、議会費。
 (「質疑なし」の声あり)
- 議長 2 款、総務費。
 (「質疑なし」の声あり)
- 議長 3 款、民生費。
 (「質疑なし」の声あり)
- 議長 4 款、衛生費。
 (「質疑なし」の声あり)
- 議長 5 款、労働費。
 (「質疑なし」の声あり)
- 議長 6 款、農林水産業費。
 (「質疑なし」の声あり)
- 議長 7 款、商工費。
 (「質疑なし」の声あり)
- 議長 8 款、土木費。

8 番、佐野悦朗君。

- 佐野悦朗 8-1-3、道路新設改良費の中でお聞きします。

町道野沢柴崎線があるんですけど、今後の全体計画としてあと何年間くらいでこれは完成する見込みの計画となっているのか。この町道の野沢柴崎線についてのみ教えていただけます。

- 議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

- 地域整備課長 町道野沢柴崎線の整備状況につきましての質問にお答えいたします。

野沢柴崎につきましては、平成 14 年度から事業がスタートしておりまして、ただいまの進捗状況ですが、37%ほどまで進んでおります。これは橋屋橋を含んでの進捗状況でございます。橋屋橋を例えば県の代行業業というような形で仕上げただけで 58%ほどまで事業が進捗しているというようなことでございます。

それで今後の見通しであります。だいたい野沢柴崎線につきましては 2 億円弱、1 年

間に、の事業費を投入して整備をしております。したがって、順調にいけば 27 年度でほしい終われるのかなというふうなふうに考えているところでございます。

ただ、橋屋橋につきましては、橋梁だけでほしい 12 億から 13 億円というような整備費がかかるというようなことで、これにつきましては町だけの事業ではとても架けられるような橋梁ではないというようなことで、県の代行事業ということで県のほうに要望しております。

これがいつ採択されるかによって、当然終わりもちょっと変わってくるわけですが、積極的に要望活動しながら早期に県代行事業として採択していただくように努力してまいりたいということでございます。

○議長 8 番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 今課長が申し述べたように、現行では 37% だと。そして橋屋橋が県代行で認めてもらえるようになれば 58% くらいの数字になるんでないかと。あくまでも町から県に対しての要望であって、なかなかこれは進まない、橋の建設費だけでも 12 億から 13 億円を要するということになれば、今県自体も大変な経済の中身になっておると思うんです。この動向によって将来の野沢柴崎線のこの計画道路が最終的には県が認めれば 27 年度までに終わるんじゃないかという具合に話されておるんですけど、また県のほうで代行が認められないということになれば、その先またどれくらいの期間が必要と町では考えておりますか。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○杉原徳夫 再質問にお答えします。橋屋橋が代行にならなかった場合というようなご質問でございました。ただいま申し上げましたようにほしい 12 億から 13 億円近くかかります。単純に今まで 2 億円弱の予算を投入してきたということでございますので、それを 2 億円ずつ進めていきますと橋梁だけで 6 年ないし 7 年、2 億円ずつ投入した場合ですと、それだけかかってしまうというようなことになってしまいますので、それだけ先まで完成が伸びるというようなことになります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この西会津の縦貫道、いわゆる柴崎線ですか、これはやっぱり町の一番大きな事業としてこれから取り組んでいきたいと思っております。そのためにいわゆる期成同盟会があるわけでありまして、時を見てこれから期成同盟会の代表のかた、あるいはそして私たち、私もそうですが、町として一緒に県のほうに陳情に行き、そして県代行にぜひともしていただく、こういう取り組みを一緒にこれから進めていきたいと思っております。

したがって町だけで負担をするというのは非常に困難な事業でありますので、この前も喜多方建設事務所のかたがた 10 数名まいられまして、西会津町の道路の事情の内容、すべて地図上に出していただきまして、そしてそれぞれの説明をいただきました。当然 459、あるいは 400 号線、あるいは県道の例えば新郷等々の課題である道路の内容とか、そうした地区ごとに対する県の考え方や町としての要望の内容も、すべてそういった中で意見交換をいたしました。

当然その中でもいち早く西会津町の縦貫道については県のほうに再度町から強く申し入れたいと、こういうことでありますので、この件については来年度以降も引き続き町の重

点施策の一つとして進めていきたいなど、こんなふうには思っています。

○議長 9 款、消防費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 10 款、教育費。

13 番、清野邦夫君。

○清野邦夫 総括で今言おうと思ったんですけども、時期がずれましたので、1 点だけお尋ねしてみますが、その前に全体的に 20 年度の決算というのはいろんな財政的な施策からいってもいい結果で決算ができたということは喜ばしい限りであります、特にそういうことじゃなくて、この決算の中では翌年度に繰り越しをする予算が残ってますね。

要するに国の経済対策によって補正予算がついて、特に教育費の中で大幅な繰越額が載っていますね。2 億 7,900 万円、これは耐震化、国が 10 分の 10 を持つ耐震化をするというようなことで載ってるわけですが、この議会においても 8 月中に行なわれました総務委員会の報告にありましたように、その段階では 5%ほど工事の進捗が遅れているというようなお話ありましたけども、それから 2 ヶ月たっておりますが、現在の耐震化による進捗状況についてはどういうふうになっておりますか。

○議長 13 番、ただいまの質問は今後のことであって決算のことじゃないですよ。教育予算で。

○清野邦夫 今の 20 年度の決算で、翌年度に繰越額で出てるわけだよ。教育費で 2 億 7,914 万 9 千円というのが決算額の中に、翌年度に繰り越す決算が出てる。だから併せて聞いている。だから、今の進捗状況はどうなのかということ、併せて聞いている。全然関係ないわけではない。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育長職務代理者教育課長 それでは教育費の中の繰越明許費についてのご質問にお答えをいたします。議員おただしのおり野沢小学校の校舎及び体育館の事業につきましては、平成 20 年度予算から 21 年度に繰り越しをいたしまして、現在工事をしている段階でございます。現段階の進捗率でございますが、おおむね 60%ということでございます。

夏に総務常任委員会で視察をした際に、若干、1 週間ほど遅れているということがございましたが現在ではほぼ予定どおりということで、遅れにしましても数日の遅れということで現在業者さんのほうで施工をしておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 11 款、災害復旧費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 12 款、公債費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 13 款、予備費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、平成20年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成20年度西会津町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第2、議案第7号、平成20年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行ないます。

12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 これいつも出てくるんですけども、工業団地の多分2区画が残っていると思うんですよ。今後売れる見通しがあんのか、またその努力はどのようにされてんのか、それどうなってますか。毎年これ0になってる。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 ご質問にお答えいたします。

工業団地の分譲につきましては依然として厳しい経済情勢ではございますが、さまざまな情報収集、情報発信を行なっていくとともに今後の景気の動向や企業の業績等を見極めながら、雇用人数の少ない企業であっても積極的な誘致活動に努めてまいりたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今担当課長からの説明ですと努力はしてるんだと。情報収集したり、そう答弁あったんですけど、私見る限りでは工業団地として売れるような状況じゃないんですよ。例えば高速の残土があそこに棄てて、あんなとこにね、工業団地買ってくださいといえますか。努力してるってちょっとおかしいですよ。あれをやっぱり、具体的に言えば、地ならしをするのか、しないのか、莫大なお金かかんでしょう、あれ。ただでさえ売れないものをああいいう状況の中で売る努力してるというのそれ自体がおかしいと思うんですよ。

もし、これ私案になるかと思えますけど、葬祭場できましたね。工業団地とは違うんだよ、一部切り離して。それ、私ども売れないんだからいいんじゃないかというようなことで葬祭場つくったんですけども、売れるあてがなければ、西会津には残念なことに町営墓地というのがないんですよ。だからそういうことも視野に入れて考えていいかなと、こう思うんですがどうでしょう。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員ご指摘の、確かに西会津町に定住する一つの条件としていわゆる墓地ということも視野に入れなければならないと思ってます。ただ、その場所が適当かどうかということについては検討させていただきたいと思っておりますけれども、そういう考え方については私はいいいアイデアだと、こう思っておりますが、場所についてはまだ検討させていただきたい。

それから、今、企業誘致に対して私たちの町だけではなくて、ほかの市町村のことをと

やかく問題視するわけでありませんが、喜多方市などについてもあの面積が相当あるわけですが、それも一定程度の期間を過ぎればこれまでの内容を精査して、地主に返さなければならないという大きな課題を背負っておるそうであります。

したがって、西会津町については今そういう状況でありませんが、引き続き、これは長い間の懸案でありますので、今すぐどうこうできる状況ではないということから、企業のいわゆる目的に沿った対応については十分これからも取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 町長の答弁きいておきますと、一定の期間が売れなければ地主に返さなきゃならないという規定があると、私はじめてそういうこと分かったですけど、喜多方か、西会津じゃないんだ。ああ、そうですか。

それで、墓地としてはどうかという答弁の中にありましたけども、あそこ葬祭場をつくったんですから、あそこに墓地つくったって別にあれはないですよ。私は適地だと思えますよ。その辺も検討されてはいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 十分検討させていただきます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、平成20年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成20年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第3、議案第8号、平成20年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行いません。

14番、清野興一君。

○清野興一 監査委員に一つお尋ねしてみたいと思うんですが、この商業団地造成事業特別会計で、最後に新たな計画のもとに今後町の新しい商業拠点となるよう努められたいと、こういうふうに意見出されておられるんですが、文書にはしなかったもっと具体的な何か執行部に指摘したようなことがあるのかどうか。

それと、執行部には500万円の委託料、これも19年度と同様に20年度も未執行で終わったんですね。なぜ、未執行だったのか、事業やりたいから予算取るんでしょう。それを未執行ということは、事業の見込みが甘かったのか、今これだけの経済変動の中だから、ちょっと様子を見ようというようなことだったのか、この2年連続、2年と言ったって19

年度はもう終わってるんだから仕方ないとして、20年度未執行であった理由を言ってください。

○議長 監査委員、廣瀬渉君。

○代表監査委員 監査の立場としましては、予算が立てられまして議会で承認され、それがどういう形で執行されたか。その中に間違いはなかったかどうか、そういう観点から監査を行なっている状況です。そういうことで、この商業団地造成事業特別会計におきましては、また20年度も500万円の未執行があったということで、報告書、意見書の中に指摘したとおりであります。

それにつきまして、今後新たなことについてどういうふうにするかということについて我々監査の立場としては、こういうふうにやってほしい、こういう形はどうだというようなことは申し上げる立場にはないわけです。

そういうことで今具体的な指摘等があればという話でしたが、監査の立場としていろいろ話はお聞きしたりしましたが、とにかく今こういうふうに予算が執行されてないという状況にありますので、町としまして、とにかくあそこは町の新しい商業拠点となるようにいろんな工夫、あるいはいろんな情報を集めながら取り組んでほしいというようなことを申し上げたのみで、具体的な方法については特に申し上げることはございませんでした。以上です。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 商業団地特会の委託料の未執行の件についてお答えいたします。委託料につきましては商業団地の整備方針が決定されましたら即計画に入れるようにということで当初予算から計上しておるものでありまして、19年度、20年度ともに整備方針が決まらなかったということで未執行になったわけでございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 そうすると計画があいまいであったと。整備方針も決まらないのに19年度に引き続いて500万円の委託料をとったと、そういうふうに理解していいんですね。

私はこの予算のとき多分反対したと思うんです。まだまだはっきりと整備方針が固まってから500万円というこのお金を計上すべきだと。まさにそれが残念なことに当たっちゃったという結果ですね。

監査委員のことはわかりました。以上です。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 町としましては、鋭意整備方針を決めようということで努力したわけですが、決まれば即動けるようにということで当初から予算を計上したわけでございます。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 商業団地に関して私からも一つだけ。今、監査委員からも指摘あったように、やはり町のほうにも西会津のメインとして早急にやるべきだと、そういった意見書も出されたと。そして14番からも委託料500万円とってんだから、去年とった、今年とったって全然その進展性がないというような指摘あったと思うんですよ。

皆さんご存知のとおりあそこアーケードあれだけ何千万もかけて、全然あれを利用してないでしょう。だからそういう経過があるとすれば、今度こそは500万円の委託料とって

んですから、前に進むように努力されるように私思いますけど、いかがですか。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 整備方針を早く決定するように鋭意努力してまいりたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、平成20年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成20年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第4、議案第9号、平成20年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行ないます。

3番、青木照夫君。

○青木照夫 この問題は過去何度か取り上げられている問題であります。昨年も1件も売れないということなんですけども、現在売れ残りの土地区画は何区ございませうか。それでその総額は今合わせてどの金額になりますか、教えていただきたいと思ひます。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 おただしにお答えいたします。住宅団地全区画68区画ございませう。それで平成20年度末現在での分譲状況は48区画ということで、20年度末現在未分譲区画が20区画ございませう。なお、今年1区画売れてございませうので、今現在未分譲地は19区画です。

土地の値段、総額にいたしますと20区画で1億3,675万6千円であります。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 今年1区画売れたというご報告がありましたが、昨年度はなぜ売れないのかということでその位置づけとか、そういう話とか、あとは宣伝をやってございませうとかという報告がありましたが、ある個人からの、個人というかお話を聞かせていただくと、住んでるかたがやはりここはいい土地なんだよ、いい住宅なんだよ、住み心地がいいんだよということのお話があれば、まこそその口コミで仲間のかたとか、そういう期待もあるわけです。

ということは、行政職員さん、売るだけ売って後はその住宅団地のかたに何もフォローしていなかったのかというものがあひます。冬になれば除雪関係はどうですか。いろいろな面でそういう声をかけたり、いろいろそういう行政サービスがあるかと思ひます。売れないという原因の中身に対して、いろいろ先ほど言ったように、北向きがうんぬんとか、宣伝がどうのこうのかとあひますが、住んでる住宅のかたが、何べんも申しますように、こ

こは、西会津町はいいサービスです。行政職員も心配していただいておりますというよう
なことがこれからは大切ではないかなと思います。その点の対策をいかがですか。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 お答えいたします。今青木議員おっしゃられた売った後のアフター、そ
こら辺も十分考慮しながら、また新たな分譲方法を検討しながら未分譲地の解消に努めた
いと考えております。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 その辺は伺いましたが、今新町長がトップセールスマンでやるということ
ですので、町長もぜひ先頭に立って、そういう住宅を売り込みに率先垂範して頑張ってい
ていただきたいと思っております。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 このことも商業団地や、あるいは工業団地と同様に、いろんな課題を持っている
会計の一つであります。私はこれからただ、売ろう、売ろうということではなくて、課題
はいったい何なのかということについてもっとそれを抽出しながら検討していくことが必
要だと思っております。

したがって、いわゆる議員ご指摘の居住環境というのは非常にいいところなんだ。ある
いは居住環境をもっとこういうふうにしなければならないということも私は必要だと思っ
ています。あそこの団地全体の中ではいわゆる店を出そうという一つの区画も実はあるわ
けですね。そこさえもまだ売れていないという状況もございます。

あるいは今ほど申し上げましたとおり北向きとか、そういう課題も実はあるわけであ
ります。それから一番大事なのはPRだと思っておりますけれども、これらの課題別ごとにも
真剣に考えていく必要があるんじゃないか。それらをいわゆる検討して、努力をして、そ
してもう一度商業団地のいわゆる販売方法というものを検討していく必要があると思いま
すので、あの全体をやはりもう一度原点に戻りながら考えてみたいと、こんなふうに思っ
ています。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今の住宅団地もそうなんですけども、今全国の土地のあれを見ても下が
てんですよ。だから一挙に下げろと言ったって前に買った人の手前もあるし、売れない
ということでお世話した人には50万円をあげるというような施策をとってもそれも順調
にいかなかった。そういう経緯もありますので、はっきり申し上げますと、前に購入した
人が何だとかおっしゃるかもわかんないけども、高いですよ、はっきり言って。よそか
ら見れば。

だからそういう値段の引下げも検討に入れて、そして前に高く、700万円もすんですか
ら、喜多方、若松のほうが安いと言ってんですから。それは前に買われた皆さんにご理解
を得ながら、やはり土地の値段を下げるということもやっぱり方策の一つだろうと私は思
うんですけども、町長、あなたいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これからもし必要であれば、道路がこの区画に1本必要だとか、或いは日当りの
場所をどういうふうに確保するとか、こういうことをまず想定しながら、売れ残っている

ところについては十分に精査をしなければならないと思っています。

したがって、そういう費用ということを含めながら、現在ある価格が適正かどうか、これも一つの大きな検討材料になるのではないかと考えておりますので、今すぐここで価格を何パーセント下げるといようなことについては即答できませんけれども、課題の一つだなど、こう思っています。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第9号、平成20年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、平成20年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第5、議案第10号、平成20年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行ないます。

14番、清野興一君。

○清野興一　2～3お尋ねしますが、20年度においては野沢処理区で管渠布設工事で5,400万円余を使っておりますが、この工事完了したことによって、エリア内の対象戸数は、対象戸数は分かりますわ、924というのが対象戸数だと思うんですが、これは何パーセント野沢処理区内の何パーセントを網羅することになったわけですか。それが一つ。

それと、多分下水道法によれば、供用開始から3年以内に利用率を80%と定めていたんじゃないかと思うんですが、その法律は今でも生きているのね。そして全体で見ると48%あるんですよ。加入率というか利用率というか。半分にも満たないということは何が原因で加入が滞っているのか、それをどういうふうにお考えですか。ちなみに農集排では80%をみな超えているようなんですよ。

もう1点は、公共下水道のエリア内に個別処理をしたほうが金もかからないし維持経費もかからないというような事例をたくさん見てきました。それは公共下水道でやるんだから個別排水では絶対認めないという国の方針なのか、そういうことを要望してこなかったというのが実態なのか、その現実を明らかにしてほしいと思います。

それだけお尋ねします。

○議長　地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長　公共下水の事業についてのおただしにお答えいたします。まず、1点目は20年度事業によってどれだけの整備戸数が増えたかということでございます。19年度につきましては908でございました。20年度終了後、対象戸数908、それが924ということで29戸増えました。これが20年度事業によって対象エリアが増えた戸数でございます。

す。

それが全体計画の中でどれだけ整備が進んだのかというような、何パーセント進捗したのかというようなことをございます。整備戸数に対してどれだけ進捗したかというようなデータは特にございませんで、ただ、現在の野沢処理区の進捗状況につきましては事業費ベースですが、67.9%。これは全体計画をございます。現在の認可を受けた区域につきましては野沢町内、芝草、それに今後の計画としましては堀越、牧は含まれているわけをございますが、認可区域に対する進捗状況は78.8%というような状況をございます。

全体計画には西平とかさゆり公園周辺施設、それから縄沢、そういった形で含まれております。全体計画には、ただ、その一部につきましては、今年見直し作業するというところで、認可を受けた区域に関しましては今後とも継続して整備をするというような考え方で現在事業を進めているところをございます。

それから下水道法の話をございました。下水道法に3年間で80%までの接続率というようなことは特にうたってはございませんで、ただ、下水道法では整備が完了して供用開始したならば速やかに汚水を流すというような法律では速やかにというようなことを言っております。それから水洗トイレは3年以内にやってくださいと。それは下水道法ではうたっております。

加入状況であります、野沢処理区に関しましては20年度末で45.2%、それから大久保処理区につきましては96.2%、全体で48%というような結果となっております。

これですが、これはあくまで公共枀をつけてというようなことをございまして、エリアの中に住んでおります人口で計算しますと、ただいままで整備が終わって接続が可能な人口が1,984人ございます。その中に既に接続をしてご利用いただいているかたの人口が1,172人ということで、接続率59.1%というような数字になります。これが県のほうに接続率、人口での接続率というような形で報告がいつてる数値をございます。

いずれにしても、まだまだ満足の数値では当然ないわけでありまして、今後とも積極的に加入推進を図っていかなくちゃならないというふうに考えているところをございます。

それで、接続できない理由というようなことをございますが、これにつきましては我々推進活動やってるわけでありまして、野沢町内につきましてはなかなか公共枀までの作業が容易でない住宅が多いということで、接続費用がよその地区に比べますと高額になると、そういったことも一つの要因をございますし、空き家がかなり多くなってきました。そういった状況もございます。

あと高齢化が進みまして、後継者がいないというようなことで下水なんかつながなくていいわ、というようなことをおっしゃるかたも現実にはいらっしゃるというようなことをございます。今後とも積極的に推進活動をしていきたいというふうに思います。

それからもう1点、個別処理にしたほうが安くないか、そういったところがあるんじゃないかというようなお話をございました。先ほど申し上げましたように西平地区とか、縄沢とかというような、それから本町も国道49号線沿いに点在している住宅をございます。あの付近につきましては当初全体計画のエリアの中にございましたが、国道横断しなくちゃならない。戸数の割には費用がかなりかかるというようなことで、そうい

ったところにつきましては個別への見直しを積極的に行いたいということでございます。

それから認可されたエリアの中にも、どうしても1戸、2戸のためにポンプをつけないと接続ができないという住宅もございまして、そういったところにつきましてもエリアから除外するような見直しはこれまでもやってきましたし、個別処理事業で対処できるような形でカバーをしていけるように計画の見直しをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 監査委員もこの加入促進に努めよという指摘はあるんですが、確かにこの数字だけ見れば、加入促進に努めろと言われても何か今の理由を聞くと手一杯頑張ったんだというふうに聞こえるんですね。これ以上どうすれば加入促進につながるのか、その辺ではどう考えておられるのかということと、もう一つは、公共下水道のエリア内においても1戸、2戸の住宅がポンプアップ等しなければならぬものについては今までも除外してやってきたし、今後もその方針だと言うんですが、それがなっていないから聞いてんですよ。

例えば、大久保処理区だってポンプアップ1戸あるし、今塚田の辺やってるけど、あそこだってあるでしょう。だからそういうふうに私は国が大変かたくなに出て、そのエリア内は公共下水道で結べと、こういう指導だからやらないのかなと思ってたんですが、できるのであれば即刻やるべきですよ。

そして、また戻って申し訳ないけども、人口で見た場合、空き家というのは人口にカウントしてないんでしょう。そしたら空き家が多いから接続のパーセンテージが落ちるなんということはないと思うんですが、大変今までよりも出費が出てくるわけですから、加入するほうとしてもトイレまで直そうとしたら、機材のピンからキリまでもあるだろうけども、一応は100万円程度は覚悟しないといけないのかなというような。そしてその後また下水道料の負担と、こうなれば年金で暮らしている人たち等については本当に加入しなければならないと分かってるけどもできないという側面もあるんじゃないか。

それをどう接続率、利用率を高めていくか、そのことについて、もしこういうふうに考えているんだというようなことがあれば教えてほしいんですが、なければ、これは予算じゃありませんから、予算議会でまたお聞きしてもいいです。以上です。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 下水の関係で再質問にお答えします。エリア内の浄化槽で個別で対応したほうがというようなお話でございまして、これまでもというようなことでちょっと私頭の中に浮かんだのは、大槻橋の前後、ちょっと低い住宅何戸かございまして、その辺はちょっと下水で1戸、1戸ポンプアップをしないとしょうがないというようなことで除外をいたしました。それから芝草でもそういったところ一部ございまして、それから南裏線の道路下、低いところにありまして、個々にポンプをつけないと上げれないというような、そういったところにつきましては個別事業で対処したほうがいいじゃないかというようなことで考えました。

ただいまやっております塚田地内につきましては、何軒かの汚水が一番末端にいてそれを押し上げるというような形であります。ちょっと1戸人家、ちょっと連たんにしてな

くてちょっと離れてるといふようなことがございましたが、それらにつきましては一連の事業の中でということ公共下水の事業の中に加えたといふようなことでございます。

2点目、加入促進でございます。これまでも公共下水の加入率を高めるべく団体の融資斡旋制度という制度を設けまして、町内とか団体をつくっていただきましてすべて利子補給といふような形で利子を町で補給しますよといふような制度を設けながら、ぜひとも加入促進を図っていただきたいといふようなことで各町内の説明会なんかをやらせていただきました。なかなか実際それを活用した団体は3団体だけだったといふような状況でございます。そういったことをしながらこれまでも加入促進はやってきたといふことであります。

それで新たな加入促進といふようなことでございますが、今次の補正予算の中で緊急雇用ということ予算を計上させていただいております。その中に下水道の加入促進を図るという事業も一ついれさせていただきました。これにつきましては、緊急雇用で雇用しました職員のかたがたに巡回していただきまして、悩みを聞いていただくのも一つございます。

それからこれまでどのくらい費用がかかるのかといふ不安で、どのくらい費用がかかるかが分からなくてなかなか工事自身にできなかったといふかたもいらっしゃるだろうといふふうに想定したわけですが、測量とか、そういった作業を町が行なって、外の配管経費、お宅さんはこのくらいな費用があれば接続可能ですよといふようなことも打ち出しながら、当然町内の業者さんとタイアップしなくちゃならない部分もあるわけですが、そういった形で、本当に親身になって相談をするような形で加入促進を図りたいといふようなことで、今次予算を計上させていただきました。そんなことも活用しながら、加入促進を図っていききたいといふように考えているところでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第10号、平成20年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、平成20年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

暫時休議にします。(11時37分)

○議長　再開します。(13時00分)

日程第6、議案第11号、平成20年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行ないます。

14番、清野興一君。

○清野興一 歳入で7款で消費税還付金というのが284万2千円ありましたけども、これはどのような計算で還付されるのか。

また、歳出では2款に農業集落排水処理事業費として2億5,743万5千円の工事費が上がっていますが、多分これにも消費税がついてると思うんですが、この2億5,700万円余の中には消費税はいかほど入っているんでありますか。野尻地区が一部供用開始になったと言ったんだっけ、20年度で全部供用開始になったと説明されたのか、その辺も併せて教えてください。以上です。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 それではご質問にお答えします。まず1点目は消費税還付金284万2千円についてでございます。これにつきましては、19年度の決算で申告をしまして20年度中に還付があるということでございまして、284万2千円というのは19年度の決算でもって申告した結果でございます。支払った消費税、工事とか各種、電気料とかすべて維持管理をするために町から支払いをするわけでありまして、工事も含めまして支払いをするわけでありまして、それには消費税をつけて支払うというような形になります。

逆に料金をいただく場合は消費税をつけていただいているということでございまして、そういったさっ引きの作業をしまして、結果として農業集落排水特別会計につきましては284万2千円の還付がなされたということでございます。

したがいまして、これにつきましては料金収入の割に工事費が大きい場合には還付が生ずるということで公共下水なんかは消費税の支払いという形で、納めるような形になっております。

それで先ほど言いました事業費に対してどのくらい消費税が含まれているかというようなことでございます。19年度は2億9,000万円ほどの事業を行なったわけでありまして。この中には人件費、これは消費税の対象にならない部分も含まれておりますので、だいたい計算しますと1,200万円くらいな、その5%の額で計算しますと1,200万円くらいな事業費になるというようなことでもあります。

それから野尻地区の20年度供用開始についてのおただしでございます。野尻地区の農業集落排水は今年度、21年度で全部完成するというので今最終的な事業を進めております。20年度につきましては、上野尻地区のだいたい50戸くらい、それから下野尻地区の全部が利用できるような形になりました。処理場、1年前倒しして早く完成させたということで事業はまだ本年度継続中ではありますが、今年の4月から処理場を稼働させまして、できるところから今接続をして、利用していただいているというようなことでございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 ちょっと飲み込めなかったんですが、この消費税還付金というのはその前の年にやった事業費とそれから営業収益、それとの関係で生じるということまでは分かりました。19年度の農業集落排水処理事業での事業費というのはだいたい2億9,000万円だと。そのうち消費税として支払いは1,200万円程度消費税として2億9,000万円の中に入っていると、こういうことなんですね。

であれば、1,200万円の消費税払って280万円くらいしか返ってこないのかと。なお、20年度は2億5,700万円を超える事業費なんですが、これでもやっぱり単純に消費税が

5%だとすれば1,280万円から消費税が含まれていると。20年度実績からすればこれでもやっぱりあれですか、280万円程度の還付金しか来年度は見れないということになりますか。以上です。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 消費税につきましての再質問にお答えします。先ほど申し上げましたのは2,900万円の事業を行ないましてその中に課税された事業費がどれくらいあるかということで、それに単純に消費税額をかけた数字でございまして、申告の段階ではいろいろすべてにわたって一般管理費のほうにも消費税を払ってる部分もございまして、非課税の分もありますから、申告書をつくって税務署に申告をして、決定した金額が280万円ということでございます。

その辺はちょっと今の段階で資料ございませんで、どういった形で280万円というような形になるのかちょっと説明できないんですが、申告した結果が284万2千円だったということでございます。

それで、20年度の事業費につきましては、19年度より単純にいても3,700~800万円マイナスになっております。そこに今度下水道の使用料につきましては、今年上野尻地区で相当数加入しておりますので、使用料収入が大きく伸びるだろうというふうに思います。したがって、いくらかの還付はあっても284万円よりは大幅に下回ってくるだろうというふうに想定できます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 かつて私は同じような質問をしたときに、今の課長ではなかったですけども、役場が事業をするときは消費税が還付されるんだからそんなに消費税の負担はないんだというような説明を受けたんですよ。そうしてみるとやっぱりここで明らかなことは幾分かは還付になるけども、丸々還付になるというんじゃないんですね、これ。だからやっぱり消費税というのは一般庶民も苦しめるけど、行政も苦しめられているんだと、そういうふうに理解していいんじゃないんでしょうか。以上です。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 詳しい消費税の申告を行ったときの書類をちょっと用意しておりませんでした。ちょっと詳しくお答えできる状況にはないわけではありますが、決して消費税という形でいただいた分、それから支払った分というような形で申告に上げておりますので、そこに上乗せして消費税を納めるというような形にはなっていないというふうに私は理解していました。ちょっと細かく説明できないので申し訳ないんですが、そんなふうに感じているところでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、平成20年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、平成 20 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 7、議案第 12 号、平成 20 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行ないます。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号、平成 20 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、平成 20 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 8、議案第 13 号、平成 20 年度西会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行ないます。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号、平成 20 年度西会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、平成 20 年度西会津町老人保健特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 9、議案第 14 号、平成 20 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行ないます。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 14 号、平成 20 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、平成 20 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 10、議案第 15 号、平成 20 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

14 番、清野興一君。

○清野興一 歳入未済でちょっとお尋ねしますが、収納率の、これは監査委員の報告書ですが、この平成 16 年度からずっと収納率の推移が出ております。現年度分についても過年度分についても平成 16 年からずっと下降線をたどっていて、ただ 19 年度は 18 年度に比べて若干上がっておりますが、全体ではずうっと下がってるんですね。

それで、20 年度の収納率は 80.16%、約 2 割の人が滞納されている。町としては基金の取り崩しやいろいろな、7 割、5 割、2 割の軽減、法定減免を使っているということも分かりますが、5,100 万円からの未収金が発生してもなおかつ 5,800 万円の実質収支の黒字を出し、これは何ていうんですか、予算をつくるときに高く見積もり過ぎた結果ではないのかという疑念を持つんですね。

一方においては 5,000 万円以上の収入未済があり、なおかつ収支では 5,000 万円の黒字が。するとここで 1 億円あるんですよ。こんなに黒字が出るのであれば、なぜ、おそらくこの 5,100 万円という未済の中には本当に払いたくても払うことのできない人。そして 7 割、5 割、2 割にも該当しているけれどもそれでも払えないというような人もいないかと思うんですが、5,100 万円の中身が分かればちょっと説明してください。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 国保税の関係でございますので私のほうからお答えを申し上げたいと思います。まず国保税の算定にあたっては、議員も十分ご承知のことと思いますけれども、年間の医療費の所要額を見込みまして、そこから国県等から入ってくるお金を差し引いた額を国保税として加入者からご負担いただくということでございます。この際に加入者の負担軽減を図るために国保財政 5 ヶ年計画等から、基金から 2,000 万円を繰り入れ、そして繰越金から 2,000 万円を繰り入れということで税の軽減を図っているところでございますけれども、議員おただしのようにここにきて、平成 19 年度は一旦徴収率も回復したわけでございますけれども、先ほどらい申し上げておりますように景気の大減速によりまして国保税のほうにも大きな影響が出ているということでございます。

この中で平成 20 年度の収入未済金については 5,100 万円ほどの収入未済があったわけ

でございます。この内訳としまして現年度課税分では1,500万円、それから滞納繰越分で3,600万円というおおよその金額でございますけれども、そういうことで現年度分については93.51と、94%を割ったわけでございますけれども、この全体の収納率も80を少し上回る程度という状況であります。これは滞納繰越分が年々増えてきているということで、これが非常に足を引っばるような全体の徴収率を下げるという状況になってございます。

議員先ほどおただしありましたように、そういった7割、5割、2割の軽減措置を講じて、そういう制度も構築しているわけでございますけれども、非常にこの景気の後退によって納めたくても納められない、先ほども8番議員にお答えしたとおりでございますけれども、管理職を含めた一斉徴収を行なった際に私も行ってまいりました。

そのときにお話をさせていただきますと、本当に生活が、一昨年まではそれなりに所得があつて税金も滞納がなかったというかたが、昨年度になりまして職がなくなつてしまつて納めたくても納められないというかたが非常に増えてきたということでございます。

その際に我々としまして最大限できる対応としては加入者のかたの話聞いて、納期を、現在納期は6期でございますけれども、そのうちの納期について、例えば6回を8回に、あるいは6回を12回にと、より納めやすいようなことで相談しながらそういった未納がないように加入者のかたにお願いをしてきたという状況でございますので、その点についてひとつご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 それは努力されている姿は分かるんですけども、6回を12回に分割しようが、払う額がそのままだから、回数が多くなるだけでピチピチ月給として入ってくるような生活スタイルなら1ヶ月ずつ払うのもあれでしょうけども、本当に私心配するのは、20年度の滞納繰越分というのは約3,600万円でしょう。これが順調に増えてるのね。順調に増えてるというのもおかしいですけども、いずれはこれ不納欠損とかそういうふうになってしまうんじゃないかと、そういう危惧を持つんですよ。

であれば、まだ西会津町は資格証明書は発行した例はないと聞いているので、まだ救われるけど、しかし短期証なんかは相当数発行されてんでしょ。これは本当に命の問題だから、そして重症になればなるほど医療費もかかるという悪循環、こういうことを見れば、本当に、何というのかな、法定減免だけでいいのか、助け合いの制度として生まれた国民皆保険だと私は理解しているので、何らかの方法、例えば思い切った減免制度を、不景気のときだけつくとか、そういうことをしない限りずっと徴収もできない、いわゆる不良債権をいくら大きく膨らもうが、まったく不良債権に終わってしまうというようなことをするのであれば、今切ないでしょうけど頑張ってくれということで何らかの方向性を見いだしていく、そのことが町民の命を守ることになるんじゃないかというふうに思うから聞いているんであります。

そんなような考えがあれば、それと短期証の発行、20年度でどのぐらい発行されましたか。以上です。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 税の関係でございますけれども、滞納が増えてまいりまして、我々としても先ほど申し上げたとおり努力はしているところでございますけれども、その中で税の

公正、公平、こういった原則に基づきまして不納欠損も極力行なわないという方針で現在実施しているところでございます。

議員からおただしありました国保税の減免の措置の関係でございますけれども、現在は国民健康保険税条例の第 25 条にその減免の規定がございます。一つは生活保護に該当するかた、それから二つ目には災害その他特別な事由があるかた、こういったかたがたが国保税の減免の対象ということでございます。

そういうことで我々といましてはこの条例に基づきまして税をきちんと負担していただいているかたも、多くの皆さんが負担していただいているということもございまして、回数が分割されたけれども納付する額は同じじゃないかと言われればまったくそのとおりでございますけれども、そういったところで何とか協力しあいながら納めていただくようなことでお願いをしたいということで考えております。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 国民健康保険証の短期保険証についてであります。昨年ですと、月によっていろいろございますけれども、例えば今年の 9 月、多かった月であります。55 世帯ほど短期証を交付しております。人数は 127 名。これにつきましてはほしい 1 ヶ月の短期証ということでございます。

なお、本町の方針といましては、前からそうですけれども、今は法律で中学生以下は滞納しても保険証を出すということでございますが、本町はこれまでも、法律でなくても本町では子どもに対しては短期証じゃなくてちゃんと保険証を提供していたということがございます。

さらにどうしても、滞納していても入院しなければならない、大病だという場合には保険証を短期証として必ず引き渡すということでございましたので、そういう病気に関しての安心・安全については本町としても適当に処理しているということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

14 番、清野興一君。

○清野興一 私は国民健康保険特別会計の決算には承認できません。というのも今ほど申し上げたとおり、税の重さから毎年滞納繰越分が増額し、一方では基金に 20 年度末で 2 億 1,252 万 6 千円という大きな貯金を持っている。町のやろうとしていること、積極的な面は認めつつも、何といてもこの国保税というのは、国保会計は入ってくるもの、それを押し量ってそして足らざる分を被保険者から集めるという目的税のためにやむを得ない面はあったとしても、国が年々市町村の国保に対する支出金を削ってきた。そういう結果だと思っております。

ですから、本当に今乗り切るには法定減免だけにとどめることなく、生活の実態、それらをよく加味して被保険者が安心して暮らせるような施策、安心して病院に、あるいは医療機関にかかれるような施策をとることが、今肝要かと思っておりますので、そういう点もう少し積極的な答弁があれば納得もできましたが、あくまでも現状どおりでいかれるということであればこの決算には承認できかねますので、その点を申し添えて反対理由といまして

す。

○議長 次に、原案の賛成者の発言を許します。

12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 何と申しますか、14 番の言っておられることは十分私も分かるんですけども、今この健康保険問題については未納者もおりますし、それは理解のできない点も私は十分理解できます。がしかし、今、65 歳以上の老人の医療費ですね、これ、60 何万以上もかかってるんですよ。したがって、今後行政側としても慎重に滞納者に対しての集金の見直し、そういうのは十分努力してもらって、やはり今は本当に大変な時代になっておりますし、しいて言えば一日も早く執行をして、町民の不安をなくすためからしましても、やはり今度のあれは、前町長からの結局譲り受けと申しますか、その継続ですから、今悪い面があったとしてもこれはやむを得ないと。これは新年度でもって十分中身を町行政側は検討されて、十分な予算編成にしてもらおうことにして、今回だけは賛成して通していただきたいと、このように思います。ご理解をお願いします。

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから、議案第 15 号、平成 20 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第 15 号、平成 20 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第 11、議案第 16 号、平成 20 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行ないます。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 16 号、平成 20 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、平成 20 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 12、議案第 17 号、平成 20 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行ないます。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 17 号、平成 20 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、平成 20 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 13、議案第 18 号、平成 20 年度西会津町水道事業会計決算の認定についての質疑を行ないます。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 18 号、平成 20 年度西会津町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号、平成 20 年度西会津町水道事業会計決算については、認定することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。（13時42分）

平成21年第7回西会津町議会定例会会議録

平成21年9月25日(金)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	11番	長谷沼	清吉
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	12番	長谷川	徳喜
3番	青木	照夫	8番	佐野	悦朗	13番	清野	邦夫
4番	荒海	清隆	9番	武藤	道廣	14番	清野	興一
5番	清野	佐一	10番	大沼	洋平			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤 勝	会計管理者兼出納室長	長谷川 文男
総務税政課長	伊藤 要一郎	教育委員長	矢部 征男
まちづくり政策室長	成田 信幸	教 育 長	佐藤 晃
町民情報課長	大竹 享	教 育 課 長	高橋 謙一
健康福祉課長	藤田 潤一	代表監査委員	廣瀬 渉
経済振興課長	新田 新也	農業委員会長	斎藤 太喜男
地域整備課長	杉原 徳夫		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 健一 議会事務局主査 齋藤 正利

第7回議会定例会議事日程（第15号）

平成21年9月25日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第19号 平成21年度西会津町一般会計補正予算（第4次）
- 日程第2 議案第20号 平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第3 議案第21号 平成21年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第4 議案第22号 平成21年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第5 議案第23号 平成21年度西会津町老人保健特別会計補正予算（第1次）
- 日程第6 議案第24号 平成21年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第7 議案第25号 平成21年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第8 議案第26号 平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第9 議案第27号 平成21年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）
- 日程第10 議案第28号 財産の取得について（X線CT撮影装置一式）
- 日程第11 陳情第3号 2010年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める陳情書
- 日程第12 陳情第4号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書
- 日程第13 陳情第5号 「全国に誇れる特別栽培米の里づくり」推進（水田畦畔への除草剤を散布しない、稲わらを燃やさない運動）を求める要望書
- 日程第14 意見書案第1号 2010年度の教育予算の充実と教職員定数の改善を求め

る意見書

日程第15 意見書案第2号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

日程第16 常任委員会の管外行政調査実施申出について

日程第17 議員派遣について

日程第18 経常任委員会の継続審査申出について

日程第19 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第20 議会広報特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(議会広報特別委員会)

○議長 平成 21 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち諸報告をいたします。

本会議への教育委員長及び教育長の出席について申し上げます。

本日教育委員会からは平成 21 年 9 月 25 日付けで選任されました教育委員長、矢部征男君、同じく 9 月 25 日付けで任命されました教育長、佐藤晃君が出席しておりますのでご報告いたします。

平成 21 年 9 月 25 日付けで選任されました教育委員長、矢部征男君より挨拶したい旨の申出がありますので、これより挨拶を行ないます。

教育委員長、矢部征男君。

○教育委員長 ただいま議長さんよりお話がありました矢部征男でございます。町の教育委員会の委員長をお引き受けすることになりました。今後とも町の教育行政の進展のため誠心誠意尽くしていくつもりでございます。町民の皆様がたはじめ、議員の皆様がたのあたたかいご指導、ご支援をお願いしたく存じます。よろしく申し上げます。

○議長 続きまして、同じく平成 21 年 9 月 25 日付けで任命されました教育長、佐藤晃君より挨拶したい旨の申出がありましたので、これより挨拶を行ないます。

教育長、佐藤晃君。

○教育長 ただいま議長さんからお話がございましたとおり、本日より教育委員会教育長という大変な重責を仰せつかりました佐藤晃でございます。もとより微力であり、なおかつ浅学非才の身でございますけれども、学校教育におきましては子どもの目線、社会教育におきましては町民の目線をそれぞれ堅持しながら、町民の代表でいらっしゃいます議員の皆様のご指導、ご助言、ご理解を賜りながら、喫緊の課題でございます小学校の適正配置、教職員の資質向上、本町の未来を担う児童生徒の学力向上と人間性、社会性の育成、社会教育の充実と教育行政全般に対しまして全力で取り組みまして、本町教育の充実発展に寄与できますように努めてまいり所存でございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長 日程第 1、議案第 19 号、平成 21 年度西会津町一般会計補正予算(第 4 次)を議題とします。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 19 号の説明に先立ちまして、今次の補正予算に計上しております前町長車にかかるリース契約の解約補償金についてであります。本来であれば議会のご議決をいただき、予算措置後に解約手続をすべきところでありましたが、その手続に遺漏があったことから、町民並びに議会の皆様にご迷惑をおかけしましたことに対し、深く陳謝する次第であります。今後はこのようなことがないように努めてまいりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第 19 号、平成 21 年度西会津町一般会計補正予算(第 4 次)の調製

についてご説明を申し上げます。

今次の補正の主な内容であります。歳入では平成 20 年度決算の確定による繰越金と普通地方交付税の額の決定に伴う増額のほか、国庫支出金では国の補正予算に伴う地域活性化・経済危機対策臨時交付金をはじめ、地域情報通信技術利活用推進交付金や子育て応援特別手当交付金などを新たに計上したほか、県支出金では携帯電話等エリア整備事業、緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生特別交付金事業などを増額計上したところでありす。

一方、歳出におきましては、国の第 1 次補正予算事業である地域活性化・経済危機対策臨時交付事業といたしまして、介護老人保健施設及び西会津診療所の改修事業、園芸ハウス及び菌床栽培ハウス整備事業、この他役場本庁舎トイレのバリアフリー化など計 17 事業を計上するとともに、地域情報通信技術利活用推進交付金事業といたしまして、新たな在宅健康管理システムや睡眠モニター健康管理システムの整備に要する経費、携帯電話等エリアの拡大整備事業などを計上したところでありす。また、現下の町内雇用情勢の悪化を踏まえ、町単独で緊急雇用対策事業を 1,000 万円計上したところでありす。

これら歳入歳出の財源調整を行った結果、1 億 161 万円の剰余金が生じたので、全額財政調整基金に積み立てることといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思ひます。

平成 21 年度西会津町の一般会計補正予算（第 4 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ億 8,224 万 5 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 55 億 8,425 万 4 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条、地方債の補正は「第 2 表地方債補正」による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。9 ページをご覧いただきたいと思ひます。

まず歳入であります。8 款地方特例交付金、1 項 1 目地方特例交付金 609 万 6 千円の増であります。これは、環境対応車普及促進優遇税制の施行に伴い、自動車取得税交付金の減収補てんにかかる交付金などあります。2 項 1 目特別交付金 10 万 2 千円の増あります。平成 11 年度に創設された恒久的減税に対する減税補てん特例交付金の廃止に伴う経過措置といたしまして、一昨年度から 3 年間交付されるものであります。

9 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税 5,961 万 8 千円の増であります。これは、本年度の普通地方交付税が当初見込んでおりました 24 億 4,000 万円より、5,961 万 8 千円多く交付決定になったことによる増額であります。平成 20 年度決定額と比較いたしますと 2,905 万 6 千円、率にして 1.2% の増となったところでありす。

11 款分担金及び負担金、1 項 3 目総務分担金 40 万 1 千円の増であります。電気通信格差是正事業、いわゆる携帯電話のエリア拡大事業にかかる分担金であります。

13 款国庫支出金、2 項 1 目総務費国庫補助金 3 億 6,019 万 3 千円の増であります。総

務省所管の「ユビキタスタウン構想推進事業」による地域情報通信技術利活用推進交付金で1億3,000万円、国の第1次補正予算にかかる地域活性化・経済危機対策臨時交付金で2億3,019万3千円をそれぞれ新規に計上するものであります。2目民生費国庫補助金502万5千円の増であります。昨年度に引続き実施される子育て応援特別交付金にかかる補助金であります。5目教育費国庫補助金423万3千円の増であります。これは、学校情報通信技術環境整備事業費などであります。6目衛生費国庫補助金448万3千円の増であります。これは、介護予防実態調査分析支援事業及び女性特有のがん検診推進事業であります。

3項1目総務費委託金187万6千円の増であります。投票人名簿システム構築交付金であります。

14款県支出金、2項1目総務費県補助金3,660万円の増であります。携帯電話等エリア整備事業であります。4目労働費県補助金700万円の増であります。緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生特別交付金事業の増であります。5目農林水産業費県補助金662万7千円の増であります。森林環境交付金等の増であります。

15款財産収入、1項1目財産貸付収入26万5千円の増であります。パイプハウスリース事業のかかります建物貸付収入であります。

16款寄附金、1項1目一般寄附金87万円あります。よりっせ販売組合解散に伴う清算金であります。

17款繰入金、1項2目老人保健特別会計繰入金5万9千円の増、3目介護保険特別会計繰入金547万6千円の増につきましては、それぞれ精算に伴うものであります。2項5目肉用牛特別導入事業基金繰入金3千円の増であります。国庫補助事業の廃止に伴う利子精算分を基金から繰入れるものであります。

18款繰越金、1項1目繰越金3,673万3千円の増であります。これは、平成20年度分の繰越金であります。当初予算で6,000万円を計上しておりましたので、その差額分を増額するものであります。

19款諸収入、5項4目雑入268万5千円の増であります。消防団員安全装備品整備等助成金であります。

20款町債、1項2目過疎対策事業債1,780万円の増であります。携帯電話等エリア整備事業であります。3目臨時財政対策債2,610万円の増であります。決定による増であります。

次に、13ページをご覧くださいと思います。歳出であります。2款総務費、1項1目一般管理費35万円の追加であります。食糧費及び印刷製本費であります。5目の財産管理費1億3,218万7千円の追加であります。役場本庁舎トイレ改修工事費1,265万9千円、低公害車購入費5台分1,480万円、前町長車のリース解約に伴う自動車借上解約補償金254万4千円を計上するとともに、財政調整基金積立金1億161万円の追加などが主なものであります。なお、補正後の財政調整基金の積立残高でございますが、4億8万2千円となる見込みであります。

次に、6目企画費5,496万8千円の追加であります。全額携帯電話エリア拡大事業にかかる経費であります。8目自治振興費18万6千円の追加であります。特別職給与等

審議会の開催にかかる報酬及び費用弁償1回分の追加などであります。10目ふるさと振興費3,909万2千円の追加であります。温泉健康保養センター改修工事費等の追加であります。11目ケーブルテレビ運営事業費3万8千円の追加であります。使用料過誤納還付金であります。13目インターネット運営事業費599万7千円の追加であります。テレワークセンター2号館の施設改修費などあります。2項1目税務総務費50万円の追加であります。町税過誤納還付金であります。4項1目挙管理委員会費187万6千円あります。投票人名簿システム構築業務委託料であります。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費2,486万3千円の追加であります。出産祝金300万円の追加、国保特別会計事業勘定に対する繰出金で出産育児一時金分266万7千円、診療施設勘定繰出金で西会津診療所改修分1,919万6千円あります。3目老人福祉費1,554万9千円あります。介護老人保健施設改修費などあります。5目障がい者福祉費333万4千円の追加あります。障がい者自立支援等にかかる国県負担金の精算による還付金あります。2項3目子育て応援特別手当事業費502万7千円の新規計上あります。3歳から5歳児までを対象として1人当たり3万6千円を支給するものであります。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費1,070万円の追加あります。水道事業会計及び簡易水道等事業特別会計における水道管の管路台帳整備にかかる事業費繰出金あります。4目健康推進費1億3,738万円の追加あります。総務省所管の「ユビキタスタウン構想推進事業」による地域情報通信技術利活用推進交付金事業で、新たな在宅健康管理システム導入委託料1億円、同じ事業で睡眠モニター健康管理システム導入委託料3,000万円を計上するとともに、温泉リハビリプール修繕工事280万円などを計上するものであります。2項1目清掃総務費401万5千円の追加あります。喜多方地方広域市町村圏組合環境センター西会津分工場にかかる解体負担金あります。3目し尿処理費63万4千円の追加あります。個別排水処理事業特別会計における整備基数の追加に伴う事業費の繰出金あります。

5款労働費、1項1目労働諸費1,872万円の追加あります。県補助事業による緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生特別交付金事業で700万円、また現下の町内雇用情勢の悪化を踏まえ、町単独事業として緊急雇用賃金1,000万円を計上したところであります。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費1,214万8千円の追加あります。園芸ハウス整備工事8棟分1,213万3千円などあります。4目畜産業費4千円の追加あります。肉用牛特別導入事業基金の国庫補助事業廃止に伴う利子分を国へ返還するものであります。5目農地費195万7千円の減あります。農業集落排水処理事業特別会計における野尻処理区の事業費がほぼ確定したことに伴う事業費繰出し201万円の減などあります。

2項1目林業総務費3,914万9千円の追加あります。森林整備推進事業委託料661万2千円の追加、菌床栽培ハウス整備工事7棟分2,986万7千円などあります。2目林業振興費あります。林道岩井沢橋ノ木平線開設工事の事業費組替えであります。

次に、7款商工費、1項2目商工振興費7万3千円の追加あります。横浜フェア出展にかかる所要の経費であります。

8款土木費、1項2目道路維持費であります。町道補修にかかる事業費の組替えであります。3目道路新設改良費300万円の追加であります。町道塚田2号線改良工事であります。4目橋りょう維持費5万6千円の追加であります。橋りょう長寿命化修繕計画策定に伴う消耗品の追加であります。3項2目公共下水道費22万4千円であります。下水道施設事業特別会計事業費調整に伴う繰出金の追加であります。4項1目住宅管理費28万3千円の追加であります。施設修繕料の追加、3目住宅建築物耐震改修促進費2万6千円の追加であります。耐震診断委託料の追加であります。

9款消防費、1項2目非常備消防費268万6千円の追加であります。消防団員安全装備品整備等助成金を活用いたしまして反射チョッキ240着等を整備するものであります。4目の防災費315万円の追加であります。防災行政無線のスピーカー増設工事費であります。

10款教育費、1項2目の事務局費4,127万4千円の追加であります。旧奥川中学校等廃校施設の解体撤去工事3,621万4千円及び旧群岡中学校耐震診断委託料340万円の新規計上などあります。3目学校給食費70万5千円の追加であります。給食センター設備機械の修繕料であります。5目スクールバス運行費1,093万6千円の追加であります。野沢小学校及び新郷小学校スクールバスの更新にかかる購入費であります。2項1目小学校費の学校管理費150万円の追加であります。奥川寄宿舍耐震診断委託料105万円などあります。2目教育振興費530万9千円の追加であります。理科振興教材及び電子黒板の購入費であります。3項1目中学校費の学校管理費10万円の追加であります。新型インフルエンザ対策用消耗品費の追加であります。2目教育振興費606万2千円の追加であります。理科振興教材及び電子黒板の購入費等であります。4項2目公民館費210万円の追加であります。公民館の耐震診断委託料であります。

次に、6ページに戻っていただきたいと思えます。6ページであります。第2表地方債補正の変更であります。まず、過疎対策事業費であります。携帯電話等エリア整備事業で1,780万円を追加するものでありまして、限度額3億8,780万円を4億560万円とするものであります。次に、臨時財政対策債であります。本年度発行額が決定いたしましたことから、2,610万円を追加するものでありまして、限度額2億1,600万円を2億4,210万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行ないます。

9番、武藤道廣君。

○武藤道廣　今次の補正予算に対しまして4点ほど質問します。

まず、今次の補正予算は政府の見直しをしようとしております第一次補正予算に影響される主な事業はどのようなものがあり、また、その見直しと町の見直しに対する対応はどのようになさるおつもりでしょうか。

2点目としまして、2の1の5の自動車購入費追加の内容と、それに伴いまして町長が使用する公用車は町長専用車とするか否かをお聞きいたします。

次に5の1の1、労働費の緊急雇用賃金1,000万円、まち単独事業であります。この

事業内容とどのような分野に雇用するのかをお聞きいたします。

次に、7の1の2、横浜フェア出展とありますがこの横浜フェアという内容についてお尋ねします。以上です。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私のほうからはこれから政権交替をされた現在の内容に対して、地方、特に町としては今後どのような対応方法があるかということではありますが、実はこの10月30日から1日にかけて中央に実は行ってまいります。それはいわゆる県選出の国会議員とのいろんな懇談を含めて、これらに対してのいわゆるこれまでの事業なり、あるいは地域に抱えているいろんな課題が実はあるわけでありますので、それらについてこれからの地方における国がどのような対応を取ってほしいのかということについて、私はしっかりと地方にもやはり経済的な活性化、あるいは雇用対策、こうしたことについてはきちっと対応すべきだと、こういうことを申し上げてきたいと実は思っております。

しかしながら、今国がようやく政権交替が出発されたばかりでありますので、これからどのような状況に経済対策やあるいは農政の問題がなっていくか不透明なところがありますのでこれらについてはおいおい地方における課題を国のほうに陳情や、あるいは直接出向いての対応をとってまいりたいと、このように思っております。

それから町長が使用する公用車は町長専用とするのかということではありますが、はっきりと改めて申し上げたいと思いますが、私が使用する公用車は町が所有する公用車の1台を使用したいと考えております。

したがって、私が使用しないという場合におきましては、職員も使用ができると、ということで町長車専用というような、いわゆる飾っておくようなことはいたしませんということでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 今次の国の補正予算に伴う事業の関係でございますけれども、本町においての具体的なものといたしましては、予算書をご覧くださいと思いますが、まず9ページの歳入でございます。9ページの一番下に地域情報通信技術利活用推進交付金1億3,000万円というものがございます。これは歳出のほうでは4款のほうに計上されておりますが、新しい在宅健康管理システム、それから睡眠モニターの構築といったものでございます。

それから次の10ページをご覧くださいと思いますが、10ページの一番上で地域活性化・経済危機対策臨時交付金と、これが2億3,019万3千円ほどございます。これは先ほども申し上げましたように介護老人保健施設の改修、あるいは公用車の購入代、そういった全部で17事業をこれで予定してございます。

それからその下にあります子育て応援特別交付金事業、これも補正の関連事業でございます。

それからずっと下がりまして県支出金の県補助金の中で、携帯電話等のエリア整備事業3,660万円がございます。これについても国の補正予算関連事業ということでございます。

これらの事業の今後の見込みにつきましては、今町長が申し上げたような形もございませぬけれども、まだ具体的な情報が入っていないということでありますので、その情報収集に

努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 おただしのまず1点目、町単独の緊急雇用対策事業についてお答えいたします。現在、各課等において対象事業の検討中でありまして、今のところ出てきた分だけ申し上げます。

まず1点目はさゆり公園等の公共施設の草刈り、枝払い、駐車場の区画線引き、2点目としては町民バスの運行路線における支障木の調査及び伐採、3点目としましては工業団地の未分譲地の草刈り、枝払い等、4点目としましては、町道の舗装の補修及び側溝の清掃、5点目としましては浄水場等の水道施設及び下水道処理場の清掃、草刈り、6点目としましては猿の棲息地の調査事業ということで今のところ出てますのは6点ほどです。

今後各課等において出てきた事業については早急に公募をしてできるだけ早く雇用できるように努めたいと思います。

それからご質問の2点目の横浜フェアの件でございますけれども、現在西会津町と横浜市の間で職員の人事交流を行っております。それで、横浜市のほうから人事交流をしている各町村に、今年横浜開港150周年ということで、正式名称は新横浜パフォーマンス2009というイベントでございます。各交流のある市町村の観光PR、物産等をやるようなイベントでございます。

本町におきましては味噌ラーメン、それからミネラル野菜の物産、町の観光PR等についてやりたいということで今度補正に予算計上したところであります。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 1点だけ、今1,000万円の緊急雇用賃金の内容をお聞きしましたが、草刈りが相当多いようなんですが、これからの時期草刈りというの、やらないよりやったほうがいいんですが、その辺の考え方、もう少し工夫があってもよかろうと思うんですがどうでしょうか。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 議員おただしのとおり草刈りがかなりあるということではありますが、草刈りばかりでなく例えばバス路線の支障木、枝がのびて危ないとかというような支障木の撤去もございまして、あと道路の舗装が傷んだところを直したりと、あと猿の棲息地調査でありますけれども、これは国の基金事業使いまして4月から9月いっぱいまで人を雇ってやってるわけですが、継続してやったほうが効果があるということで、そういった部分の調査も含めて事業計上しております。

あと、先ほど申しましたとおり、現在各課でまだ事業の洗い出しをしてございまして、これ以外の事業についても当然出てくるということでございます。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 私は歳出のほうでだいぶ質問事項があるんですけど、順次質問いたします。

まず、2-1-5の財産管理費ですか、この自動車購入費1,480万円について、今ほど町長から説明があったんですけど、5台分という具合にお答えになってるんですけど、これはすべて同一メーカーで入札でもして5台一緒に購入するというようなことになってるのかまず、その1点。

それから 2-1-6 の 15、移動通信用鉄塔施設整備工事で 3,990 万円、この経済危機対策の事業と思うんですけど、これで井谷、滝坂、孫目、軽沢、青坂の 4 地区ですか、この工事の整備となっているんですけど、こっちのほうに光ファイバー網が全部すべて整っているということでこの伝送路を使つてのこの工事だという具合に説明されてるんですけど、そのように受け止めていいのか。

それから、2-1-10、温泉保養センターの改修工事、これがまた載ってるんですけど、当初では 136 万 5 千円ほどしか取ってなかったこれが、経済危機対策事業という追加補正で 3,409 万 4 千円という工事になるんですけど、どんな改修工事をするのか、何ヶ所ぐらい、パイプを替えたりなんかということになるのかどうか。

それから次のページ、15 ページの 3 款 1 の、これも工事費なんですけれど、1,420 万円、改修工事となっているんですけど、これも前ページと同じような内容でやるのかどうか。

それから飛びまして 17 ページ目、4 款です。13 ですか、在宅健康管理新システム導入委託料並びに睡眠モニター健康管理システム導入委託料 1 億と、それから 3,000 万円に区分けされているんですけど、これは町長の所信の中で 10 分の 10 の補助事業という具合におっしゃられたんですけど、この在宅管理システムの導入はすべての今まであった機器を全部交換してやるということになるんですか。これらについてもお聞きしておきます。

それから飛びまして 19 ページ、6-1-3 の 13 ですか、63 万円の流通販売調査業務委託料追加とあるんですけど、どのようなものかさっぱり私は農産物の流通販売調査業務委託料というのは分かりませんので教えていただきたいと思います。

それから 6 の 2 の 1、菌床栽培ハウス整備 2,986 万 7 千円、その上の森林整備推進事業委託料追加 661 万 2 千円とありますけれど、これは歳入のほうでもこういう歳入に 661 万 2 千円なって、今度歳出ではここでちょうど同じ額が追加になっているんですけど、どんな森林整備事業となるのか。これはもう雪が降ることになるんですけど、これまでに終わるということでしょうか。

それから飛びまして 21 ページ、9-1-4 防災無線スピーカー増設工事 315 万円とあるんですけど、これは何基を予定しているのか。そして徳沢の駅前でありましたこの防災無線が道路の、何ていうんですか、459 号線の新設のために消防屯所のほうに 50 メーターほど移動されて、今度その離れたほうで聞こえなくなっているというのが状況だそうです。それでこれらも含んでの増設工事ということになるのか、これらも聞いておきます。以上でございます。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 それでは 2 款の財産購入費の自動車購入費に関してのご質問にお答えをいたします。まず今回のこの自動車購入費にあたりまして、その財源でございますけれども、国の一次補正であります地域活性化・経済危機対策臨時交付金というものを活用して整備するものであります。

この交付金の大きな目的といたしまして、一つは地方公共団体が地球の温暖化対策、それから少子高齢化への対応、安全・安心の実現、その他その地域の実情に応じた地域活性化に資する事業ということでございます。

この中の地球温暖化対策の項目をもちまして、本町におきましてはまだ環境にやさしい、

いわゆるハイブリッド、あるいはエコカー、そういった車の導入がされておられませんので、今次のこの交付金を活用いたしまして、これまで10年近く乗ってまいりました公用車を更新していきたいということで計画したところでございます。

購入の手法でございますけれども、まだ具体的に車種をこの車種にするというものについては確定しておりませんので、ただ、先ほども申しあげましたように環境にやさしいハイブリッド、エコカー、そういった車を選定いたしまして購入の手続きを進めていきたいと考えております。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 それでは携帯電話につきましてお答えしたいと思います。今回携帯電話につきましては4ヶ所、井谷、滝坂孫目、軽沢、青坂の4ヶ所を整備することで国のほうに要望したところでございます。この4地域につきましては、現在ケーブルテレビの高度化事業、この第1期整備エリア内になっております。現在、幹線工事につきましては終了しましたので、この光ファイバーの幹線を貸与しましていわゆる携帯電話の通信電送路として対応するような形で、鉄塔のほうは通信事業者のほうで立てるとというような内容の事業でございます。

それからあと、防災行政無線についてのおただしあつたわけですが、今回は1ヶ所整備する予定であります。場所はさゆりが丘西林東地内というようなことで考えております。今回1ヶ所を選定したわけですが、この集落につきましては現在防災行政無線がないということで、そういった集落として設置されていないところ、そこを今回防災行政無線を設置するというようにしたところでございます。

おただしの徳沢地内も含めまして、集落によっては議員おただしのようには聞こえないところもあるというような、そういったところも何ヶ所かございます。それらにつきましては、またこの次に、また新しい方法等に考えまして対応したいというふうに考えておりますので、ひとつご理解いただきたいと思っております。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 おただしのまず1点目、温泉健康保養センター改修工事の内容について申し上げます。工事は全部で5種類ございまして、まず一つ目がジャグジー、泡風呂の全面交換、事業費につきましては設計監理、工事費合わせまして612万6千円。

それから二つ目につきましては配管設備の改修工事ということで貯湯槽からボイラーまでの配管の全面交換及びボイラーから施設内の配管の全面交換、これが総額で2,280万1千円。それから3点目につきましては、宿泊棟の屋根の塗装ということで420万円。それから四つ目につきましては給水ポンプユニットの交換工事ということで受水槽から施設内の各所に水を送るためのポンプ3基の交換が216万9千円。それから五つ目につきましては、温泉の温度安定設備の交換工事ということで、温泉の温度を保つための熱交換機の交換ということで379万6千円であります。

次に、農産物の流通システムについてでありますけれども、これにつきましては、本年当初予算でご議決いただいております農産物の流通システムの調査の専門員報酬ということで業務内容につきましては、主に首都圏においてミネラル野菜の販路拡大のための企画立案、それから販売先の開拓ということでホテル、レストラン、福祉施設、学校給食等への

売り込みと、それから栽培作物の調査、需要のある野菜や高値で売れる野菜の調査を行なうものと、それから首都圏等への輸送のシステムの構築と、それからミネラル野菜の付加価値を高めるための加工等の企画立案、そういった業務を専門員のかたにやっていただくという内容でございまして、今次補正につきましては専門員の報酬 63 万円を減いたしまして、その下に委託料ということで農産物の物流販売調査業務委託料ということで、これにつきましては当初予算でご議決いただいている分でありますけれども、直接首都圏、東京の多摩市でございまして、アンテナショップを立ち上げまして、ミネラル野菜を使った料理の提供、オリジナル商品の開発、ホームページをつくったりアンテナショップで講演やセミナー、講習会等のイベントを開催するというので、アンテナショップの立ち上げの部分で今年度当初で 120 万円予算を計上したところでありますが、立ち上げにかかる経費が、家賃等とかいろいろな経費がちょっと不足したものでありますから、報酬を減をしてその分アンテナショップへの委託料に追加したということであります。

続きまして、菌床のハウスの整備事業であります。今回予算計上いたしましたのは 7 棟分です。7 棟で 2,986 万 7 千円ということでありまして、菌床シイタケを生産されている農家のかた、20 年度末で 6 戸のかたが生産をされております。今年になりまして新規に始められるかた 2 人要望がありまして、合計で 8 人のかたが今菌床シイタケ栽培に取り組みうとされております。菌床シイタケにつきましては年々生産量も増えてございまして、かなり町とすれば生産高の高い品種となっております。

ただ、野菜栽培と違って、菌床栽培に取り組む場合は初期投資といいますか、ハウス整備、ハウスの中には棚とかありますけれども、そういった整備がなかなかネックになって、栽培の拡大まではなかなかいけないというような実態もございまして、町としましては野菜のハウスもそうでありまして、ぜひ菌床も伸ばしていきたいということで今回 7 棟分を整備したいということで予算を計上したところであります。

なおこの 7 棟を新たに追加しますと、21 年度末菌床のシイタケの生産高は 1 億円を超える予定でございまして。

それから次に森林整備推進事業委託料追加ということでありまして、これにつきましては、県の森林環境税の事業でございまして、10 分の 10 ということで県から追加要望がございまして、町としまして今回新町、中町地区及び松峯地区における森林環境保全ということで、野生生物、猿対策のために山と里の間をきれいに見晴らしをよくすることによって山から猿が降りてこないようにしたいというような事業でございまして、それが今次予算で計上した次第であります。

なお、ご議決いただきましたら早急に手続を進めまして、年内、雪が降る前に事業を完了したいというふうに考えております。以上です。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 介護老人保健施設の改修工事 1,420 万円の内容について申し上げます。

これも国の交付金事業でございまして、老人保健施設では毎日通所のデイケアに 20 人ほど通っております。そのデイケアを実施しておりますスペースでありますけれども、入所者の往来がありますデイルームというところで実施しております。そのため、外部からの感染症予防対策が十分でないという状況にございまして。

現在の新型インフルエンザなど感染症に対する危険性が指摘されておりまして、今、食堂として利用しておりますスペースを改修し、そして入口も分け、トイレも新たに設置して入所者と通所者を分離して実施するという改修工事を行ないたいということでございます。

次に、在宅健康管理新システムの導入1億円の事業内容でございますけれども、これも国の交付金事業で10分の10の事業でございます。議員ご承知のとおり在宅健康管理システムにつきましては、平成6年から18年にかけて補助事業あるいは過疎債を活用しながら導入してきてまして、全部で687台を設置したものでありますけれども、耐用年数の経過、あるいは故障等によりまして現在稼働しておりますのは390台ほどでございます。

この在宅健康システム、うららでございますけれども、現在製造されておられません。廃盤になっております。また、現在工事中のケーブル回線の光化によって今後使用できるものは平成18年度に導入しましたIP版、いわゆるインターネット環境で使用できるシステム100台だけでございます。

そのため町としましては、これまでその後の後継機について財源の確保、そして後継機についていろいろ検討してまいったところでございます。国のほうでもこのIPを使った健康管理につきましては予防医療の推進と利用者に応じたきめの細かい健康指導ができるものとして大変注目をしているところでございます。

このような中、国が一次補正予算で成立させましてそのうち総務省は地方公共団体のICTにかかる取り組みを支援するため、先ほど申し上げましたように10分の10の交付金事業を創設したものでございます。その事業によりまして、今回町が予算計上させていただきました。

内容につきましては、今使用しております健康管理システムの効果について、実は平成18年度に兵庫県立大学の教授が来庁しまして、この効果について研究をした経緯がございます。その先生に総務省のほうからどうですかという、先生に打診がございまして、先生はこの西会津にこういう事業があるのでどうですかというふうにお話ございました。

すぐに我々は今後の展開を検討しておりましたので、先生と相談しながらいろいろ内容を検討しまして申請をいたしました。その結果8月の末に内々示というものを総務省から受けたところです。この主な事業内容は新しい在宅健康管理システムの端末の開発と、新システムにかかるホストコンピュータ、あるいはサーバーの開発にかかる費用でございます。

以上です。

(「議事進行」の声あり)

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 さっきから聞いてんですけど、詳しいのは結構ですけども、質問者いっぱいいるんですから、質問者も答弁者も簡明にひとつやるように計らってください。あんまり長すぎる。両方併せてだ。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 今ほど短くと言われたものですから、短く質問いたします。

ページ数で言えば17ページ、今保健課長が答弁した在宅健康管理システム、今ほどは687台あって稼働してるのは390台。そして今各家庭であるうららは廃盤になってると。

今後は使えないと。そして 18 年、去年、一昨年ですか、導入したものが 100 台しか使っていないと。そしてこれが後継機になるんじゃないかと。そこにもってきて神戸ですか、大学の先生から総務省のほうに非常に効果があるこのシステムの中身だということで、さっそく本町が取り組んでいったら 10 分の 10 の内示がきたと。それで入れるんだということで理解してよろしいですか。

そして、不思議に思うんですけど、これは最高の機器だというようなことで導入した機器が、うららはもう廃盤というようになっていくということを聞くと、何だか今までずうっとあったうららの機器が廃盤になるのが何かさびしいような気がします。

それから農産物の調査販売業務委託料追加、これは東京の多摩市のほうでアンテナショップを立ち上げたその金が当初では 120 万円、それで足りなくて今 63 万円を追加してアンテナショップを立ち上げてこれからの事業に結びつけたいというお答えなんですけれど、このぐらいの金が東京に出れば十分だと当初はそう思ったのかもしれないですけど、今現在進めていけば足りなかったと、そこら辺が過少の予算の取り方でなかったのかなという具合に感じます。ぜひとも東京に出てアンテナショップを立ち上げる事業でありましたら、立派にやっていただきたいという具合に思います。

それから飛ばしまして 21 ページ、防災無線、これが課長の答弁では 315 万円はさゆりが丘の 1 基だけだというように話されていくんですけど、これからもまだ各地域で防災無線の音声聞こえない地域もある。そういうところについても検討していきたいと、予算があればそういうようにやりたいというんですけど、やはり町の防災無線ですから、そういうような要望の声があったら、これはぜひともすぐでも設置するというようにしていただきたいという具合に思いますが、答弁を求めるものです。

それから最後になりますが、あっち飛び、こっち飛びして申し訳ないんですけど、温泉保養センターの改修工事の追加で 3,409 万 4 千円があったんですけど、ジャグジーなり配管の交換なり、屋根の塗装なり、熱交換機の交換だとか、すべてほとんど温泉センターのあの施設のものがほとんど取り替えるというように考えてもいいんですか。ポンプもあたりなんかするんですけど、私も以前勤務したことあるもんで、その中身がよく分かるもんですから、なお、再度質問いたします。以上です。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 防災行政無線の再質問についてでございますけども、現在同じ集落内でもやはり聞こえないというような集落等何ヶ所かございます。実際今の防災無線が一番古いので平成 2 年ということでもう 20 年近くたっているような状況でありまして、かなり故障も起きてるということで、昨年度もかなり修繕等もやっておるような状況でございます。

そういった面も含めまして、また、今の防災行政無線がまたテレビと同じようにアナログ無線からデジタル無線というような新しい無線方式に変わっているというような、そういった状況もあります。そういったことも含めまして全体的に防災行政無線の施設を見直さなくてはいけないのかなというふうに考えているところであります。

今後、そういった新しい方式、そういったものも含めまして現在検討しているところでありますのでご理解いただきたいなと思います。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 温泉健康保養センターの修繕工事についてお答えいたします。今次補正で工事費 3,400 万円、五つの改修で計上いたしました。それと平成 20 年度同じく国の経済対策交付金によりまして温泉健康保養センターで 5,600 万円ほどの予算を計上いたしました。これ繰り越しでございますので今年度実施ということで、合わせますと 9,500 万円ほどになります。

平成 4 年に温泉施設が開設されまして、5 年に宿泊施設ということでもう 15 年以上経過してございまして、機械も修繕をしながら持たせているものもございまして、今回の補正と繰越予算合わせて事業を実施すれば、今後についてはさほど大きな修繕工事ではないということで考えてございます。

○議長 8 番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 1 点だけ再々質問させていただきます。

それで温泉保養センターの改修工事に監理委託料が今ほどこのところの数字では 499 万 8 千円となってるんですけど、全体で 19 年度からの繰り越しで、全体で 9,500 万円というような金額の中で 499 万 8 千円の委託料はちょっと高いように思えるんですけど、特殊な設計監理委託のためにこのような金額になったのか、答弁を求めます。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 委託料についてのご質問にお答えします。

今次補正で計上しました工事請負費 3,409 万 4 千円に対して設計監理委託料が 499 万 8 千円ということですが、特別な事情とかそういったことはございません。正規の価格で計上してございます。

○議長 12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 私先ほど言ったように、一般質問じゃないんですから簡明に質問します。簡明に答弁してください。

最初に、今、民主党で非常に毎日報じております農業政策の見直し、これは今次の予算に影響あるのかないのか。また今後のやはり大幅な見直しをすと言ってますが、我が町は農業が基幹産業でありますので、そういう腹構えがあるのかないのか、それについて。

もう一つは、緊急雇用対策で 1,000 万円計上されておりますが、これ一番今困った問題ですよ、我が町で。去年あたり若い者が勤める場所がないんですから、1,000 万円ばっかし、こんな金じゃ焼け石に水というんですよ。もっと、先ほどの総務課長の答弁聞いておきますと、4 億という財政調整基金があんでしょう。これは私知っておりますよ、災害とか火災とか、緊急なときに備えなさいと。これも私理解しておりますが、こんな不況で、これ緊急対策取り上げてもいいですよ。

例えば以前にあった失対事業みたいなああいうの復活して、大幅な取り組み必要だと思うんですが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、政権交替による民主党連立政権に対して、今の農業政策等で大きな影響があるのかということについては、現在のところ町にとっては影響はないと見ております。

もう一つは、大幅な見直しこれから農政にあるのかということについてであります。

これはまだはっきりとはしておりませんが、マニフェストなどによりますと、これからの減反の対応については個別所得補償方式というような対応をとっていく。つまり減反については選択方式をとっていくというような内容がしかれておりますので、これが具体的にどのような今後の減反政策に影響が出るのかということについては、まだ、その辺までは精査しておらないところでありますので、今後地方においての私たちもこの点については深く勉強していかなければならないと、このように思っております。

また、現在の大変な雇用問題に対して町独自で今回 1,000 万円を計上いたしました。その内容はほぼ 20 名程度ということであります。実際のところ、これは応募をしてみないと実は私にも分かりません。しかし、雇用情勢の不安定な中においてはやはり 20 名では応募数が相当いるのではないかと、そういう考え方も実は持っておりますけれども、その中でとりあえず 1,000 万円の計上をいたしました。今後の事業の中身については先ほど担当課長からいろいろと内容等にお話されましたけれども、これは地域経済課の担当の中での仕事でありますから、各課にわたりますともっと内部的な作業内容というものが出てくるかと思えます。

私も、例えば今度の事業内容で一つ指示したいのは、いわゆるこの内容にもかかわっておりますけれども、旧奥川中学校の解体工事がこの中で予算を計上しております。この旧奥川中学校の中には年代的に貴重な民具とか農具とか納められて、実は保管されているわけですが。これらも一旦この保管場所を旧群岡中学校のほうに移転をする、あるいはこの民具や農具についてはこれからパソコン等に入力しながら西会津町の貴重な文化財とするような方法を取りながら、この整理を図っていく。こういうことも実は事業の中に繰り込んでいきたいなど、こう考えております。その作業内容についても、これは 2～3 名以上は必要になってくるのではないかと思いますし、あるいはこの作業自体がそう簡単にできるものではないんじゃないかと、こう思います。

いずれは西会津町の資料館というようなところにも結びつけていかなければならない仕事だと思っておりますので、これらについてもこの事業の中でぜひ対応してみたいなど、こう思っております。

そうしたもろもろな、今までできなかった作業内容について新たに出てきましたならば、今回の事業予算にこれからさらに必要と思われるならば、12 月の対応もあると思っておりますので、その中でも十分検討していくことが必要だなど、こう考えておりますので、とりあえずこの緊急な対応の仕方について提案をしたということでもあります。

○議長 12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今町長の答弁がありました。募集をしてみないと分からないとあなたおっしゃったけども、これは 10 人や 20 人なんてもんじゃないですよ。例えばそんな少人数だったら、町で募集したと、その中であと締め切りだとなつた場合には、あなたに批判があるんですよ。今度の選挙にあなたについて一生懸命やった者だけ雇用したなんていうこと出てきますよ、これ。

だからもっとそんなちっちゃいことにこだわらないで、4 億という財政調整基金があるでしょう。1,000 万円ぐらいで、どんなあなた対策できるんですか。それはそれ、大幅に、これは緊急対策ですよ。1 億円も、納税滞っているのもこれ一つの原因ですよ。働き場の

ない、収入のない人が税金払えないんですよ。そういうこと考えた場合にはもっと大胆な政策を下さい。

あなたに対して多くの町民が期待を持って、トップが変われば何かが変わると期待してんですから、もっと具体的に、積極的にやるべきだと、こう私は思います。

農業問題につきましても、日夜新聞・テレビ等で報道してんでしょう。民主党になったら農業政策は、今大胆に見直しするということですから、先の見通しは分からないなんてことは言っていないでしょう。見直しということは、今までやってきた自民党の政策を変えるということですから、例えば小作、ちっちゃい農業をまとめて委託した。そういった場合には補助を出すとか出さないとか、そういうのも中止するというんですから、あなたはあまりにも農業の実態、現況が分からないからそういう曖昧なこと言ってるけども、そういう心構えも今のうちからするべきだと思いますよ。もう一度あなたの、短く。

○議長 長谷川議員にお尋ねしますけど、今の農業問題は政策的なものをただしてんですか。今、これ補正予算の件ですので、政策的なものは除いてください。

○長谷川徳喜 もう1回言い直すからな。今議長から指摘あったけども、やはり私この予算にも、今の決算にも出てきますからね。それをもって今後影響があるのかないのかということこれは主な質問内容です。今ちょっとそういう将来にわたっての見直しまでふれてしまったけども、それは答弁の範囲内でなかったらいいですよ。

今民主党でやっているのが影響するのかないのか、今後はどういう見通しか、それに絞ってもいいですよ。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 短く答弁をいたしたいと思います。民主党が政権を取ったと言っても、具体的な内容が各省庁にわたってまだ指示がされていないんです。したがってその省庁がしっかりしないうちに、ある意味では不透明なところを、この町でいい加減なことは言えないというのが私たちの立場でありますので、今後各それぞれの町村ごとに県を通して、減反政策、あるいは農業政策が具体的に指示されるでありますから、それを見てから町政は判断をしていかなければならないということでもありますのでご理解をいただきたいと思います。

それから、確かに今の雇用状況については議員の指摘されるような内容は理解はできません。しかし、あくまでも自治体は失業対策のみに事業を行うわけにはいきませんので、これは緊急対策というように考えていただきたいというふうに思いますので、とりあえず町としてできる範囲内での判断であるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 緊急対策が町政執行じゃないと、こうあなたはおっしゃっているけども、対策の順位というのはあんですよ。やはりこれは先に延ばしてもいい事業と、やはり切羽詰まった問題とあるんですから、そういうことを振り分けすると、今この緊急雇用対策は一番大事な施策だと私は思って質問したんでから、勘違いのないように。やるかやんないか二つに一つでいいですから。大胆な政策。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 大胆な政策というとの辺を指すのかちょっと分かりませんが、雇用状況については十分これからそれぞれの公募によってどの程度の把握をするかということではっきり

とした数字が出てくると思います。

例えば 20 名以上になったならば、やっぱり生活に対して責任のあるかたがたから優先にこの事業について就いていただくというようなことで人選を進めながら、とりあえず、当面この対応をしていくということでもありますので、先ほども言いましたように必要性がある、本当に事業継続が必要だということについては 12 月の議会の中でもやはりこの問題を提起をし、皆さんのご意見を賜りたいと思います。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今国の動向が気になるわけでありますが、いわゆる今回国の補正予算がらみで補正予算編成されておりますが、これはいわゆる内示の段階か、それとも実際これのお金が交付されているのか。それが一つと、これらの動きに対して、国は直接町に言ってこないかもしれませんが、県あたりでは今回の国の補正予算がらみの執行についてどのような、例えば注意点でと言いますか、そういうものの指示というか、話が各自自治体にあるのかないのか。今、最後に教育予算で電子黒板なんて言ってましたが、昨日ですか、新しい文部大臣は電子黒板も必要か必要でないか検討するなど言ってますので、そこら辺が心配だから聞くわけです。

これの予算を執行するには、入ってから、予算が決定してから執行するというのをすべきだと思いますが、その点をお尋ねします。

それから緊急雇用ですが、何人いるか分からないという話ですが、私は実態を調査をして、20 人なり、40 人なりおられるので、そのために緊急雇用かなと思ったわけですが、そういう西会津で今職を求めている人が何人おられるのか、本来ならば年代ごとも分かればいいでしょうが、そういう実態を把握しているのかしていないのか、調査をしているのかしていないのか。

その場合、本人の都合で退職した人もおられるでしょうし、あるいはその事業所の関係で、いわゆる職を失ったという人もおられるわけですから、もし予定しているより大勢のときなんかはそこら辺も考慮して決めるべきだろうと思いますが、いかがでしょうか。

それから、新しいシステム導入でございますが、どこへこれの開発と申しますか、予定をしておられるのか。

それからテレワークセンターの改修が上がってますが、これ、1 号館か 2 号館か、説明したら私聞き逃しになったのでお願いしたいと思います。

それから最後になりますが、橋屋橋の入口にあるごみ焼却炉、これ長年の懸案事項でしたが、今回ようやく撤去できると。今の橋の上流に新しい橋を架けたいという考えもあるわけでありまして大変喜ばしいことだと思います。町の持ち出し分は 401 万 5 千円ですが、全体的には、前のお話、1 億円前後かかるというお話も聞いてましたので、全体的にはどの程度、その撤去のためにかかるのかお示しをしていただきたいと思います。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 まず、国の補正予算関連のご質問にお答えを申し上げます。

今次の補正に計上させていただきました関連事業でございますけれども、これにつきましての交付金、補助金についてはまだ交付はございません。内示の段階というような状況でございます。

それで各省庁、あるいは県からの問い合わせ、調査等の状況でございますが、県のほうからは特に調査内容といいますか、その確認状況についての問い合わせ等についてはございませんけれども、国の事業の中には補正予算の計上時期の確認だとか、そういった問い合わせは何件かきているようでございます。

なお、県におきましても、今回の国の補正予算の関連事業につきましては、先行き不透明ということがございますけれども、県も執行を前提といたしまして9月の議会定例会に補正予算を計上しているという状況でございます。

それから、雇用の関係でおたしございましたけれども、今回おおむね20名程度ということで計上したわけでございますけれども、これにつきましては先に行なわれました衆議院選挙の期日前の投票立会人の募集を行ないました。このときも20名弱の応募がございまして、そういう人数の状況もございましたので、それらを一つの目安として今回予算を計上させていただいたということでございます。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 失業者の把握についてのおたしにお答えいたします。

経済振興課としましては、3ヶ月に1回ほど各企業の動向の調査はしてございます。従業員の数とか、パートの数とか、それがいくら増えた減った、あと企業の業績、景気はどうなのか、上向いているのか、底なのかというような調査してございます。ただ、失業者の把握についてはなかなか、職安等とか各企業の話聞いても正確な数字というか、それについて把握できないのが現状であります。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 新システムについてのご質問にお答えします。現在使っておりますうらのように在宅で健康管理ができるシステムを製造しているメーカーは我々は1社把握しております。しかしまだほかにあるかどうかは今現在情報収集しております。例えばこの1社の製品はこれまでのように血圧、脈拍、心電図、さらに体脂肪率、それから体水分量も測定できるというものでございます。

しかし、今まで使っていた機械のように音声が出ないんです。あるいは液晶画面が暗いと、こういう欠点もございますので、例えばこの機器を選定したとすれば今回のこの条件の事業の中でいろいろと開発をしていただきたいなというふうに思っております。

さらに、このメーカーは端末機の製造販売だけでございまして、現在本町で運用しているような、いわゆる保健センターに送ってそのデータをまた送り返すというようなシステムサーバ、あるいはホストコンピュータについては行なっておりませんので、この開発につきましては先生とよく相談をして、ICTにかかるシステムを十分経験のある、熟知している業者を委託していきたいというふうに考えております。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 まずテレワークセンターの改修工事でありますけれども、2号館、すわ保育所のほうの駐車場、今園庭のあるところですけども、そこを駐車場に利用するというところで舗装工事を予定しております。

それから、喜多方広域の環境センターの西会津分工場の解体工事ですけども、全体事業費としては4,400万円ほどということで聞いております。以上であります。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 緊急雇用ですが、なかなか実態はつかめないということでそれは分かりましたが、ただ、今新しく対策室を設けて就職の斡旋をしたいというのであれば心もとないような気もしましたが、頑張ってそれはやっていただきたいと申し上げておきます。

それから、今のうららに代わる新しい開発をすれば、それはその開発した人のいわゆる特許と言っていいか実用新案と言っていいか分かりませんが、いわゆる開発した権利というものが生ずるわけですね。そうするとその許可をもらわないと製造できなくなる。それに西会津が1億円を出すならば、その開発後のことまで契約に入れてすべきじゃないかなど。今あなたの説明を聞いてそう思いましたが、その考えはありますか。

それから、1億円、今までかかると言われて、急に4,000万円というと何でそんなに安いのかと思うわけですが、あそこの汚染された土壌は4,000万円に撤去が含まれているのかどうかをお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 このような在宅健康管理システムにつきましては医療機器等の認定を厚労省から受けなければなりません。これを変更するとなれば当然厚労省の認可も必要となります。その権利につきましては、今議員がおっしゃられたように町とどういう契約をしていくかはこれから検討していきたいというふうに考えております。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 環境センターのおただしでありますけども、先ほど申しあげました4,400万円の中にはこの土壌分析、その分析料、それも含まれておるというようなことでございます。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 やめたと思ったら分析と言ったので、撤去なんですよ。間違っていたら訂正してください。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 解体負担金の中に、解体工事の分とそれから土壌の入れ替え分、それらも含めての負担金ということでございます。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 説明に入る前に町長が素直に謝罪されたことは大変よかったですと思います。併せて一般質問で私も心ならずも大きな声を出したことを町長にお詫びしたいと思います。

それでは質問に入りますが、歳入の17款繰入金ですけど、老人保健特別会計からと介護保険特別会計から合わせて553万5千円の繰り入れがありますが、これは精算によって、ルール分で一般会計から余計出していたから繰戻すというふうに理解していいんですか。

それからもう1点、2項の肉用牛特別導入事業基金の繰入金、わずか3千円ありますが、これは利子分を一般会計に繰り入れるというふうに解釈してよろしいんでしょうか。

今度歳出に入りますが、歳出の児童福祉費で3目の子育て特別手当事業なんですけど、説明によると1人3万6千円支給するというんですが、今回1回ぼっきりなんですか。この対象になるのは何歳までの子どもと、それから所得制限なんかあるんでしょうか。

それと、衛生費で1点お尋ねしますが、温泉リハビリプールの改修工事280万円上がっ

ておりますが、この温泉リハビリプールというのは憩いの森と併設しているところの温泉リハビリプールだと思うんですが、これが衛生費で上がっているというのはどうしてなのでしょう。今までずっと温泉リハビリプールは衛生費で上がっていたんでしょうか。そうするとリハビリプールは誰でもが利用できる、そういうふうな性質のものでしょうか。

労働費で、労働諸費の1,000万円町単独の事業を説明受けました。その中にさゆり公園周辺の草刈りやら、あるいは枝払い、そういうことも計画に上がっているようですが、さゆり公園は町振興公社が指定管理者なんですね。私等は当然枝払いや草刈り、あるいは軽微な修繕、そういうのは善良な管理をもってやるということに入っているものと理解していたんですが、そういう業務は入っていないんですか。

それと、農林水産業費の2項1目ですが、菌床栽培のハウスの工事費ですけども、これ7棟建てるということですが、これはパイプハウスのように何年かで貸し付けをするということなんでしょうか。平均的な大きさとだいたい年間どのぐらいで貸し付けるのか。それは菌床ハウス栽培に限るものなのかどうか。

農林水産業費でもう1点、林道の岩井沢樋ノ木平線、これにわずか30万円でありませうけども、追加、これは追加というよりも立木補償の組み替えですが、多分当初で2,500万円からの予算取っておりましたけども、岩井沢樋ノ木平線というのは全長でどのくらいあって、今年当初のこの2,500万円とこの30万円が進捗はどのぐらいになるんですか。今までできたところは供用しているんでしょうか。そのことによって、この林道ができることによって何ヘクタールほどの森林、森林だけじゃなくても田畑に使うとか、そういう利用頻度というのはどんなものになっていますか、説明を求めます。

土木費で1項3目の道路新設改良費でお尋ねしますが、塚田2号線、これ300万円の計上がありますが、改良だから今までの側溝入れ替えまで含んでの予算計上かどうか。単なる舗装だけなのかどうか。

土木費の4項3目の耐震診断委託料の追加で2万6千円。多分当初で24万円とっていたと思うんですが、これは町営住宅をサンプルで耐震診断をするものなのか、追加しても26万6千円くらいで町営住宅全部は耐震診断できないと思うんですが、どのような方法でやるのか教えてください。

最後に、教育費で先ほども出てました電子黒板、小学校のほうでは教材費で363万3千円、それから中学校費では528万5千円、これは何か小学校のほうが多くて電子黒板の数も多くいるんじゃないかというふうに思うんですが、この中身をもう少し説明してください。

以上ですが、今次の補正は修繕とかいろいろ多いんですが、極力町内業者でできるものは町内に発注するというふうなことで臨むのか、あるいは今までの関連上で手がけていたところに発注すると、そういうふうな工事なのか、その辺も併せてお答えください。以上です。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 私のほうからはじめに繰入金の特設会計からの繰入金、老人保健特別会計繰入金、介護保険特別会計繰入金、これにつきましては20年度の事業の結果精算しまして町の負担分、ルール割合ございますが、それを精算の結果多くいただきましたので、

一般会計へ繰り入れるということでございます。

続きまして子育て応援特別手当交付金、これにつきましては、今回は3万6千円を平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子どもすべて、3歳から5歳でありますけれども、全員を対象に3万6千円を1回限り支給するというので、所得制限はございません。

次に、老人保健施設に併設してございますリハビリプールの修繕でございますけれども、これは町の施設でございます。このリハビリプールは週4日、老健の入所者、デイケアの皆さん、そして保健センターに通っている機能訓練に行ってる皆さんが使用しております。これを4款に支出項目として計上いたしましたのは、この運営委託料について4款から支出しているということで4款に計上させていただきました。以上です。

○議長 経済振興課長、新田新也君。

○経済振興課長 おただしのうち肉用牛の基金の繰り入れの関係からご説明いたします。導入基金につきましては国県町がそれぞれお金を出し合って基金をつかって貸し付けをしていたわけでありましたが、国の制度が廃止になりまして、国の出している基金分を返還することになりました。その基金を使って牛でまだ持ってらるかたもおりますので、全額返済ということまではいきません。

今回計上しました繰り入れについては平成20年度分の利子、国の出してる分の利子分を一般会計に繰り入れしまして、歳出予算で出てくるわけですが、6-1-4の畜産業費の償還金ということで4千円、これを国に返還すると。利子分の返還でございます。

続きまして、緊急雇用の中でさゆり公園等の公共施設の管理、通常指定管理であります公社がやるべきものではないかというおただしでありますけれども、今回緊急雇用で公共施設等の整備、草刈りとかいろんな整備をする部分につきましては、普段の委託業務の中で管理に手の回らない部分といいますか、例えば駐車場の白線がだいぶ薄くなっているやつを引いてもらったり、あと通常の施設内から外れた部分のそういった整備を予定してございます。でないと、結局指定管理で委託料払っているにもかかわらず緊急雇用でやるということになれば委託料の変更ないし、そういったことが考えられますので、かぶることのないような仕事を考えてございます。

それから菌床ハウス、キノコのハウス整備であります。まず、大きさであります。大きさににつきましては、間口が6.3メートル、奥行くが28.8メートルです。面積にしますと181.44㎡であります。パイプにつきましても野菜のハウスよりは太いパイプを使用してございます。何よりも中の棚とかの施設にお金がかかりますので、1棟あたりの事業費については野菜のハウスよりもかかるということであります。なお、リース料でありますけれども、一応年間で11万4千円ほどを予定してございます。リース期間は12年ということで、最後に、貸し付けるのは菌床のシイタケ栽培に限るのかというご質問であります。そのとおりでございます。以上です。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 お答えします。まず、林道岩井沢樋ノ木平線の予算の組み替えでございます。30万円の立木等の補償費を減額しまして工事費のほうに30万円振り向けると。これは補助対象事業費、補償費のほうで残ってしまったので工事費に向けて工事の進捗を図

りたいということでございます。

岩井沢榎ノ木平線の全体計画についてのおただしがございました。まず岩井沢榎ノ木平線につきましては芹沼を起点としまして、榎ノ木平までというような林道の全体計画を立て、開設事業というようなことで取り組んでおります。全体計画の延長が 10.1 キロございます。この林道であります。まず岩井沢という集落がございます。現在は 2 戸ほど住宅が建っているわけですが、冬期間はお住まいになっておりませんで、夏場そこで、1 戸だけでしょうか、生活をしているというようなこともあります。そういった生活道路というような意味合いも込め、開設事業がスタートしたわけでございます。

それと、熊沢線につきましては川谷地区から一つの路線しかないということで、例えば屋敷の集落の手前で道路の決壊なんか生じますとまるきり孤立してしまうというようなことで、榎ノ木平までこの道路がつながりますので、そういった迂回路的な要素もあるだろうというようなことも視野に入れながら開設の計画が立てられたところでございます。

今まで 10.1 キロのうちだいたい 1.2 キロ本年度の事業によって完了しまして、来年度をもって 1.9 キロ、岩井沢の集落まで到達するというような状況の進捗状況でございます。

この林道につきましては、利用区域面積が 480 ヘクタールほどだったと思います。岩井沢地区の森林につきましては、公社造林が行われたり、個人の山林も相当ございますので、一部耕地もございます。そういった森林の活用というのが一番の林道開設の目的でございます。そういったことで整備を進めているということでございます。

次に、8-1-3 の道路新設改良費の中の町道塚田 2 号線の 300 万円の追加でございます。これにつきましては、今次の国の経済対策、補正で取り組む考えでございまして、塚田の集落につきましては大久保の県道、大久保に行く野沢大久保線の県道から 49 号線に至るまでの塚田の何戸かの集落内を通っている道路であります。これにつきましてはこれまで何度か大雨の際に側溝のみきれずに宅地のほうに、床下浸水まではいたりませんが、水がだぶついて、側溝を大きくしてほしいというようなことで集落のほうから陳情がなされていた箇所でございます。

今下水の埋設工事をやっております、それが終わりますと舗装復旧をやるわけでございます。そういったことでこの補正で側溝を大きくしまして、幅員も狭いものですから、蓋掛けをしまして幅員を確保したいというようなことを行なって、下水の舗装復旧工事で舗装は行くと、同時施工で行うというような考えで今回計上させていただきました。

耐震診断の委託料についてでございます。耐震につきましては、木造住宅の耐震診断促進事業実施要綱というのを今策定いたしまして、今次補正を取りましたら広く町民の皆さんに周知しながら耐震診断を実施するかたを募集していきたいというような考えでございます。これはあくまでも個人の住宅について耐震診断を進めていくというような考えのもとに計画した事業でございます。

それで今次 2 万 6 千円の追加をしたわけですが、だいたい 1 戸あたり 26 万円ほど、1 戸の耐震診断に費用がかかります。当初 24 万円分しか予算を取っておりませんでした。その辺ちょっと調査不足だったわけですが、26 万 5 千円という金額が出ておりますので 2 万 6 千円を追加したいというようなふうに考えております。

今年からこういった制度をスタートさせまして、順次耐震診断を個人住宅につかまして

も取り組んでいただくような活動をしていきたいということで考えているところでございます。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 教育費予算の中で小学校費、中学校費の電子黒板の内容についてご説明を申し上げたいと思います。

小学校費の中の備品購入費 363 万 3 千円、でございますが、教材用備品、この中に電子黒板約 70 万円程度のものを 5 台でございます。これは各校 1 台ということで 5 台を予算を計上したものでございます。

中学校費でございますが、中学校費の教育振興費の中で備品購入費 528 万 5 千円ございますが、この中で電子黒板、中学校は 2 台ということでソフトウェアも含めまして 182 万円でございます。

そのほかでございますが、ネットワークスイッチということで 340 万円ほど計上しております。これにつきましては、インターネットの接続する、いわゆるルーターといわれるものでございますが、開校当初から使っているものでございまして、頻繁に故障するということから今回追加で購入をしたいということでネットワークスイッチの購入費が 340 万円ほど計上されておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 清野議員の答弁漏れ 1ヶ所ありましたので私のほうから補足していきたいと思っております。いろんな今回補正予算には修繕費等々が載っております。温泉施設等々にかかわるいろんな専門分野とか、あるいは専門業者でなければできないということの内容であればそのかたがたにやっていただくことになると思いますが、できる限り、そのほかを除いては地元業者で対応できるものについては地元の業者にやっていただくという基本的な考え方で工事を進めていきたいと思っております。

○議長 途中ですが暫時休議にします。(12時01分)

○議長 再開します。(13時00分)

14番、清野興一君。

○清野興一 1点だけ確認の意味でお尋ねしますが、町長はできるものは町内業者を優先すると、こういうふうにお答えになりましたが、設計監理、これらについてもそのように受け止めてよろしいですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今私が即答できる内容でありませんので、これまで実際に事務方が行なってきた内容などについてご報告させたいと思っております。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○杉原徳夫 お答えします。町内業者で建築の設計監理業務というような形で指名参加願いを出している業者はございません。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 私もちよっと分からないお部分がちょっとありますので尋ねします。今質疑の中でいろいろ質疑がございましたけども、今回の補正予算は5億8,224万5千円という非常に大型な補正予算。この中身というのはほとんどの部分が国の支出金で3億7,500万

円、県の支出金が 5,000 万円、経済対策が主な、大きな収入の中身です。

その合わせて 4 億 2,600 万円ほどの国県の予算の中でそれぞれ先ほどから質疑あったように、町にとってはいろんな役立つようないろいろな施設の補修とかいうような部分で、あるいは経済対策というような部分でございますけれども、いずれにしてもその中身が町の負担がない 10 分の 10 の事業費だというようなことでございますけれども、先ほど 10 番、それから 11 番も聞いておりましたけれども、ひとつもう少し具体的に、難しい部分があると思いますけれども、もう少しざっくりばらんにご答弁お願いしたいと思いますが、この国の経済対策の補正予算ですから、今政府が変わって見直しするというような中で、先ほど 10 番、11 番から質問あったように、なかなか見通しは難しい部分があるかと思っておりますけれども、今こういう予算を町が提出されて今我々が議決するかしないかという形になってるわけですので、参考まで、先ほど電子黒板は見直しされるんじゃないかとかありましたけれども、はっきり、今までの予算でありますと、国県の内示があればそれでだいたい決まって議会に提出するという内容であります、今回先ほどいろいろあったように政府が変わってその景気対策の中身の補正予算を見直すという流れがございますので、そういう中でどういう影響があるかというような質問あったように、もう少し、この補正予算の中で国の経済対策の中でちょっとこれはどうかと、もう少し待ってもらいたいという事業費があんのかどうか、その点ははっきり分らなければ分からないで構いません。

県も、国は国で見直しするけれども、県はやるんだというようなことも報道されておりますし、予算執行されたものはそれはしょうがないんだというような部分も新聞に若干載っておりますし、それは町の姿勢ですね。我々が採決するとき、町がどういう姿勢でこれを提出されたのか、そしてどういうふうに今後執行していくのかという姿勢についてももう少し具体的に、ざっくりばらんで結構ですので、その点についてご説明をお願いします。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 今次の補正にかかります国の補正予算関連事業についてでございますけれども、議員もおただしのようになかなかこれから先の見通し、非常に難しいものがございます。我々地方にとりましてはこういった地域活性化緊急経済対策の交付金、あるいは補助金につきましてはいずれも町民に密接に関連する交付金、補助金でございますので、できるだけ情報をこまめに取りながら、国の情報の中では、新聞報道でございますけれども、契約されているものについてはこのまま執行して構わないと。それからあとは地方に直結するものは何とか確保しようと、そういったような方向もございますので、我々としても地方六団体が一致して地方にかかる補助金、交付金等につきましては、計画どおり執行されるように働きかけをしてまいりたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 13 番、清野邦夫君。

○清野邦夫 わかりました。見通しが分からない部分もありますよね。今後、できるだけ対応していきたいというわけでございますのでそれは了解しました。

これは私 12 月の一般質問ですするわけだったんですけども、ただ、先ほど提案理由の説明の前に町長から町長車の廃止についての陳謝がございました。それを受けて、併せて、これは一般質問じゃありませんから、参考までですけども、もしよければ、要するに議会

と町は車の両輪のごとくないと駄目だというようなことがいわれております。そういうことから見れば、今陳謝されたことについてはそれなりに評価するわけでありませうけれども、今後どういう姿勢で、議会と町の姿勢はどういう姿勢でいかれるのか、そのスタンスについてお尋ねします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今議会でもいろいろとご指摘をいただきまして、いろんないたらぬ点についてはお詫びを申し上げたいと思います。私は議会の皆さんとは長い間同僚として、また町のほうには議員という立場でものを申してきたそういうときもございましたので、それはまさに議会と町が一緒になって、本当にこの8,000人の本当に小さな町でありますから、この人たちの町民生活をいかにしたらば今後向上していくのか、町が発展していくのか、本気になって考えるには、やっぱり町民の代表である議会の皆さんと一緒にこれからやっていくというのが正しい姿だと私は思っておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 1点だけお尋ねします。3の5の自立支援の中のことで質問したいと思いません。先ほど課長が精算による返還という説明がありました。国県合わせて333万4千円ということ、返還があるということの内容であります。自立支援といえば単純な素朴な解釈しますといくらあっても足りない、いくら支援しても足りないという考えもあるんですが、この中でいろいろ対象者がいると思っておりますが、まず、国県の総額はいくらいただいていたのか。また、対象者は何人いらっしゃったのか教えていただきたいんですが。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 3款の障害者福祉費の中で、国県への事業で精算による償還金でございます。333万4千円。自立支援法につきましてはいろんな福祉サービスがございます。例えば授産所の関係、あるいは知的障がい者への施設への関係、あるいはホームヘルプ、ショートステイ、いろんなサービスがございます。

そのうち本人は1割負担して残りの9割を国が2分の1、県と町が4分の1というふうにして事業を推進しているわけですが、その結果、20種類くらいのサービスがございますけれども、20年度事業を推進してきましてその結果事業費として余剰金が出たと、余ったということで、その分はルール分によってその事業の2分の1、あるいは県へ4分の1、これを返還するということとなります。

ですから例えば人数は申しますれば、例えば重度医療1級、2級のかたがたの医療費1割分はこれは後で本人に申請によって戻ることになりますけれども、そのかたがたにしても500人くらいおりますし、授産所には17人分出してありますし、いろんな事業がございますので全部総計すれば相当な皆さんにこの事業の給付はいつているというふうなことになります。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 総額のあれは聞いてないんですけども。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 障害者福祉費の昨年度支出しました総額は7,942万9千円です。このう

ちの2分の1、4分の1が県、国の負担ということになります。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 約8,000万円の補助をいただいている。その中の333万4千円の返還ということですけども、一生懸命やってらっしゃると思いますが、例えば授産所のかたの場合は使用料、利用料金というんですか、聞けばマイナスのかたもいらっしゃると。そういう中で、町でも足りないかたには、足りないかたというか、には補助をしたということの内容が過去にあったもんですから、本当に十分にそういう障がい者、いろんなもろもろのかたの対象者のかたがいらっしゃった中でそういう返還をしちゃいけないという、ルールにのっとったものの範囲であるんだろうと思いますが、本当に十分な、先ほど言った授産所のかたがたには補助出している。一方ではこういうふうな余ってるということの理解がもう少しいただけませんので、ご説明いただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 国が定めております自立支援法、先ほど申し上げましたようにいろんなサービスがございます。本町でも本人のご希望によってすべてのサービスを提供しております。ですから、本人はサービスを受けてるわけです。例えば1万円かかる分について本人は1割ですから1,000円、残りの9割を国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1出してサービスは十分に提供して本人も使っているわけです。

その結果、事業費が、みんな使ったけれども、それでも事業が余ったということで、今回使わなかった分については国と県に返還しなければなりません。そういう今回の返還金でございます。

なお、議員おただしありました授産所につきましては、国県町がルールどおりあそこの運営のために17人分の費用を出しております。しかし、去年までは1ヶ月行っても稼いだ金よりも自分の利用料のほうが高いということがございましたので、それではかわいそうだろうということで、昨年は60万円ほどその利用料の負担として町は補助しております。

しかし、国もそういうことではだめだということで今年度からは、今度は利用料よりも稼いだ金のほうが多くなる。小遣いももらえるというふうなふう利用料下げてきましたので、この度は町としての補助金はないということになります。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第19号、平成21年度西会津町一般会計補正予算(第4次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、平成21年度西会津町一般会計補正予算(第4次)は、原案

のとおり可決されました。

日程第2、議案第20号、平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第1次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○杉原徳夫 議案第20号、平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第1次）の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、歳入においては、前年度繰越金が確定計上したこと。歳出においては、下水道の施設台帳を、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して電子化を図ることといたしましたことから、その所要額を追加したこと、施設修繕費の追加が必要となったこと等により行うものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成21年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算（第1次）は、つぎに定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ214万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,799万8千円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。6ページをご覧いただきたいと思えます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金22万4千円を増額です。

前段で申し上げましたように、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して、管路施設台帳の電子化を計画いたしました。これらの費用はできるだけ繰越金や不要となった財源を活用し実施することとしましたが、どうしても不足する財源につきましては、一般会計で補っていただきました。

6款繰越金、1項1目繰越金192万2千円を増額です。これは前年度繰越金が確定、計上したことによる補正でございます。

7ページをご覧ください。歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費9万6千円を増額です。汚泥脱水機のオーバーホールが必要となったこと等に伴う修繕料233万4千円の追加、管路施設台帳作成業務委託料327万5千円の追加、浄化センター委託料確定による551万3千円の減額がその内訳です。

2款施設整備費、1項1目下水道施設費ですが、205万円の追加です。野沢処理区事業につきましては、野沢町内と西原地区の一部、芝草・堀越・牧地区の99haを整備区域とし認可を得て事業を実施しております。まだこの区域の整備は継続中ではありますが、認可期間が平成22年度までとなっております。認可期間の延長手続が必要になりました。205万円はこれら作業にかかる委託料でございます。なお、本手続に併せて、全体計画についても見直しを図り、より現実的な形に変更していきたいというふうに考えているところでございます。

以上で説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行ないます。

14番、清野興一君。

○清野興一　歳出で2点ほどお尋ねしますが、浄化センター管理委託料が減額補正ですけど、既決予算はいくらありましたか。多分904万1千円だと思うんですが、そのうちで550万円も減額して、これはなぜこういう減額しても事業ができるんですか。半分以上減額するわけでしょう。この理由を説明してください。

それと、下水道施設費で変更手続の書類つくるのにこのように多額の金が必要なのか。これはどこに委託していつまで完成を見るという計画ですか。以上2点です。

○議長　地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長　それではご質問にお答えします。まず、1点目は浄化センターの管理委託料551万3千円の減でございます。ただいま議員がおっしゃったとおり、904万1千円の予算を計上してございました。昨年度までは業者委託を決めるにあたっては中央の委託管理業者3社に見積をいただきまして、その3社の見積で一番安い業者と契約をするというような形で管理業者を決定しておりました。

今年はこの業者を決定するにあたりまして、入札を導入いたしました。これは喜多方市とかよその状況を聞いてみますとやはり入札を実施して決定をしているというようなことで入札を行なったということでございます。

今までの中央の業者に加えて、最近猪苗代町に設立されました管理業者、さらには喜多方市に設立されました管理業者、こういった業者も喜多方市の入札に参加しているというようなことがございました。

猪苗代町なんかの状況を聞きますと、そういった入札の結果、かなり過去の委託料より安く契約ができたというような、そういった話も伺っておりましたので、今年度は入札ということで3月27日に入札を執行しました。

指名業者は6社指名いたしまして入札をしたわけでありましたが、落札した業者はこれまで管理してきた業者と同じだったわけでありましたが、その入札の結果336万円、そこに消費税を加えまして352万8千円で落札というような結果になったところであります。

これは予定価格と比較しますと39%の額でございます。入札にあたりまして特に最低制限価格とか、そういったものを設けて入札を実施しませんでしたので、こういった低入札でも契約どおりその業務をきちんと実施していただくことを条件に契約したというようなことでございます。

それから、野沢処理区の変更認可申請書作成業務の委託料ということもございますが、変更認可、先ほどちょっと説明の中で申し上げましたように、認可区域を変えずに認可期間の変更だけですとさほどで、こんな大きな費用はかからないわけでありましたが、あと、残りの部分につきましても昨日決算の段階でちょっとご説明を申し上げましたが、西平地区とか縄沢とかというような形で全体計画に盛り込まれている区域につきましても、再度見直しをして全体計画の見直しを図って、再度残りの期間に実施する部分をきちんと認可を受けていきたいといった作業が今回必要になってくるわけでありまして。

そんなことで、詳しい、ここに管路を入れて概算経費はこのくらいかかります。そういったところまでかなり詳しく委託業務の中に入りますので、205万円という費用がかかるということでございます。

答弁漏れございました。今年度中に完成させるという計画でございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 そうすると一般管理費のほうなんですけども、当初に組んだ904万1千円というのは20年度実績から、つまりは20年度は900万円支払いしてたと。だから21年度も900万円計上したと、こういうふうに理解していいんですね。

それと、処理区の変更というのであればどういうふうに、大雑把でいいですから、考えていること、ここは処理区から除くとか、今までの、ここは処理区に入ってなかったけど野沢処理区に入れるとか、そういう説明ってないんですか。私ら全然知らないんです、どこが処理区に該当するのか。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 お答えいたします。昨年までの浄化センターの委託料であります。

(「後でいいから説明資料みたいな配ってくださいよ」と発言する者あり)

○地域整備課長 詳しい資料は後でお配りするようにしますが、昨年までの委託料、861万円で昨年度はやっておりました。それで、処理区域が年々拡大しております。それから汚泥の処理等もどんどん増えてくるというようなことで、今年度は904万1千円の予算を計上して入札を実施したということでございます。

それから、野沢処理区の全体計画の変更についてでございます。先ほど説明しましたように現在の野沢処理区の全体計画、認可区域は野沢1町内から芝草、それから西会津中学校と西原住宅、あの付近も含めまして、さらには堀越、牧までが認可区域ということで、それにつきましては、当然認可の区域として進めておりますので今後も継続して整備を進めるという考え方でございます。

全体計画につきましては、このほかに縄沢、本町の国道49号線沿い、それから西平、それからさゆり公園一帯、あの付近が全体計画の中に含まれております。

昨日もお話しましたように、西平、さらには縄沢等につきましては人家が点在している。さらには距離が野沢の町内から離れているというようなことで、大変効率の悪いところで、個別に見直しをしたほうがいいのかなというようなことを現在想定しております。

それから残りはさゆり公園周辺施設でございます。これらにつきましては現在各施設ごとに浄化槽を設置して保守管理をしながら、当然水洗化はされているわけですが、これをこれから将来に向けて下水道に接続してしまったほうがいいのか、整備費をかけてもそのほうが今後とも町の負担は少なくなるのか、そういったことを含めまして今回見直し作業をしたいということでございます。

あと、ちょっと全体計画の見直しの中で今考えておりますのは、農業集落排水の森野地区の、これは単独で処理施設を持って管理しているわけですが、公共下水と並行して管が走っております。それを接続することによって森野処理区の処理場の管理費だとか、そういったのがかからなくなるというような可能性もございます。そういったことも含めまして今後全体計画の見直しをしていきたいということでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 20 号、平成 21 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、平成 21 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 21 号、平成 21 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長　議案第 21 号、平成 21 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、歳入においては、事業最終年度として進めております。野尻地区事業の事業費が確定したことに伴う調整と、前年度繰越金が確定し計上したこと。歳出においては、歳入同様に野尻地区事業の事業費の確定に伴う調整、農業集落排水処理事業につきましても、下水道と同様に管路施設台帳の電子化事業を取組むこととし、その所要額を追加したことにより行うものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成 21 年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）は、つぎに定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,506 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 8,772 万 8 千円とする。

第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条地方債の補正は、第 2 表地方債補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。7 ページをご覧いただきたいと思っております。まず歳入でございます。

2 款国庫支出金、1 項 1 目汚水処理施設整備交付金 4,191 万 5 千円の減額です。前段で申し上げましたように、野尻地区は本年度で事業 6 年目となりまして、最終年度の事業を進めております。本年度予定しております工事はすべて発注に至りました。ほぼ事業費の見通しが立つところまで事業が進捗してまいりました。

本地区の事業は、当初予算に補助対象事業費を2億4,442万円と見込み計上しておりました。昨年度に一部工事が先行実施されたこと、比較的土質が良く工事単価が安く上がることとなったこと等によりまして8,383万円の減、1億6,059万円をもって工事が完成する見通しとなりましたことから、今次の補正において関連予算を減額調整するところでございます。

本交付金の減は、事業費の減に伴うものでございます。

3款県支出金、1項1目農業集落排水処理事業費県補助金996万円の減額です。これも事業費減に伴うものでございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金201万円の減額です。事業費の減額になりましたことから一般会計の繰入金も減額といたしました。

6款繰越金、1項1目繰越金172万4千円の増額です。これは、前年度繰越金が確定・計上したことによる補正でございます。

8ページをご覧ください。

8款町債、1項1目下水道事業債3,290万円の減額です。これも事業費の減に伴う減額です。

9ページをご覧ください。歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費323万5千円の増額です。これは管路施設台帳の電子化を図るための委託料でございます。

2款施設整備費、1項1目農業集落排水処理事業費8,858万6千円の減額です。事業費の減に伴う補正でありまして、工事請負費で8,449万5千円、委託料66万5千円、補償費100万円の減額のほか、工事実施に附帯して認められております、補助対象事務費や工事雑費も減額となりますことから、需用費・役務費等につきましても減額となりました。

次、4ページをご覧くださいと思います。

第2表地方債補正です。変更です。

下水道事業費の限度額を1億500万円から7,210万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

以上で説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第21号、平成21年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、平成 21 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 22 号、平成 21 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 議案第 22 号、平成 21 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）の調製についてご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、浄化槽設置基数を 10 基追加することしたこと、前年度繰越金が確定・計上したことに伴い行うものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 21 年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）は、つぎに定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,233 万 8 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,641 万 7 千円とする。

第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第 2 条地方債の補正は、「第 2 表地方債補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。7 ページをご覧いただきたいと思います。まず歳入でございます。

2 款国庫支出金、1 項 1 目汚水処理施設整備交付金 380 万 9 千円の減額です。

2 款国庫支出金、1 項 2 目循環型社会形成推進交付金 1,142 万 6 千円の計上です。

個別排水処理事業につきましては、本年度、汚水処理交付金を活用し 20 基の整備を計画していましたが、20 年度の国の補正予算により地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業が創設されました。本事業は、本来 3 分の 1 である補助率を、2 分の 1 に嵩上げし、一定地区の浄化槽整備率を向上させることを目的に実施されるモデル事業でありまして、有利に整備促進が図られることから応募したところ、事業採択となったところであります。

奥川地区の中心部につきましては、農業集落排水事業で計画しておりましたが、地域の状況を踏まえ個別排水処理事業に計画を変更し昨年度から事業を開始しております。本年は 2 年目となり本年度の整備希望者が多いことから、モデル事業の採択に合わせ本年度設置基数を 10 基追加し事業推進を図ることとしました。

3 款県支出金、1 項 1 目個別排水処理事業費県補助金 82 万 8 千円の増額です。10 基の追加に伴う増でございます。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 63 万 4 千円の増額です。これも設置基数増が要因でございます。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金 145 万 9 千円の増額です。これは、前年度繰越金が確定・計上したことによる補正でございます。

8 ページをご覧くださいと思います。

7 款町債、1 項 1 目下水道事業債 180 万円の増額です。これも設置基数増が要因でございます。

9 ページをご覧ください。歳出でございます。

2 款施設整備費、1 項 1 目個別排水処理施設費 1,233 万 8 千円の増額です。10 基増に伴う工事請負費 1,194 万円の増、需用費は事務費追加分を計上しました。

次、4 ページに戻ります。

第 2 表地方債補正、変更でございます。

下水道事業債の限度額を 1,190 万円から 1,370 万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上で説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 一つだけお尋ねしておきます。歳入の 2 の 1 の 2、1,142 万 6 千円、これは補正予算絡みで 1 年単独なのか、それともこういう恒久制度が成立して 5 年とか 10 年とかこの交付金があるのか。単年度か、これからも継続性があるのかどうかをお尋ねします。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○杉原徳夫 お答えいたします。循環型社会形成推進交付金でございますが、このモデル事業の応募型段階では来年度も継続というような形での説明であったわけでありまして、これも国の今の見直しの中で来年度どうなってくるのかということは、現時点では分からないのが実態でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 22 号、平成 21 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、平成 21 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 23 号、平成 21 年度西会津町老人保健特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第 23 号、平成 21 年度西会津町老人保健特別会計補正予算（第 1 次）についてご説明を申し上げます。

今次の補正は、歳入歳出とも平成 20 年度の老人保健医療費が確定したことにより、精算するため予算を調製するものであります。予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 21 年度西会津町の老人保健特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 744 万 4 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 894 万 2 千円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

6 ページをご覧いただきたいと思います。

歳入であります。1 款支払基金交付金、1 項 1 目医療費交付金、1 千円の減額、2 目審査支払手数料交付金、1 千円の減額です。これはいずれも過年度分でございますが、確定したことにより減額するものでございます。

2 款国庫支出金、1 項 1 目医療費負担金、1 千円の減額、同じく過年度分の減額でございます。

3 款県支出金、1 項 1 目県負担金、3 万 6 千円の増、これも精算による過年度分の増でございます。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、1 千円の減額、これも過年度分の減額でございます。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金、741 万 2 千円の増でございます。

続きまして 8 ページ、歳出でございます。

2 款諸支出金、1 項 1 目償還金、738 万 5 千円の追加でございます。これは支払基金、国県にそれぞれ事業が確定した結果返還するものでございます。

2 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金、補正額 5 万 9 千円の追加でございます。これも事業確定により一般会計に繰り出すものでございます。

以上で説明は終わりますが、原案のとおりよろしくご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行ないます。

14 番、清野興一君。

○清野興一 これ当初に比べると約 5 倍もの補正を組まなくちゃならなかったということは、当初いい加減に予算立てしたわけじゃないんでしょうけど、なぜこのような結果、このような大幅な補正を組まなければならなくなったのか、その辺のいきさつを説明してください。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 当初予算に比べまして大きく予算が上がっているということでございますが、歳出の償還金を見ていただくと分かりますけれども、ここで補正額 738 万 5 千円の償還金の追加がございます。これはこの老人の医療につきましては 11 月に今後の見直し

が国から来るんですね。だいたいこのくらいだろうと。我々はそれによって予算を計上するわけでございますけれども、実際の医療費よりも多く国から県、国、支配基金から来てしまったことによって返さなければならなくなったということでございますので、これは当初予算では見込みがつかなかったということから大きな当初予算との乖離があったということでございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 この老人保健特会は、21年度限りで終わるやつですか、22年度まで続くやつですか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 老人保健会計につきましては、22年度いっぱいでの特会は終了となります。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第23号、平成21年度西会津町老人保健特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、平成21年度西会津町老人保健特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第24号、平成21年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第24号、平成21年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)についてご説明申し上げます。

今次の補正の主な内容につきましては、事業勘定におきましては去る6月議会でご議決いただきました税率改正に基づき本算定を行ない、それに伴う所要額を計上いたしました。なお、被保険者の保険税の負担軽減を図るため、当初予算において支払準備基金から2,000万円を繰り入れしているところでございますけれども、さらに今次補正で20年度の決算余剰金の中から2,000万円を減税財源として充当したところでございます。

次に、施設勘定ですが、西会津診療所の待合室等の増改築にかかる経費等が主なものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成21年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,114万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,844万円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,327万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億408万6千円とする。

2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

8ページをご覧いただきたいと思います。事業勘定の歳入でございます。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税、3,331万2千円の減額でございます。節でございますように、医療給付費分現年課税分で3,900万9千円と大きく減額になっております。この要因につきましては、先ほど申し上げましたように保険税軽減のために繰越金から2,000万円を入れ、さらに前期高齢者交付金等が見込みより多く入ってきたことから保険税が減額というふうになったものでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税、66万1千円の増でございます。

3款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金、1,502万8千円の減であります。これにつきましては前期高齢者交付金の多く入ったためでございます。2目高額医療費共同事業負担金、16万9千円の減額でございます。2項1目財政調整交付金、補正額174万6千円の減額でございます。内訳は普通調整交付金で574万6千円の減額でございますが、特別調整交付金で400万円の増でございます。特別調整交付金の増につきましては施設勘定で繰り入れますけれども、医療制度の改革によりましてレセプトコンピュータを群岡と西会津診療所に配置するというための交付金でございます。

2項2目介護従事者処遇改善臨時特例交付金、83万2千円の増であります。これは国民健康保険被保険者のうち、40歳から64歳の介護保険2号被保険者の保険料の減税財源となる交付金であります。今年と来年くる予定でございます。

3目出産育児一時金補助金、20万円の増であります。これは条例でもご説明申し上げましたが、10月1日から出産育児一時金が4万円増額となります。その2分の1が国からくる補助金でございます。10件分であります。

4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金、626万6千円の増であります。退職者被保険者療養費等にかかるものでございます。

5款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金、5,062万6千円の増であります。これにつきましては、大幅に増になっておりますけれども、支払基金のほうから65歳から74歳の加入率に応じてそれぞれの被保険者に交付されるものでございますが、昨年度全国でのこの年代の医療費の伸びが増加したことから大きく交付されるということでございます。

6款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金、16万9千円の減額でございます。続きまして10ページをご覧いただきたいと思います。

県支出金、2項1目県財政調整交付金、265万3千円の減額でございます。

7款共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金、508万6千円の減額。2目保険財政共同安定化事業交付金、1,216万2千円の減額でございます。高額医療共同事業

交付金につきましては 80 万円以上の高額医療に基づいて交付されるものでございます。また、下の保険財政共同安定化事業交付金につきましては 1 件の医療費が 30 万円から 80 万円以下の医療費について交付されるものでございます。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、266 万 7 千円の増であります。これにつきましては出産育児一時金の 10 件分、一般会計からの繰入金でございます。

10 款 1 項 2 目その他繰越金、5,851 万 7 千円の増であります。20 年度の決算による剰余金でございます。

11 款 3 項 5 目雑入、1,170 万 4 千円の増であります。老人保健拠出金還付金、前々年度の医療費の計算でございます。

続きまして 12 ページ歳出であります。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付金、600 万円の減。2 目退職被保険者等療養給付金、420 万円の追加、3 目一般被保険者療養費、24 万円の減額、4 目退職被保険者等療養費、補正額はございませんけれども財源内訳の変更でございます。これらは本算定の際に、さらに直近の医療費等を勘案して医療費を積算したものでございます。

2 款保険給費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、補正額 600 万円の追加。2 目退職被保険者等高額療養費、240 万円の追加、4 目退職被保険者等高額介護合算療養費は補正額ございません。財源の変更だけでございます。

2 款 3 項移送費、1 目一般被保険者等移送費、2 目退職被保険者移送費、補正額ございません。財源の異動でございます。4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、420 万 3 千円の追加でございます。主なものは負担金でございまして出産育児一時金 42 万円の 10 人分の追加でございます。

3 款後期高齢者支援金等、1 項 1 目後期高齢者支援金、1,312 万 2 千円の追加でございます。2 目後期高齢者関係事務費拠出金、2 万円の減額であります。

続きまして 14 ページをご覧くださいと思います。

4 款 1 項 1 目前期高齢者納付金、20 万 4 千円の追加でございます。

5 款 1 項 1 目老人保健医療費拠出金、500 万円の減額、2 目老人保健事務費拠出金、10 万円の減額でございます。確定によるものでございます。

6 款介護納付金、1 項 1 目介護納付金、302 万 8 千円の減額でございます。これも介護納付金の確定によるものでございます。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金、67 万 4 千円の減額、2 目保険財政共同安定化事業拠出金 272 万 9 千円の追加でございます。これも確定によるものでございます。

9 款基金積立金、1 項 1 目国保基金積立金、1,445 万 9 千円を積立いたします。この結果基金積立額は 2 億 698 万 5 千円というふうになります。

10 款諸支出金、1 項 3 目償還金、2,489 万 3 千円の追加でございます。これは医療費に伴う国庫支出金の精算返還金並びに社会保険診療報酬支払基金の精算にかかわる返還金でございます。

続きまして 16 ページでございます。

10 款 2 項 1 目診療施設勘定繰出金、400 万円、これは先ほども申し上げましたが二つの

診療所でレセプトコンピュータを整備いたしますのでその繰出金の追加でございます。

以上が事業勘定でございます。

次に、19 ページをご覧くださいと思います。

施設勘定でございますが、まず歳入であります。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、1,919 万 6 千円の繰り入れでございます。主に診療所の改築等にかかる経費ございまして、このうち 1,890 万円が経済対策臨時交付金となっております。

2 項 1 目事業勘定繰入金、400 万円の追加でございます。レセプトコンピュータの 2 台分であります。

5 款 1 項 1 目繰越金、1,007 万 8 千円、前年度の繰越金の増であります。

続きまして 20 ページであります。歳出であります。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、2,123 万 3 千円の追加であります。主なものは 15 の工事請負費、1,730 万円ございまして、先ほどから説明申し上げておりますが、これは西会津診療所の増改築にかかる経費でありまして、その主な内容は待合室、検査室、事務室と診察室をつなぐ廊下、そして心電図室を広くするための増改築、さらにそれぞれの機能強化のため、内部を一部改装する経費でございます。

2 款 1 項 1 目医療用機械器具費、360 万 7 千円、主なものは 18 の備品購入費、493 万 5 千円ありますが、レセプトコンピュータ 2 台分の購入費であります。

5 款予備費、1 項 1 目予備費、補正額 843 万 4 千円の追加でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき、原案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 24 号、平成 21 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号、平成 21 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 25 号、平成 21 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第 25 号、平成 21 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、平成 20 年度の介護給付費が確定したことによりまして、それを精算するための予算を調製するものであります。それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 21 年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,516 万 7 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 1,646 万 6 千円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

6 ページをご覧いただきたいと思います。

はじめに歳入でございますが、2 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金、94 万 2 千円の増であります。これは 20 年度確定によるものであります。

4 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金、53 万 9 千円の増、これも 20 年度確定によるものでございます。

7 款繰越金、1 項 1 目繰越金、1,368 万 6 千円の追加でございます。20 年度決算によるものでございます。

次に 7 ページ、歳出でございますが、3 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金、673 万円の追加補正です。この結果、基金の積立合計額は 3,670 万 4 千円となります。このうち第 4 期の介護保険計画の保険税算定の際に 2,000 万円を取り崩すことといたしております。

6 款諸支出金、1 項 2 目償還金、296 万 1 千円の追加でございます。介護給付費確定によります国県支払基金への返還金で、償還金でございます。

6 款諸支出金、2 項 1 目一般会計繰出金、547 万 6 千円の追加ございまして、内訳は介護給付費繰出金、町のルール分 12.5%分、107 万 1 千円、その他一般会計繰出金、事務費等でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき、原案のとおりご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行ないます。

14 番、清野興一君。

○清野興一 介護保険に該当する被保険者は何人でございますか。それと基金関係でお尋ねしますが、20 年度決算では 2,996 万 9 千円。今までに基金は動いていますか。現在提案されている 673 万円を積み立てれば 3,669 万 9 千円にしかならないんじゃないかと思うんですが、途中動いていたら教えてください。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。まず、介護保険の 1 号被保険者数の人数でございますが、平成 21 年 4 月 1 日現在、3,289 名でございます。

それから基金の現在高、2,997万4千円でございますが、前回申し上げた数字より若干増えております。これは利子がこの基金についてそれを追加したということでございますので増えているという内容になります。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第25号、平成21年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、平成21年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第26号、平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長　地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長　議案第26号、平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、歳入においては、繰越金が確定・計上したこと、歳出においては、簡易水道事業につきましても下水道同様に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し給水・配水管路図の電子化を図ることといたしました。その所要額を計上したこと、施設修繕費の追加が必要となったこと等により行うものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成21年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ770万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億386万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。6ページをご覧いただきたいと思います。まず歳入でございます。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金496万7千円の増額です。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し行ないますことから、一般会計から繰入れをいただきました。委託料分の追加でございます。

3款繰越金、1項1目繰越金273万7千円の増額です。これは、前年度繰越金が確定し

計上したことによる補正でございます。

7ページをご覧ください。歳出です。

1款水道費、1項1目一般管理費567万4千円の増額です。管路台帳の電子化にかかる委託料496万7千円、修繕料は高陽根簡易水道の水位計が壊れたことから、更新費を計上いたしました。

3款予備費、1項1目予備費203万円の増額です。当面使途のない金額は、予備費に充ていたしました。

以上で説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行ないます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 1点だけお尋ねしますが、歳出の一般管理費で管路施設台帳を作成する計画ですが、多分飲料水供給施設まで含めると簡易水道等というのは10施設あったんじゃないかと思うんですが、その管路のかなり延長あると思うんですけど、この496万7千円で100%できるんですか。管路のだいたい何割方これで台帳化できますか。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 今回の補正で地域活性化・経済危機対策臨時交付金を使いまして、下水道、公共下水、それから農業集落排水、簡易水道、水道合わせまして全部の管路につきまして施設管理用の台帳を電子化したいというようなことで、総額1,750万円ほど計上させていただきます。

おのおのの特別会計に所要額を分割して計上して、事業は一括で発注しまして、ベースになる図面は既存の都市計画図だとか、さらにはまだ方式は決まっておりませんが、住宅地図等を利用して、そこにコンピュータに図面を読み込みまして、そこに下水管といえは下水管を上重ねていつでもどこにその管路が通っているのか、その管種はどのような種類なのかというような形で一目瞭然に分かるような台帳をこの際整備をしたいというようなことで計上したところでありまして、すべての簡易水道につきましては10施設全部の管路図を整備する計画でございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 そうすると、このざっと500万円で簡水の管路は100%台帳化できるというふうに理解していいんですね。これも完成は21年度末までには完成するというふうに理解していいんですか。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○杉原徳夫 おっしゃるとおり全施設を今回管路図を電子化するというところでございまして、3月末までには完了させたいということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第26号、平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第1

次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第27号、平成21年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 議案第27号、平成21年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)の調製についてご説明申し上げます。

本特別会計につきましても、水道の管路図の電子化等を実施するため、所要額を計上し調整を図るものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

第1条、平成21年度西会津町の水道事業会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

第2条、平成21年度西会津町の水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず収入です。第1款水道収益、第2項営業収益573万3千円を追加しまして、6,053万3千円とします。これにより水道事業収益計は、1億6,417万8千円となります。

支出です。第1款水道事業費、第1項営業費用587万9千円を追加し1億1,726万5千円とします。第4項予備費14万6千円を減額し、20万7千円とします。これにより水道事業費の計は1億6,417万8千円となります。

第3条、予算第6条中「59,800千円」を「65,533千円」に改める。なお、第6条は他会計からの補助金額を掲げております。

2ページをご覧ください。補正予算実施計画にて内容の補足説明をさせていただきます。まず、収益的収入及び支出の中の収入でございます。

1款水道事業費、1項2目他会計補助金573万3千円の追加です。管路台帳の電子化費用につきましては、国の交付金を活用しますことから一般会計から繰り入れをいただきました。

次に支出です。1款水道事業費、1項1目原水及び浄水費14万6千円の追加です。これは、大久保浄水場のろ過砂入れ替えに伴う賃金の追加でございます。

4目総係費573万3千円の追加です。管路台帳の電子化を図るための委託料でございます。

4項1目予備費14万6千円の減額です。賃金増加分の費用は予備費から充当いたしました。

これで、説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしく願い申し

上げます。

○議長 これから質疑を行ないます。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 27 号、平成 21 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、平成 21 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

暫時休議にします。（14時34分）

○議長 再開します。（14時50分）

日程第 10、議案第 28 号、財産の取得について（X線CT撮影装置一式）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第 28 号、財産の取得についてご説明を申し上げます。

本町では、町民の皆さんの健康管理及び健康増進を図るため、予防医療に重点を置いた疾病の早期発見、早期治療に努めてきたところでありますが、本案につきましては、現在、西会津診療所に設置しております「X線CT撮影装置一式」が、平成 11 年 11 月に購入したものであり、購入後 10 年を経過しようとしていることから、性能の低下や部品の交換に困難をきたしている状況であります。このようなことから、機器一式を更新するものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思えます。1 の取得する財産及び数量であります、「X線CT撮影装置一式」であります。2 の取得の方法は「売買」であります。去る 8 月 24 日、指名競争入札を執行いたしました。入札に指名いたしました業者はお手元に配付いたしました入札結果のとおり、株式会社三陽、福味商事株式会社会津営業所、株式会社バイタルネット会津支店、株式会社ハッピーケア会津支店、東邦薬品株式会社会津営業所、コセキ株式会社郡山営業所の 6 社であります。

入札の結果、株式会社三陽、代表取締役、鈴木孝氏が、2,254 万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算いたしました額、2,366 万 7 千円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結したところであります。納入期限は本年 12 月 18 日であります。

以上で、説明を終了させていただきますが、地方自治法第 96 条第 1 項及び議会の議決

に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第28号、財産の取得について（X線CT撮影装置一式）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、財産の取得について（X線CT撮影装置一式）は、原案のとおり可決されました。

追加議事日程配付のため、暫時休議します。（14時54分）

○議長　再開します。（14時56分）

お諮りします。

ただいま、町長から議案第31号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第1とし、議案第31号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて追加日程第2として、直ちに議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明及び議案第31号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第1、第2として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長　ただいま追加いたしました議案第31号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本案は、現在1名の欠員となっております教育委員会委員の任命についてであります、その職務の重要性を十分に考慮し、適格者を選考いたしましたので議会の同意をお願い申し上げます。以上をもちまして提案理由の説明を終わります。よろしくお願

いをいたします。

- 議長 追加日程第2、議案第31号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

- 町長 議案第31号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

現在1名の欠員となっております教育委員会委員についてであります。その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、野沢・芝草在住の田崎敬修さんを適格者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

田崎敬修さんについて、ご紹介申し上げますと、昭和23年4月、野沢・芝草の生まれで、福島大学教育学部を卒業後、昭和47年4月に福島県教職員として採用され、北塩原村立裏磐梯小学校を振り出しに、町立奥川小学校、会津若松市立謹教小学校、上越教育大学・大学院での研修、町立尾野本小学校・教頭、県教育センター指導主事を経て、平成6年4月には町立尾野本小学校校長となり、その後、会津教育事務所指導主事・指導課長、会津若松市立一箕小学校長、会津若松市立行仁小学校長を歴任し、平成21年3月、喜多方市立第一小学校長を最後に県教職員を退職されました。

この間、平成20年度には、耶麻小学校長会の会長を務められ、耶麻管内の小学校の学校経営や教職員の資質の向上にも努められてまいられました。

温厚で誠実な人柄から地域の厚い信頼を得られている方であります。

任期は、前任者の残任期間となる平成22年10月14日であります。

以上、略歴等についてご説明を申し上げましたが、その職務の重要性にかんがみ、田崎敬修さんを教育委員会委員に任命したいので、何とぞ満場一致をもって、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

- 議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決定しました。

これから、議案第31号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第11、陳情第3号、2010年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める陳情書

から、日程第 13、陳情第 5 号、「全国に誇れる特別栽培米の里づくり」推進（水田畦畔への除草剤を散布しない、稲わらを燃やさない運動）を求める要望書を一括議題とします。

なお、審議の方法は各常任委員会の報告終了後、一議題ごとに質疑・採決の順序で行ないます。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、渡部昌君。

○総務常任委員長 本委員会が陳情審査報告をいたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条の規定により報告いたします。

受理番号は陳情第 3 号、付託年月日、平成 21 年 9 月 11 日、件名、2010 年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める陳情書。慎重審査の結果、採択すべきものと決定しました。報告終わります。

○議長 経済常任委員長、長谷川徳喜君。

○経済常任委員長 委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条の規定によって報告いたします。

記。受理番号は陳情第 4 号、付託年月日、平成 21 年 9 月 11 日、件名につきましては、改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書であります。審査の結果を申し上げます。採択すべきものと決定いたしました。以上です。

続いて申し上げます。

陳情第 5 号であります。付託年月日は平成 21 年 9 月 11 日でございます。件名といたしましては、「全国に誇れる特別栽培米の里づくり」推進ということで、（水田畦畔への除草剤を散布しない、稲わらを燃やさない運動）を求める要望書でありましたが、内容を十分検討することから継続審査を要すことといたしました。以上です。

○議長 これから、陳情第 3 号、2010 年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める陳情書の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第 3 号、2010 年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第 3 号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第 3 号、2010 年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、陳情第 4 号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書の質疑を行ない

ます。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、陳情第4号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書を採決します。
お諮りします。

陳情第4号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、陳情第5号、「全国に誇れる特別栽培米の里づくり」推進（水田畦畔への除草剤を散布しない、稲わらを燃やさない運動）を求める要望書の質疑を行ないます。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、陳情第5号、「全国に誇れる特別栽培米の里づくり」推進（水田畦畔への除草剤を散布しない、稲わらを燃やさない運動）を求める要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第5号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号、「全国に誇れる特別栽培米の里づくり」推進（水田畦畔への除草剤を散布しない、稲わらを燃やさない運動）を求める要望書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、意見書案第1号、2010年度の教育予算の充実と教職員定数の改善を求める意見書を議題とします。提出者の説明を求めます。

6番、渡部昌君。

○渡部昌　意見書案第1号、提出者は記載のとおりでございます。

それで、2010年度の教育予算の充実と教職員定数の改善を求める意見書については、標記の意見書を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出しますと。

提出先は内閣総理大臣、鳩山由紀夫様、文部科学大臣、川端達夫様、総務大臣、原口一博様、財務大臣、藤井裕久様、国家戦略担当大臣、菅直人様。

意見書は朗読をもって報告したいと思いますが、この意見書の一番下から2行目の訂正をお願いしたいと思います。

その場所は、教育費の国庫負担制度の「3分に1を」と書いてありますが、「3分の1を」してもらって、3分の1を2分の1にというふうに訂正していただきたいと思います。

それでは朗読をもって報告いたします。

2010年度の教育予算の充実と教職員定数の改善を求める意見書。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。

現在の厳しい社会経済の中で、経済的理由から就学援助を求める児童・生徒は増えている。県立高校での授業料の減免措置を受ける生徒も年々増え、授業料の滞納者も増加している。家庭の所得の違いで子どもたちの教育の機会均等や進路に影響が出ないように、公教育の基盤充実は不可欠である。

地方交付税削減の影響と、厳しい地方財政の状況などから、学校施設、就学援助、奨学金の財源等の教育予算の確保が困難な実態にある。自治体の財政力や保護者の経済力の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。教育条件の自治体間格差を生じさせないように、国の教育予算の充実を行なうことが急務である。

国の「総人件費削減」により、学校現場の教職員数も減っている。しかし、必要な教育活動は減ってはいない。教育現場の教職員は、「子どもと向きあう時間の確保」を強く望んでいる。福島県においては、県議会をはじめ諸機関での努力により、県単独で30人学級・30人程度学級など少人数学級・少人数指導を実施し教育効果を上げている。これからますます自治体の裁量権を保障した教育の充実が求められている。教育の諸条件を整備し充実した教育を進めるためにも義務教育費国庫負担制度を堅持し、教職員定数の改善を含む教育予算の充実が必要である。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

記

1 子どもたちに、安心・安全な学校生活を保障し、きめの細かい教育の実現のために、教職員定数の改善及び学校施設整備費・図書費・教材費・就学援助・奨学金などの教育予算の充実を図るため、教育費の国庫負担制度の3分の1を2分の1に国の教育予算を拡充すること。

以上報告します。

○議長 これから質疑を行ないます。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号、2010年度の教育予算の充実と教職員定数の改善を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号、2010年度の教育予算の充実と教職員定数の改善を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第15、意見書案第2号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 それでは意見書案第2号を説明いたします。

平成21年9月25日、西会津町議会議員、大沼洋平様。

提出者は下記のとおりであります。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書。

標記の意見書案を、会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出先は、下記のとおりであります。

それでは、意見書案第2号を朗読をもって説明をいたします。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書。

経済・生活苦での自殺者が年間7,000人に達し、とこうなっておりますが、これは全国でマスコミで報道しているのは自殺者が3万5,000人となっておりますが、その中で経済・生活苦での自殺者が7,000人ということですので誤解のないようにお願いします。自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するために、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定であります。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティーネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつあるところであります。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっていると、特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加しているなどを殊更に強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があります。

しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年には、自己破産者が10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化されました。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティーネット貸付の充実

及びヤミ金融の撲滅などであります。

そこで、今般設置された消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し、以下の施策を求める。

- 1 改正貸金業法を早期（遅くとも本年12月まで）に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティーネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定によって提出いたします。以上です。

○議長 これから質疑を行ないます。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第2号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第16、常任委員会の管外行政調査実施申出についてを議題とします。

各常任委員会より、それぞれの所管にかかる事項の現況を把握するため、閉会中の管外の優良自治体及び施設等を調査したい旨の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申出のとおり、管外行政調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から申出のとおり、管外行政調査を実施することに決定いたしました。

なお、その結果は12月議会定例会に報告をお願いいたします。

日程第17、議員派遣についてを議題とします。

来る10月9日金曜日に開催されます会津耶麻町村議会議長会主催の平成21年度会津耶麻町村議会議員研修会及び10月19日月曜日に開催されます福島県町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に全議員出席するため、西会津町議会会議規則第117条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

お諮りします。

議員研修会の議員派遣について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議員研修会に議員を派遣することに決定しました。

なお、この際、お諮りいたします。

ただいま議決した議決事項について、諸般の事情により変更する場合には議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

日程第 18、経済常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

経済常任委員会より、お手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

経済常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、経済常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 19、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会より、お手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 20、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会より、お手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 9月町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員皆様には15日間にわたり真剣なご議論をいただきました。各議案に対しましてご議決いただきましたことに厚く感謝を申し上げたいと思います。

私にとっては初めての議会でありましたことから、議会及び町民の皆様がたに対しまして答弁等に失礼な点がありましたことをお詫びを申し上げます。

また、今議会を通しまして、多くの町民の皆様がたからもご意見をいただきました。中には80代の長寿のかたからは、人生竹のごとくなるべし、しっかり根を張り、どんなことにも柔軟に、節は町民の意見からなるものとのことでありました。いたく感銘をいたしました。

今議会で賜りました貴重なご意見などはまさにその教訓といたしまして、町勢進展にさらなる努力をしてみたいと思います。

今後とも議会の皆様にはご指導のほどよろしくお願いを申し上げますと存じます。

季節は今、収穫の秋を迎えております。公私ともに多忙な日々となりますが、議員各位におかれましては健康に十分留意されまして、ますますのご活躍を祈念いたしまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は去る9月11日の開会以来、本日まで15日間にわたり、平成20年度の決算をはじめ、平成21年度の補正予算など多数の重要案件について議員各位の終始極めて真剣なご審議をいただき、議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

本会議において議員各位から述べられました意見なり要望事項につきましては、特に考慮され執行の上に十分反映されますよう強く望む次第であります。

これから秋も深まってまいりますが、町当局をはじめ、議員各位におかれましては、この上ともにご自愛くださいまして、町勢のより積極的な推進にご尽力賜らんことをお願い申し上げます。

これをもって平成21年第7回西会津町議会定例会を閉会します。(15時33分)